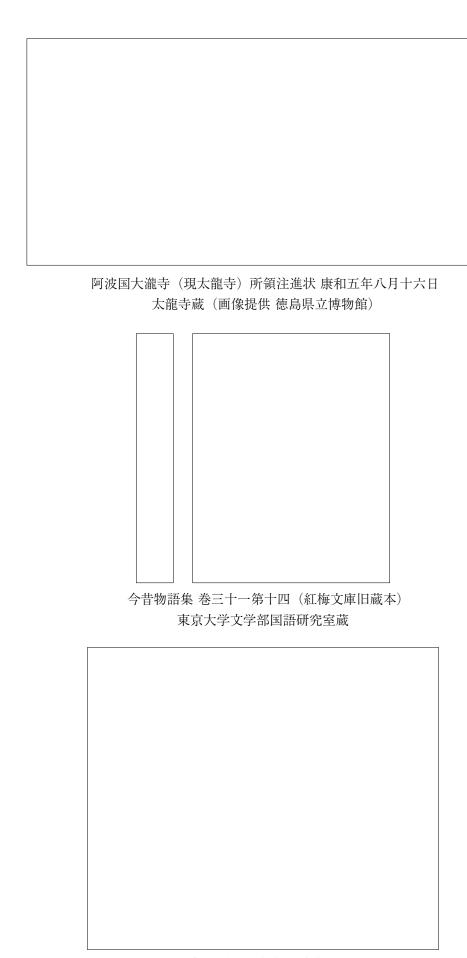
# 関係史料集

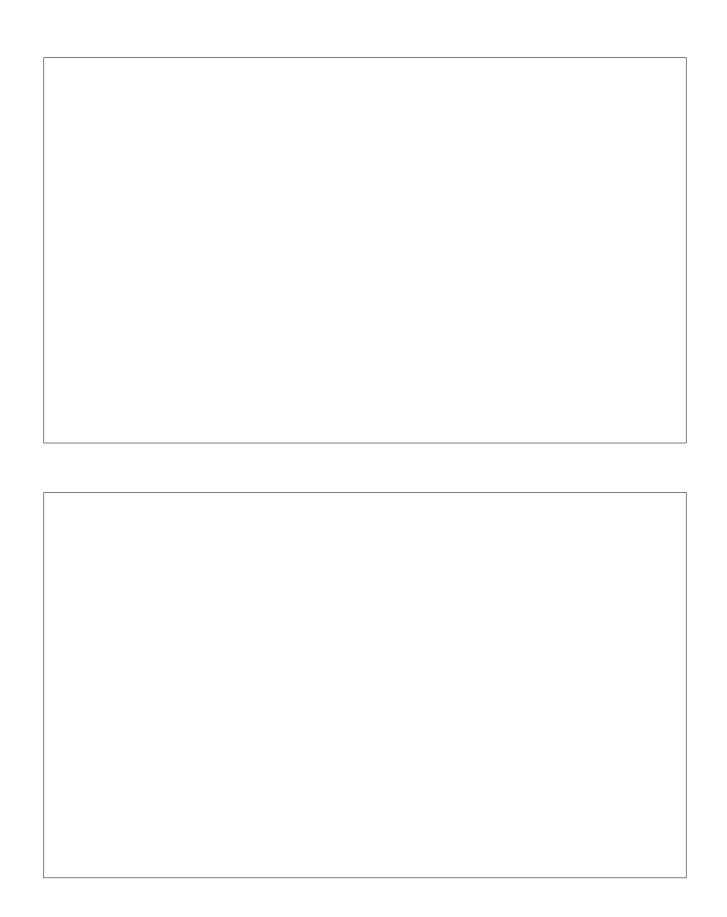
# 関係史料集 四国遍路



讃岐国曼陀羅寺僧善範解案 延久三年八月十三日 京都府立京都学・歴彩館蔵(同館 東寺百合文書 WEB より)



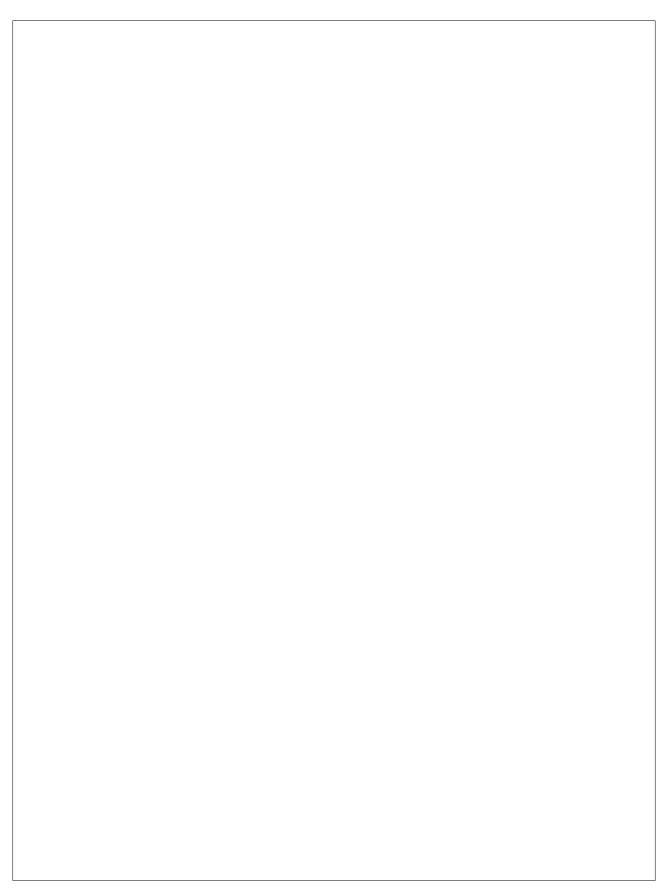
仏名院所司目安案 弘安年間頃 醍醐寺蔵



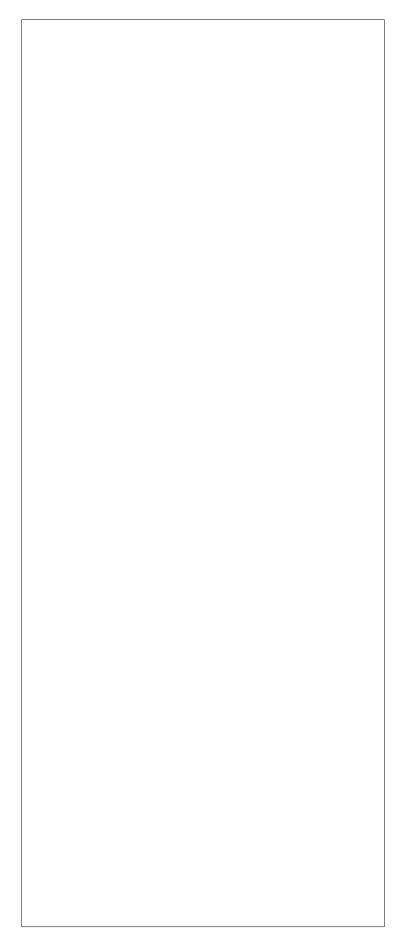
一遍聖絵 第二巻第一段 菅生の岩屋 (国宝) 清浄光寺 (遊行寺) 蔵 (画像提供 遊行寺宝物館)



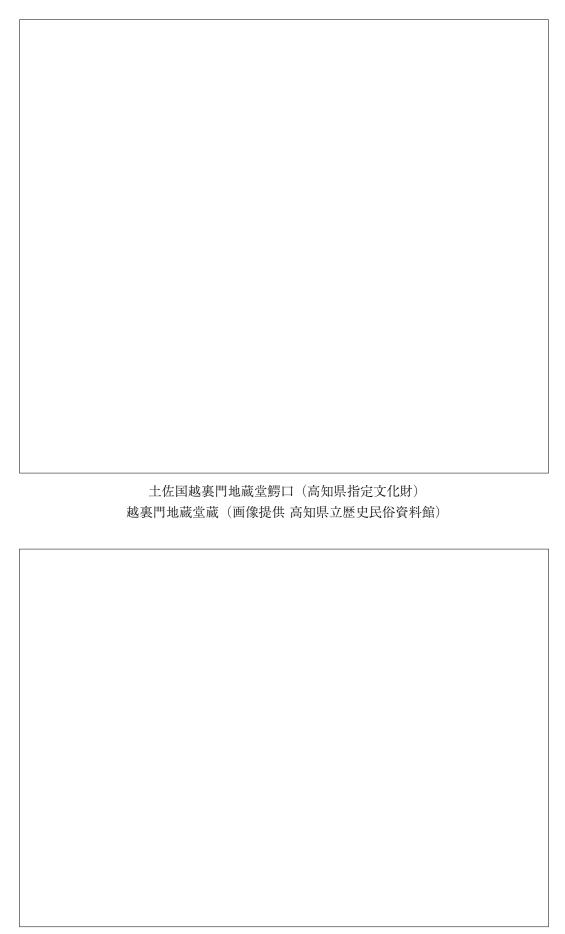
高野大師行状図画 剣御山(重要文化財) 白鶴美術館蔵



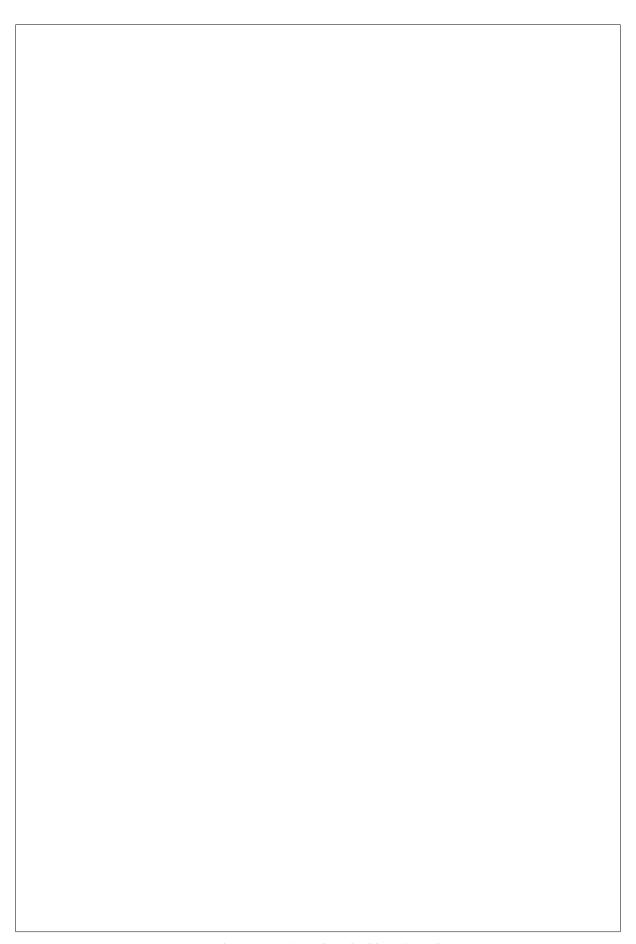
志度寺縁起のうち御衣木之縁起(重要文化財) 志度寺蔵(画像提供 香川県教育委員会)



六萬寺熊野曼荼羅図 六萬寺蔵(画像提供 香川県立ミュージアム)



三角寺文殊菩薩像墨書銘 三角寺蔵



海土寺本堂厨子落書(西側)(赤外線写真) 海土寺蔵(画像提供 愛媛県教育委員会)

# ごあいさつ

の情報発信や、世界遺産登録に向けた地域住民の機運醸成のための啓発を行っています。 するとともに、 4県の産学民官が参画する四国遍路世界遺産登録推進協議会では、研究者・専門家を招き、 等の資産の保護の改善・充実(文化財指定)、地域コミュニティの積極的な参画が、主な課題とされています。このため で国に共同提案を行ってきました。一方、国からは、世界遺産に相応しい顕著な普遍的価値の証明や、札所・遍路道 ました。このような地域の宝である四国遍路の世界遺産登録については、四国4県及び関係市町村において、これま 生きた文化資産です。平成27年には歴史的な魅力あふれるストーリーとして、文化庁から「日本遺産」の認定も受け 礼であり、札所や遍路道などの資産が良好に遺されており、巡礼を支える「お接待」の慣習が今も地域の中に息づく 四国遍路は、弘法大師 4県・関係市町村では札所・遍路道の文化財指定のための調査を進め、さらには国内外への四国遍路 (空海) ゆかりの多数の霊場(札所)を巡る、約一四〇〇キロメートルを周回する壮大な巡 普遍的価値の証明を検討

世界遺産登録に向けて今後必要となる推薦書の作成などへの活用も視野に入れ、本書を作成しました。 このたび、 四国遍路世界遺産登録推進協議会では、 四国遍路に関わる幅広い研究の一層の充実を図るため、また、

につなぐ一助となることを願ってやみません。 書が世界遺産登録に資することは言うに及ばず、 壁に残された落書など、多種多様な資料と、それを深い考察で読み解く執筆者の豊富な知見が収められています。本 を掲載しました。四国遍路に関わる歴史的な文書や典籍はもとより、 本書には、 4県の札所調査や関係大学等での基礎資料に関する調査・研究成果のうち、「古代中世」の主要なもの 読者の遍路文化への理解をさらに深め、地域の文化・文化財を未来 関係する文学資料や仏像・石碑等の銘、 札所の

所蔵者、 心からお礼を申し上げます。 最後になりましたが、 所蔵館の皆様、多大な御協力を賜りました愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター並びに関係各位に 本書の作成にあたり、 執筆者の方々をはじめ貴重な文化財の写真の掲載を御快諾いただいた

令和6年3月

四国遍路世界遺産登録推進協議会「普遍的価値の証明」部分

部会長 上田 夏生

6       性霊集 巻九 奉勧諸有縁衆応奉写秘密蔵法文	- 聲瞽指帰 巻下 仮名乞児論(「玉藻所帰之嶋」)	四国八十八ヶ所霊場一覧16	凡例	ごあいさつ	佐国越裏門地蔵堂鰐口 /三角寺文殊菩薩像墨書銘/浄土寺本堂厨子落書図画 剣御山/志度寺縁起のうち御衣木之縁起/六萬寺熊野曼荼羅図/土二巻第一段 菅生の岩屋 /高野大師行状図画 明星入口事/高野大師行状二巻第一段 菅生の岩屋 /高野大師行状図画 明星入口事/高野大師行状 第 巻三十一第十四/仏名院所司目安案 弘安年間頃/一遍聖絵 第 聾瞽指帰 巻下 仮名乞児論/讃岐国曼荼羅寺僧善範解案 延久三年八月	日 次
32       梁塵秘抄 卷第二 二九七·二九八	生佐国幡多郡収納所宛行状写 応保元年十二月日今昔物語集 卷十七第六 地蔵菩薩、値火難自出堂語	今昔勿吾集 巻上互亮上互 七双山兽長曽、主ヒ吾	22 行尊大僧正集九·十 新古今和歌集 卷十 九一七	19 阿波国大瀧寺(現太龍寺)所領注進状 康和五年八月十六日	新猿楽記 次郎条	7 日本霊異記 下巻 第三十九 智行並具禅師重得人身生国皇之子縁

15   15   15   15   15   15   15   15	58 河	57 阿	56 阿	55 仏	54	53 ±	52	51 喜	50	49 官	48	47 —	46	45	44 +	43	42 41.	41 보	40 前	39 士	38	37 南	36	35 山	34 沙	33 汊
とはずがたり 巻五		波国恩山寺鐘銘 元弘三年五月二十五日	波国切幡寺院主尊忍田地寄進状 正中二年四月二十一日	木寺弘法大師坐像墨書銘				剣御山	画 明星入口事	嘉元四年三月二十二日		第二巻・第十巻・第十一巻	正応の碑伝 正応四年九月七日	司目安案 弘安年間頃						の事	卷十 五七四	無阿弥陀仏作善集	式	家集 下雑	卷第二 三四八	秘抄 巻第二 三一○
<ul> <li>○ 巻五</li></ul>	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59
	本殿内陣背面	摩堂落	石手寺刻板	戸寺勧進帳 天文十二年正	蔵経目録口	白峯寺経筒刻銘	· 堂 厨	弥陀如来像:	堂・本尊落	上日記	宇和旧記	筆の不動明王		裏門地蔵堂鰐	内市水波売神社(戸田観音堂)	白峯寺縁起		六萬寺熊野曼荼羅図·······	般若経巻第二〇八奥書	~		卷第三 弁慶山門	下 新院御経沈めの事付けたり	(長門本)	たり	堂 落

劫步之	付 四 録	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85
執筆者一覧		円明寺銅板納札21	せつきやうかるかや 寛文八年四月10	土佐市塚地猿喰遍路札供養碑208	大谷の四国遍路板碑206	吾井郷竹崎の線刻弘法大師像板碑20	土佐市宇佐竜の青龍寺遍路宿供養板碑202	阿波国駅路寺定書 慶長三年六月十二日199	二角寺文殊菩薩像墨書銘197	久礼の四国遍路板碑195	土佐神社本殿内陣内部東脇間胴嵌板落書194	土佐神社本殿内陣内部西脇間胴嵌板落書192	土佐神社本殿内陣東面胴嵌板落書191	土佐神社本殿内陣背面中央胴嵌板落書190

- 世編に適するものを収録した。

  (本書は、四国遍路世界遺産登録推進協議会の事業である「四国遍路関1、本書は、四国遍路世界遺産登録推進協議会の事業である「四国遍路関
- 史料中の年号、内容等を考慮し掲載した。2、本書の構成は、史料解説・年表である。掲載史料の順番は、成立年や
- 3、史料解説については、左のとおりである。
- (1) 史料翻刻以外は、原則として常用漢字を用いた。
- (2) 史料翻刻の表記については、次のようにした。
- ①文字は、史料表記のまま記した。
- 中に示した。 ②誤字・脱字などは、(ママ)(カ)と傍注するか、正字を( )で文
- 文字は■で示した。
  ③虫損・汚損などによって文字が判読できない箇所は□、判読不明な
- 施した。④墨消などにより、削除・訂正されている場合は、本文左側に〻〻を

ある。

- ⑤表紙や異筆は「 」で示した。
- ⑥読みやすくするため、適宜読点を施した。
- (3) 校訂本文の表記については、次のようにした。
- ①執筆者の意図により強調したい文字等には、太字・傍線等を施した。
- (4) 現代語訳の表記については、次のようにした。
- ①史料の文字・語句等を使用・引用する場合は、「」で示した。

- 八十八ヶ所霊場一覧」を参照いただきたい。5、現在の八十八ヶ所と江戸時代の八十八ヶ所名については次頁の「四国
- 内浩・岡本桂典・大本敬久・上野進・松岡明子ほか)の成果の一部でて、本書は、科学研究費補助金基盤研究(B)「霊場資料学の構築と霊場国遍路・世界の巡礼研究センター長 胡光氏に指導・助言を賜った。国遍路・世界の巡礼研究センター長 胡光氏に指導・助言を賜った。

# 四国八十八ヶ所霊場一覧

J
-
J
J. 15.1
_
j

徳島県

札所番号

寺号

所在地

江戸時代の記述

第	摩尼山国分寺宝蔵院	南国市	国分寺	第二十九番
第	法界山高照院大日寺	香南市	大日寺	第二十八番
第	竹林山神峯寺	安田町	神峯寺	第二十七番
第	龍頭山光明院金剛頂寺	室戸市	金剛頂寺	第二十六番
第	宝珠山真言院津照寺	室戸市	津照寺	第二十五番
第	室戸山明星院最御崎寺	室戸市	最御崎寺	第二十四番
第				高矢県
第				5 []
第	医王山無量寿院薬王寺	美波町	薬王寺	第二十三番
第	白水山医王院平等寺	阿南市	平等寺	第二十二番
第	舎心山常住院大龍寺	阿南市	太龍寺	第二十一番
第	<b>霊鷲山鶴林寺宝珠院</b>	勝浦町	鶴林寺	第二十番
第	橋池山地蔵院立江寺	小松島市	立江寺	第十九番
第	母養山恩山寺宝樹院	小松島市	恩山寺	第十八番
第	瑠璃山明照寺真福院	徳島市	井戸寺	第十七番
第	光耀山千手院観音寺	徳島市	観音寺	第十六番
第	法養山金色院國分寺	徳島市	國分寺	第十五番
第	盛寿山常楽寺	徳島市	常楽寺	第十四番
第	大栗山華蔵院大日寺	徳島市	大日寺	第十三番
第	摩盧山性寿院焼山寺	神山町	焼山寺	第十二番
第	金剛山藤井寺	吉野川市	藤井寺	第十一番
愛	得度山灌頂院切幡寺	阿波市	切幡寺	第十番
	白虵山法輪寺	阿波市	法輪寺	第九番
第	普明山真光院熊谷寺	阿波市	熊谷寺	第八番
第	十楽寺	阿波市	十楽寺	第七番
第	瑠璃山日光院瑞運寺	上板町	安楽寺	第六番
第	無尽山荘厳院地蔵寺	板野町	地蔵寺	第五番
第	黒岩山遍照院黒谷寺	板野町	大日寺	第四番
第	亀光山釈迦院金泉寺	板野町	金泉寺	第三番
第	日照山極楽寺	鳴門市	極楽寺	第二番
第	竺和山霊山寺一乗院	鳴門市	霊山寺	第一番
第				1

第三十番	善楽寺	高知市	一ノ宮百々山神宮寺
第三十一番	竹林寺	高知市	五台山金色院竹林寺
第三十二番	禅師峰寺	南国市	八葉山求聞持院禅師峰寺
第三十三番	雪蹊寺	高知市	保寿山高福寺
第三十四番	種間寺	高知市	本尾山朱雀院種間寺
第三十五番	清瀧寺	土佐市	医王山清瀧寺鏡智院
第三十六番	青龍寺	土佐市	独股山青龍寺伊舎那院
第三十七番	岩本寺	四万十町	仁井田五社
第三十九番	延光寺 金剛福寺	宿毛市 土佐清水市	赤木山寺山院延光寺

第六十五番	第六十四番	第六十三番	第六十二番	第六十一番
三角寺	前神寺	吉祥寺	宝寿寺	香園寺
四国中央市	西条市	西条市	西条市	西条市
庾嶺山慈尊院三角寺	里前神寺	密教山胎蔵院吉祥寺	天養山観音院宝寿寺	栴檀山教王院香苑寺

#### 県

第六十番	第五十九番 🗟	第五十八番 4	第五十七番 当	第五十六番 麦	第五十五番 古	第五十四番 好	第五十三番 日	第五十二番 上	第五十一番 一	第五十番 匆	第四十九番 泊	第四十八番 亚	第四十七番 :	第四十六番 泊	第四十五番 出	第四十四番 -	第四十三番 四	第四十二番 4	第四十一番 並	第四十番 智
横峰寺	国分寺	仙遊寺	栄福寺	泰山寺	南光坊	延命寺	円明寺	太山寺	石手寺	繁多寺	浄土寺	西林寺	八坂寺	浄瑠璃寺	岩屋寺	大寶寺	明石寺	仏木寺	龍光寺	観自在寺
西条市	今治市	今治市	今治市	今治市	今治市	今治市	松山市	松山市	松山市	松山市	松山市	松山市	松山市	松山市	久万高原町	久万高原町	西予市	宇和島市	宇和島市	愛南町
仏光山福智院横峰寺	金光山国分寺最勝院	佐礼山千光院仙遊寺	石清水八幡宮	金林山泰山寺	大積山金剛院光明寺	近見山不動院延命寺	須賀山正智院円明寺	瀧雲山護持院太山寺	熊野山石手寺	東山瑠璃光院繁多寺	西林山三蔵院浄土寺	清涼山安養院西林寺	能谷山妙見院八坂寺	医王山養珠院浄瑠璃寺	海岸山岩屋寺	菅生山大寶寺大覚院	源光山明石寺円手院	一顆山毘盧舎那院仏木寺	稲荷	平城山薬師院観自在寺

第八十三番

第八十一番 第八十一番

天皇寺

郷照寺

宇多津町

仏光山道場寺

国分寺

白牛山国分寺千手院

金花山妙成就寺摩尼珠院

根香寺

香川県			
第六十六番	雲辺寺	徳島県三好市	巨鼇山雲辺寺千手院
第六十七番	大興寺	三豊市	小松尾山大興寺
第六十八番	神恵院	観音寺市	琴弾八幡宮
第六十九番	観音寺	観音寺市	七宝山観音寺
第七十番	本山寺	三豊市	本山寺宝持院
第七十一番	弥谷寺	三豊市	剣五山弥谷寺千手院
第七十二番	曼荼羅寺	善通寺市	我拝師山曼荼羅寺延命院
第七十三番	出釈迦寺	善通寺市	我拝師山出釈迦寺
第七十四番	甲山寺	善通寺市	医王山多宝院甲山寺
第七十五番	善通寺	善通寺市	五岳山誕生院善通寺
第七十六番	金倉寺	善通寺市	鶏足山金倉寺宝幢院
第七十七番	道隆寺	多度津町	桑田山道隆寺明王院

遍礼霊場記』(国立公文書館内閣文庫蔵)による。※江戸時代の記述は、元禄二年(一六八九)刊の寂本『四国

第八十八番 大窪寺

さぬき 市

医王山大窪寺遍照光院

補陀洛山長尾寺観音院 東華山一宮寺大宝院 南面山屋島寺千光院 和陀洛山志度寺清浄光院 が路山志度寺清浄光院

第八十四番 第八十四番

長尾寺

さぬき市

八 栗 島 寺

高 高 高 坂 高 坂 松 松 出 松 出 市 市 市 市 市

# 史料解説

# 1 聾瞽指帰 巻下 仮名乞児論(「玉藻所帰之嶋

#### 翻刻

# 訓み下し文

### 現代語訳

まった。 太陽をさえぎる多度郡に住んでいる。そして早くも二十四年を過ぎてし | 大陽をさえぎる多度郡に住んでいる。そして早くも二十四年を過ぎてし| | 浮提(この世界)の中の日本の天皇の治下にある玉藻よる讃岐の島、楠が | しかしながら、近ごろのことといえば、しばらくの間、幻のように南閻

#### 解説

には を論じ、仏教が優れていることを説いている。空海が誕生したのは宝亀五 年 (七七四) して論じたもので、儒教は亀毛先生、道教は虚亡隠士、そして仏教につい 蔵されている。 ては空海本人を仮託しているとされる仮名乞児が語り、 『聾瞽指帰』 「干時平朝御字 であり、 は弘法大師空海による自筆の著作で、 儒教、 讃岐国 道教、 聖帝瑞号延暦十六年(七九七)窮月始日」とあり、 仏教の三つの教えについて三人の人物に仮託 (香川県)多度郡に誕生したとされる。 現在、 三つの教えの優劣 金剛峯寺に所 序文

とされる『三教指帰』とは序文、十韻の詩が異なり、本文も多少の異同がとされる『三教指帰』とは序文、十韻の詩が異なり、本文も多少の異同が空海が二十四歳の時の著作であることがわかる。『聾瞽指帰』を補訂した

空海自らが讃岐国多度郡の出身であると強調しており、 絵参照)。 帰之嶋、 証する基本史料である。 之嶋」に この 『聾瞽指帰』には、仮名乞児(空海本人)の出自について「玉 橡楠蔽日之浦、 「賛岐」(讃岐)、「櫲楠蔽日之浦」に「多度」と自注している(口 讃岐国多度郡に生まれて「三八」(二十四年)の歳月が流れたとし、 未就所思、 忽経三八春秋也」とあり、 空海の出身地を実 玉 - 藻所帰 一藻所

災害が頻発するなど庶民にとっては苦しい時期でもあった。そんな中で空 この時期は労役、 環境にあったとも言える。 地方の行政改革を進め、 天皇)が立太子した直後である。この頃の時代背景は、 海は讃岐国 して平城京から長岡京、平安京へと遷都し、律令政治の再建を図っていた。 退けられたあと官吏を削減し、 空海が誕生したのは奈良時代末期、 (香川県) に誕生し、 蝦夷対策のための兵役が重なり、 続く桓武天皇は寺社などの旧勢力との関係を見直 国司、 仏道によって衆生を救おうと志を立てる 光仁天皇の時代で山部王 郡司の監督を厳しくするなど中央 そして飢饉、 光仁天皇は道鏡 (後の 地震等の 桓武

の泰範宛の書簡 時代の天台僧・最澄が弘仁四年 六十三」と記されており(【史料9】)、それを逆算すると宝亀四年の生ま 史(六国史)の一つ『続日本後紀』の承和二年 た)とあり、ここに具体的な年、 自身作の詩 れとなり、この説の根拠となっている。しかし『性霊集』巻三所収の空海 空海の誕生年は宝亀四年(七七三)説と宝亀五年説とがある。 (「中寿感興詩並序」) に「嗟余五八歳」 (奈良国立博物館蔵) (八一三) 十一月二十五日付で書いた弟子 日付は記されていないものの、 の中に、 空海が詩 (ああ、私は四十歳になっ (八三五)の没伝に「年 (「五八の詩」) 朝廷 空海と同 の正 を

現在では宝亀五年説が有力となっている。の「三八の春秋(二十四年)」の記述でも誕生年は宝亀五年だと類推でき、の「三八の春秋(二十四年)」の記述でも誕生年は宝亀五年だと類推でき、の寿を迎えたことは確実であり、宝亀五年誕生説の主な根拠となっている。送ってきたことを記している。これらから空海が弘仁四年に四十(数え年)

史料の初見は弘安元年(一二七八)に真言僧・頼瑜(一二二六~一三〇四年) 史料ではこれを裏付ける文献は確認できない。六月十五日を誕生日とする 田公是大僧正父也」とあるのが初見であり、空海存命中の文献史料には「田 寂した日であり、空海が不空の生まれ変わりだという伝承が定着していく。 十五日が真言八祖の一人である不空三蔵(空海の師である恵果の師) る伝に曰く、六月十五日云々」と記される。空海が誕生した宝亀五年六月 係の百科事典的性格を持ち、この中に「弘法大師誕生日事」の項目があり「あ が著した『真俗雑記問答鈔』巻八「弘法大師誕生日事」である。真言宗関 に父名までは記されていないものの、 公」の名を確認できるものはないが、空海の没伝が記される『続日本後紀』 録』貞観三年 空海の父は佐伯直田公である。田公の名前は六国史の一つ『日本三代実 ちなみに、空海の誕生日については六月十五日とされているが、 (八六一)十一月辛巳条に「贈僧正空海大法師所成長也。 佐伯氏に生まれたことは明記されて 古代の が入 而

学ぶことで中央官僚の道を進み朝廷で役職に就くことができた。十代後半刀大足は桓武天皇の皇子・伊予親王の侍講(家庭教師)を務めた人物であった。空海は当初から仏道修行のために中央に行ったのではない。当時の学元、空海は当初から仏道修行のために中央に行ったのではない。当時の学が深い阿刀氏の出身で、幼名は真魚と称した。空海は十五歳で平城京に上っが深い阿刀氏の出身で、幼名は真魚と称した。空海は十五歳で平城京に上っか深い阿刀氏の出身で、幼名は真魚と称した。空海は十五歳で平城京に上っか深い阿刀氏の出身で、幼名は真魚と称した。空海は一五歳で平城京に上っか深い阿刀氏の出身で、幼名は真魚と称した。

の思いを綴ったのが『聾瞽指帰』であった。
学して山林修行の道に入っていく。それが空海の青年期であり、その時期学での学問では衆生を救うことができるのかどうか悩みはじめ、結局、退時の大学は朝廷の役人を輩出するための官僚養成機関であって、空海は大の空海も儒教中心の生活を送っており、十八歳で大学に入ったものの、当

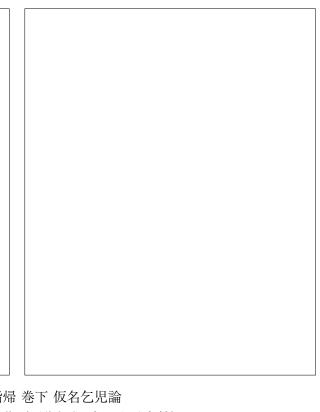
#### 書誌

天文五年(一五三六)に金剛峯寺に寄進し、今日に至る。西芳寺、仁和寺本院の経蔵に移り、その後に堺の前田仲源五郎が入手してではなく、嵯峨天皇に献上され、嵯峨離宮、仙洞御所、大覚寺と伝承され、瞽指帰』(二巻)はもともと平安時代から高野山にて保管されていたわけり、一部のでは、一番をは、一番のでは、一番のでは、一番のでは、一番のでは、一番のでは、一番のでは、一番では、一番のでは、一番では、一番のでは、一

このことを考えれば、 に伝わって多くの古写本が残り、 確認されておらず、 を加えたものであることは確実であろう。なお、 部が引用されており、「世伝」の「三教論」を記したことが明記されている。 十一年(八六九)成立の『続日本後紀』に『三教指帰』の序文の文章の つ書き改められたものか、 の自序の文章と末尾の「十韻の詩」が『三教指帰』とは異なり、 を後次的に改められたものであることは通説となっている。 真蹟否定説は際立って見られるわけではなく、『三教指帰』が した か否かの論争があるものの、歴史学、宗教史、仏教史の立場での 『聾瞽指帰』は『三教指帰』の草稿本とされるが、 『三教指帰』とは対照的である。 金剛峯寺所蔵 承和二年(八三五)までの空海生存中にみずから筆 時期は明らかではないが、六国史の一つで貞観 中世以降には多くの版本や注釈書が流布 『聾瞽指帰』は孤本的存在であり、 『聾瞽指帰』の古写本は 書道史学の 『聾瞽指帰 『聾瞽指帰 『聾瞽指帰 それが 間で真蹟

(大本敬久)

# 2 聾瞽指帰 巻下 仮名乞児論(「金巌」・「石峯」)



聾瞽指帰 巻下 仮名乞児論 高野山金剛峯寺蔵(画像提供 高野山霊宝館)

#### 翻刻

峯 而 伊 志 都 知 、 若池邊鷺、 髮剃隕、頭似銅盆、粉艷都失、 有仮名乞児、不詳何人、生蓬衡茨、 縮頸筋連、 絶粮轗軻、 似泥中亀 (後略 面疑瓦堝、容色顦顇、 (中略) 或登金巖而太気遇雪坎壈、 長縄枢戸、高屏囂濁、 體形蕞尔、長脚骨竪、 仰道勤苦、

漆

## 訓み下し文

或るときは金巌 容色のかほばせ顦顇とかしげ、体形のすがた蕞爾といやし、長き脚、骨竪 り隕して、頭は銅の盆に似たり、粉艶都て失せて、面は瓦の堝かと疑ふ、 生まれて縄枢の戸に長ぜり、高く囂濁を屏けて道を仰いで勤苦す、漆髪剃 つて池辺の鷺の若く、縮まれる頸、 石峯(イシツチノタケ)に跨つて粮を絶つて轗軻たり、 仮名乞児といふもの有り、何人といふことを詳らかにせず、 (カネノタケ) に登って雪に遭うて坎壈たり、 筋連なつて泥中の亀に似たり(中略 或るときは 蓬茨の衡に

### 現代語訳

した。 て池のほとりの鷺の脚のようであり、 顔は土堝のようである。顔はやつれ、風采はあがらない。長い脚が骨ばっ 髪を剃り落して、頭はまるで銅の盆のようであり、およそうるおいはなく、 まれ、わび住いに成長した。濁った俗世間を離れ、 て雪に遭って困り果て、あるときは石峯(石鎚山)に登って断食して苦労 た亀のようだ。(中略)あるときは金巌(金峯山もしくは金山 出 石寺) に登っ 仮名乞児という人がいる。どこの人かはわからないが、草ぶきの家に生 短い首は筋ばってまるで泥にまみれ 仏道に励んでいる。黒

#### 解説

期であり、空海本人が四国を訪れていないと判断できるためである。 関係を示す史料も見られる。 実証はできない。弘仁六年には空海は東国への密教の普及を試みていた時 状況にある。一般的には、 された基礎史料が極めて少ないため、 編纂した六国史の一つである『日本後紀』に欠本箇所が多いことや、 介する『三教指帰』である。 八十八ヶ所霊場が開創されたとの伝承があるが、これが歴史的事実として 空海が活躍した平安時代前期の四国に関する実証的な研究は、 讃岐国での空海誕生の史実や、若き空海が修行したこと等、四国との 高野山開創の前年の弘仁六年 その代表的な史料が 充分に進展しているとは言い難い 『聾瞽指帰』と後項で紹 (八一五) に四国 朝廷が しか 残

代の成立とされる『日本霊異記』であるが、この『聾瞽指帰』の仮名表記 江戸時代以降、この解釈が広く知られてきた。 槌嶽並在予州」あり、 時代初期には修行の場としての石鎚山が広く知られていたことがわかる。 ている。漢字表記での「石鎚山」の初見は後項で紹介するとおり八二〇年 現在、石鎚山に関する四国八十八ヶ所霊場としては、第六十番札所横峰寺、 は愛媛県西条市の四国最高峰(一九八二メートル)の石鎚山に比定される。 シツチノタケ)と空海自ら注を記している。「金巌」は諸説あるが 第六十四番札所前神寺が石鎚信仰の中心で、ともに山号は「石鈇山」となっ 金巖」に「加袮乃太気」(カネノタケ)、「石峯」に「伊志都知能太気」(イ 江戸時代における『三教指帰』の注釈書『三教指帰簡註』には「金巌石 「伊志都知能太気」は「イシツ(ヅ)チ」の文献上の初見であり、 『聾瞽指帰』 には空海の青年期の修行地として 「金巌」 と 「石峯」 が登場し、 両方とも伊予国 (愛媛県) に在ると明記されており 「石峯」 平安

諸説あり、『三教指帰』の注釈書、解説書を確認しても様々である。諸説「石峯」は石鎚山であると解釈は定着しているが、「金巌」の比定地は

あり、 本山、 者も多い寺院である。 社が祀られている。信仰圏は広く、 り全焼したが、その後復興し、 帰依が深く、藩の祈祷所でもあった。昭和十六年(一九四一)に大火によ 空海が修行したと伝えられる。 度開帳される。 八一二メートル た山口県や豊後水道を隔てた大分県にまで各地に出石講が組織され、 した千手観音と石像を祀ったのが寺の始めであり、 の一つであるのが出石寺である。愛媛県八幡浜市と大洲市との境、 四国別格霊場第七番札所で、本尊に千手観世音が祀られ五十年に 参道には空海が修行したという伝説が残る護摩が石、 寺伝では養老二年 の出石山頂上に位置する。 現在は本堂、大師堂、 江戸時代には宇和島、大洲、新谷各藩主の (七一八)、猟師の道教が山中から湧出 愛媛県内だけではなく瀬戸内海を隔て 金山と号し、 大同二年 護摩堂、 真言宗御室派別格 脇には熊野神 (八〇七) に 客殿などが 標高 参詣

を表記し、 であると断定し、 ては「自注『伊志都知能太気』。伊予の石槌山」とある。「石峯」は石鎚山 峰山か、 に「金巌」・「石峯」の注記として「自注に『加禰能太気』とある。 に基づいた解釈であろう。 れは先に挙げた『三教指帰簡註 昭和四十年に刊行された『日本古典文学大系七一 伊予の金山出石寺か。 後者、 「金巌」は大和国金峰山説と伊予国金山出石寺説の二つ つまり伊予国金山出石寺であることを強調している。 後者と思われる」とあり、「石峯」につい の「在予州」(伊予国にある)との記述 三教指帰 大和

(大本敬久)

習性、 瀧嶽、 唯写憤懣逸気、誰望他家之披覧! 復有一表甥、 以五常索、断我以乖忠孝、余思、 猶怠、怒縄錐之不勤、 教網三種、 余年志学、 陶染所致也 勤念土州室戸崎、谷不惜響、 所謂、釈李孔也、雖浅有深隔、並皆聖説、若入一羅、何乖忠孝, 性則促戾、鷹犬酒色、 就外氏阿二千石文学舅、 (中略) 俱陳楯戟、 爰有一沙門、呈余虚空蔵聞持法 物情不一、 明星来影 昼夜為楽、博戯遊侠、 並箴蛭公、勒成三巻、名曰三教指帰 伏膺鑚仰、二九遊聴槐市、 飛沈異性、是故、 (中略) 爰有一多親識、 (中略) 以為常事、 躋攀阿国大 聖者駆人、 拉雪螢於 縛我

# 于時延暦十六年臘月之一日也

# 訓み下し文

勒して三巻と成して名づけて三教指帰と曰ふ。唯憤懣の逸気を写せり、誰 識あり、 顧みるに陶染の致す所なり(中略)倶に楯戟を陳ねて並びに蛭公を箴む、 性很戻にして、鷹犬酒色昼夜に楽とし、 なり。若し一つの羅に入りなば、何ぞ忠孝に乖かむ、 教網三種あり、所謂、 余思はく、物の情一つならず、飛沈性異なり、是の故に、聖者人を駆るに か他家の披覧を望まむ 土州室戸崎に勤念す、谷響を惜しまず、明星来影す(中略)爰に一多の親 にして槐市に遊聴す、雪螢を猶怠るに拉ぎ、縄錐の勤めざるに怒る、爰に の沙門有り、余に虚空蔵聞持の法を呈す(中略) 余、年、志学にして外氏阿二千石文学の舅に就いて伏膺し鑚仰す、二九年、上がく がいし あ じせんせき きゅう 我を縛ふに五常の索を以てし、我を断るに忠孝に乖くを以てす、 釈、李、孔なり。浅深隔有りと雖も、並びに皆聖説 博戯遊侠常の事とす、その習性を 阿国大滝嶽に躋り攀ぢ、 復、一の表甥有り、

### 現代語訳

ない。 という。 といって、 性は悪い環境に染まったからである。 には教義に深い浅いの相違はあるが、 が人を導くのにも三種の教えがある。 例えば鳥は空を飛ぶが魚は水に沈む。みな性質は違っている。だから聖人 すように修行の結果があらわれ、 打ち、首に縄を掛け、 講であった人に従って、学問の研鑽を重ねた。十八歳で大学に遊学し、雪 戚知人は、 した。ここに一人の修行僧がいて、私に虚空蔵求聞持法を教えてくれた。(中 つの教えの網の中に入れば忠孝にそむくことはない」。また私には一人 い明かりや螢の光で書物を読んだ古人の努力を思い、怠っている自分に鞭 蛭牙公子を戒めるために書き記した。全部で三巻とし、題を「三教指帰」 甥がいる。 私は十五歳になった年、 阿波国の大滝嶽に登り、 これは自分の逸る気持ちを述べただけで、他人に見せるつもりは 私の出家を反対する。私が思うのに「物はそれぞれ性情が違う。 儒教に説く五常のきずなで私を縛ろうとし、忠孝にそむくから 性質はねじけ、 股に錐を刺して眠りを防いだ人ほどに自分をはげま 母方の伯父・阿刀大足、禄は二千石で親王の侍 狩猟や酒や女、賭博におぼれている。 土佐国の室戸崎で修行した。谷はこだまを返 明星が姿を現した。(中略)ところが親 どれもみな聖人の教えである。 仏教と道教と儒教である。この三教 (中略) 論陣を張ってならず者の甥 その習 その

延曆十六年 (七九七) 十二月一日

草稿本として 『三教指帰』 仏教の仮名乞児らであり、 『聾瞽指帰』 は延暦十六年 がある。 (七九七) それぞれの立場で放蕩者の蛭牙公子に 登場人物は儒教の亀毛先生、 著述の空海出家宣言の書であり、 道教の虚

> 州室戸 ある。 第二十一番札所太龍寺とされ、「土州室戸崎」は高知県室戸市の室戸岬で の記述から判断できる。 履歴も記す。 忠孝を説くという内容である。四六騈儷体で書かれ、序文では空海自身の 一崎」 が挙げられる。 空海が青年期に四国で修行をしていることは『三教指帰』 四国での具体的な修行地として「阿国大瀧嶽」、「土 「阿国大瀧嶽」は、徳島県阿南市加茂町にある 序

平城旧京にて母方のおじにあたる阿刀大足に儒教を学び、 親族は空海の行く末を心配して、空海はそれに対する反発もあったのであ 子息以外の者は大学を終了し、官吏登用試験に合格して仕官する必要があ 強く反発している。当時の律令官人となるためには、 うちのいずれか一つに進む事で国家や親族に対する「忠孝」になるのだと に背く行為だと指摘されるが、空海は三つの聖説 ろう。これも『指帰』執筆の背景といえる てて仏道修行に入っていく。 成コースにあたる大学に進むものの、 『三教指帰』を執筆した時、 その年限は二十五歳であった。官吏登用年限が迫ってきた二十四歳で、 その行為に対して、空海の親族からは 空海は二十四歳であった。 その後に儒教と中央官僚への道を捨 (儒教、 空海のように貴族 道教、 空海は十五 十八歳で官僚養 仏教)の

ŋ

逸る思いを一気に書き綴ったのがこの『三教指帰』だったといえる。 唐し、真言密教を学んで日本に持ち帰り、国内に広めていく。そして高野 族など周囲と人生の進むべき道について衝突し、 に没するが、その後 山を開創し、 て崇敬されている。そのような生涯を歩んだ空海も、青年期には家族や親 『指帰』を執筆した空海は山林修行の後に、三十一歳で留学僧として入 宮中にも真言密教を広めていった。 「弘法大師」の号が贈られ、 空海は承和二年 現代に到るまで高僧とし 苦悩してい た。 青年期の (八三五

(大本敬久)

# 4 三教指帰 巻下 仮名乞児論(「金巌」・「石峯」)

以絶粮轗軻、(後略)

# 三教指帰 巻下 仮名乞児論 愛媛県歴史文化博物館蔵

現代語訳

んでいる。黒髪を剃り落して、

長い脚が骨ばって、池のほとりの鷺の脚のようであり、

まるで泥にまみれた亀のようだ。

(中略)

あるときは金巌に登って雪に遭

短い首は筋ばって、

て困り果て、あるときは石峯に登って断食して苦労した。

るおいはなく、顔は土堝のようである。顔はやつれ、風采はあがらない

頭はまるで銅の甕のようであり、

およそう

まれ、わび住いに成長した。濁った俗世間を離れ、仏道を慕って勤めはげ

仮名乞児という人がいる。どこの人かはわからないが、

訓み下し文

#### 角記

気」と自筆の註が記されており、「金巌」は愛媛県大洲市・八幡浜市境のが見え、先項の『聾瞽指帰』にはそれぞれ「加祢乃太気」、「伊志都知能太い修行の中にあったことがわかる。そして修行地として「金巌」と「石峯」青年期の空海が仏道修行に励み、その姿は剃髪して痩せこけており、厳し青三教指帰』に登場する「仮名乞児」は空海自身のこととされている。

若池邊鷺、縮頸筋連、似泥中亀(中略)或登金巌而、遇雪坎壈、或跨石峯、髪剃隕、頭似銅瓫、粉艷都失、面疑瓦堝、容色顦顇、體形蕞爾、長脚骨竪、有仮名乞児、不詳何人、生蓬茨衡、長縄枢戸、高屏囂塵、仰道勤苦、漆

草ぶきの家に生

金山出石寺もしくは奈良の金峯山。「石峯」は愛媛県西条市の石鎚山に比喩が近います。 定されている。

解釈されている。これをもとに愛媛県の金山出石寺説が有力とされた。 嶽ハ在伊予国。」とあり、「金巌」、「石峯」が伊予国に在ると江戸時代には 称乃太気〉。按金巖ハ在伊予国。」、「或跨石峯〈伊志都知能太気〉。按石槌 記している。その『三教指帰刪補鈔』で訓注の解説を挙げると、「或登金巌〈加 中で空海自らが訓注したものを抽出し、解説を加えているが、そこに「金巌 や「石峯」についての空海の訓注を紹介し、そしてそれが伊予国にあると (一七〇六) この注釈の典拠の一つに梅国 成立)がある。この『三教指帰刪補鈔』にて『聾瞽指帰』 表がいまん 『三教指帰 刪補鈔』(宝永三年 0

では、 出石寺を併記している。この昭和十年の岩波文庫本に金峰山説が出てきて 波文庫本によって、金峰山説が登場、もしくは定着した可能性がある。 戸時代から「在伊予国」と注釈されてきたところに、昭和十年になって岩 いるが、それ以前に金峰山説が紹介された注釈は確認できず、それまで江 の石槌か。」とあり、 また、昭和十年(一九三五)年刊行の加藤精神訳註『三教指帰』(岩波文庫) 「金巖=大和の金峰山か。或は伊予の金山出石寺か。」、「石峯=伊予 昭和十年の段階で、 奈良県の金峰山と愛媛県の金山

力としている。このような注釈や解説が『全集』に載ることの影響力は大 本古典文学大系』では後者とされていたが、逆転して大和国金峯山説を有 両説がある。近年では前者とみる説が多い。<br />
」とあり、昭和四十年刊行の る。そして「金巌」の注として「金巌 については「伊予の石槌」と愛媛県の石鎚山だと特定して現代語訳してい 困りはて、あるときは伊予の石槌の嶽に登って断食して苦労した。」とあ る。ここでは「金巌」については具体的にどこか示していないが、「石峯\_ そして昭和五十九年刊行の『弘法大師空海全集』第六巻(筑摩書房) 『三教指帰』巻下の現代語訳に「あるときは金の巌に登って雪に会って 大和金峯山か、伊予の金山出石寺か。 で

> きく、『全集』の発行以降は金巌=金峰山説が有力とする扱い方が現 で多くなっている。 在ま

ごとに確認すると、中世以前の古写本には具体的な比定地は現れないもの されるべきといえるだろう。 予国説は新史料の発見により否定されたわけではなく、 行等により金峯山説が登場し、 ことがわかる。そして昭和以降の岩波文庫本や『弘法大師空海全集』の刊 の、江戸時代以降の注釈書には伊予国(金山出石寺)説が通説化していた 以上、弘法大師空海の青年期の修行地「金巖」についてその解釈を時代 説が有力とされたという状況であり、 伊予国説が見られなくなってきている。 この件の実証的研究は今後も追及 解釈の問題で金峯 伊

#### 書誌

Ш

年(一〇二九)以前の写ではなく、「長寛二年(一一六四)」とされ「最古 写本として知られる。大谷大学図書館蔵の『三教指帰注集』 には他写本との比較・確認作業も必要となってくるだろう。 その後の写本研究も進んでおり、 本は建長五年(一二五三)高野板建長刊本(高野山金剛三昧院蔵)であるが ではないと指摘される。『日本古典文学大系』 て「現存最古」とされた「敦光注」(『三教指帰注』霊友会所蔵) の成立で、書写年代が長承二年(一一三三)から数年間とされる。 あり「成安注」と称され。天理図書館本よりも古い寛治二年(一〇八八) 数多く、天理大学附属天理図書館蔵の仁平四年(一一五四)の書写本が古 現在、 『三教指帰』 の原本は現存していないが、写本、 『三教指帰』のテキストを活用する場合 (岩波書店、 一九六五)の底 刊本につい は注釈書で は長元二 かつ ては

(大本敬久)

三教指帰 巻下 仮名乞児論 愛媛県歴史文化博物館蔵

#### 翻刻

橡樟蔽日之浦 然頃日間、 刹那、 (中略) 忽経三八春秋也、 幻住於南閻浮提陽谷、 輪王所化之下、玉藻所帰之島、

# 訓み下し文

玉藻帰る所の島、橡樟日を隠す浦に住し(中略)忽ちに三八の春秋を経たり、たまらょ 然らば頃日の間、刹那、 幻のごとくに南閻浮提の陽谷、 輪王所: 化の下、

浮提 まった。 太陽をさえぎる多度郡に住んでいる。そして早くも二十四年を過ぎてし しかしながら、近ごろのことといえば、しばらくの間、 (この世界) の中の日本の天皇の治下にある玉藻よる讃岐の島、 幻のように南閻

解説

(大本敬久)

和二年(八三五)年三月丙寅条・庚午条(【史料9】)となる。 のではなく、後世の偽撰、つまり別人物の文章ではないかとの説がある。 文に限っては、この文体の違いが、空海による同時代の同一人物によるも 四六騈儷体で書かれた本文とは文体が異なり、散文体で書かれた巻上の序 ら「大瀧嶽」、「室戸崎」の初出は空海の没伝が記される『続日本後紀』承 仮に偽撰であった場合、 『聾瞽指帰』には見えない記述であり、『三教指帰』序文が偽撰とされるな。 大瀧嶽」、「土州室戸崎」について再考すべき点が出てくる。序文の異なる 『三教指帰』本文が空海生存中の真作と考えるのは定説となっているが、 四国での空海の修行地、特に序文に見える「阿国

ある。 この讃岐国多度郡については『聾瞽指帰』 階から存在した記述として確実といえる。 いが生誕地として「玉藻所帰之島(讃岐国) 証性の高い史実として提示できるといえるだろう。そして、修行地ではな 巌」、「石峯」でも修行を重ねたことは、伝承、 た『続日本後紀』が初出である可能性があることも考慮すべきであろう。 九世紀前半に確認することができることは強調しておきたい。これらは実 いずれにせよ、空海が 「大瀧嶽」、「室戸崎」にて修行をしていたと扱われてきたが、少し年代が下っ これまで『三教指帰』序文に見えることで、延暦十六年(七九七)には これは 『聾瞽指帰』、『三教指帰』ともに本文中に見えるものであり、 「大瀧嶽」、「室戸崎」や、伊予国と推定される「金 成立の延暦十六年(七九七)段 櫲楠蔽日之浦 伝説の類ではなく、史料上 (多度郡)」が

## 校訂本文

差弟子僧康守、安行等発赴彼方(中略)弘仁六年四月二日、沙門空海疏、今欲、為機縁衆、読講宣揚、奉報仏恩、然猶、其本不多、法流擁滞、是以、貧道、謹承教命、服勤学習、以誓弘揚、貧道、帰朝雖歷多年、時機未感(中略)

『日本古典文学大系七一 三教指帰 性霊集』による

### 現代語訳

#### 解説

大須文庫(真福寺宝生院)等に所蔵されている。 は空海が書いた漢詩文を真済『性霊集(正式名称は遍照発揮性霊集)』は空海が書いた漢詩文を真済であることを意味する。様々な詩賦類、碑銘類、上表文、願文など多彩でとは空海のことであり、「性霊」は天性の霊異を揮うほどの格調高い詩文とは空海のことであり、「性霊」は天性の霊異を揮うほどの格調高い詩文とは空海のことであり、「性霊」は天性の霊異を揮うほどの格調高い詩文とは空海のことであり、「性霊」は天性の霊異を揮うほどの格調高い詩文とは空海のことを意味する。様々な詩賦類、碑銘類、上表文、願文など多彩で夢富な内容が含まれており、九世紀を代表する文学作品である。古写本は豊富な内容が含まれており、九世紀を代表する文学作品である。古写本は豊富な内容が含まれており、九世紀を代表する文学作品である。古写本は大須文庫(真福寺宝生院)等に所蔵されている。

するには、今後、様々な史料から検証していく必要がある。
年のときに四国霊場を開創したという伝承が基となっている。ただし、こな記念行事が行われた。これは弘仁六年(八一五)、空海が四十二歳の厄な記念行事が行われた。これは弘仁六年(八一五)、空海が四十二歳の厄な記念行事が行われた。これは弘仁六年(八一五)、空海が四十二歳の厄のに、今後、様々な史料がの御開帳や宝物の公開、特別法要など様々のに、今後、様々な史料から検証していく必要がある。

場でも大同二年の創建とされる寺院は十ヶ寺ある。空海が寺院を創建したという伝承は全国各所に見られ、四国八十八ヶ所霊空海の活動は不明な点が多い。この間の同二年には全国を巡錫したとされ、大同元年(八○六)に帰国し、同四年に入京するが、帰国から入京の間の空海は三十一歳で留学僧として長安に渡り、恵果から真言密教を学んだ。

ることができる。
おいとされ、の「厄年」とされる四十二歳であったことを史料上、類推すいとされ、これが宝亀五年誕生説の主な根拠となっており、弘仁六年に空霊集』所収の「中寿感興詩」から弘仁四年に四十の寿を迎えた可能性が高空海は平安京に入京後、国内に真言密教を広める活動を本格化する。『性

ただし、平安時代初期の基本史料である『日本後紀』、『日本紀略』を見ただし、平安時代初期の基本史料である。『日本後紀』、『日本紀略』を見ただし、平安時代初期の基本史料である。『日本後紀』、『日本紀略』を見ただし、平安時代初期の基本史料である『日本後紀』、『日本紀略』を見ただし、平安時代初期の基本史料である『日本後紀』、『日本紀略』を見ただし、平安時代初期の基本史料である『日本後紀』、『日本紀略』を見ただし、平安時代初期の基本史料である『日本後紀』、『日本紀略』を見ただし、平安時代初期の基本史料である『日本後紀』、『日本紀略』を見ただし、平安時代初期の基本史料である『日本後紀』、『日本紀略』を見ただし、平安時代初期の基本史料である『日本後紀』、『日本紀略』を見ただし、平安時代初期の基本史料である『日本後紀』、『日本紀略』を見ただし、平安時代初期の基本史料である『日本後紀』、『日本紀略』を見ただし、平安時代初期の基本史料である『日本後紀』、『日本紀略』を見ただし、平安時代初期の基本史料である『日本後紀』、『日本紀略』を見ただし、平安は、『日本紀略』を見ただし、『日本紀略』を記述されている。『日本後紀』、『日本紀略』を記述されている。『日本紀代』、『日本紀代』、『日本紀代』、『日本紀代』、『日本紀代』、『日本紀代』、『日本紀代』、『日本後紀』、『日本紀代紀代紀代』、『日本紀代』、『日本紀代』、『日本紀代』、『日本紀代』、『日本紀代』、『日本紀代』、『日本紀代』、『日本紀代』、『日本紀代』、『日本紀代』、『日本紀代』、『日本紀代』、『日

(大本敬久)

#### 翻刻

卅九

# 智行並具禅師重得人身生国皇之子緣7 日本霊異記 下巻 第三十九

日本霊異記 下巻 第三十九 大洲市立図書館蔵

#### 十 延 夕 而 称 独

智行並具禅師重得人身生国皇之子縁

天下勝宝応真聖武太上天皇之御世、又同宮九年治天下帝姬阿陪天皇御世 延暦五年歳次丙寅年、 名為神野、是以當知我寂仙矣、然歷廿八年、 而留録文、授弟子告之而言、自我命終以後、歴廿八年之間、生於国王之子、 称菩薩、 彼山有浄行禅師而修行、其名為寂仙菩薩、其時世人道俗、貴彼浄行、故美 其山高崪、 十四箇年、治天下賀美能天皇是也、 (中略)又伊与国神野郡鄉內有山、名号石鎚山、是即彼山有石槌神之名也; 帝姬天皇御世於九年宝字二年歲次戊戌年、寂仙禅師、臨命終日、 而凡夫不得登到、 則生於山部天皇皇子、 但浄行人耳、登到而居住、 (後略) 其名為神野親王、今平安宮経 而平安宮治天下山部天皇御世 昔諾楽宮廿五年治

# 訓み下し文

第三十九智と行と並に具はれる禅師の重ねて人身を得て、国皇のみ子と生れし縁

留め、弟子に授け告げて言はく、我が命終より以後、二十八年の間を歴て、 字の二年の歳の戊戌に次れる年に、寂仙禅師、 ことを然して二十八年歴て、平安の宮の天の下治めたまひし山部の天皇の 国王のみ子に生れて、名を神野と為はむ、是を以て当に知れ、我寂仙なる 浄行を貴びしが故に、美めて菩薩と称ひき、帝姫の天皇の御世の九年の宝 有りて修行しき、其の名を寂仙菩薩と為へり、 に九年天の下治めたまひひ帝姫阿倍の天皇の御世に、彼の山に浄行の禅師 ることを得ず、 彼の山に有す石槌の神のみ名なり、 二十五年天の下治めたまひし勝宝応真聖武太上天皇の御世に、 又、伊予国神野郡の郷の内に山有り、 但し浄行の人のみ、 其の山高く啐しくして、凡夫は登り到 登り到りて居住せり、 名をば石鎚山と号ふ、是れ即ち、 其の時の世の人道俗、 命終の日に臨みて、 昔諾楽の宮に 又、同じ宮 録文を 彼の

たまふ賀美能の天皇、是れなり、(後略)其のみ名を神野の親王と為す、今、平安の宮に十四年を経て、天の下治め其のみ名を神野の親王と為す、今、平安の宮に十四年を経て、天の下治め御世の延暦の五年の歳の丙寅に次れる年に、則ち山部の天皇の皇子に生れ、

# **坊代語訳 (大意)**

前を神野親王といった。いまの嵯峨天皇である。
世子国神野郡の郡内に石鎚山あり、山に鎮座する石槌の神の名からきては予国神野郡の郡内に石鎚山あり、山に鎮座する石槌の神の名からきては予国神野郡の郡内に石鎚山あり、山に鎮座する石槌の神の名からきては予国神野郡の郡内に石鎚山あり、山に鎮座する石槌の神の名からきては予国神野郡の郡内に石鎚山あり、山に鎮座する石槌の神の名からきて

#### 解说

石槌神之名也、其山高崪、而凡夫不得登到、仕浄行人耳登到而居住」とある。する記述が見られる。「伊与国神野郡郷内有山、名号石鎚山、是即彼山有頃に成立したとされる。この中に平安時代初期以前の伊予国に関する説話須期に景戒が編纂した日本初の仏教説話集であり、弘仁一三年(八二二)個日本霊異記』は正式には『日本国現報善悪霊異記』と称し、平安時代

その一人であったといえる。そして、神野郡の石鎚山で修行をする僧寂仙 中に記されていた。そして、 石鎚山で修行した寂仙の生まれ変わりである説話が嵯峨天皇や空海の在命 皇子として神野親王 がいて人々から菩薩と称されていた。天平宝字二年 奈良時代の石鎚山の様子が紹介されており、当時から名前が石鎚山であり の一つ『日本文徳天皇実録』(元慶二年(八七八)成立)にも類話が載る。 うだろう」と告げた。すると二十八年後の延暦五年(七八六)、 臨終に際して「自分が死後二十八年目、国王の子に生まれて名を神野とい 般の人は登る事ができず、 (後の嵯峨天皇) この説話は当時広く信じられており、 修行する者だけが登るとされている。 が誕生した。このような嵯峨天皇が (七五八) に亡くなる 桓武天皇 空海も

#### 書誌

異記 は小泉道 三昧院本 福寺本(大須観音宝生院蔵、 起等へと引用され、 この伊予国石鎚山の説話のように日本国内の地域性を示す説話も数多く、 中国の文献や仏教経典からも引用されている箇所も多い。 『本朝法華験記』、『今昔物語集』等の仏教説話集、そして各種霊験記や縁』 本書は口 の古写本には、 『日本霊異記諸本の研究』に詳しい。 (高野山本) 承 書承の諸資料を基に編纂された説話集で、 収録説話は後世に受けつがれたものも多い。 平安中期の興福寺本 が知られる。 重要文化財)、 なお、 日 (国宝)、 前田家本 (重要文化財)、 本霊異記』 来迎院本 の諸本について しかし、 『冥報記』 (国宝)、 『日本霊 本書は 真

大本敬久

# 8 日本紀略 弘仁十二年五月壬戌条

## 校訂本文

||,其事|、許」之、|
| ||,其事|、許」之、
| ||,其事|、許」之、
| ||,其事|、許」之、
| ||,其事|、許」之、
| ||,其事|、許」之、
| ||,其事|、計」之、

(新訂増補国史大系『日本紀略』による)

# 訓み下し文

事を済さしめんことを、之を許す、
書を済さしめんことを、之を許す、
の大の、山中に坐禅し、獣馴れ鳥狎る、成功未だ期せず、僧空海は、此の土の人なり、山中に坐禅し、獣馴れ鳥狎る、成功未だ期せず、僧空海は、此の土の人なり、山中に坐禅し、獣馴れ鳥狎る、成功未だ期せず、僧空海は、此の土の人なり、山中に坐禅し、獣馴れ鳥狎る、蔵は国言す、去ぬる年より始めて、万農池に隄す、工大にして民少なく、讃岐国言す、去ぬる年より始めて、万農池に隄す、工大にして民少なく、

### 現代語訳

ると生徒が多く集まり、外へ出ると多くの人々があとを追ってくる。今はことを学んで帰った。このため、僧侶も俗人も空海を敬っている。家にいある。山中に坐禅し、鳥や獣と慣れ親しんでいる。海外に求法し、多くの工事なのに人夫は少なく、完成の見込みがない。空海はこの土地の出身で讃岐国が以下のように申上した。先年より満濃池に堤を築いている。大

にして満濃池を修築させることをお願いしたい。これを許す。もし、空海がやってくると聞けば、急いで迎えるであろう。空海を責任者出身地を離れて京都に住んでいる。人々は空海を父母のように慕っている。

#### 解説

ヘクタールに及ぶ。 最大級の大きさをほこる。周囲は約二十キロメートル、灌漑面積は約三千歳濃池は香川県仲多度郡まんのう町にあり、農業用ため池としては日本

空海自身が満濃池修築においてどのような役割をはたしたかは不明だ 空海自身が満濃池修築においてどのような役割をはたしたかは不明だ 空海自身が満濃池修築においてどのような役割をはたしたかは不明だ 空海自身が満濃池修築においてどのような役割をはたしたかは不明だ 空海自身が満濃池修築においてどのような役割をはたしたかは不明だ 空海自身が満濃池修築においてどのような役割をはたしたかは不明だ 空海自身が満濃池修築においてどのような役割をはたしたかは不明だ

通するのは地域との関わりの深さである。大堰川の河堰付近は秦氏の本拠 するのは一般的なことだったのである。 円は大和国出身で、 寺の別当であった。 和盆地の高取川を堰き止めて益田池をつくった修円などである。彼らに共和盆地の高取川を堰き止めて益田池をつくった修円などである。彼らに共 であったことが強調されるが、九世紀の社会事業に地域ゆかりの僧が関係 したがって、空海の満濃池修築においては、 た妙法寺・最勝寺があり、 た道昌、琵琶湖に流れる和迩川の河口付近に和迩船瀬を造営した静安、大 た僧は少なくない。平安京の西郊を流れる大堰川 奈良時代の行基が有名だが、九世紀においてもそうした社会事業に関わっ 池溝、 秦氏ゆかりの広隆寺もあるところだが、道昌は秦氏出身でその広隆 橋、船瀬などの造営・修築といった社会事業を行った僧としては 益田池周辺に多くの荘園を持つ興福寺の別当であった。 静安は比良山の修行僧で、 彼は和迩とその周辺を中心に活動していた。修 彼が地元の豪族佐伯氏の出身 和迩の近辺には静安が建て (桂川) の河堰を修復し

料を施すなどの実践的な社会活動を続け、また河内国狭山池修築にも参加もいわれる勤操である。勤操は高僧でありながら畿内の村々で貧窮者に食空海の別当就任に影響を及ぼしたと思われるのが、空海の師とも学友と

満濃池修築のため讃岐国に下向したのは、こうした勤操の活動が影響してを現地に出向いて助けていたことを空海は知っていたはずである。空海がしていた。空海と勤操の親しい関係からみて、勤操が旱魃などに苦しむ人々

#### 書誌

いたと考えられる。

巻部分にあたる。 逸文は『日本紀略』や『類聚国史』に残されている。弘仁十二年はその欠うち『日本後紀』は全四十巻のうち残存するのは十巻のみで、欠巻部分の半は六国史の抄出、後半は史書・記録などから編集されている。六国史の『日本紀略』は平安末期成立の編年体歴史書で、編者は不明である。前

姓恋実如父母」となっている。 蔵本。底本では、「工大民少」は「公大民少」、「百姓恋慕如父母」は「百新訂増補国史大系『日本紀略』の底本は、宮内庁書陵部所蔵久邇宮家旧

(寺内浩

# 9 続日本後紀 承和二年三月丙寅条・庚午条

## 校訂本文

弘||大日之化|、天長元年任||少僧都|、七年転||大僧都|、 其宗旨義味、莫」不二該通一、 聖 | 、年卅一得度、延曆廿三年入唐留学、遇 | 青龍寺恵果和尚 | 、禀 | 学真言 | 、 隱┐居紀伊国金剛峯寺」、化去之時年六十三、 是信宿間所」撰也、 之崎」、 聖之誠言」、 若人依」法、 文書 | 、十八遊 | | 学槐市 | 、時有 | 一沙門 | 、呈 | | 示虚空蔵聞持法 | 、 讃岐国多度郡人、俗姓佐伯直、年十五就;|舅従五位下阿刀宿祢大足|、読;|習 丙寅、 幽谷応声、 大僧都伝灯大法師位空海終;;于紀伊国禅居;、庚午 読||此真言一百万遍|、乃得||一切教法文義諳記|、於」是信||大 望□飛焔於鑽燧□、攀□躋阿波国大瀧之嶽□、観□念土左国室戸 在||於書法|、最得||其妙|、与||張芝||斉」名、見」称||草 明星来影、 遂懷;;法宝;、帰;;来本朝;、 自」此慧解日新、 下

、
筆成

、
文
、 自有二終焉之志」、 (中略) 啓||秘密之門|、 世伝三教論、 其経説、 法師者、

(新訂増補国史大系『続日本後紀』による)

# 訓み下し文

筆を下せば文を成す、 門有り、虚空蔵聞持法を呈示す、其の経に説く、若し人、法に依り、 刀宿祢大足に就きて、文書を読習す、十八にして槐市に遊学す、とのすくねままたり、っ 室戸の崎に観念す、 大聖の誠言を信じ、 真言一百万遍を読まば、乃ち一切の教法の文義を諳記することを得、 丙寅、大僧都伝灯大法師位空海、紀伊国の禅居に終ふ、庚午だいそうずでんとうだいほうしい ぜんきょ お 讃岐国多度郡の人なり、 幽谷応声し、 飛焔を鑽燧に望み、 世に伝ふる三教論は、 俗姓は佐伯直、年十五にして舅従五位下阿紫海、紀伊国の禅居に終ふ、庚午(中略)法 明星来影す、 阿波国大瀧の嶽に攀躋 是れ信宿の間に撰する所なり 此より慧解日に新たにして、 し、土左国 時に一沙 此の 是に

> 化去の時年六十三、 に任じ、七年大僧都に転ず、自ら終焉の志有りて、紀伊国金剛峯寺に隱居す、 らる、年卅一にして得度す、延暦廿三年入唐留学し、青龍寺の恵果和尚に きて、本朝に帰来す、秘密の門を啓き、大日の化を弘む、天長元年少僧都 きて、本朝に帰来す、秘密の門を啓き、大日の化を弘む、天長元年少僧都 きて、本朝に帰来す、秘密の門を啓き、大日の化を弘む、天長元年少僧都 さい、真言を禀け学ぶ、其の宗旨義味、該通せざる莫し、遂に法宝を懐 といる、年卅一にして得度す、延暦廿三年入唐留学し、青龍寺の恵果和尚に はいままの時年六十三、

### 現代語訳

して、 これより智恵と悟りが日々に進み、筆をとるとすぐに文章ができた。世に る時、 空海は讃岐国多度郡の人で、 棲した。死去の時、 密教の宗門を開き、大日如来の教えを弘めた。天長元年に少僧都に任じら 度した。延暦二十三年に入唐した。青龍寺の恵果和尚に遭い、 漢の著名な書家)に並ぶほどであり、草聖と称された。三十一歳の時に得 で思念した。深い谷に感応の声を聞き、金星が口中に入る奇瑞を経験した。 行をしてさとりを得るため、 暗記できるということであった。そこで仏の真実の言葉を信じ、厳しい修 法により虚空蔵菩薩の真言を百万遍読唱すれば、一切の教典やその解釈 伝わる三教指帰は、二晩で書き上げたものである。書法に勝れ、 位下阿刀宿祢大足について書物を読習し、十八歳の時、大学に入った。あ 大僧都伝灯大法師位空海が紀伊国の禅居 (高野山) で亡くなった。 同七年に大僧都となった。 その宗旨や教義に完全に通じた。そして経典などを伴って帰朝し、 一人の僧がいて虚空蔵求聞持法を示した。その教えによれば、この 年六十三歳であった。 阿波国の大瀧嶽によじ登り、土佐国の室戸崎 俗姓は佐伯直である。十五歳の時、 自ら終焉の志をもって紀伊国金剛峯寺に隠 真言を受学 張芝(後 叔父従五 (中略)

#### 解説

『続日本後紀』には空海など八人の僧侶の卒伝がある。編纂にあたっては、生前に所属していた寺院が伝記を作成・提出し、朝廷が保管する記録により補訂がなされた。『続日本後紀』の空海卒伝のうち、阿波国大瀧嶽、土り補訂がなされた。『続日本後紀』の空海卒伝のうち、阿波国大瀧嶽、土り補訂がなされた。『続日本後紀』の空海卒伝のうち、阿波国大瀧嶽、土生年は、ここには死去した時の年が六十二とある。また、弘仁四年(八一三)十一月二十五日付の最澄の書簡(いわゆる「久隔帖」)では、この年空海六十二」、つまり死去した時の年が六十二とある。また、弘仁四年(八一三)十一月二十五日付の最澄の書簡(いわゆる「久隔帖」)では、この年空海から送られた漢詩(「中寿感興詩」『性霊集』巻三)を「五八の詩(五八から送られた漢詩(「中寿感興詩」『性霊集』巻三)を「五八の詩(五八たとなどから、空海の生年は宝亀五年とするのが通説となっている。たことなどから、空海の生年は宝亀五年とするのが通説となっている。たことなどから、空海の生年は宝亀五年とするのが通説となっている。

出家年は、二十歳とする説と三十一歳とする説の二つがある。前者は、 出家年は、二十歳とする説と三十一歳とする説の二つがある。前者は、 出家年は、二十歳とする説と三十一歳とする説の二つがある。前者は、 出家年は、二十歳とする説と三十一歳とする説の二つがある。前者は、 出家年は、二十歳とする説と三十一歳とする説の二つがある。前者は、

なっている。このことから、空海が大僧都に任じられた年は天長四年とす任』によると、天長四年に大僧都勤操が亡くなり、少僧都空海が大僧都と大僧都への転任年は、ここには天長七年(八三〇)とあるが、『僧綱補

るのが一般的である。

する。 留して苦練す、或いは阿波大瀧の峯に上りて修念すれば、 大雪に葛衲を著て顕露行道し、 れば、明星口に入りて、 び来たりて、菩薩の霊応を標す、或いは土左の室土崎に於て目を閉じ観ず の修行の様子を「名山絶巘の処、 以後の大師伝に受け継がれていく言説である。 伝』である(ただし、著者は真済でない可能性もある)。そこでは四国で この空海卒伝とともに初期の空海伝として重要なのが真済の 虚空蔵の大剣飛来や苦節修行の描写は空海卒伝には見られないが 仏力の奇異を現す、其の苦節たるや、 炎夏の極熱に穀粒を絶ちて日夕懺悔す」と 石壁孤岸の奥、 超然として独り往き、 虚空蔵の大剣 則ち厳冬の 『空海 僧都 淹ん

#### 計士心

(寺均告

## 校訂本文

之 [	夜、不動不眠、最後之夜、所」向尊像、放; 微妙光;、瞑」目則見、不」時	六時恭敬、数月練行、終無」所」見、爰絶」粒向」像、腕上焼」香、一上	邃、伝ト布「 観世音菩薩像「、霊験掲焉」、上人為」値「 観音「、故詣「 彼嶋「、	行[]、果而如」夢、阿婆・土佐両州海中有  湯嶋  矣、地勢霊奇、天堂	促置場、披閲数年、若有凝滞、夢有金人、當教   文義   、	鬢髮 ;、空也者自称之沙弥名也、播磨国揖保郡有;」峯合寺 ; 、□ 一切経論	処 、灌」油而焼、唱  阿弥陀仏名 焉、春秋廿有余、於  尾張国々分寺 剃  落	↘鍤以鏟;;石面 ; 、投↘杖以決;;水脈 ; 、曠野古原、毎↘有;;委骸 ; 、堆;;之一	畿七道   、遊   名山霊窟   、若睹   道路之嶮艱   、預 □歎人馬之疲頓   、乃荷	人試以;;数十虱 ;入;;其懐中 ;、須○無」之、少壮之日、以;[優八塞 ; 、歴	或云、	惟[]十一日、空也上人没;;于東山西光寺;、嗚呼哀哉、上人不	.誄
是以島夷仏教罕以	不	一七日	彼嶋一、	天然幽	覚後問智	9経論、	剃二落	之一	、乃荷	歴_五	無」虱、	上人不	

# 訓み下し文

かな、上人、父母を顕さず、郷土を説くこと無し、有識の者或は云はく、性れ天禄三年九月十一日、空也上人、東山の西光寺に没す、嗚呼哀しい空也誄一巻并びに序 国子学生 源 為憲

目を瞑れば則ち見え、瞑らざれば見ゆること無し。是に於て香を焼く一腕 中に湯嶋有り、地勢霊奇にして、天然の幽邃なり、観世音菩薩像有りて霊 ち錨を荷ひて以て石面を鏟り、杖を投げて以て水脈を決す、曠野古原に、 懐中に入る、須臾にして之無し、少壮の日、 年以来、還りて長安に在り、 を吹き、微妙の法を説く、是を以て島夷の俗、烏合して真に帰す、 と罕に、法音有ること希しと、背に仏像を負ひ、経論を担ひ、便ち大法螺と非、 ほうおん にな だいほう ら に、燋痕猶ほ遺れり、自ら以為、陸奥・出羽は蛮夷の地なり、仏教到るこ 数月練行す、終に見る所無し、爰に粒を絶ちて像に向ひ、腕上に香を焼く、 験掲焉なりと伝ふ、上人、観音に値ふ為、故に彼の嶋に詣づ、六時恭敬し、 み、披閲すること数年、若し凝滞有らば、夢に金人有りて、常に文義を教からから なり、播磨国揖保郡に峯合寺有り、一切の経論有り、上人、彼の道場に住なり、播磨国揖保郡に峯台巻50 委骸有る毎に、之を一処に堆くし、油を灌ぎて焼き、阿弥陀仏の名を唱ふ、 其の先は皇派に出づると、人となり虱無し、人試みに数十の虱を以て其の 一七日夜、不動不眠なり、最後の夜、向かふ所の尊像、微妙の光を放つ、いましょ ふ、覚めて後に智行の倫に問ふに、果して夢の如し、阿波・土佐両州の海 春秋廿有余、尾張国々分寺に於て鬢髪を剃り落す、空也は自称の沙弥の名 名山霊窟に遊ぶ、若し道路の嶮艱を睹、人馬の疲頓を預り歎かば、乃 (後略) 優婆塞を以て、五畿七道を歴 天慶元

### 現代語訳

(『大日本史料』第一編十四による)

では、鍤で道路面を削り、杖で水脈を探りあてた。荒野に遺骸があると、まま全国を遍歴し、霊験地を訪れた。道路が険しく、人馬が疲れるところ人の衣の中に虱を入れると、しばらくしていなくなった。若い時に在家の出身だといっている。上人の身には虱がつかなかった。ある者が試しに上出身だといっている。上人の出自や出身地はわからないが、ある有識者は皇族のいことである。上人の出自や出身地はわからないが、ある有識者は皇族の下る様三年九月十一日、空也上人が東山の西光寺で亡くなった。誠に悲し

こで、 えられていた。上人は観音菩薩に出会うため、その島に詣でた。終日慎み 阿波・土佐両国の境の海中に湯嶋があった。不思議な形をしていて、奥深 夢から覚めて智行にすぐれた同輩に聞くと、夢で教えられた通りであった。 寺にすべての経論があったので、上人はそこに住んで数年間読み学んだ。 香を焼いた腕には焦げ痕が残っていた。上人は、 光が放たれた。観音菩薩が、目を閉じると見え、目を開けると見えなかった。 い静けさのある島だった。そこには観音菩薩像があり、 わからないところがあると、夢に仏があらわれてその意味を教えてくれた。 に尾張国分寺で出家した。 大きな法螺を吹いて仏の教えを説くと、その土地の人々が数多く帰依した。 仏教が行き渡っていない、と思った。そこで、仏像や経典を背負って出かけ、 も夜も動くことも眠ることもなかった。最後の夜、 か所にまとめ油をかけて火葬し、阿弥陀仏の名を唱えた。二十余歳の時 穀粒を絶って観音菩薩像に向かい、腕の上に香を焼いて、 数か月練行につとめたが、観音菩薩を見ることはできなかった。そ 空也は自称の法名である。 陸奥・出羽は野蛮の地で、 観音菩薩像から深遠な 播磨国揖保郡の峯合 霊験あらたかと伝 七日間昼

#### 解説

天慶元年に京都へ帰り、

以後はそこに住んだ。

観音菩薩がまつられていたらしい。伊島はいまも観音信仰が盛んなところ生田岬~伊島付近は航路の難所だったので、航海の安全を願って古くからされている。伊島は四国最東端に位置する島で、本島・前島・棚子島の三空也が訪れた湯嶋は、徳島県阿南市蒲生田岬の東方海上にある伊島に比定定地が訪れた湯嶋は、徳島県阿南市蒲生田岬の東方海上にある伊島に比定空也(九〇三~九七二)は平安時代中期の僧で、市中を巡りながら人々空也(九〇三~九七二)は平安時代中期の僧で、市中を巡りながら人々

松林寺の観音堂は空也が開いたと伝える。

と伝えられ、鎌倉時代の空也上人像(重要文化財)が安置されている。の途上に立ち寄ったのが湯嶋であろう。空也が湯嶋で行ったこうした苦修の間不動不眠でひたすら祈ったという。空也が湯嶋で行ったこうした苦修の間不動不眠でひたすら祈ったという。空也が湯嶋で行ったこうした苦修の造上に立ち寄ったのが湯嶋であろう。空也が湯嶋で数か月修行したが、を出は全国を巡り、各地の霊験地を訪れているので、四国での辺地修行空也は全国を巡り、各地の霊験地を訪れているので、四国での辺地修行

#### 書誌

試みられている。 欠字や脱字などが多く、 写本は天治二年(一一二五)の奥書を持つ真福寺本が残されている。 期を代表する文人で、『口遊』、『三宝絵詞』などを撰じた。作成年は不詳だが 掲げたのはそれまでの諸国遍歴時代の部分である。 年(九三八)に京都へ戻り、以降は京都を中心に活動するが、校訂本文に には空也の生涯にわたる教化活動が簡潔に述べられている。 がその死を悼んで著したもの。序文と誄 冒頭に「国子学生源為憲」とあるので、為憲が大学寮学生の時のことらしい 編十四) 『空也誄』は天禄三年(九七二)の空也の死後、源為憲(?~一〇一一) によった。 校訂本文は、 『六波羅蜜寺縁起』、『阿娑縛抄』 真福寺本を底本とする『大日本史料』 (死を悼む言葉) 作者の源為憲は平安中 などから復原が からなり、 空也は天慶

(寺内浩

# 11 新猿楽記 次郎条

郭浩准訂 园寺屋	1人回書給書
新猿楽記 国立国	1云凶青 11 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

#### 翻刻

## 訓み下し文

の道底を究め、苦行の功傍らに抜けたり、十安居を遂げ一洛叉を満つるこ次郎は一生不犯の大験者、三業相応の真言の師なり、(中略)凡そ真言

富士御峯・加賀白山を踏むこと年々なり、

む無し、山臥修行者、昔、役行者・浄蔵貴所と雖も、只一陀羅尼の験者なり、

・高野・粉川・蓑尾・葛河等の間に、行を競ひ験を挑、熊野・金峯・越中立山・伊豆走湯・根本中堂・伯耆大山・

衛門尉次郎君に於いては、已に智行具足の生仏なり、

と度々にして、大峯葛木を通り辺地

(尊経閣文庫本(弘安本)では「辺路」)

『新猿楽記』は藤原明衡が永承七年(一〇五二)頃に著した文学作品でまる。作者が京の猿楽を見物しながら、そこに参集した人々の様子を紹介ある。作者が京の猿楽を見物しながら、そこに参集した人々の様子を紹介ある。作者が京の猿楽を見物しながら、そこに参集した人々の様子を紹介とている。遊女、学者、医者、農耕、工匠、諸国の交易品など、十一世紀を、全国の海辺などの水際での険しい修行地を表している。四国遍なく、全国の海辺などの水際での険しい修行地を表している。この「新猿なく、全国の海辺などの水際での険しい修行地を表している。この「新猿なく、全国の海辺などの水際での険しい修行地を表している。この「新猿なく、全国の海辺などの水際での険しい修行地を表している。この「新猿なく、全国の海辺などの水際での険しい修行地を表している。この「新猿なく、全国の海辺などの水際での険しい修行地を表している。この「新猿なく、全国の海辺などの水際での険しい修行地を表している。この「新猿なく、全国の海辺などの水際での険しい修行地を表している。この「新猿なく、全国の海辺などの水際での険しい修行地を表している。この「新猿なく、全国の海辺などの水際での険しい修行地を表している。この「新猿なく、全国の海辺などの水際での険しい修行地を表している。この「新猿なく、全国の海辺などの水のでである。

#### 書誌

写の京都大学本等がある。尊経閣文庫本、康永三年(一三四四)写の同文庫本、応永三十年(一四二三)尊経閣文庫本、康永三年(一三四四)写の同文庫本、応永三十年(一四二三)写の『新猿楽記』は原本不明だが、古写本として弘安三年(一二八〇)写の

(大本敬久)

### 12 讃岐国曼荼羅寺僧善芳解案 治暦二年七月六日

悲乎、

観殺生果報、

現世砕心肝山林、

迷命根野中、

後世受結業无間、

報鉄林上、

更自他俱无益事也、

又大師御仏法弘宣砌、

当国当郡高名殊勝、

最上究竟勝地也、

曼陀羅寺政所可被為免離御堂所領之田畠等事、副進先司与判一通、

何有心輩此峯企殺生之志乎、

速此両郡獦人等為禁制給耳

而件

於

(裏書)

京都府立京都学・歴彩館蔵

讃岐国曼荼羅寺僧善芳解案 治暦二年七月六日

外門在三倹山、

所名字高色・皮

所於 穏 化衆生、 三野両郡悪業人等朝夕罷入乱、 る也、 計 獨野鹿鳥禽為殺害事、 為果宿願、 継大師之御遺跡、 壊顛倒後、 件道場大師如意輪法所勤行給け 師御行道所、 入点・有験霊地、 志・髪山伝也、 而 即大師入滅世之後、 如此悪人毎見渧難禁、 居、 伽藍建立給、 至于今無建立輩、 暫問経廻、 如本以草葉建立、 而件字名施坂寺、 而件山中大師給 以去年即道場 為上求菩提下 又在辺大 敢不可称 而多度・ 於破 為 鳴

(同館 東寺百合文書 WEB より)

同心横帳、

無礼放言非道非理為宗、為宿住諸僧等、御依故不候、

望請、悉此由給、

被与判者、

大師聖霊之

便即田畠等充行丸部則時・秦守任等、

寺家辺旡縁聖人建奇宿住給、

万民与楽・国司安穏・民家保稔・息災延命御祈祷、

右謹検事情、

且為継大師御聖霊仏教旧跡、

仰乞乎、三宝境界大師聖霊、

仏法外護者守殿応道受給、

為天下大平

件悪人等獨早々禁制給

且又為弟子上求下化弘誓大願志

速此利仰致免離歟

御助成人并仏弟子生々世々善知識来縁也、

惟似為永大師御仏法遺跡禁断、

翻刻

修行僧善芳解

申請

国裁定事

仍為後々代々証、

故注事状、

以言上如件

治暦二年七月六日

:被早禁断善通寺曼陀寺南之

(裏書

件両寺是仏法修行之砌也、受人界生之者、 在地郡司承知、 一切停止之、 敢不可成汙穢、 何況於殺生乎、

在御判

#### 現代語訳

なった後、 師さまが如意輪法を勤行しなさった道場です。 近隣には大師さまの御行道所があります。その名は施坂寺と言います。 ては世の人々を悟りへと導くために伽藍を建立なさったところです。 霊地であり、菩薩が天上に向かってはみずからの悟りを求め、天下に向かっ 善通寺・曼陀羅寺南の外門には三倹山があり、 修行僧善芳が上訴して讃岐国司の裁定を願い申し上げる事 伝える山々です。この山中は大師さまが修行のためにお入りになった有験 堂舎は破壊顛倒してしまったものの、 名は字高色・皮志・ 大師さまがお亡くなりに 今に至るまでそれらを建 大

修行仏弟善芳

等の殺生禁断を説くのみであります。 この峯において殺生を企てるのでしょうか。速やかに多度・三野両郡獦人 上無上の勝地であります。どうしてこのような地で妄念にとらわれた輩が もとの通りに建立しました。私はこの宿願を果たすために、当分の間あた 去年即座に隠居して道場の故地に材料をかき集めて(破壊転倒した堂舎を) 大師さまが御仏法を広めていたこの地、当国当郡の高名は殊勝であり、最 果報は鉄林の上に尽きましょう。全く自他ともに益無き事であります。 には心肝は山林に砕け、 悪人を見る毎に悲しみにむせぶのであります。殺生の果報をみれば、 りに滞在しました。ところが多度・三野両郡の悪業人等が朝な夕なと乱入 立する者はいませんでした。 野鹿鳥禽の殺生を行う程は数え切ることさえできません。そのような 命根は野中に迷い、後世には結業を無限に受け、 私は大師さまの御遺跡を継承しようと志し、 現世 又

志のため、 を後世に継承するため、 右のことについて事情を調べてみると、大師さまのご聖霊が宿る仏教旧跡 曼陀羅寺政所離御堂所領田畠等(の地代)を免除なされるべき事につい て、 導くもととなることでしょう。速やかにこの地代免除を仰ぐところです。 と共に仏弟子たちが生まれ変わり死に変わっても永劫に善知識・善道に 国司様から免除の裁定を得られれば、 ことと同じことです。 行僧の寄宿が叶わない事態は、 おり、これにより宿住の諸僧等は修行の頼みを失ってしまいました。修 等に充行ったところ、 曼荼羅寺辺の一帯では無縁聖人が寄宿を建てて居住なさっています。都 合によりまさにその曼陀羅寺政所離御堂所領田畠等を丸部則時・秦守任 先の国司から与えられた免除の与判一通を副えて進上します。この 讃岐国司のご施策を乞うところです。 天下に向かって世の人々を悟りへと導く非常に大きな大願の また弟子として菩薩が天上に向かってみずからの 望み請うには、 仲間と共に同心し、 大師さまの御仏法の遺跡を永く禁断する 悉くこの趣旨をご理解頂き、 大師さまの聖霊を御助成なさる人 無礼放言非道非理を宗として 仏・法・僧三宝の境界、 讃岐

は以上の通りです。(署判等略)とを願います。後世の証として、たしかに事情を書き記し上申するところ息災延命の御祈祷のため、領内の悪人等の狩猟を速やかに禁制なされんこけなさるところであります。天下大平・万民与楽・国司安穏・民家保稔・お大師様の聖霊、仏法をお護りいただくのは讃岐国司殿のお務めで、お授

#### (裏書)

す。在地郡司はその旨を承知し一切禁止しなさい。(以下略)決して穢れを起こしてはなりません。ましてや殺生とはもってのほかで決ない。

#### 解説

については【史料13】の「解説」・「書誌」項を参照されたい。てくる地代の免除を讃岐国に求めている。スペースの関係で本史料の性格険山」の殺生禁断と、無縁聖人の寄宿の頼りになるように寺領に降りかかっ通寺市)修造の成果をアピールし、善通寺・曼荼羅寺門外の弘法大師遺跡「三通寺・政料は、修行僧善芳が行った曼荼羅寺(現第七十二番札所、香川県善本史料は、修行僧善芳が行った曼荼羅寺(現第七十二番札所、香川県善

こそ、こうした場が形成されたのであろう。 無縁聖人の集まる道場であった。弘法大師遺跡として認識されていたから襟断)に注目が集まる。曼荼羅寺は十一世紀半ばには日本列島の各地から濃くのこる現香色山や我拝師山を中心とする五岳山の山々の聖域化(殺生宿する無縁聖人たちの存在と「三険山」、つまり現在も弘法大師伝承が色本史料を四国遍路、あるいは巡礼という観点からみると、曼荼羅寺に寄

#### 書誌

情報については【史料13】の「書誌」項を参照されたい。本史料の出典は、「東寺百合文書ユ函1」である。東寺百合文書の書誌

(守田逸人)

## 13 讃岐国曼荼羅寺僧善芳解案 治暦三年八月二十五日

翻刻

(外題

件畠任留記帳之数、令徵納其地子物、 充寺家修理料之、在判

修行僧善芳誠恐誠惶謹言

中近辺寺領田畠相交畠地状 請被殊蒙国恩、 裁許弘法大師御本願建立道場 茶羅寺三昧加徴并寺

四至 在多度郡吉原郷字石手村

東限六条九里一坪東畔 南限山

西限奈良隈尾前 北限六条九里陸坪北横畔

悲歎、 素音所也、 多宝塔一基碳損 于三昧加徵者充住僧供料、 国恩者何改大師之御遺跡矣、 **葺萱堂一字造立又了、** 件講堂一宇五間四面如本瓦葺改修造建立已了、件外大師御初修施坂寺三間 勧進之勤尤可然、仍被奉加八木也、以是罷渡安芸国、 風霜破、夫嗟乎悲哉悲哉、 入唐帰朝之後、所被建立之道場等、仍院内堂数五間四面瓦葺講堂一字半損 許件両条事、 右善芳、 治暦三年八月廿五日 所不及弊力也、 為仏法修行往反之次、当寺伽藍逗留之間、寺本願檀越者、 而年舒多積顛倒之日新、 勒状、 ·五間別堂一字<sup>加修理企</sup>、爰善芳倩思大師智恩之寺、 誠恐誠惶謹言、 以此之旨、当前司勧催申之日、 即如意堂也、 毎奉拝雨露難留落涙、毎思不安心肝、 奉祈掌吏安平国内興複之由 修行僧善芳敬白 因之被裁免件両条、於田畠者支修理之急、 爰弟子欲構仏聖燈油之儲施僧之労、非 而間仏像者皆為雨露朽損、経典者悉為 状云霊験之砌顕然也、 交易材木、年来之程 望請 国恩、 **寘**雖朝暮 遷化聖霊 彼大師 至

讃岐国曼荼羅寺僧善芳解案 治暦三年八月二十五日 京都府立京都学・歴彩館蔵(同館 東寺百合文書 WEB より)

#### 現代語訳

(外題)

問題となっている畠については、 留記帳記載の数の通りに地子物を徴収

して曼荼羅寺修理料に充当しなさい。(以下略)」

修行僧善芳が誠に恐れながら畏まり謹んで申し上げます

裁許されんことを乞い願うの状、の加徴ならびに寺中近辺の寺領田畠と交錯する畠地の地代徴収について特別な讃岐国司のご恩を頂き、弘法大師御本願建立の道場曼荼羅寺三眛

四至 多度郡吉原郷字石手村にあり

東は六条九里一坪東畔を限る 南は山を限る

西は奈良隈尾前を限る
北は六条九里六坪北横畔を限る

講堂一宇 仏聖燈油の蓄えや僧侶等への施しへの用意を願うのであります。 立しました。これがすなわち如意堂です。こうしたことを受けて弟子は、 ます。そのほか大師さま幼年期の修行場である施坂寺三間葺萱堂一宇を造 これにより安芸国に渡って材木の入手のために取引し、時間をかけて講堂 である。よって経費を加え奉るところである」ということでありました。 さまの霊験の場であることは明らかである、堂舎勧進の勤めは尤もなこと がたく、思う毎に心肝は安まらず、まことに朝暮悲歎するところですが、 れてしまいました。悲しいかな、悲しいかな。雨露を拝む毎に落涙は留め 神聖なこの場につらつら思いを廻らしました。しかしながら長い月日が流 であります。そこで善芳は、大師様の智恩の寺であり大師様の聖霊の宿る 後、建立された道場と伝えられます。院内の堂を数えれば、五間四面瓦葺 伽藍に逗留しました。曼荼羅寺本願檀越はかの弘法大師が入唐し帰朝した 右の件について、私善芳は仏法修行のために各地へ往来したついでに当寺 いて、前任の讃岐国司に訴え出たところ、その国司の状が云うには「大師 ついえた力ではどうにも及ばないところであります。このような事情につ 宇五間四面をもとの通りに瓦葺きにして修造し、建立したところであり 仏像はみな雨露のために朽ち損じ、経典はことごとく風霜のために破 〈半損〉・多宝塔一基 〈破損〉・五間別堂一字〈修理を企ててます〉 讃岐国の

> 次第です。誠に恐れながらかしこまり謹んで申し上げます。 修理の急を望み乞い、右の二件について認可されますよう、状をしたためたるならば、讃岐国司の安平と讃岐国内の興複を祈り奉りましょう。讃岐国るならば、讃岐国司の安平と讃岐国内の興複を祈り奉りましょう。讃岐国が出来の当を立る、三昧加徴について讃岐国司のご認可を頂くことで、田畠は伽藍施策をなくしてどうして大師の御遺跡を改めることが出来ましょうか。こ

#### 解説

寺になった。

・善通寺ともに鎌倉時代前期以降には京都随心院の末近寺(現第七十五番札所)とともに東寺(教王護国寺)の末寺であり、し近寺(現第七十五番札所)とともに東寺(教王護国寺)の末寺であり、し途倉時代前期まで曼荼羅寺(現第七十二番札所、香川県善通寺市)は善等になった。

礼に関わる記述が比較的豊かな史料四点を収載している(【史料12~15】)。 とおり、 らの案文群が曼荼羅寺の本寺東寺に残った理由は、 括して書写されたものであり、 らは同じくユ函二に収める十三点の曼荼羅寺関係の案文群とほぼ同筆で一 文書ユ函一には、計十一点の曼荼羅寺関係史料を収めている。 十一世紀後半の案文群がまとまって残っている。本史料を収める東寺百合 の時期までに荒廃していた曼荼羅寺の再興をめぐる動向を示すいずれ 61 ある東寺も関わったためである。 て荒廃した曼荼羅寺の有様を目の当たりにして嘆き悲しみ、 本史料によれば、 本史料をふくめ、 一連の地代徴集など様々な負担をめぐる相論などについて本寺で 僧善芳は各地への修行の旅を続け、 東寺旧蔵にかかる文書群である東寺百合文書には、 計二十四点の案文群を構成している。これ 本史料集では、その案文群のうちから巡 後掲史料でも解説する 曼荼羅寺に辿り着 讃岐国から そしてそれ ح

除)を受ける根拠になっていたという。立の道場と認識され、そしてそのことが讃岐国からの財源の付与(役の免意堂)の建立を遂げたという。曼荼羅寺はすでにこの時期には弘法大師建の援助を得ることによって講堂一宇五間四面、施坂寺三間葺萱堂一宇(如の援助を得ることによって講堂一宇五間四面、施坂寺三間葺萱堂一宇(如

茶羅寺は、むしろ弘法大師遺跡地であることに意味があるかもしれない。で、大に、とと、曼荼羅寺がこの時期すでに弘法大師建立の道場であると認知されていたことは無関係ではないだろう。初期の四国遍路は「四国辺地」とたことと、曼荼羅寺がこの時期すでに弘法大師建立の道場であると認知さたことと、曼荼羅寺がこの時期すでに弘法大師建立の道場であると認知さたことと、曼荼羅寺がこの時期すでに弘法大師建立の道場であると認知さたことと、曼荼羅寺がこの時期すでに弘法大師建立の道場であると認知さたことと、曼荼羅寺がこの時期すでに弘法大師建立の道場であると認知さたことと、曼荼羅寺がこの時期すでに弘法大師建立の道場であると認知されていたことは無関係ではないだろう。初期の四国遍路は「四国辺地」とれていたことは無関係ではないだろう。初期の四国遍路は「四国辺地」とれていたことは無関係ではないだろう。初期の四国遍路は「四国辺地」といるとと、受茶を持ているとおり、修行僧の各地巡礼は様々な本史料集で様々な事例を掲げているとおり、修行僧の各地巡礼は様々な本史料集で様々な事例を掲げているとおり、「四国の場」といるといる。

現曼荼羅寺のみならず弘法大師修行地としての伝承が色濃く残る我拝師山

の御堂と一体であった。

寺奥院に相当すると考えられている。

すなわちこの時期の曼荼羅寺とは、

現在の出釈迦

なお、修造した堂のひとつとして現れる「施坂寺」とは、

lg.jp/ lg.jp/

文閣出版)がある(いずれも未完)。東寺文書』(東京大学出版会)、京都府立総合資料館編『東寺百合文書』(思京子史料としては、東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家分け第十

都学・歴彩館所蔵となっている。 在も東寺所蔵の文書群であり、(1)の一部と(2)は、現在京都府立京所蔵など)、の四つのグループに分かれる。(1)の大部分と、(3)は現寺文書、(2)東寺百合文書、(3)教王護国寺文書、(4)その他(個人本お、東寺(教王護国寺)旧蔵にかかる文書は、大きく分けて(1)東

残っている。から、東寺旧蔵にかかる文書には、両寺の関係史料が一定程度まとまってから、東寺旧蔵にかかる文書には、両寺の関係史料が一定程度まとまって、曼荼羅寺は、善通寺とともに鎌倉時代前期まで東寺の末寺であったこと

(守田逸人)

### 14 讃岐国曼荼羅寺僧善範解案 延久三年八月十三日

料祈祷也、

此間今年夏程祥房同法申云、仁和寺松本御室為件御寺修造、令

下向給由

**梁仰天臥地、歓喜悦身旡限、** 

如此等間、

善通寺所司智暹等数人随身、

僅候寺領畠地子麦徴取、

修理工民匠等責悩

讃岐国曼荼羅寺僧善範解案 延久三年八月十三日

#### 翻刻

修行僧善範解 可 請 奉 被 ·修治 漫 (曼以下同) 特蒙 鴻恩判定給、 申進申文事 茶羅寺并

現代語訳

所鎮西出家入道於年来之間、 右、 五畿七道之間、 善範為仏法修行、 交山 林跡、 自生

等之子細之状

大師御行道所字施坂御

堂

而

以先年之比、

讃州

到来、

之不怠、末法当時邪見盛也、 延久元年於漫荼羅寺并同大師御前跡大窪御寺両所各一千日法花講演勤行、 行留て自始康平元年乍修造て、 大師入滅之後、 雖経多歳、 仍雖勧進知識、 本堂別堂并施坂御堂如本建立、 依無修理破壊、 起道心人尤希有也、 有事縁、 動為風雨仏像朽損 大師之御建立道場 雖修理勤念 因之自去 仍修

参詣、

本懷不嫌人之貴賎、

又不論道俗、

只漫荼羅寺に致修治之志給人可令御座給

京都府立京都学・歴彩館蔵 (同館 東寺百合文書 WEB より)

不可他用、

故判

(裏書

(裏書) 住僧責勘程、 於号新別当仰事、寺院到来、 致修理之勤、

件曼荼羅寺所領田畠地子物等、 可徴取、 延久三年八月十三日 彼寺住僧善範聖寺納仏聖燈油 仍注事状、 修治之勤悉懈怠、 言上如件、 望請 僧善範 専善通寺之三綱所司・大衆進退任意更不 御室裁定、 修理造作食料、 如此等被人之非道停止

可令充用也、 阿闍梨 在判 専

修行僧善範が上申して申文を進らすの事 特別な鴻恩をいただき、 曼荼羅寺并びに大師御行道所施坂御堂等の伽藍

で困難) て徳のある人々への勧進を行うにも、 せんが、 施坂御堂をもとの通りに建立しました。 の曼荼羅寺に)留まり、 すれば風雨のために仏像は朽ち損じてしまいました。仍って修行して 入滅した後、多年が経過して伽藍破壊の修理を行わなかったために、 ら年月を経て五畿七道の仏門を廻り、 右のことについて、善範は仏法修行のため出生地鎮西にて出家入道してか を修治するように命じる裁定を乞うことについての詳細の状 縁あってお大師さま御建立のこの道場に参詣しました。お大師さまが です。これにより去る延久元年(一〇六九) 一方では末法の当世には誤った考えも広まっています。 康平元年(一〇五八)より修造して、本堂別堂并 仏道を修める人々が希有 そうして先年に讃岐国に到来しまし 修理への勤念は怠ることもありま から曼荼羅寺ならび (な世の中 したがっ

より、 非道を停止し、修理の勤めを全うせんとするところです。よって事情を記 取し、修理工民匠等を責め悩まし、曼荼羅寺住僧を責勘するという有様に 曼荼羅寺にやって来て、僅かばかりの曼荼羅寺領の畠に対して地子麦を徴 うしたなか善通寺の所司である智暹等が数人を従え、 るとのことです。天を仰ぎ地に臥せ歓喜悦身の思いは限りありません。こ わって行った祈祷です。こうしている間今年夏に程祥房やその仲間たちが 俗に関わらずただ曼荼羅寺再興の志をお持ちになる人が参列し、供料を給 日法花講の勤行を行いました。 に同じくお大師さま御前跡である大窪御寺二箇所において、それぞれ一千 云うには、仁和寺松本御室(長信) して上申するところは以上の通りであります。 修治の勤は悉く懈怠しました。 願うところは人の貴賎に関わらず、 が仁和寺修造のため讃岐国に下向され 御室の裁定を望み乞い、このような (署判等略 新別当の命と称して また僧

(裏書)

念を押して署判する。(以下略) でを押して署判する。(以下略) である。少しも他の経費に用いてはならない。 となってに等の食料に充てるべきである。少しも他の経費に用いてはならない。 (地代に相当する部分は) 要茶羅寺領の田畠地代等について、善通寺三綱ら所司・大衆らが意のま

#### 解説

徴収を止め、(地代に相当する部分は)曼荼羅寺住僧善範の差配で仏聖灯る。善範の訴えをうけ、長信は曼荼羅寺領については善通寺側からの地代芳」と同一人物であり、この頃から善範と名乗り曼荼羅寺関係史料に現れ大州から修行の旅を続けて康平年間から曼荼羅寺の修造を担った人物「善収を仁和寺御室長信に訴えている。善範とは、【史料12・13】にも現れる修行僧善範は、曼荼羅寺領に対して善通寺別当の命で行なわれた地代徴

る「法務大僧正御判」に相当すると考えられる。 に和寺御室長信は善通寺・曼荼羅寺の本寺である東寺長者も兼ねていたこ に和寺御室長信は善通寺・曼荼羅寺の本寺である東寺長者も兼ねていたこ は、伽藍修理の造作料、工匠等の食料に充てるべきとの命を下した(裏書)。

に存在意義を主張する機会となっていたと考えられる。
う一千日法花講は、曼荼羅寺が弘法大師遺跡の道場として広く社会や行政の再興に力を尽くした人々の支援によって曼荼羅寺と大窪寺で催したといる「施坂寺」が【史料13・15】とともにここでも現れるのに加え、さらにる「施坂寺」が【史料13・15】とともにここでも現れるのに加え、さらに道場としての曼荼羅寺のあり方について、現在の出釈迦寺奥院に相当す

料とは直接結びつかなくとも、 中世の瓦等も発見されている。 行われていないため詳細は不明であるが、 の西堺境界地点に相当する五岳山最西の火上山尾根線近くには、現在も「大 荼羅寺背後の五岳山のうち、ちょうど中世善通寺領 所の大窪寺に比定する見解もある。しかし、曼荼羅寺の再興に力を尽くし の中世寺院跡については、 た大法会を開く場としても検討すべき寺院跡である。しかし、 窪」なる地名と共に「大窪寺跡」を呼ばれる寺院跡がある。発掘調査等も た人々が行う法会の場として遠方の大窪寺はふさわしいだろうか。 大窪寺については、直ちには詳らかにならない。四国遍路第八十八番札 発掘調査等今後の研究の進展が期待される。 本史料との関連で曼荼羅寺再興を機会とし 弘法大師遺跡との伝承が濃密な右の五 祭祀施設と思しき空間とともに (曼荼羅寺領も含め かりに本史 一方曼

#### 書誌

情報については【史料13】の「書誌」項を参照されたい。 (守田逸人)本史料の出典は、「東寺百合文書ユ函2」である。東寺百合文書の書誌

## 15 讃岐国曼荼羅寺僧善範解案

延久三年頃

(端書)

(裏書)

讃岐国曼荼羅寺僧善範解案 延久三年頃

京都府立京都学・歴彩館蔵(同館 東寺百合文書 WEB より)

請被殊蒙

鴻恩、為仏法興隆、糺返給可奉修造大師御行道所施坂御堂并

「案文等」

漫荼羅寺住僧善範解 (端書) 「万タラ寺善範写」 申請 留守所裁事

国宰等令奉行給之間、縦雖別当、忽不可徵地子、在地郡司承知、依件行之、

大掾佐伯

散位綾朝臣 | 在判

目代散位 在判

- 44 -

依无御入滅之後

翻刻

(端裏書一)

「讃岐善通寺文」

(端裏書二)

漫荼羅寺僧房一字、其夫工食料寺領畠地子麦、

為善通寺所司僧智千等

副進

今年俄被徵取、不奉遂修造子細愁之状、

法務大僧正御判并代々国判・留守所御判等一通(乗り)

謹案事情、件漫荼羅寺弘法本師之御自造仏堂也、

右善範、

修治、荒廃先了、而善範自始鎮西諸国修行間、件道場参詣、 為風雨数躰仏

像朽損奉見之、於不安心肝而修行、自去康平五年修造堂三宇、本堂·別堂·

施坂御堂等也、未懈怠、因之善通寺代々雖別当成下、□ 漫荼羅寺所領畠地

僅候地子麦徴取間

子物徵用、而智千等未下向給、於号善通寺新別当仰、 仍言上如件、 望請 留守所裁、

且為継大

且任先例、判免給、逐修造之本意、仍注事状、言上如件、以解、

師之御前跡、 乍有数材木、

不能修造堂并僧房、

(裏書)

橘 在判

紀宿禰 在判

#### 現代語訳

(端裏書・端書略)

留守所の御判等一通 留守所の御判等一通 電守所の御判等一通 の真に、大師御行道所施坂御堂ならびに代々の国判、 にことについて、仏法興隆の為に糺返し給わることを請い願う愁状、 たことについて、仏法興隆の為に糺返し給わることを請い願う愁状、 を通寺所 をが、善通寺所 のの世子をが、善通寺所 のの世子をが、善通寺所

このような事情を上申するところです。弘法大師様ゆかりの道場を継承す 坂御堂などです。(修造は)未だに怠けることはありません。こうした実 上申するところは以上の通りです。これをもって上申致します。(署判等略 るため、 修造のための材木を確保しつつも、堂や僧房の修造が出来なくなりました。 の命令と称して僅かばかりの曼荼羅寺領の畠地子を徴収したことにより、 た。ところが善通寺所司の智千等は未だ現地に下向せず、善通寺の新別当 績により、善通寺代々の別当は曼荼羅寺領の畠地子の徴用を免じてきまし 五年(一〇六二)から堂三宇を修造しました。その堂は、本堂・別堂・施 傷している様を拝見し、不安な気持ちを抱きながら修行を行い、去る康平 なりになった後には伽藍の修理を行わなかったために荒廃してしまいまし 右のことについて、善範が謹んでこの件に関する事情を調べてみると、 てこの曼荼羅寺の道場を参詣しました。風雨により数体の仏像が朽ちて損 た。そうしたところ善範ははじめ九州諸国から修行を行い、各地をめぐっ 荼羅寺は弘法大師さまご自身が開いた仏堂であります。弘法大師がお亡く 国庁留守所の裁定を望み乞うところであります。よって事情を記録し また先例の通りに免除の国判を頂いて伽藍修造の本願を遂げるた 曼

#### 裏書)

ない。在地の郡司はこれを了承してそれについて実行しなさい。(以下略)向ということであっても、忽ちに曼荼羅寺領から地子を徴収してはなら国司等が国務を執行している管轄下に置いては、たとえ善通寺別当の意

#### 解説

官人たちが公権力として免除を保障したことが示されている。に対する地代免除の先例を打ち破ったことを訴えた。裏書で讃岐国の在庁は、善通寺僧智千等が善通寺の新別当(長官)の命と称して曼荼羅寺領畠曼荼羅寺領畠の地代免除をめぐる訴訟関係史料である。曼荼羅寺僧善範

九州から修行の旅を続けた僧善範は、曼荼羅寺を参詣して康平五年、九州から修行の旅を続けた僧善範は、曼荼羅寺領島の地代徴収を不当な行為の証拠書類を提出しながら主張し、僧智千らによる地代徴収の免除を要けて実現してきたことを、過去に曼荼羅寺側が獲得した法務大僧正(東興の経緯について、善通寺や讃岐国から曼荼羅寺領島の地代徴収の免除をの証拠書類を提出しながら主張し、僧智千らによる地代徴収を不当な行為の証拠書類を提出しながら主張し、僧智千らによる地代徴収を不当な行為の証拠書類を提出しながら主張し、僧智千らによる地代徴収を不当な行為の証拠書類を提出しながら主張し、僧智千らによる地代徴収を不当な行為の証拠書類を提出しながら主張し、僧智千らによる地代徴収を不当な行為を表記して、書籍による地代徴収を不当な行為を表記して、書籍による地代徴収を不当な行為として訴えた。

が明確に「大師行堂所」とされている。 
『史料4』などからも善範が曼荼羅寺を参詣したのは、同寺が弘法大師 
る【史料4】などからも善範が曼荼羅寺を参詣したのは、同寺が弘法大師 
る【史料4】などからも善範が曼荼羅寺を参詣したのは、同寺が弘法大師 
のは、同寺が弘法大師 
のは、同寺が弘法大師 
のは、同寺が弘法大師 
のは、同寺が弘法大師 
のは、同寺が弘法大師 
のは、同寺が弘法大師 
のは、同寺が弘法大師 
のは、同寺が弘法大師 
のは、日寺が弘法大師 
のは、日寺が弘法大師 
のは、日寺が弘法大師 
のは、日寺が弘法大師 
のは、日寺が弘法大師 
のは、日寺が弘法大師 
のは、日本 
のは、 
のは、日本 
のは、日本 
のは、日本 
のは、日本 
のは、 
のは、日本 
のは、 
のは、日本 
のは、日本 
のは、日本 
のは、日本 
のは、日本 
のは、日本 
のは、日本 
のは、 
のは、

同四年九月に没していることから、この時期を遠く下らない時期の作成に三年(一〇七一)に法務僧正として東寺一長者に就き(「東寺長者補任」)、本史料は作成年月日を欠にするが、本寺として御判を下した長信は延久

#### 書誌

情報については【史料13】の「書誌」項を参照されたい。本史料の出典は、「東寺百合文書ユ函一」である。東寺百合文書の書誌

(守田逸人)

## 16 土佐国金剛頂寺解案 延久二年七月八日

	(إ	端裏書)
	京都府立京都	#学・歴彩館蔵
		文書 WEB より)
		. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
土佐国金剛頂寺解案 延久二年七月八日		

#### 翻刻

以同月廿二日恣抜捨件寺西坂本膀示、猥押領、抑奪殺生禁断之仏地、為田
奈半庄司時弘等、梟悪為宗、不知是非、忝背両度官符旨、更不用国司之奉行、
了、爰住僧等仰如民得王之喜、以去四月廿日立寺西坂本之膀示又畢、而件
旨、可令領知之由、被賜新官符於在国、随国司以同二年正月廿五日奉行已
力、纔及半作、仍以去延久元年八月十七日、重注此由奏聞公家、早任先符
数宇堂舎破壊、然間以去年七月十五日、根本薬師堂為大風被吹倒、改作無
止他妨、任本公験可領知官符已畢、雖然不承引件旨、猶以押領、不令修造
本公験注子細旨、訴申本寺、随本寺奏聞、公家以去天喜元年三月廿三日停
等被押妨領、是抂法之甚也、爰住僧等、以去永承六年十二月廿二日佛相副
各四至之間、宮地相隔三十餘町也、従件年越数十町西坂本修理山川田畠
西限川岸、北限野川、寺四至者、東限海岸、西限波祢中山、北限佐貴河、
免判、掠入田畠、猥称奈半庄内之領、尋件庄四至者、東限東山、南限海岸、
或庄司掠取、八幡少別当賴□国司藤原朝臣範基任終年、以去永承四年構成
修理、計其領知之年、漸経数百歳矣、而世及末代、人少信心、或国司収公、
各所施入山川田畠等也、仍任各施入本意、以件地利、備仏聖燈油、充堂舎
不論男女輙不乱入之道場也、是以始自国宰至于庶民、為仰当寺仏法之霊験、
行之砌、天人遊之処、明星来影之嶺也、因茲大師手造立薬師仏像、安置件嶺、
右、謹案旧記、件寺者 弘法大師祈下明星初行之地、智弘和尚真言法界練
恣抜捨寺西膀示、押領対□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
山川田畠等、為八幡領所奈半[
請被特蒙天裁、任両度官符旨、被[
土佐国室生戸金剛頂寺別当·三綱等解[
「土佐国室生戸官符又申[]
(端裏書)

猟魚捕之私領、制堂塔修理之杣山、作妻子遊戯之住所、若

聖代不断是愁、

奉祈 聖朝之宝祚、偏守教跡、遂大師之宿願、仍勒事状、謹請 処分、 又期何時哉、望請 天恩、各被対問所帯公験、被糺決非道之抂法、弥仰憲法、

延久二年七月八日 都維那法師能救

寺 主法師明雁

上 座法師泰好

別 当法師良明

#### 現代語訳

(端裏書略

きない道場です。この道場をきっかけに国司から庶民に至るまで、当寺の 薬師仏を造立し、この嶺に安置しました。男女に関わらずたやすく乱入で 星(金星)が来影した山嶺です。こういうわけでお大師さまが自らの手で 終年である永承四年 知した年を数えれば漸く数百年を経ています。ところが世は末代に及び、 地代は仏聖燈油に備え、 ころであります。ゆえにそれぞれの施入の目的どおりに、それらの土地の 仏法の霊験を仰ぐために、 ていたとき、天上界の人が遊学した処であり、弘法大師が修行した折に明 はじめて修行を行った地です。智光和尚が真言密教修練の苦行を積み重ね 右のことにつき、謹んで古い記録を調べて見ると、金剛頂寺は弘法大師が てしまいます。 人の信心が少なくなり、国司は所領を収公し、荘園の荘司は所領を掠め取っ 土佐国室生戸金剛頂寺別当三綱たちが上訴して申し上げます[] 特別な朝廷の裁定を頂き、二度にわたる太政官符の内容の通りに□ 恣に金剛頂寺領西牓示を抜き捨て、 山川田畠等を石清水八幡宮領奈半荘となし\_\_\_ 石清水八幡宮寺少別当頼兼は、 (一〇四九) 堂舎の修理に充ててきました。それらの所領を領 各所の山川田畠等を金剛頂寺に施入してきたと に国司免判を謀り取り、 押領□ 土左国司藤原朝臣範基の任 (金剛頂寺領の)

断である仏地を奪い、

田を狩りや漁労の私領となし、

堂塔修理のための杣

四月二十日に再び西坂本に金剛頂寺領の の行政執行をも受け入れず、 ところが奈半庄の庄司時弘等は、 がって土佐国司は同二年正月二十五日この命令の行政執行を実行しまし 趣旨の通りに金剛頂寺領を領知すべきとの新たな太政官符を賜わり、 月十七日に重ねてこの事情を記して朝廷に上申し、速やかに先の太政官の 纔に半分ほど作るに止まりました。それ故、去る延久元年(一○六九)八 七月十五日、 の修造がままならず、破壊に及んでしまいました。こうしているうち去年 引せず、なお押領を続けました。(このことにより)数字の金剛頂寺堂舎 に他の妨害を停止して本公験の通りに(金剛頂寺領を)領知するよう命じ 修理山川田畠等を横暴して領地にしてしまいました。このことは法を枉げ 隅の境界からすると、宮地とは三十餘町ばかり隔てています。(ところが 川岸を限り、 その領域の四隅の境界を尋ねると、 田畠を掠め入れて強引に石清水八幡宮領奈半荘内であると主張しました。 示を我意に任せて抜き捨てて猥りに押領しました。そしてもともと殺生禁 た。そこで る太政官符を発給しました。ところが石清水八幡宮はこの朝廷の決定を承 による朝廷への奏を経て、 本公験を添付して事情の詳細を記して本寺である東寺に上申し、 るにも甚だしいことです。そこで住僧等は、去る永承六年十二月十三日に 石清水八幡宮領奈半荘側は)その年から、そこから数十町をこえた西阪本 海岸を限り、 恐れ多くも二度にわたる太政官符の命ずるところに背き、 (金剛頂寺の) 住僧等は民の如く王の意向に大いに喜び、 根本薬師堂が台風のため吹倒されました。再建の力はなく、 北は野川を限るといいます。一方の金剛頂寺の境界は、 西は波袮中山を限り、 朝廷は去る天喜元年(一〇五三)三月二十三日 同月二十二日にその金剛頂寺領西堺の坂本牓 梟悪を専らにし、物事の道理をわきまえ 北は佐貴河を限っております。 東は山を限り、 (境界を示す)牓示を立てました。 南は海岸を限り、 さらに国司 本寺東寺 各の四 去る 東は 西は

を遂げることでしょう。よって事情を記し、謹んで処分をお願い致します。子様の安寧をお祈り申し上げ、また偏に仏の教えを守り、お大師様の宿願に合わない不法行為を糺して明らかにし、いよいよ法の裁きを仰げば、天断たないのであれば、いつ解決することが出来ましょうか。天子様のご恩断たないのであれば、いつ解決することが出来ましょうか。天子様のご恩山を占領し、妻子遊戯の住みかを作っています。もし天子様がこの愁いを山を占領し、妻子遊戯の住みかを作っています。もし天子様がこの愁いを

#### 解説

(以下略)

料3】)。本史料で示している「弘法大師祈下明星初行之地」:「明星来影之 阿波国大瀧嶽と土佐国室戸崎などで虚空蔵聞持法を修めたことが記されて 年間の創建と伝えられる。詳細な寺院の由緒については他に譲るが、 でに定着していた。 の系譜をひく寺院であるという伝承は、本史料作成時点の十一世紀後半ま 帰』に記された「弘法大師祈下明星初行之地」、 嶺」とは、空海著『三教指帰』の記述からきている。金剛頂寺が『三教指 ると「明星来影」と、 いる。そして同じく『三教指帰』序文によると、室戸岬で勤念に励んでい 大師の著作『三教指帰』(延暦十六年十二月一日)序文によると、空海は 在四国遍路第二十六番札所である金剛頂寺 虚空蔵菩薩の化身である明星が来影したという(【史 あるいは「明星来影之嶺」 (高知県室戸市) は、 弘法 大同

なお、本史料は現在京都府立京都学・歴彩館「東寺百合文書」として伝えると、室戸岬は早い時期から「四国辺地」の巡礼地であった可能性が高い。(『今昔物語集』巻三一第十四)が平安中後期までに定着していたことを考に加えて、本史料集【史料2】に現れるような、修行僧による「四国辺地」語る史料は存在しない。しかし右の空海自身による室戸岬での修行の記録語の地が巡礼地としてどのように広がりをみせていったのか、多くを物

までに東寺に伝来していた。

「大四三~一七二四)が百個の桐箱を保存容器として東寺に寄付田綱紀(一六四三~一七二四)が百個の桐箱を保存容器として東寺に寄付田綱紀(一六四三~一七二四)が百個の桐箱を保存容器として東寺に寄前来している。東寺は言うまでもなく空海創建にかかる京都の密教寺院であ来している。東寺は言うまでもなく空海創建にかかる京都の密教寺院であ

送っていたと考えられる。

並のでいたと考えられる。

本史料が東寺に伝来した背景は、史料本文中に「以去永承六年十二月本史料が東寺に伝来した背景は、史料本文中に「以去永承六年十二月に本寺本の朝廷とのネットワークなど、東寺の政治力を期待して東寺を頼り訴訟を運んでいた。そのため本案件について金剛頂寺が永承六年十二月に本寺を運んでいた。そのため本案件について金剛頂寺が永承六年十二月に本寺を運んでいたと考えられる。

ろうとしていた。
でれその由緒を主張し、東寺がもつ政治力を頼って東寺末寺として乗り切りあげている讃岐国善通寺・曼荼羅寺など、弘法大師ゆかりの寺院はそれけての時期には日本列島規模で土地紛争が頻発しており、本史料集でも採荘園制への展開という社会状況のなか、十一世紀半ばから十二世紀にか

#### 書誌

情報については【史料13】の「書誌」項を参照されたい。 本史料の出典は、「東寺百合文書モ函二」である。東寺百合文書の書誌

(守田逸人)

## 17 大師御行状集記

#### 校訂本文

土佐国金剛定寺結界条第十六

藍」、題」額号二金剛定寺」、於二其悪魔」、同国波多郡足摺崎被二追籠」云々、之処、競発魔縁致二妨難」、万々種々、爰為」果二宿願」、於二此地」遂建司立伽大師於二室生崎」、雖」得二悉地」、双崎同依」為二勝地」、被」建司立一伽藍二金剛定寺、与二室生戸」、土州南浜、望二南海二二崎也、東西相去卅有余町、

## 金剛定寺御乞食条第十七

大師御筆↑書↘銘、以↘此為;;明鏡↑、具如↘文帰;]住房↑、如↘是送;;年月↑、是名;;金剛定寺御乞食↑、此料有;;二袋↑、以;元(中),在房,、如↘是送;;年月↑、是名;;金剛定寺御乞食↑、此料有;;二袋↑、以;元(中),在物収;;寺家↑、寺中、安剛定寺、是於;;無縁所↑、不△被△支┐配住僧供料↑、請;;官裁↑、准△勅、金剛定寺、是於;;無縁所↑、不△被△支┐配住僧供料↑、請;;官裁↑、准△勅、金剛定寺、是於;;無縁所↑、不△被△支┐配住僧供料↑、請;;官裁↑、准△勅、

## 於||土佐室生戸||伏|||去毒龍異類衆||条第十八

擬」妨二行法一、 及二于今一、每~臨二暗夜一、 如、照二衆星之暉 | 赫奕、見 |此海岸之辺|、 室生崎臨||南海|無||辺際|、指| 為以伏山彼等」、 持念修行之間、 |此暉光|、異類悉成||怖畏|、隠没不||出現||云々、 磯浜石有;;暉曜;云々、 吐¬散涕唾」、其呪咈普付¬留磯浜辺之石」、 臨」夜頻従::海中:、 |補陀落|為レ儔、 引 出現毒龍幷異類之形、 鉄囲山 一為レ限、 而於

(『弘法大師伝全集』一による)

#### 訓み下し文

土佐国金剛定寺結界の条第十六

籠めらると云々、 電師定寺と室生戸とは土州の南浜に南海を望む二つの崎なり、東西相去金剛定寺と室生戸とは土州の南浜に南海を望む二つの崎なり、東西相去金剛定寺と室生戸とは土州の南浜に南海を望む二つの崎なり、東西相去金剛定寺と室生戸とは土州の南浜に南海を望む二つの崎なり、東西相去

## 金剛定寺御乞食の条第十七

帰る、 ひ、 食す、食し畢れば次に維那槌を打ち、衆僧等施の報恩了りて、 恒例と成す、件物は寺家に収め、 袋有り、大師の御筆を以て銘を書く、此を以て明鏡と為す、 金剛定寺は、是れ無縁所にして、住僧の供料を支配せられず、 勅に准じて、当国隣国を往反する舶より、皆粮料を乞ひ、 是の如く年月を送る、 是を金剛定寺御乞食と名づく、 寺中の衆僧食堂に集会し、 具に文の如し 日に一度一坐 此料に二つの 各々住房に 施与するを 官裁を請

## 土佐室生戸に於て毒龍異類衆を伏し去る条第十八

て出現せずと云々、今に及ぶまで、暗夜に臨む毎に、 暉を照すが如く赫奕たり、 りに海中より出現せる毒龍幷びに異類の形、 と云々 するため、涕唾を吐散す、 きて限と為す、而るに此の海岸の辺に於て、持念修行の間、 室生崎は南海に臨みて辺際無し、補陀落を指して懤と為し、 其の呪悌普く磯浜の辺の石に付き留り、 此の暉光を見て、 異類悉く怖畏を成し、 行法を妨げんとす、 磯浜の石に暉曜有り 夜に臨みて頻 鉄囲山を引 彼等を伏 衆星の 隠没し

#### 現代語訳

## 土佐国金剛定寺結界の条第十六

国波多郡足摺崎に追ひ籠められたということだ。ところ、魔物が次々に現れ、さまざまな妨害をした。大師は宿願を果すため、ぶこの岬(行当岬)はいい場所だったので、一つの伽藍を建てようとしたまこの岬(行当岬)はいい場所だったので、一つの伽藍を建てようとしたをころ、魔物が次々に現れ、さまざまな妨害をした。大師は宿願を果すため、東西に三十町あまり離れている。大師は室戸岬で悟りを得たが、それと並東間定寺と室生戸とは土佐国の南の浜にあって南海を望む二つの岬で、

## 金剛定寺御乞食の条第十七

いて、それを証拠としている、すべて文章の通りである。金剛定寺は無縁所(非世俗の場所)なので、住僧の食料を確保できない。金剛定寺は無縁所(非世俗の場所)なので、住僧の食料を確保できない。金剛定寺は無縁所(非世俗の場所)なので、住僧の食料を確保できない。金剛定寺は無縁所(非世俗の場所)なので、住僧の食料を確保できない。金剛定寺は無縁所(非世俗の場所)なので、住僧の食料を確保できない。金剛定寺は無縁所(非世俗の場所)なので、住僧の食料を確保できない。

## 土佐室生戸で毒龍異類衆を伏し去る条第十八

ているということだ。 室戸岬は南に果てしなく海が広がり、補陀落や鉄囲山(須弥山をめぐる 室戸岬は南に果てしなく海が広がり、補陀落や鉄囲山(須弥山をめぐる 室戸岬は南に果てしなく海が広がり、補陀落や鉄囲山(須弥山をめぐる

#### <del>牪</del>説

二十一年(九二一)の弘法大師の諡号下賜以降、空海伝の数が増え、また 寺が往来する船に食料を乞うたという金剛定寺御乞食の話は以後の大師伝 八十九条には、 や異類のほかに、飛行三鈷、 師御行状集記』も同様であり、ここに掲げた金剛定寺の魔物、 第九(五筆和尚・即身成仏など)のように、その傾向が顕著になる。『大 神話化・伝説化が進む。とりわけ院政期になると、『今昔物語集』巻十 毒龍や異類が妨害したという話は以降の大師伝に受け継がれていく。 にあまりみえないが、金剛定寺建立を魔物が妨げた、室戸で大師の修行を 金剛定寺御乞食、室戸岬での毒龍・異類の調伏の三箇条を掲げた。 こには金剛定寺(第二十六番札所金剛頂寺、すぐ南に行当岬がある)の建立、 『大師御行 状态 大師が善通寺・曼荼羅寺を建立したとある。 集記 は平安末期の大師伝で、一〇三箇条からなる。 東大寺大蜂などの話がみえている。 室戸の毒龍 なお、 金剛定 第

#### 書志

智院本とを校合したもの。全集一』所収本は、『続群書類従』所収本と、醍醐寺三宝院本、高野山正が入定して二五五年目の寛治三年(一○八九)に成立した。『弘法大師伝撰集者は東寺長者の経範(一○三一~一一○四)。序文によると、空海

(寺内浩)

#### 翻刻

### 阿波國大瀧寺縁起

鎮守下一、共一為一鷲嶺一會之聴衆下一、 不如速"捨"二一生"身命"一、将"加"二世之佛力"一、 辰巳之中心゚゚「、三重シ霊崛各シ衆徳圓備セッ、遙゚゚受ッ無熱地流ッ「、瀧水自ッ出 日く二影向ス、 銀漠ッ天仙遊化ス、蘿幅ニ廻テ金輪 | 龍神棲息ス、 生さ『成師檀』、世さ『弘』佛法』|而巳、 是^故予前"来ケ而遙"待ッ||菩薩之出世ッ|、君後"應シケ而方「満||弟子所願ッ|、 ヮ宿意 ヲ 」、君 ┗ 与我 」 曠劫之結縁尤 ゼ是深 シ、 若少つ神童之致「巡礼り」、老翁つ神化之謁シテ」行路二一、互ニ語・往縁り 聞持之秘法"一、十五=シーテ求二悉地成就之霊所"」、遂=阿波國到テート焼山ー麓=|、 以満虚空蔵 | 而為本尊、 一、練行遙 素意ヲ」、開キ」明星天子之玄軌ヲ」、即攀ヲ登ョ阿國ヲ嶽ニ」、獨ヲ經」 ッ、方"放于!!明星天之光"|、紫雲常"聳ヶ、 ッ|、登^||中嵩゚|、紫微宮之妙見夜〻゚應降シ、臨^南嵩゚|、補陀落之観音 迹於日域〉朝二,、遂ヶ再會於霊部卿二,、是則寶龜五年寅、受二生於讃州多度 右大瀧寺者、一天帰依之霊場、三地應迹之聖跡也、桓武天王之開。花構ヲ ·郡屛風 / 浦二、延暦五年寅、 二此砌ラ、 ヶ願ハ☆宿習ョ 身二除す □送テ月ヲ」、薫修惟レ累ヌルニ||日ヲ」、 加之或、廻っ 能っ行き佛法ョー、 ヶ絹綿ッ住シ<sub>!</sub>|本尊之威儀ニ|、口斷テ||槳穀ッ 高祖大師之致玉草創明也、 機縁未熟也一、 |丑刁之半腹"|、八大童子及諸天来坐"、 傳二法於和州卷尾寺石渕流》,、十三三シテ受明星 須ヶ得ウ二悉地ョニ云、 同期ス||龍華三會之値遇ッ|、垂ン||應 進ヶ思ヘハニ、 観レハ夫レ當山ノ為ク躰」、葱嶺挿デニ 弟子将"獻上」彼,地,、菩薩永 昔一与今,多生一芳昵更一不浅,、 勝利曾『無』悉地未現也」、爰 谿:開\*数幅ヲ|嶺:化ス||三増 崇ヶ二和食/明神ョ 来世」値遇ョ」有憑"」、 如是 | 受 = | 和食明神之 即遁步二居步於石室上一、 観べ自心之瑜伽り 一行ス大瀧 亦当デニ 一共三述 一而為 \_ 也、

-一 也、 之勅命『,、藤原之朝臣賀能奉ル『勅使』,、辞シァ;」九重之月』、凌シァ;「万里之 于時同二十三年五月十二日御年三十一ニシテ,,、賜テ,入唐之宣旨ヲ、 '-|學^;;大少乗,、于時延曆十七年五月日、應<sup>^</sup>;;桓武天王之御願<sup>-</sup>,、阿波 之曆沾洗三月之天、遂 成仏之奇特》」、専承『二釋迦之佛勅》」、 擲デ៲|二胋於紫雲゚゚|、ドジ|生身入定之地ダ|、浮デ||一柴於蒼海゚゚|、渡ズ|自 尊二,、受二二會之誓約ヺ、今遇ヹヺ青竜寺之和尚二,、學习兩部之大法ヺ、 浪》, 、届"福州之津", 、到"長安之城", 即謁》,皇帝", 、方"求', 知識之處 之宿願"一、致玉と皇帝永代之歸依"、寄二進"那賀山"一、興二隆玉"大瀧寺" 尊〉数躰之形像뾧一、安一置丟了山上山下二五所之伽藍뾧、 國司藤原朝臣文山謹『承『綸旨』,、建當伽藍』,、爰『大師自『彫 落シ|髪鬚ッ|、入ショッワ桑門|巳来、返テ在テ花落ニ|、習||内外典ッ、将ニ入李唐 暗ラ|教法/文義ニ|、二九ニシテ兮肇テ習ヒ|毛詩ラ|交ハ槐市ニ|、二十ニシテ兮遂| 刹二也、 偏重シ法ヲ一輕シ命ヲ、 未二墜が地"一、五尺之寶剱忽"降が天"り一、即飛が于室内"一方"立"一壇上"一、 是則捨テ、命ヲ 忽"| 擲 / | 身於巖洞 " | 、于時護法受 / | 之 " | 、以接足 > 諸佛助 "之 " | 摩頂 > 、 之影向。」、移テ二大瀧之月。」、 ティ天命ヲィ忝ク對ティ龍顔ニィ、能ク凝シィ自心頓覺之秘観ヲィ、忽ニ顕ショスノ即身 心成仏之教》|、既"果"||入唐求法之願"|、 永摧夕||三韓之怨讎ヺ|、當三知神通乗之金剛也、 永ヶ留,||大瀧之聖跡:|、遂:納朮||不動之霊崛:|、専ッ扶ケ||一朝之静謐ッ|、 専ラ課セティ恵果和尚ピ「、今ム習」・真言密教ヲ「、是則昔随テ。 遊シム|神於都率/雲上"|、麁冀クハ坐カラ||三會之雲"|、 諸天助ッ之ッ |、方ニ得大法ッ |、自厥 | 已来方ニ得ッ一切ノ智恵ッ |、不 釋王愍;之,遂二■二教,半偈,、神童」今、為三大法/」歸、命於佛陁 預『|諸天之加護』|、投『身』|得||悉地之果生』|、一心之懇篤 捨ァ、身ョ,歸、道ニ,、雪童ノ昔、求・半偈ョ,与フ,身於羅 「入金剛定」, 檢二知セン処会ノ之遺跡ョー、 永ヶ坐石巌 将 ニ 補 ー 施シェフ二島朝興法之徳ヲ」、即蒙 豈非ス虚空蔵ノ宝剱ニ哉、 ▽崛ニ | 、ト テ | 居於高野 / 樹 |弥勒之化儀ෟ|、 是則酬";弟子多生 是則酌 不二闕ヵ日き |黒鷲嶺之世 |刻シ諸佛諸 承和二廻 - 流 = 尋源 預り留學 是

承和三年三月

H

注 返り点、送り仮名、ルビは原史料による。

#### 訓み下し文

阿波国大瀧寺縁起

見夜々応降し、 是の故に予前に来たりて遥かに菩薩の出世を待つ、君後に応じて方に弟子 じく竜華三会の値遇を期す、 中心に当りて、 神棲息す、谿に数崛を開き嶺に三層を化す、中嵩に登りては、 山の躰と為し、 述ぶ、君と我と曠劫の結縁尤も是深し、昔と今と多生の芳昵更に浅からず、 法を和州巻尾寺石淵流に伝ふ、十三にして明星聞持の秘法を受く、十五に ぐ、是則ち宝亀五年甲寅、生を讃州多度の郡屛風の浦に受く、延暦五年丙寅、 ふなり、 構を開くなり、満虚空蔵を以て、本尊となす、高祖大師の草創を致し玉 巡礼を致す、老翁の神化の行路に謁して、 して悉地成就の霊所を求む、遂に阿波国焼山の麓に到りて、若少の神童の いは丑寅の半腹を廻りて、 所願を満つ、 大瀧寺は一天帰依の霊場、三地応迹の聖跡なり、桓武天王(皇) 和食の明神を崇めて鎮守となす、共に鷲嶺一会の聴衆となす、 葱嶺銀漢を挿みて天仙遊化す、蘿は崛に金輪を廻らして龍くられいぎんかん \* ごは\*\* 南嵩に臨めば、 三重の霊崛各衆徳円備せり、 生々に師檀と成し、世々に仏法を弘むのみ、 応迹を日域の朝に垂れん、再会を雲部郷に遂 八大童子及び諸天来たりて坐す、 補陀落の観音日々影向す、 互いに往縁を語りて共に宿意を 遙に無熱地流を受けて、 しかのみならず、 観れば夫れ当 また辰巳の 紫微宮の妙 滝水 の花 (給) 同

留学の勅命に預かり、 皇帝永代の帰依を致し玉 山上山下に五所の伽藍を安置し玉 綸旨を承り、当伽藍を建つ、爰に大師自ら諸仏諸尊の数躰の形像を彫刻し、 年五月日に、桓武天王 落に在り、内外典を習ふ、将に李唐に入りて大小乗を学ぶ、時に延暦十七 市に交はる、二十にして遂に髪鬚を落し、桑門に入しより巳来、 仏陁に帰命するなり、諸天はこれを助け、方に大法を得、自ら厥已来方に 是れ偏に法を重く命軽し、身を捨てて道に帰す、雪童の昔は半偈を求め身 を摧く、當に神通乗の金剛を知る也、 まり、遂に不動の霊崛に納まる、専ら一朝の静謐を扶け、 ちに天より降て、即ち室内に飛びて方に壇上に立つ、永く大滝の聖跡に留 投げて悉地の果生を得、一心の懇篤はいまだ地に墜ちず、 習を願ふは、機縁未だ熟せず、 威儀に住し、口に槳穀を断ちて、自心の瑜伽を観す、練行遙かに月を送りて、 阿国の嶽に攀じ登りて、 と云々、 献ずと、 自ずから出づ、方に明星天の光を放ち、紫雲常に聳え、弟子将に彼の地 ક્ を羅刹に与ふなり、釈王これを愍み遂に半偈を教ふ、神童の今大法を為 仏これを助けて以て摩頂す、是れ則ち命を捨て諸天の加護に預かり、 石室に遁て、忽ちに身を巌洞に擲ち、時に護法これを受く、以て接足し諸 速やかに一生の身命を捨つるにしかじ、将に三世の仏力を加ふ、即ち居を 薫修惟れ日を累ぬるに、 切の智恵を得て、教法の文義に暗からず、二九にして肇て毛詩を習ひ槐 時に同二十三年五月十二日御年三十一にして、入唐の宣旨を賜りて、 是の如く和食明神の素意を受けて、明星天子の玄軌を開き、 菩薩永く此の砌を卜して、能く仏法を行ひし、 藤原の朝臣賀能勅使を奉るに、 (皇 勝利曾て悉地なく未だ現せず、爰に神童退きて宿 独り大滝の嶺に経行す、身に絹錦を除き、 (給) の御願に応じ、 ひ、那賀山を寄進し、大瀧寺を興隆 進みて来世の値遇を憑み有らんと思へば、 (給) ふ、 豈に虚空蔵の宝剱にあらざらんや 是則ち弟子多生の宿願に酬ひ、 阿波国司藤原朝臣文山謹んで 九重の月を辞して、 須く悉地を得べし 永く三韓の怨 五尺の宝剣は忽 し玉 返りて花 本尊の 即ち (給

遇ひ玉 持を行ひ玉 三月の天、遂に金剛定に入り、 専ら釈迦の仏勅を承る、 是れ則ち昔黒鷲嶺の世尊に随ひて、三会の誓約を受く、今青竜寺の和尚に て将に上聖に至らしむのみ、 仏意の聴許を垂れ玉(給) 注すのみ、是れ則ち古今の憤を写し、凡聖筆を交へ、天命測り難きと雖も、 て源を尋ね、形を見て影を知るもの歟、 欠かさず、大滝の月に移りて、処々の遺跡を検知せん、是れ則ち流を酌み に対し、能く自心頓覚の秘観を凝し、忽に即身成仏の奇特を顕し玉 を果たして、帰朝興法の徳を施し玉(給)ふ、即ち天命を蒙りて忝く龍顔 地を卜す、一柴を蒼海に浮きて、自心成仏の教を渡す、既に入唐求法の願 万里の浪を凌がして、福州の津に届き、長安の城に到りて即ち皇帝に謁し しく在世に仕えて、慥に其の誠言を承りて泣く、滅後に在て粗彼の遺訓を して、神と都率の雲上に遊ぶ、 方に知識を求むの処、専ら恵果和尚に課せて、真言密教を習はしむ、 (給) ふ、弟子の真然今彼地に来りて、 ひて、両部の大法を学ぶ、三貼を紫雲に擲ちて、生身入定の 将に弥勒の化儀を補わんとす、 鹿冀わくば三会の雲に坐し、 ®®®®に発 先規を摸して永く後代に伝えよ、下愚をし 永く石巖の崛に坐す、居を高野の樹下にト 大師の本願は此山に在りて、 明星天を修む、 承和二廻の暦沽洗 日々の影向を (給) 時に親 求聞 ؠٛڿ

承和三年三月 日

仮名と一致しないところがある。注諸本も参考に訓み下し文を作成した。したがって翻刻の返り点、送り

#### 解説

は「阿波国大瀧寺縁起」という名称になっていることを踏まえ、本史料集の二つに分かれる。中世以前の写とされる龍門文庫本と図書寮九条家本でる。まず名称について、「阿波国大瀧寺縁起」と「阿波国太龍寺縁起」と阿波国太龍寺縁起については、原本は存在せず、複数本の写しが現存す

島県阿南市)の寺院名称ともかかわり、今後の検討を待つ。 は後の時代の写本にみられる名称と考える。太龍寺(第二十一番札所、徳料19)の「大瀧寺」という表記と共通する。推測を許していただけるならば、料19)の「大瀧寺」という表記と共通する。推測を許していただけるならば、料19)の「大瀧寺」という表記と共通する。推測を許していただけるならば、では九条家本の「阿波国大瀧寺縁起」を底本とした。この大瀧寺の名称に

二年の金剛周照著 学講談所) 寺縁起」、 の「長範太龍寺再興記」である。 抄秘勅』、 とされる『舎心山太龍寺縁起』、長禄二年の金剛周照著 愛知県西尾市の岩瀬文庫本は承和三年の真然僧正著とされる「阿波国太瀧 ところ定かでない。多和文庫本(阿波文庫)は群書類従本と同じ構成である。 好越前守書状」の六本の文書が合本されている。その合本の経緯は現在の 制」、建治二年(一二七六)十二月十五日の「裁許条々」、年欠九月の 十三日の「舎心山太龍寺縁起」、長禄二年(一四五八)の金剛周照著 範太龍寺再興記」、 類従本(宮内庁書陵部蔵)は、承和三年九月十三日の真然僧正著とされる 文書で構成され、諸本ごとに構成の内容が異なる。最も流布している群書 太龍寺縁起」、 心山太龍寺重抄秘勅』、寛元三年(一二四五)三月十一日の 波国太龍寺縁起」とする他の諸本の場合は他の文書との合本による複数 **- 阿波国太龍寺縁起」に続いて、長治元年(一一〇四)八月二十五日「長** (八三六)の真然著「阿波国大瀧寺縁起」の一文書のみで構成されるが、「阿 「阿波国大瀧寺縁起」とする龍門文庫本と図書寮九条家本は 長治元年の「長範太龍寺再興記」から成る。国立国会図書館 承和三年の真然僧正著とされる「阿波国太龍寺縁起」 本と真福寺大須文庫本はほぼ同じ構成で天長二年の金剛遍照著 金剛遍照著とされる天長二年の「舎心山太龍寺縁起」、長禄 『舎心山太龍寺重抄秘勅』 金剛遍照 (空海) 著とされる天長二年(八二五) 太龍寺には真然僧正著とされる の各写がある。 『舎心山太龍寺重 諸本において 「山林殺生禁 承和 長治元年 「阿波国 (和

しの際の誤写等によって生じたのであろう。 文字に違いがみられるが、内容そのものに大きな差異はない。おそらく写

高僧真然を著者に仮託したものである。
「阿波国大瀧寺縁起」の作成時期は、文中に「高祖大師」という文言「阿波国大瀧寺縁起」の作成時期は、文中に「高祖大師」という文言「阿波国大瀧寺縁起」の作成時期は、文中に「高祖大師」という文言

年数をあけずに連動するかたちで大瀧寺開創伝説が作られたのであろう。 蔵求聞持法の聖地として崇められていたために、 院を建立することは事実として受け入れがたい。おそらく大瀧寺が、 空海の聖地としての大瀧寺 までは、 る『三教指帰』の執筆の翌年に当たる。その後空海は同二十三年 他に勝ることをもって、 延暦十七年(七九八)は、 さらに天皇から那賀山が寄進され、 弘法大師自らが数体の諸仏を造立して、山上山下に五箇所の伽藍を安置し、 海著『三教指帰』と相違する。また大瀧寺の創建について、 虚空蔵求聞持法の存在を知らされ、大滝に攀じ登り修行したことを記す空 海が槙尾山に伝わる虚空蔵求聞持法の存在を知るのを十三歳の時とするこ に留学僧として渡唐し、 (七九八)に桓武天皇の御願により、阿波国司藤原朝臣文山が伽藍を建立し、 空海の生涯の活動に触れながら、大滝での修行の経緯を中心に弘法大師 空海が十五歳に官人の道を目指して京に上り、十八歳の時一沙門から その求聞持法の修得のために大滝で修行するのを十五歳とすること 無名の僧であったことから、 師恵果から密教の両部大法を伝授されて帰朝する 仏門の道へと進むことを示した出家宣言ともされ 空海が儒教・道教・仏教の三教のなかで仏教が (現太龍寺)の重要性を記した縁起である。 大瀧寺は興隆したとする。 それ以前に桓武天皇の帰依を得て寺 空海のその修行の時期と この創建の 延暦十七年 (八〇四) 虚空

史料編纂所データベースで公開されている。原史料の所蔵者は宮内庁書陵部である。その画像については、東京大学

(大石雅章)

## 19 康和五年八月十六日阿波国大瀧寺(現太龍寺)所領注進状

阿波国大浦	詿寺	(現太	龍寺)	所領	注進状	康和五年	<b>羊八月</b> 日	一六日
	太龍	寺蔵	(画像	提供	徳島県	立博物館	言)	

#### 翻刻

阿波國大瀧寺所領□□□畠荒野事	注進

<u>[</u> ]	U E	在那西那	í
限南寺山岸國坂	限東柑子谷□	郡吉井賀□□	
	限西□食山		

起、弘法大師之初行霊山也、奉仰憑(□□□)幾哉、不知千万、於東寺別 右件寺領田畠荒野、任 (□□□)領知之理、所司等検注言上如件、

抑當山

康和五年八月十六日 蜂田安常 兼又勤仕本寺役耳、仍為後日證文、注子細耳、

以解、

院既以数百歳、敢無他妨哉、早任道理、被仰国衙、開発荒野、相加寺家修理

僧礼能

(花押

(花押

大瀧寺別当救命 花押

僧妙真 花押

藤原近國 (花押

#### 訓み下し文

注進す

阿波国大瀧寺所領(虫損)畠荒野の事

合わせて

那西郡吉井賀(虫損)に在り

四至は、東を限る柑子谷、西を限る□食山

南を限る寺山岸国坂、北を限る宮谷津□峰

右、 損)千万知らず、東寺別院に於いて既に以て数百歳、敢えて他の妨げ無し、 すること件の如し、抑も当山の起こりは、弘法大師の初行の霊山なり、(虫 件の寺領田畠荒野、(虫損)領知の理に任せて、所司等が検注し言上

- 56 -

兼ねてまた本寺役を勤仕するのみ、仍って後日証文のため、子細を注すの早く道理に任せて、国衙に仰せられ、荒野を開発し、寺家の修理を相加へ、

み、以て解す、

康和五年八月十六日

蜂田安常 (花押)

僧礼能 (花押)

大瀧寺別当救命(花押)

僧妙真(花押)

藤原近国(花押)

#### 現代語訳

注して(本寺東寺に)上申します。

阿波国大瀧寺の所領である(虫損)畠荒野のことです。

合わせて

那西郡吉井賀(虫損)に在ります。

四方の境は、東は柑子谷を境とし、西は□食山を境とし、

の役人が検注して、(本寺東寺)に申し上げること以下であります。右は、その寺領である田畠・荒野は(虫損)領地の道理に従って、(大瀧寺)南は寺山岸国坂を境とし、北は宮谷津峰を境とす。

子細を注し、以て上申します。
寺の修理費用に相加えて本寺への役負担のみです。よって後の証文として、けたことはない。早く道理に任せて、国衙に命じられて、荒野を開発して、千万を知らない東寺別院としてすでに数百年経ち、敢えて他から妨げを受そもそも大瀧寺の起こりは、弘法大師が初めて修行した霊山である。(虫損)

康和五年八月十六日

蜂田安常(花押)

僧礼能 (花押)

大瀧寺別当救命 (花押

解説

藤原近国

(花押)

園 野を大瀧寺領として確定した立券の過程で作成された文書であろう。文書 反映した重要な文書である。 窺われる(【史料12・13・14・15・16】)。この注進状は平安後期の社会を の大瀧寺だけでなく、善通寺・曼荼羅寺・金剛頂寺においてもそのことが ら寺領経営によって財政的に支える中世領主寺院へ変わるために、寺領 また、本寺東寺側においても、 東寺を介して朝廷・国衙に働きかけることも必要であったと推測される。 よる開発の有無が、寺領の成立の鍵となっていたといえよう。そこで本寺 瀧寺修理費用と東寺本寺役の目的として設定されたことがわかる。国衙に によれば、国衙に命じて荒野を開発することによって生まれた寺領は、大 書である。寺院側と国司側とで文中に示された那西郡吉井加茂の田畠・荒 救命等僧俗五人の所司が、本寺東寺宛てに大瀧寺所領について注進した文 康和五年(一一〇三)に東寺別院(東寺末)である阿波国大瀧寺の別当 の確保が必要で、 地方の末寺を核に寺領の形成がなされた。当該史料 国家から財政的保証される古代官寺寺院か

の背景を「長範太龍寺再興記」から知ることができる。川五カ荘の寄進を得て太龍寺が再興する経緯が記されている。本史料作成川五カ荘の寄進を得て太龍寺が再興する経緯が記されている。本史料作成川五カ荘の寄進を得て太龍寺が再興記」には嘉保二年(一〇九五)の大地震(嘉月二十五日「長範太龍寺再興記」に収められた長治元年(一一〇四)八また、群書類従本「太龍寺縁起」に収められた長治元年(一一〇四)八

#### 書誌

「阿波国大瀧寺所領注進状」について、原本か写か、さらには後の作か、

る。 とみなす見解がある。現在のところ那西郡の成立時期をもって、この文書 らの海部郡の分立は寿永四年以前であり、 勒菩薩坐像銘の「阿波国海部郡福井里大谷」という銘文により、 それ以前の康和五年(一一〇三)の当該注進状に 郡から海部郡や那西郡・那東郡が分立するのは、嘉禎三年以降であるとし、 位の組織等に宛てる解状の様式となっていることから疑義が指摘されてい 式をとりながら、書き止めが「以て解す」という古代以来の下位の者が上 の真偽を問うことは困難である。 いることを問題とする。一方寿永四年(一一八五)正月二十八日の線刻弥 官宣旨「当院領管阿波国那賀郡海部并浅河牟岐参箇郷事」を根拠に、 諸説が分かれている。まず、書き出しが「注進」で始まる中世の注進状様 また、文中の 「那西郡」について、嘉禎三年(一二三七) 那東郡・那西郡の分立も同時期 「那西郡」が記載されて 五月四日の 那賀郡か 那賀

ては今後の検討が待たれる。 作成に近い時期に写された写とみなして掲載するが、本史料の真偽につい偽文書と判断することにも躊躇を覚える。本史料が原文書かもしくは文書た阿波という地方からの上申文書であることから、様式を厳密にあてはめ文書様式については、古代から中世への移行期の文書であることや、ま

本資料は、『平安遺文』古文書編第四巻に一五二三号として所収されて

(大石雅章)

#### 校訂本文

大師遺法滅時、此石可ゝ墜矣、木無ゝ生、海端有;一石;、在;石上;、欲ゝ墜不ゝ墜、号;念願石;、俗又伝云、大師埋;七宝;、期;三会;也、後世訛曰ゝ塩 、其地有;経行之迹;、草讃岐国建;立善通曼荼羅両寺;、止住練行、尤聖迹多、有;塩峯;、土俗伝云、

為」之免,波濤之難「為,船安穩」置之(中略)奉」守「護大師」之旨」、仍同船所」渡来」也、又彼山麓堀」大湊」、往反之船、本」守「護大師」之旨」、仍同船所」渡来」也、又彼山麓堀」大湊」、往反之船、土左室生門崎崇 | 叢祠 | 、号」,御厨戸明神 | 、大師帰朝之時、彼神示ட可」

(『続群書類従』第八輯下による)于」今相全不二朽壊」、経行之跡、沙草無」生、又有二御手迹之額」、于」今相存、峯」云々、澄崇暁望二四遠」、伊讃土三州、如」在二足下」、奉」造二率都婆」、阿波国高越山寺、又大師所」奉二建立」也、又如法奉」書二法華経」、埋二彼

#### 訓み下し文

大師の遺法滅する時、此石墜つべしと、 と曰ふ、其の地に経行の迹有り、草木生ふる無し、海の端に一石有り、石と曰ふ、其の地に経行の迹有り、草木生ふる無し、海の端に一石有り、石と曰ふ、其の地に経行の迹有り、草木生ふる無し、海の端に一石有り、石道(峯)

置く、船の安穏の為に之を請ふ)(中略)麓に大湊を堀る、往反の船、之が為に波濤の難を免る(大師御袈裟を留め師を守護し奉るべきの旨を示す、仍て同船し渡来する所なり、又彼の山の土左室生門崎に叢祠を崇む、御厨戸明神と号す、大師帰朝の時、彼神大

無し、又御手迹の額有り、今に相存す、が如し、率都婆を造り奉る、今に相全く朽壊せず、経行の跡、沙草生ふる彼の峯に埋むと云々、澄崇の暁に四遠を望むに、伊讃土三州、足下に在るで、返馬の時に四遠を望むに、伊讃土三州、足下に在る阿波国高越山寺、又大師建立し奉る所なり、又如法に法華経を書き奉り、

#### 現代語訳

での土地では、大師の残した教えが消滅した時、この石が墜ちると伝えられている。その地に修行の跡があり、草木が生えることがない。海の端に一ついる。その地に修行の跡があり、草木が生えることがない。海の端に一つの石がある。石の上にあり、墜ちそうで墜ちない。念願石と呼ばれている。の石がある。石の上にあり、墜ちそうで墜ちない。念願石と呼ばれている。での土地では、大師が七種の宝物を埋めて弥勒、遺岐国に善通寺と曼荼羅寺を建立し、そこで修行をした。聖迹が多くあれている。

略) 大師はそこに御袈裟を留め置いた。船の安穏の為に請われたのである。(中山の麓に大きな港を掘った。これにより往き来する船は風波の難を免れた。 の神は大師を守護すると告げ、同船して渡来してきた。また大師はその 土左室生門崎に神を祀った。御厨戸明神と呼ばれている。大師帰朝の時、

額があり、今も残っている。で朽ちていない。修行の跡には草が生えることがない。また大師御手迹ので朽ちていない。修行の跡には草が生えることがない。また大師御手迹ので朽ちていない。修行の跡には草が生えることがない。また大師御手迹の形はの三国は足下にあるようだ。大師は卒塔婆を造った。今もそのままの形でがちていない。修行の跡には草経を書いている。

#### 解説

『高野大師御広伝』は平安末期の大師伝で、上下の二巻からなる。こここうやだい」こうでん

期に和歌山藩が編纂した紀伊国の地誌)に、 峯と念願石、 間(一二四九~一二五五)に日本高僧の諸伝記を抄出した僧伝集)に、 には塩峯と念願石、 明神、 高越寺のことは 御厨戸明神、 室戸岬の御厨戸明神、 高越寺のことは 『日本高僧伝要文抄』 阿波国高越寺の項を掲げた。 『紀伊続風土記』(江戸時代後 『高野大師御広伝』を引用す (東大寺僧宗性が建長年 塩 御

書誌

空

鎮為大師致衛護故也」とある。 社者、是土佐国御厨明神、愛慢愛語菩薩是也、感見真言密行法、宛如影随身、 した高野山奥院の記録) 御厨戸明神は、 『高野山奥院興廃記』 の「奥院鎮守社殿事」に (高野山の尚祚が十三世紀前半に撰 「或日記云、 奥院両所神

る形で載せられている。

この後高越寺は役行者や蔵王権現の信仰を基軸とした修験道の霊場として 期の高越寺に大師信仰が存在したことを示している。高越寺には、 山頂にある。 そこには常滑焼の甕や銅板製経筒、 ろに書写された大般若経が伝来し、 信仰・修験道の霊山であった。 広く信仰を集めていく。 高越寺は徳島県吉野川市に位置する高越山 高越山は、 秀麗なその姿から「阿波富士」とも呼ばれ、 『高野大師御広伝』 また同時期の経塚も見つかっており、 白紙経巻八巻などが埋納されていた。 (標高一一三三メートル)の の記述は、 十二世紀前 そのこ 山岳

変化にともないルートが変化した、長谷川賢二氏は高越寺は修験道霊場と 院はいずれも四国遍路の札所になっているが、 ていかなかったとするが、 氏は聖や僧侶中心の中世的な巡礼から一般民衆主体の近世的四国遍路 しての性格が強いため、 がみられるにもかかわらず札所となっていない。この点について、 八十八の札所が成立する近世初期に阿波国で霊場として知られていたの 高越寺以外では太龍寺、 開かれた巡礼としての四国遍路の形成に結びつい 詳細は不明であり、 雲辺寺、焼山寺、 高越寺は古くから大師信仰 鶴林寺がある。これらの寺 今後さらなる検討を進める 衣川仁 への

必要がある。

聖迹多、 よび『日本高僧伝要文抄』 とする。「埋彼峯云々、 親王院本を底本とする)は 承久二年(一二二○)にこの成賢本をさらに深賢が書写している。 て校合したもの。奥書によると、 され、下巻には年紀不詳の事績や伝説類が収められている。 思った聖賢が、広く書籍や記録を集め、 山麓堀大湊」、「奉造率都婆」を 所収本は、寛政十二年 を集成したのが本書である。上巻には年紀の明らかなものが編年体で記述 海の徳行は偉大であるのに、これまでの伝記は簡略で疎漏が多いと不満に 「奉建立率都婆」とする。 一一四七)。元永元年(一一一八)の成立。下巻末尾の文によると、 『高野大師御広伝』の撰集者は醍醐寺金剛王院の三密房聖賢 有塩峯」、「後世訛曰塩」を『弘法大師全集』首巻所収本 (一八○○) に屋代弘賢が高野山正智本を底本とし 澄崇暁望四遠」を は「埋彼峯、彼峯隆崇、 「尤聖迹多、 『日本高僧伝要文抄』 承元四年 (一二一〇) に成賢が書写し 彼寺山有塩峯」、「後世訛曰塩峯 伝説類も含めて、 『弘法大師全集』 眺望四遠」とする。「彼 は 「彼山麓堀成大湊」、 大師一代の資料 首巻所収本お 『続群書類従 (一〇八三 なお、「尤 (高野

(寺内浩)

# 21 讃岐国善通・曼荼羅寺所司解 天治元年六月十日

#### 翻刻

(外題)

「可免除 (花押)」

善通・曼陀羅寺所司等解 申請 国裁事

右、 収公者、 今年已以興富也、 以闕怠、就中当国殊令祈雨給、 請特蒙 寺領田、被免事僅十町也、 弥奉祈 恩裁、任道理、 **豈**令断仏聖燈油乎、望請 国家太平之由、 被免除寺領免田十町内早田四町被収公愁状 此御寺霊験掲焉也、 其内早田官物被徵之間、有限仏聖燈油料已 仍勒状、 以解、 国裁、 仍代代国吏皆令致帰依、 早任先例、 被免早田之

天治元年六月十日

都維那法師頼算

寺主大法師

上座大法師「興誉」

権別当大法師「兼誉」

権別当大法師「応快\_

#### 現代語訳

善通寺・曼陀羅寺の听司等が上申して攢岐国司の战定をお願いする事る。(花押)」 る。(花押))

免除とされております。そのうち早田の官物を讃岐国に徴収されたため、右のことについて、善通寺・曼荼羅寺領田のうち僅か十町が官物(租税)のうち早田四町が讃岐国に収公されることについて免除を乞う愁い状、特別なご恩をいただき、物事の道理に従い、善通寺・曼荼羅寺領免田十町善通寺・曼陀羅寺の所司等が上申して讃岐国司の裁定をお願いする事

う。そのため状をしたため、上申するところです。(以下略)を免じて頂けるのであれば、いよいよ国家の太平をお祈り申し上げましょそ代々の国司はみな帰依し、今年もそれによって豊かに作物が実っておりおいてはこの善通寺・曼荼羅寺の霊験が明らかであります。であるからこおいてはこの善通寺・曼荼羅寺の霊験が明らかであります。であるからこ限りある仏聖灯油料が欠乏してしまいました。とりわけ讃岐国での祈雨に

#### 解説

一定の租税免除をうけてきた。善通寺・曼荼羅寺(香川県善通寺市)領は一括して扱われ、讃岐国から、「『『『『『『』』』)

張し、国司の官物免除を取り付けている点に特徴がある。
みると、本史料では両寺は祈雨祈祷の霊験あらたかな寺院であることを主過程に関する議論は他に譲るが、四国遍路、あるいは四国霊場の観点からの帰属をめぐる相論が展開していく。そうした善通寺・曼荼羅寺領の確立十二世紀に入ると、善通寺・曼荼羅寺領は、讃岐国との租税免除と所領

#### 書誌

情報については【史料13】の「書誌」項を参照されたい。 本史料の出典は、「東寺百合文書ヒ函三」である。東寺百合文書の書誌

(守田逸人)

新古今和歌集 巻十 九-愛媛県歴史文化博物館蔵

#### 翻刻

#### 『行尊大僧正集』 九十

問ふと言ひしかば 返ちと申し方よりまかり出でしに、荒磯に海松布採りし程に、ただ 釣りする海人の巫するがありけるに、物問へば我には歌を詠みてぞ 一人具したる同行の互に迷ひて、一人呼ぶが、荒磯に尋ね歩きしに、

荒磯に道迷はして我が友は あるかあらぬか 待つか待たぬか

尋ねかねて、もとの岩屋へまかりしに、道にあま舟のありしに、書 きてをし侍し

わがごとく我を尋ねば あま小舟 人も渚の跡と答へよ

### 『新古今和歌集』巻第十 羇旅歌 九一七 (校訂本文)

磯のへちのかたに修行し侍けるに、一人具したりける同行を尋ね失 見えばこれを取らせよとて、よみ侍ける ひて、もとの岩屋のかたへ帰るとて、あま人の見えけるに、修行者

『行尊大僧 正 集』は行尊(天喜三年(一〇五五)〜長承四年(一一三五))』 ぎょうそんだいそうじょうしょう

わがごとく我を尋ねば あま小舟 人もなぎさの跡と答へよ

『新日本古典文学大系一一 新古今和歌集』

による

ち」)での修行の様子が記される。「荒磯」で「同行」の者を見失い、海人 山、熊野などで修行し、永久四年(一一一六)には熊野三山検校に補任され の修行時代の歌を集めたものである。行尊は天台宗の僧侶でもあり小倉百 にその行方を和歌で問いかけた。 天治二年(一一二五)には大僧正となった。この歌集に辺地(「返ち」・「へ 人一首にも選ばれた歌人である。延久二年(一○七○)頃に大峰山、

ころとなった。 詠まれたものであり、 (一二〇五) 成立している。この和歌は「磯のへちのかたに修行し侍けるに\_ の院宣によって源通具、藤原有家、家隆、定家、雅経が撰し、 は鎌倉時代初期成立の勅撰和歌集で、 この後半の和歌は『新古今和歌集』に入集している。『新古今和歌集』 旅に関する和歌である羇旅歌として広く知られると 建仁元年(一二〇一)に後鳥羽院 元久二年

世紀後半の紀伊半島海岸部での経験を詠んだもので、同行者を見失うほど 厳しい修行であったともいえる。 行尊は熊野周辺にて修行を重ねており、 この辺地修行は具体的には十一

#### 書誌

あり、版本としては流布していない。 『行尊大僧正集』 は、 古写本に冷泉家時雨亭文庫本、 宮内庁書陵部本が

## 23 為忠家後度百首 五十三・七十六

#### 翻刻

五十三 ちる花やいそのへちふむやまぶしのこけのころものうはぎなる

まぶし(仲正) 七十六 なみかくるへちにちりしく花のうへをこゝろしてふめはるのや

#### 現代語訳

末な衣に重ねる上着であるのだろうか。(為業) 五十三 散っている花びらは、海岸の辺地を歩いて修行する山伏の、粗

て踏んで歩きなさい、春の山伏よ。(仲正) 七十六 波が寄せかかる水際に、散り敷く桜の花びらの上を、気をつけ

#### 解説

忠も複数回にわたり百首歌を主催している。 『為忠家後度百首』は保延元年(一三五)頃成立した和歌集である。 『為忠家後度百首歌を主催している。 『為忠家後度百首』は保延元年(一一三五)頃に多人 大による百首の和歌の創作が多かったが、長治二年(一一三五)頃に多人 人による百首の和歌の創作が多かったが、長治二年(一一〇五)頃に多人 人による百首の和歌の創作が多かったが、長治二年(一一〇五)頃に多人 大による百首の和歌の創作が多かったが、長治二年(一一〇五)頃に多人 大による百首の和歌の創作が多かったが、長治二年(一一日) 「堀河百首」は保延元年(一三五)頃成立した和歌集である。

で詠まれた和歌ではない。当時の貴族社会の中で一般的に知られていた僧和歌が見える。ただし、四国において詠まれたり、四国を舞台として中央この和歌集の中に、四国遍路の起源ともいえる辺地修行のことを詠んだ

侶の修行のイメージを表現したもので、具体的な場所は特定できない。

Щ 古代における海岸部や山林での仏道修行の在り方と異なり、 ち(辺地)」が登場するようになった。この点は一一〇〇年頃より以前の にも挙げられ、同時代に成立する『今昔物語集』、『梁塵秘抄』等にも「へ すべきであろう。辺地修行が一一○○年頃までに盛んとなり、 は詠まれることはなく、それまでの和歌集には見られなかった点にも注目 頃には、和歌の題材となる程、京の中では広く知られていたことがわかる。 を修行する僧侶、山伏による「へち(辺地)」修行は、保延元年(一一三五) ることもできるだろう。 行っている様子を詠んでいる。「なみかくる」という波が寄せてくる海岸 して詠まれたもので、七十六の和歌は春に花の散る中で山伏が辺地修行を 一へち 加えて、十二世紀前半以前には、「へち(辺地)」修行を題材とする和歌 熊野そして四国など、 (辺地)」に関する和歌はいずれも「磯辺桜」、「浦路桜」を歌題と 修行の場所が定着、固定化していく画期と考え 大峰山、 和歌の題材 葛城

辺での修行だと見ることもできる。 塵秘抄』等に見える「四国の辺地」も四国の山岳修行も意識しながらの海の修行を意味し、「山臥(伏)」等、山との対照を表現した事例が多く、『梁の修行を意味し、「山臥(伏)」等、山との対照を表現した事例が多く、『梁また、「へち」は「磯」や「浦」等の歌題に出てくる用語で、海岸部で

#### 書誌

(甲本・乙本)、国立歴史民俗博物館蔵高松宮旧蔵本などが知られる。 古写本には尊経閣文庫本があり、翻刻はそれを用いた。宮内庁書陵部本

(大本敬久)

## 通四国辺地僧、行不知所被打成馬語24 今昔物語集 巻三十一第十四

#### 校訂本文

通四国辺地僧、行不知所被打成馬語第十四によるのくちをとほるそう」と好ところに関係できましたないること

#### 現代語訳

浜辺に出ることを願った。思いがけず山の中に入り込んでしまった。深い山の中で道に迷ったので、予・讃岐・阿波・土佐の海岸部をめぐることだが、(そこ)をめぐっていると、予・讃岐・阿波・土佐の海岸部をめぐることだが、(そこ)をめぐっていると、四国の辺地を通る僧が知らない所に行って馬にされてしまう話(第十四四国の辺地を通る僧が知らない所に行って馬にされてしまう話(第十四

み、荊・蕀を分け行ったところ、一つの平地があった。見ると垣などがめ、終に人跡も絶えた深い谷に踏み入ってしまったので、ますます嘆き悲し

形相であった。(後略)

形相であった。(後略)

形相であった。(後略)

形相であった。(後略)

#### 解説

秘抄』の「われらが修行せし様は、忍辱袈裟をば肩に掛け、また笈を負ひわち「海辺ノ廻」=辺地修行が行われていた様子が示されている。『梁塵 うじて逃げ戻るという怪異説話で、校訂本文に掲げたのはその冒頭部分で だ僧三人が、立ち寄った家の主人のために、二人は馬にされ、一人がかろ 阿波・土佐となっている理由はわからない。 ト云ハ伊予・讃岐・阿波・土佐ノ海辺ノ廻也」の部分は、辺地 では四国の海岸部、あるいはそこをめぐる修行形態を指す。「四国ノ辺地 ある。ここには、複数の僧により、四国の海岸部をめぐる仏道修行、 公的文書では阿波・讃岐・伊予・土佐の順番で書かれる。ここで伊予・讃岐 本古典文学大系 今昔物語集五』 の説明をした一種の挿入句で、そのため前後の文章のつながりが悪い もに、当時の四国遍路(辺地修行)の具体的な様相がわかる重要史料である。 衣はいつとなくしほたれて 『今昔物語集』巻三十一第十四は、辺地修行をしていて山中に迷い込ん( ^ 5 ) 「辺地」は一般的には「水際に臨んだ険しい地勢」を意味するが、ここ 四国の辺地をぞ常に踏む」(【史料31】) とと 一解説)。 南海道の国名は、 『延喜式』 (辺地修行) すな

僧侶の修行形態としては山林修行が有名で、これは日本古来の山岳信仰

る海岸部での修行が盛んに行われるようになる。 になった。こうして海の持つ宗教性はさらに高められ、海への入口にあた が後の世界があると考えられ、山と並んで海もまた宗教的な場であった。 になった。こうして海の持つ宗教性はさらに高められ、海への入口にあた が後の世界があると考えられ、山と並んで海もまた宗教的な場であった。 になった。こうして海の持つ宗教性はさらに高められ、海への入口にあた の後の世界があると考えられ、山と並んで海もまた宗教的な場であった。 になった。こうして海の持つ宗教性はさらに高められ、海への入口にあた の後の世界があると考えられ、山と並んで海もまた宗教的な場であった。 になった。こうして海の持つ宗教性はさらに高められ、海への入口にあた の海岸部での修行が盛んに行われるようになる。

者は、 ものであった。 たんに海辺を歩くだけでなく、各地の霊験所でのきびしい修行をともなう 十三第一、巻十三第四、巻十三第十七、 行苦行」(同巻十四第七)していた。同様に、 十五第二十八、巻十七第一などである。これらによると、当時の回国修行 法華経験記』の中第六十、下第八十六、下第八十九、『今昔物語集』 (『今昔物語集』巻十三第一)とあるように、各地の霊験所を巡り歩き、「難 平安時代の説話集には諸国を遍歴する僧侶が多くみられる。 「諸ノ山ヲ廻リ海ヲ渡テ、国々ニ行キ所々ノ霊験ニ参テ、行ヒケリ」 卷十四第七、 四国における辺路修行も、 卷十五第十七、 『大日本国 の巻 巻

ていたことが、四国に辺路修行者が多く集まった理由であろう。 四国が浄土への渡海の地と考えられ、浄土に近い修行地として特別視され のが四国である。それは四国が京からみて西南の方向にあり、かつ四方が のが四国である。それは四国が京からみて西南の方向にあり、かつ四方が のが四国である。それは四国が京からみて西南の方向にあり、かつ四方が のが四国である。それは四国が京からみて西南の方向にあり、かつ四方が でいたことが、四国に辺路修行者が多く集まった理由であろう。

> 上で貴重な資料となっている。 上で貴重な資料となっている。 というなり(巻八・十八・二十一は欠けている)、巻一〜五が天竺(インド)の説話、巻二十二〜三十一が本朝の世俗説話である。本朝の仏教・世俗の説話、巻六〜十が震旦(中国)の説話、巻十一〜二十が本朝(日本)のの説話、巻一〜五が天竺(インド)の説話、巻一〜五が天竺(インド)の説話、巻一〜五が天竺(インド)の説話、巻一〜五が天竺(インド)の説話、巻一〜五が天竺(インド)の説話、巻一〜五が天竺(インド)の説話、巻一〜五が天竺(インド)の説話には平安時代末期の世相が具体的に描かれてあり、当時の社会を知る

典文学全集今昔物語集』(小学館)によった。 旧蔵本)を底本とする と巻三十一第十四は、古本系の東大本甲(東京大学国語研究室蔵紅梅文庫 校訂本文は、鈴鹿本が残る巻十七第六は鈴鹿本を底本とする『新日本古典 本とするが、鈴鹿本に近いとされているのが古本系といわれる写本である。 以外の写本はいずれも江戸時代以降のもので、それらはすべて鈴鹿本を相 に鈴鹿家から京都大学に寄贈され、平成八年に国宝に指定された。 十二・十七・二十七・二十九の九巻のみが残存)。鈴鹿本は平成三年(一九九一) とめた鈴鹿家に伝わったので鈴鹿本と呼ばれる 倉時代中期書写のものしかない。この写本は代々吉田神社の神職をつ 文学大系 今昔物語集』(岩波書店)によった。鈴鹿本のない巻十五第十五 『今昔物語集』は江戸時代までほとんど人目に触 『新日本古典文学大系 今昔物語集』と (巻二·五·七·九·十 れず、 『新編日本古 古写本は 鈴鹿本

庫本A(林家旧蔵本)や蓬左文庫蔵本は「其」としている。 の部分は「 」でくくった。なお、校訂本文二行目のⅢは欠字で、内閣文便をはかるため、カタカナ部分を通常の書き方に改め、『新日本古典文学便をはかるため、カタカナ部分を通常の書き方に改め、『新日本古典文学の部分は「 」でくくった。なお、校訂本文に改め、『新日本古典文学の部分は「 」でくった。なお、校訂本文二行目のⅢは欠字で、高に割って書かれている。

(寺内浩)

#### 校訂本文

比叡山僧長増、往生語第十五

ヲ棄テ、次第乞食ヲシテ命許ヲバ助ケテ、偏ニ念仏ヲ唱ヘテコソ極楽ニハサヤマ 、 レ ピヒュニゥヒッッ ムレドモ、「益無キ事ナ不宣ソ」ト許云テ出テ去ヌ、其ノ後、尋ヌルニ、 返っス思ヒツレドモ、昔ノ契リ睦マシキ故ニ心弱ク此ク対面シツル也、タヒッディ 心経ヲダニ不知ヌ法師ト知タル也、只日ニ一度人ノ家ノ門ニ立テ乞食ヲ為」という。 二下テ後、伊予・讃岐ノ両国ニ乞匃ヲシテ年来過ツル也、 往生セメ」ト思ヒ取テシカバ、即チ厠ヨリ房ニモ不寄ズシテ、平足駄ヲ履 山ニテ厠ニ居タリシ間ニ、心静ニ思エシカバ、世ノ無常ヲ観ジテ、此ク世がはや 実ニ其ノ国ヲ去テ跡ヲ暗クシテ失ニケリ、 ト云テ、走り出テ行ケバ、清尋、「尚、今夜許ハ此クテ御坐セ」ト云テ留と レバ、此ヨリ出デナバ、人我レトモ不知ザラム世界ニ亦行ナムト為ル也」 トス、被知テ後ハ、乞匃ヲモ為ムニ人不用マジケレバ、相ヒ不聞エジ」ト レバ、門乞匃ト付タル也、 今昔、比叡ノ山東塔ニ長増ト云フ僧有ケリ、(中略)長増ガ云ク、「我レいまはむかし ひぇ しょうたふ ちょうそう 而ルニ「此クテ其ニ対面シヌレバ、人皆知ナム 此ノ国ノ人ハ、 然

ヲ修シケリ、

(『新日本古典文学大系三五 今昔物語集三』による)リ給ヘル也」トマデナム人皆云テ、悲ビ貴ビケルトナム語リ伝ヘタルトヤ、修スレバ、「此ノ国ミノ人ヲ導ムガ為ニ、仏ノ権リニ乞匃ノ身ト現ジテ来然レバ、此ノ国ミニハ露功徳不造ヌ国ナルニ、此ノ事ニ付テ此ク功徳ヲ

### 現代語訳(大意)

比叡山僧の長増が往生する話 第十五

この国の人は、私を般若心経すら知らない坊主と思っている。 坊主があらわれ、清尋の僧坊に入ってきたので、人々は追い返そうとした。 に扱ったので、土地の人々も清尋を敬い尊んだ、ある日、 の門前に立って物乞いをするので、門付け乞食と呼ばれている。 乗ってこの国に下り、 履いて山を走り下り、その日のうちに山崎に行き、伊予国に向かう便船に 次のように語った。「私は比叡山で厠に入っていた時、 清尋がその乞食をみると、それは行方知らずになっていた師の長増であっ ことを依頼され、清尋は知章とともに伊予国に下った。知章は清尋を大切 六十歳ばかりになったころ、伊予守となった藤原知章から祈祷の師になる き取った。その後数十年経ったが、長増の行方はわからなかった。 僧坊の片づけもしないで突然に出奔した。長増の持ち物は弟子の清尋が引 んでいないところに行き、乞食をして命だけをつなぎ、 世間を捨ててひたすら後生を祈ろうと思った。そして、「仏法のあまり及 た。清尋がどうしてこのような姿でいらっしゃるのかと聞くと、)長増は に登り、顕密の学を学んで仏教の奥義をきわめた。しかし、 えて極楽往生したい」と思った。そこで、厠から僧坊にも寄らずに下駄を 今は昔、比叡山の東塔に長増という僧がいた。(長増は幼い時に比叡山 伊予・讃岐両国で乞食をしながら長年暮らしてきた。 ひたすら念仏を唱 世の無常を悟 ぼろを着た乞食 道心が生じ、 日に一度家 清尋が

の国を去って、行方をくらました。の国を去って、行方をくらました。その後探し求めたが、長増は本当にこるので、会うまい」と返す返す思ったが、長増は「無益なことをおっしゃいらして下さい」と言って引き留めたが、長増は「無益なことをおっしゃいらして下さい」と言って引き留めたが、長増は「無益なことをおっしゃいらして下さい」と返す返す思ったが、懐かしさのあまり心弱くも会っの国を去って、行方をくらました。

を営んだ。
を営んだ。
を営んだ。
を営んだ。
を営んだ。
を営んだ。
を含んだ。
を含んだ。
を含んだ。
を含んだ。
をうした。
を言んで、思い思いに死後の供養をした。
さいへん
ないったが、
それからいくらも立たないうちに、
長増は
さいない
ない
ない
であった。
をさんだ。
をさんだ。

し貴んだと語り伝えているということだ。導くため、仏が乞食の姿となってあらわれたのだ」と、人々は言い、感動あってこうした功徳を修めるようになったので、「これらの国々の人々をこれまでこれらの国々はまったく功徳をつくらなかったが、このことが

#### 解説

の過程を描いた部分からなる。

松十五第十五は、比叡山を出奔して四国で乞食僧となった長増が、伊予国でかつての弟子清尋と偶然に出会うという話である。校訂本文に掲げた国でかつての弟子清尋と偶然に出会うという話である。校訂本文に掲げた国でかつての弟子清尋と偶然に出会うという話である。校訂本文に掲げた

平安時代後期になると延暦寺などの大寺院は権力と結びついて世俗化が

表が少なくなかった。これを再出家、二重出家といい、長増もその一人者が少なくなかった。これを再出家、清尋と会ったのちは阿波・土佐国を遍歴している。この他、四国で修行をした再出家僧には、観幸、進いとようとう、「一十七」、念仏を唱えながら往生した(『今昔物語集』巻件、定秀がいる。東寺僧の観幸は道心を起こして土佐国に向かい、名声を持、定秀がいる。東寺僧の観幸は道心を起こして土佐国に向かい、名声を持てて聖として修行し、念仏を唱えながら往生した(『今昔物語集』巻十五第十四)。仁和寺僧蓮待は寺を離れ、回国修行の途上土佐国金剛頂寺に至り、高野山に戻るもまた土佐国に行き、西方に向かって端座入滅したに登り、高野山に戻るもまた土佐国に行き、西方に向かって端座入滅したに至り、高野山に戻るもまた土佐国に行き、西方に向かって端座入滅したに発達性生伝』上一十七)。延暦寺僧定秀は極楽往生を願って土佐国鹿苑にないます。

再出家僧には、名利を求めず、ひたすら仏道修行にはげむ者が多くいた。 再出家僧には、名利を求めず、ひたすら仏道修行にはげむ者が多くいた。 
長増は乞食僧となって、伊予・讃岐国を遍歴した。伊予国の人々は私を般長増は乞食僧となって、伊予・讃岐国を遍歴した。伊予国の人々は私を般長増は乞食僧となって、伊予・讃岐国を遍歴した。伊予国の人々は私を般表中五第十五は、辺地修行者に地域の人々がどのように接している。ところる上で非常に興味深い説話である。なお、本話と同型の類話は『発心集』る上で非常に興味深い説話である。なお、本話と同型の類話は『発心集』 
る上で非常に興味深い説話である。なお、本話と同型の類話は『発心集』 
る上で非常に興味深い説話である。なお、本話と同型の類話は『発心集』 
る上で非常に興味深い説話である。なお、本話と同型の類話は『発心集』 
る上で非常に関味深い説話である。なお、本話と同型の類話は『発心集』 
る上で非常に関味深い説話である。なお、本話と同型の類話は『発心集』 
る上でまない方にはいている。

(寺内浩)

#### 今昔物語集 (鈴鹿本) 京都大学附属図書館蔵

地蔵菩薩、値火難自出堂語第六時 ぎうほ さつ ひのなんにあひてみづからだうないづること校訂本文

ニ去テ難通シ、 ト云フ、其ノ堂ノ檐キノ木尻皆焦レタリ、 土佐ノ国ニ室戸津ト云フ所有リ、其ノ所ニーノ草堂有リ、 其ノ所ハ海ノ岸ニシテ、 津っ 寺<sub>でら</sub>

門天、各本ノ堂ヲ出デュ立給ヘリ、 門ハ鬼形ヲ不踏給ズ、 リト云へドモ不焼ズ、而ルニ、堂ノ前ノ庭ノ中ニ、等身ノ地蔵菩薩・毘沙 寺ヲ見ルニ、堂ノ四面ノ辺リノ草木皆焼ケ掃ヘリ、堂ハ、檐ノ木尻焦レタ 二里ノ人皆出テ火ヲ可消シ」ト、津辺ノ人、皆此レヲ聞テ走リ集リ来テ津のは、 語テ云ク、「先年二野火出来テ、山野悉ク焼ケルニ、一人ノ小僧忽ニ出来テ、然の こかのとし の ばいでき せんゃこどご やけ 此ノ津ノ人ノ家毎ニ走リ行ツゝ叫テ云ク、「津寺只今焼ケ失ナムトス、速味が、「津寺」の「大きな」」 但だ シ、 地蔵ハ蓮華座ニ不立給ズ、毘沙

、小僧ヲ尋ヌルニ、其ノ辺ニ本ヨリ然ル小僧無シ、 其ノ時ニ、津ノ人皆此レヲ見テ、 涙ヲ流シテ泣キ悲ムデ云ク、「此ノ火 此

毘沙門天ニ結縁シ不奉ズト云フ事無シ」、 其ノ津ヲ通リ過ル船ノ人、心有ル道俗男女、此ノ寺ニ詣デゝ、其ノ地蔵菩薩 然レバ、此レヲ見聞ク人、「奇異ノ事也」ト悲ビ貴ブ事無限シ、 其ヨリ後、

火難ニ値テ、堂ヲ出デゝ庭ニ立給ヒ、 此レ皆難有キ事也

、専二地蔵菩薩ニ可仕シトナム語リ伝へタルトヤ、 ・0はらいである。

ムトス、

(『新日本古典文学大系三六 今昔物語集四』による)

とだ。

地蔵菩薩が火難にあって自ら堂を出る話 第六

ている。その場所は海べりで、人里から遠く離れている。津寺という。その堂の木尻(軒をささえる垂木の先端)はすべて焼け焦げ津もという。その堂の木尻(軒をささえる垂木の先端)はすべて焼け焦げ

その津に住む古老は、この堂の木尻が焼け焦げている由来を以下のように語っている。「先年山火事があって山野がすべて焼けた時、一人の小僧にあっている。「先年山火事があって山野がすべて焼けたいなかった。 ただし、地蔵菩薩は蓮花座(仏像が乗る蓮華弁がかたどられた台座)に立ただし、地蔵菩薩は蓮花座(仏像が乗る蓮華弁がかたどられた台座)に立ただし、地蔵菩薩は蓮花座(仏像が乗る蓮華弁がかたどられた台座)に立たが、毘沙門天は鬼形(毘沙門天が足下に踏みつけている悪鬼)を踏んでたず、毘沙門天は鬼形(毘沙門天が足下に踏みつけている悪鬼)を踏んでたず、毘沙門天は鬼形(毘沙門天が足下に踏みつけている悪鬼)を踏んでたず、毘沙門天は鬼形(毘沙門天が足下に踏みつけている悪鬼)を踏んでたず、毘沙門天は鬼形(毘沙門天が足下に踏みつけている悪鬼)を踏んでたず、毘沙門天は鬼形(毘沙門天が足下に踏みつけている悪鬼)を踏んでたず、毘沙門天は鬼形(毘沙門天が足下に踏みつけている悪鬼)を踏んでたず、毘沙門天は鬼形(鬼沙門天が上下に踏みつけている悪鬼)を踏んでたず、毘沙門天は鬼が大きにないます。

にはもとからそうした小僧はいなかった。利益するための手立て)だ」と言って、この小僧を捜したが、そのあたりは毘沙門天がしたことで、里人を呼び集めたのは地蔵菩薩の方便(衆生をその時、人々は皆これを見て、涙を流して感激し、「この火を消したの

毘沙門天に結縁しない者はいなかった」。その後、室戸津を通る船人や信心深い人々は、この寺に詣で、地蔵菩薩・これを見聞きした人は、「不思議なことだ」と、このうえなく感激した。

を消したのだ。これらは皆ありがたいことだ。災の難にあい、堂を出て庭に立ち、あるいは小僧になって人を集めて、火にれを思うに、仏菩薩の御利益に不思議なことは多くあるが、これは火

人はもっぱら地蔵菩薩に仕えねばならない、と語り伝えているというこ

解説

地蔵菩薩は崇敬された。 ように、 ニ詣デュ、 こうしたことから、「其ノ津ヲ通リ過ル船ノ人、心有ル道俗男女、此ノ寺 船で帰る途中、室津に一月十二日から二十二日まで十日間も停泊している。 て古来から栄えた。『土佐日記』によると、紀貫之は土佐国府から京都へ の河口にあり、交通の難所である室戸岬を回る船が日和待ちをする港とし 代以来人々の信仰を集めた。津照寺がある室津は、室戸岬の北西、 とも呼ばれる。 十七日の朝には、一度出港したものの、天候悪化のため室津に戻っている。 を守ったという霊験譚である。 室津港北岸の丸山にある第二十五番札所津照寺 現地の人々だけでなく航海の安全を祈る船人たちからも、 其ノ地蔵菩薩・毘沙門天ニ結縁シ不奉ズト云フ事無シ」とある 本尊は地蔵菩薩。 地蔵菩薩は現世利益をもたらす仏として古 本話は、その地蔵菩薩が山火事から堂舎 (高知県室戸市) 津寺の は津寺

(寺内浩

# 27 土佐国幡多郡収納所宛行状写 応保元年十二月日

#### 翻刻

幡多郡収納所

宛行蹉跎御崎千手観音経供田事

合参町

恒枝領地一丁 石国領地五反

恒時領地一丁 御崎村一丁

観音経十巻内、 右、 本利田内、 子孫繁昌久保寿福、 為当郡人民郡司・百姓等・所従・眷属安穏五穀成就、 今度不結縁者、又期何時哉、 外出家、有事縁亦再下向、倩案愚意、結縁於此地、忝奉遇観音慈悲之垂跡、 家各息災延命無病長寿、 収納使西禅若冠之当初、 不及地主之訥、 一巻者為天長地久御願円満也、二巻者我主君藤原朝臣為御 各為至于千秋萬年之栄耀、 惜進而所謹進也、 一卷為過去游霊父母舎兄等往生極楽、 爰住僧月光坊‧教智房同心六口之寺僧? 随吏便入部当郡、経廻数年而去任之後、 仍為後代、 所宛行如件、 五卷者自身結議男女 宛行如斯 随又彼下地非 一巻者 毎日 不慮

康保元年十二月日

郡司散位惟宗朝臣 花押

先の認定の趣旨のとおり、一連の寺田三町を勘合し、

町は長寛元年

(一一六三) に行った検注馬上帳の見作田の坪や恒枝名を勘免しました。

書生散位秦良弘 花押

収納使 花押

免、仍為後々代々、収納使・書生加判、但起請之志、以同前也、任先判之旨、件寺田参町勘合、於壱町長寛元年検住馬上見作田坪恒枝名勘

郡司散位惟宗朝臣

書生散位八木宿祢 花押

収納使惟宗 花押

#### 現代語訳

土佐国幡多郡収納所が蹉跎御崎千手観音経供田に宛行うこと

合わせて三町(中略)

判等略 民 です。故に後代の証拠のため、 あたりません。そのところの地主の意向に関係なく謹んで進上するところ の通りであります。そしてまたこれらの所領については本利田のうちには 女子孫の繁昌と長久に及ぶ寿福のため、それぞれ千秋万年の耀に至らんが 病長寿のため、一巻は過去游霊父母舎兄等往生極楽のため、一巻は当郡人 の御願円満のため、二巻は我が主君である藤原朝臣御一家各の息災延命無 光坊・教智房同心の六人の寺僧が毎日観音経十巻のうち、一巻は天長地久 ために(読経いたします。そのための料所として)宛て行うところは以上 しなかったら、このような機会がいつありますでしょうか。そこで住僧月 を結び、 数年を経て収納使の任務を終えた後、 右のことにつき、収納使西禅は若年の頃に郡司につき従って当郡に入部し、 した。西禅は縁があって再び当郡に下向し、よくよく熟慮してこの地と縁 郡司百姓等所従眷属の安穏と五穀成就のため、五巻は自身の結縁と男 恐れ多くも観音の慈悲に遭遇することができました。この度結縁 宛行うところは以上の通りであります。 思いがけない出来事があり出家しま (署

#### 解説

ついては、

同前です。

(以下略

そこで後代のために収納使・書生が判を加えます。

但しこの誓約の志しに

市)に関する初見史料である。本史料では、事実書によれば元々収納使を現在、四国遍路第三十八番札所となっている金剛福寺(高知県土佐清水

という官物収納を担う国衙機構が認定するという形式をとっている。筆三町の所領を「蹉跎御崎千手観音経供田」とすることを、「幡多郡収納所」六口之寺僧」が毎日の観音経の読経をすることが述べられ、そのために四担っていた西禅が当該地域との結縁を遂げ、「住僧月光坊・教智房・同心

手観音経供田を宛行うとしつつも、四筆の所領の合計数とも合致せず、ま 領の免除認定に関わった事例もない。一方、本文書は合計「合参町」の千 とする収納所は、所領宛行、免除認定を担う機関ではなく、実際独自に所 物等の収取に際した帳簿作成等の実務や収納の実際を担うことを専門業務 した。 れるのか、等も証文として慎重な検討を要する文書である。しかしながら 人の地域社会への結願の願いがなぜ公的機関である収納所によって実現さ いるなど、 た幡多郡収納所による宛行状としつつも、実際には郡司・書生も連署して 経供田」と表記していることにも興味を惹く。地方支配を実現する上で官 の所領を宛行う先を金剛福寺とは表記せず、あくまで「蹉跎御崎千手観音 るが、ここで直ちにこの論点に踏み込むことは難しく、 ここでは当時の何らかの真実の一端が含まれている可能性を考慮し、掲載 本文書の形式は 本史料がどこまで真実を示しているか、詳細な分析を行う必要があ 疑問な点が多い。 「幡多郡収納所」による所領の宛行状となっているもの 宛行う三町の所領と西禅との関係や、 別考を期したい。 西禅個

5.1。5.1。5.2。5.3。5.4。6.4。7.5。7.6。7.6。7.6。7.6。7.6。7.6。7.6。7.7。7.7。7.8。</li

会に大きな影響力を持っていたことが想定される。署判を加えている郡司・西禅は収納使を担った経歴から、地域社会の名士の位置にあり、地域社

景としつつ成立していた可能性も検討する必要があるかもしれない。観音経供田の設定という公的な保護が西禅の地域社会に対する影響力を背書生・収納使も西禅と血縁関係等何らかの人的関係で繋がっており、千手

考える上でも興味深い。

孝える上でも興味深い。

またこの時期には、例えば重源や西行のように地域の名士を出自としたまたこの時期には、例えば重源や西行のように地域の名士を出自としたまたこの時期には、例えば重源や西行のように地域の名士を出自としたまた。

#### 書誌

写しでしか知ることの出来ないものが多い。

本史料の出典は、「東京大学史料編纂所所蔵謄写本『土佐国蠹簡集』一」本史料の出典は、「東京大学史料編纂所所蔵謄写本『土佐国蠹簡集』一」

のである 学史料編纂所所蔵謄写本は、 内閣文庫本・国立国会図書館本などがある。本史料集が底本とした東京大 失われ、写本には高知県立図書館所蔵森家本・山内文庫本や、 集である。なお、奥宮正明は土佐藩儒者谷重遠の高弟。 保十年 (一七二五) 編纂で、 史料集である。土佐藩検見方役人等を担い地方を巡回した奥宮正明による 底本とした『土佐国蠧簡集』 九三二点の古文書・金石文・棟札・系図等を編年順に収載し、享 頃成立、 全九巻。 同所が明治十六年に浅草文庫本を謄写したも は、 中世土佐国関係の史料を集めた編年体 中世土佐国を知るには不可欠の史料 原本は近世後期に 浅草文庫本 (守田逸人)

# 28 讃岐国善通・曼茶羅寺所司等解 長寛二年七月二十日

### 少別当大法師(花押)

権別当大法師(花押)

#### 翻刻

(端書)

「善通・曼茶羅両寺解状」

讃岐国東寺末寺善通・曼茶羅両寺所司等解 申進 本寺政所裁事

事并往古寺領志侍嶋一基兼又春田十三町糸綿紅花等、宛懸令責堪愁子細請早被触国衙、任経数百歳例、免除之寺辺三昧所司等在家廿五家国役公

怠之故、 多之国役、被責堪之間、 辺ニ所居住之三昧所司等ニモ懸種々国役、有限奉免之春田ニモ、俄今付巨 餘歳、 師御勢、 条々非例事、為国衙ニハ雖不幾、 国吏安穏祈願仏聖燈油之勤諸仏事等、已皆以及闕怠畢、 両任一薗き乱、 経高任ニハ以散在寺領被一薗已畢、又藤中納言任、重被一薗畢、(麞 代国司、 梵天・帝釈・毘沙門・吉祥也、 神筆懸四面之額、 造立手自七躰之諸尊、 右、所司等謹検案内、善通寺者、是弘法大師先祖之伽藍建立之後、致五百 大師以泥土手自造立薬師尊容、書写金光明最勝鎮護国家妙文、 殊致帰依、任々宰吏、専令仰崇、然者保延四年之比、出雲前司藤 尤可愁可悲、 又散在之時ノ往古寺領志侍嶋ヲモ被押領、 朝家泰平・国吏安穏之由、无両寺之牢籠、 曼茶羅院者大師入唐帰朝之後、卜密教相応地、建立一院、 所奉安置給也、所謂大日如来・金剛薩埵・請観世音・ 望請恩裁、 自大師御在世之時、 誠結界厳重聖跡、 為御寺ニハ経三百餘歳恒例諸仏事等已闕 早任解状之旨、 所被始置恒例鎮護国家御願并 霊験掲焉勝地也、 被致御沙汰者、 愁中大愁也、 偏背旧例、 期慈尊之出世 然而此一 依之代 弥仰大 上件 纔寺 以五

長寛二年七月廿日 上座大法師(花

#### 現代語訳

(端書略)

(を乞い願う)の事讃岐国東寺末寺善通・曼茶羅両寺の所司等が上申して本寺東寺政所の裁定

たことについて愁うことを乞う詳細の状、十三町に対して(讃岐国から)糸綿・紅花等を宛て懸けられ、責勘され役公事免除を要求し、さらには古くからの寺領である志侍嶋一基の田役公事免除を要求し、さらには古くからの寺領である志侍嶋一基の田早く讃岐国衙にご連絡をお下しになり、数百年間にわたるこれまでのし

原経高ヵ)の任期には、それまで散在していた両寺領を一円にしたのです。 で代々の国司は善通寺・曼荼羅寺に帰依し、任に就く国司は専らに仰ぎ崇 結界が厳重の聖跡であり、 **薩・請観世音・梵天・帝釈・毘沙門・吉祥天であります。誠に** 師が自ら造立した七躰の仏像を安置しました。いわゆる大日如来・金剛菩 邦へ帰って来てから密教を伝える道場として建立した一院であり、 より四面の額を掲げました。(一方の)曼茶羅寺は弘法大師が唐へ渡り本 立し、鎮護国家のための妙文である金光明最勝王経を書写し、五社明神に 経過しています。弘法大師が泥土を用いて自らの手で尊い薬師如来像を造 調べてみると、善通寺は弘法大師の先祖が伽藍を建立した後、五百余年が また藤原中納言 めてきたのです。であるからこそ保延四年 右のことについて、善通寺・曼茶羅寺双方の所司等が謹んでことの詳細 した。ところが当代と前代の国司は一円寺領である由緒を乱し、 (藤原実長カ)の任にも重ねて一円寺領の認可を得られま 霊験あらたかな勝地であります。こういうわけ (一一三八) 頃出雲国前司 (両寺領は) また寺領 弘法大

となく栄えて弥勒菩薩が現世に仏として現れることになるでしょう。こと 手続きを行って頂けるならば、ますます弘法大師の威光を仰ぎみて、 等がすでになおざりになってしまったため、いかにも愁い悲しむべきこと までの例に背いて僅かに両寺の寺辺に居住する三昧僧・所司僧にも讃岐国 の詳細をしたためて上申致します。 の泰平と讃岐国司の安穏をお祈りし、 でありましょう。恩裁を望み乞うところです。早く上申した通りに訴訟の ことであります。しかし、 年まで例を見なかった数々のことは、讃岐国衙にとってはとるに足らない いました。これは愁いても愁いきれない事態であります。ここに記した近 のための仏聖燈油の勤や諸仏事等は、すでにすべてなおざりになってしま て設定された恒例鎮護国家の御願のための、 の様々な国役を賦課し、 が散在していた時代から往古の寺領となっていた志々島をも押領し、これ して責めたてました。こうしているうちに弘法大師がご在世の時にはじめ 免除を得た限りある春田にも俄に重い国役を賦課 本寺東寺にとっては三百余年に及ぶ恒例諸仏事 善通寺・曼荼羅寺両寺が窮乏するこ あるいは讃岐国司の安穏祈願 朝廷

#### 解説

除認定等、寺領の領有に関する正当性の根拠としたのである。その後も国司の交替毎にふたたび散在化したり、あるいは収公されたりとその後も国司の交替毎にふたたび散在化したり、あるいは収公されたりと十二世紀に入って一円化した善通寺・曼荼羅寺(香川県善通寺市)領は、十二世紀に入って一円化した普通寺・曼荼羅寺(香川県善通寺市)領は、

によって「四面の額」を掲げたとともに、弘法大師自らが泥土で薬師如来護国家のための妙文である金光明最勝王経を書写したことや、「五神の筆」四国遍路、あるいは巡礼という観点から本史料をみると、善通寺では鎮

像を造立したとの伝承を示していることが注目される。現在、中世善通寺像を造立したとの伝承を示していることが注目される。現在、中世語通寺地区に残された伝承との伝承を残している。この地点が中世善通寺領の境界土で仏をつくったとの伝承を残している。この地点が中世善通寺領の境界土で仏をつくったとの伝承を残している。この地点が中世善通寺領の境界土で仏をつくったとの伝承を残していることが注目される。現在、中世善通寺の北郷地である仙遊寺地区には、空海が真魚と呼ばれていた幼少時に泥があるり、今後の研究の進展を俟ちたい。

し、各所からの政治的・経済的保護を求めていく形式をとっていった。はじめさまざまな局面で弘法大師ゆかりの寺院であることを第一に主張広く行われるようになる。以降、善通寺・曼荼羅寺ともにこうした訴訟をなお、本史料に現れるとおり、中世には寺領の帰属をめぐる訴訟などが

## 書誌

現在も東寺所蔵の文書群であり、 東寺文書、(2) 東寺百合文書、 京都学・歴彩館所蔵となっている。 人所蔵など)、の四つのグループに分かれる。(1)の大部分と、(3) 示したとおり、東寺 本史料の出典は、「東寺文書〈楽〉」である。【史料13】の【書誌】 (教王護国寺) (3) 教王護国寺文書、(4) その他 旧蔵にかかる文書は、大きく分けて (1) の一部と(2) は、 現在京都府立 項に  $\widehat{1}$ 個 は

書聚英』(同朋舎出版、一九八五)に影印を収載している。 本史料は(1)に分類される現東寺所蔵文書であり、上島有編『東寺文

(守田逸人)

# 色葉字類抄

色葉字類抄 国立公文書館内閣文庫蔵

## 翻刻

尊経閣文庫本(三巻本、 辺地ヘンチ」とあり、 鎌倉時代初期写)では 画像の国立公文書館内閣文庫本(十巻本、 畳字 (中略) 辺土ヘン

時代写)では「辺土ヘムト」。

見られ、それぞれ「ヘント」、「ヘンチ」と記され、平安時代末期にそのよ うに読まれていたことがわかる。 の語源を考察する上で重要な用語である「辺土」、「辺地」 をひく形式は、後の国語辞書に受け継がれた。ここに四国遍路の「遍路 含まれている。頭音によって「いろは」順に配列し、 末期の日常語彙が数多く掲載されており、寺社名や姓名などの固有名詞も 書である。編者は橘忠兼であるが、その人物像は未詳である。平安時代 『色葉字類抄』 は治承年間(一一七七~一一八一年)に成立した国語辞 和語から漢字や用法 についての訓も

呼び方、意味 では鎌倉時代に編纂される過程で落とされた可能性もある。これは鎌倉時 される三巻本の黒川本には 見られ、 特に漢語が豊富に収録される。三巻本と十巻本では収録語彙に違いが多く 字類抄』の古写本には尊経閣文庫蔵の鎌倉初期写本(前田本)がある。鎌 葉字類抄』が成立し、その後増補され、三巻本が成立した。三巻本『色葉 代以降にそれまでの僧侶による「辺地」修行の様相が変化したか、別の語彙、 **倉時代にこれに増補して十巻本が成立した。当時の日常語が多く収録され、** したことが背景にあったとも推測できる 天養年間から長寛年間にかけて(一一四四~一一六五年)、まず二巻本『色 「辺地」については十巻本では落されている。 (例えば 「辺路」 「辺地」(ヘンチ)が掲載されており、 を「ヘンロ」と読むようになった)に変化 江戸時代中期写と 十巻本

(大本敬久)

# 梁塵秘抄 巻第二 三〇〇 天理大学附属天理図書館蔵

といった著名な修行地だけではなく、全国各地の霊験地も紹介されている。

珠洲岬は現在の石川県珠洲市にある岬で能登半島の先端部にあたる。平安

その様子が都でも貴族から多くの庶民

多く収録されている。巻二には僧歌十三首が見え、後項で紹介する

い。『梁塵秘抄』には仏教の思想、信仰や僧侶の修行の場所に関する歌が

の辺地」の歌の直前に載っているのが本歌である。大峰山、

葛城山、

四国 熊野

## 翻刻

ふりすてて、ひとりこしちのたひにいてて、あしうちせしこそあはれなり われらか修行にいてしとき、すすのみさきをかいまはり、うちめくり、

# 現代語訳

あったよ。 振り捨てて、ひとり北陸路の旅に出て、足を痛めたことは印象的なことで の山頂にある須々奥宮神社は修験の道場であった)を回り、 私が修行に旅立った時、 能登半島の珠洲岬 (石川県珠洲市の金剛崎付近 ついには岬を

しかし、現存するのは巻一の巻頭部分と、巻二の全体などごく一部しかな の流行歌である「今様」が五六六首も集成され、全二十巻で構成されている。 『梁塵秘抄』 は十二世紀末に後白河上皇が撰集した歌謡集である。

# にいたるまで知られていたことがわかる。 時代末期に都から遠く離れた地である珠洲岬や四国の辺地でも修行する僧 侶がいて、今様で歌われるように、

書誌

が目にする機会がなかった。平安時代以降の歌人、文人(例えば藤原定家 世界でも『梁塵秘抄』が取り上げられることはなかった。 目にするという機会に恵まれなかった作品である。このような伝本状況で や三条西実隆など)によって書写されて、それが広まることで多くの者が 同じ歌集でも『古今和歌集』や『和漢朗詠集』などとは異なり、多くの者 あったため、江戸時代の国学、歌学(例えば賀茂真淵や本居宣長など)の 『梁塵秘抄』の原本は失われている上に古写本や刊本も確認できない。

そして戦後、天理大学附属天理図書館で保管されることになった。 しい。大正年間に巻二は、 しかも、この和田が発見した巻二は、江戸時代後期の書写であり比較的新 四十四年(一九一一)に『梁塵秘抄』巻二を発見して以降のことである。 『梁塵秘抄』が注目されるようになるのは歴史学者の和田英松が明治 和田から佐佐木信綱(竹柏園文庫)に譲られ、

(大本敬久)

## 解説

たが、現存するのは巻一の一部と巻二のみである。集し、当時の流行歌「今様」が集成されている。全二十巻で構成されてい集し、当時の流行歌「今様」が集成されている。全二十巻で構成されていま項でも紹介したとおり、『梁塵秘抄』は十二世紀末に後白河上皇が撰

章を集成して『梁塵秘抄』が成立したと考えられている。世紀初頭にかけて最盛期を迎えた。傀儡子の女性や遊女の芸としても知ら地の優雅な歌へ変質していったとされる。十二世紀半ば頃には、洗練度が風の優雅な歌へ変質していったとされる。十二世紀半ば頃には、洗練度が順から今様の愛好者だった後白河上皇は、変容しつつある今様を保存するため、傀儡子や遊女など伝承の確かな者から今様を習うとともに、その詞がから今様の愛好者だった後白河上皇は、変容しつつある今様を保存するため、傀儡子や遊女など伝承の確かな者から今様を習うとともに、その詞がから今様の愛好者だった後白河上皇は、変容しつつある今様を保存するため、傀儡子や遊女など伝承の確かな者から今様を習うとともに、その詞がない。傀儡子や遊女の芸としても知ら世紀初頭にかけて『梁塵秘抄』が成立したと考えられている。

この『梁塵秘抄』の今様歌が紹介されることが多い。第十四の「四国の辺地と云は、伊予讃岐阿波土佐の海辺の廻也」の記述や、安時代末期にはその素地ができていたといわれ、『今昔物語集』巻三十一に取り上げられてきた。四国遍路の明確な起源は不詳であるが、すでに平この『梁塵秘抄』は「四国遍路の成立」をテーマとした研究の中で頻繁

う内容である。が染みつくという、そんな風体で四国の海辺をいつも踏み歩いているといが染みつくという、そんな風体で四国の海辺をいつも踏み歩いているとい忍ぶ)の意思を示す袈裟を肩に掛け、笈を背負い、衣はいつとなく潮の香この歌は、僧侶の修行の様子として、忍辱(侮辱や迫害を受けても耐え

そしてここに記述される「しこく」には「四国」と漢字ルビが付されている。おりであり、これまでの諸研究で用いられてきた表記とは異なっている。異なっており、天理大学附属天理図書館本を確認すると翻刻文は上記のと本歌に限ったことではないが、活字化される校訂本文は刊行物によって

梁塵秘抄 巻第二 三〇一 天理大学附属天理図書館蔵

## 梁塵秘抄 巻第二 三〇一

## 翻刻

ん、ころもはいつとなくしほたれて、しこく〈四国〉のへちをそつねにふひ、ころもはいつとなくしほたれて、しこく〈四国〉のへちをそつねにふわれらか修行せしやうは、にんにくけさをはかたにかけ、またおいをゝ

# 校訂本文

われらが修行せし様は、忍辱袈裟をば肩に掛け、また笈を負ひ、衣はい

つとなくしほたれて、四国の辺地をぞ常に踏む

(『新編日本古典文学全集四二』による)

# 現代語訳

に掛け、笈を背負い、衣はいつとなく潮の香が染みつくという、そんな風私が修行をした有様を申そうならば、まずは忍辱の意思を示す袈裟を肩

体で四国の海辺をいつも踏み歩いている。

さ」、「へち」としか記されていない。校訂本文があたかも原本に記された 漢字表記としている 国の辺道」となっている。「しほたれて」も『全集』では「潮垂れて」と 日本古典文学大系五六 は「しこくのへち」を「四国の辺地」と表記しており、平成五年刊行の 編日本古典文学全集四十二 神楽歌 催馬楽 梁塵秘抄 閑吟集』(小学館) 訂の過程を確認しておく必要がある。平成十二年(二〇〇〇)刊行の もののように引用し、研究、解釈に用いられることも多く見られるが、 史民俗編下』では「忍辱袈裟」、「辺地」とあるが、ここでは「にんにくけ 本文はかな表記である。 また、これまでの諸研究で紹介されたような漢字交じりの文章ではなく、 梁塵秘抄 閑吟集 狂言歌謡』 例えば昭和五十九年(一九八四)刊行の『愛媛県 (岩波書店) では「四 新 新 校 で

が形成されていたという見方になる。 の周縁に、修行僧が歩く特定の 巡る修行僧がいたという解釈になるが、「辺道」となるとエリアではなく わってくる。「辺地」であれば、辺境の広いエリアを指し、 が、「しこくのへち」について現代の注釈者によって「四国の辺地」とす るのか「四国の辺道」とするのかで四国遍路の歴史、起源のイメージも変 道」というラインを強調することになってくる。平安時代末期には四国 このような本文を校訂した上で掲載するのは国文学では一般的なことだ 「道」、 いわば後世の遍路道のようなもの 四国の海辺を

とするのが適当であろう。 路が通る特定の「道」が確立していたわけではなく、「辺道」より「辺地 録の今様が歌われた十二世紀の状況を考えると、江戸時代以降のような遍 記されていることから、「へち」に漢字をあてるとすれば、『梁塵秘抄』 『梁塵秘抄』とほぼ同時代成立の『今昔物語集』に 「四国の辺地」と表 収

早くから遍歴や巡礼を重ねる僧侶の仏道修行地であった。 なお、この「しこくのへち」について、 川岡勉氏は「もともと四国は、 (中略)

> こくのへち」は主として「四国の海岸」をさす語である。ただし、 こくのへち」と呼ばれる霊地をさまざまに記した表現と考えてよい。「し 重でなければならない。なぜなら「へち」は、四国だけに限定して用いら 葛城「両山」との並称によって固有の地名とまで考えることには、 の記述とを合わせれば 謡集)と、先の中世資料(「醍醐寺文書」、『南無阿弥陀仏作善集』を指す) 氏は「『今昔物語集』(平安後期の説話集) 様子がうかがえる」(『四国遍路の世界』筑摩書房)とあり、 み取れる。衣が潮垂れるという表現からは、やはり海辺を巡り歩いていた が収録されており、ここでも「四国の辺地」を踏む修行者たちの存在が読 紀に流行った今様という歌謡を集めた『梁塵秘抄』には の場所を示すのではなく、一般語彙としてとらえておくべきであろう。 れる語ではないからである。」(『同書』)と述べており、漢字表記するなら 「辺地」が適当であり、しかも「へち(辺地)」自体は四国のどこかの特定 古代・中世の歴史や文学に関する文献を引用、活用する上では、 「四国辺路/四国辺地) や『梁塵秘抄』(平安末期の歌 /四国ノ辺」はいずれも、「し その校訂作業を無視して、 相互の研究の過程で齟 (中略) という歌 また、 なお慎 西耕生

再認識すべきであろう。 齬や誤解が生まれかねない。テキストの扱いに関する基本的姿勢を今一度 そのまま活字本文のみを使い続けることになると、 本文を掲載しているのが一般的であり、我々は、 全集本などの現代で「権威」的に扱われる基本書も、実は校訂作業を経て、

(大本敬久)

天理大学附属天理図書館蔵

として既に都にも知られていたが、平安時代末期に到っても大峰山、

葛城

熊野と並ぶ修験者の修行地として著名であった。三〇一にある四国の

本霊異記』(【史料7】)でも紹介したとおり、平安時代初期には修行の山間の時間は ち」の誤記と思われ、愛媛県の石鎚山に比定される。石鎚山は先項の『日 辺から西へ、南へと紹介し、二九八では「いとのつち」とあり「いしの

平安時代末期成立の『梁塵秘抄』巻二の二九七では、

修験の霊場を京近

# 梁塵秘抄 巻第二 二九七 · 二九八

## 翻刻

ちうよはりまのそさの山、みなみはくまのゝなち新宮(二九八) いつものわにふちや、ひのみさき、みなみはくまのゝなちとかや(二九七) ひしりの住所はとこくくそ、みのうよかちうよはりまなる、所さのやま、 ひしりの住所はとこくへそ、 おほみねかつらきいとのつち、 みのうよか

# 現代語訳

円教寺、 (二九七 修験者の居所はどこなのか。 出雲の鰐淵寺、 日御碕神社、 摂津箕面の滝安寺、 南は熊野の那智大社とか聞くことだ。 勝尾寺、 播磨の書写山

修験者の居所はどこなのか。 勝尾寺、 播磨の書写山 (円教寺)、 大峰山、 南は熊野の那智大社と新宮がある。 葛城山、 石鎚山、 箕面 滝 安

考えられる。

が祀られた歴史があり、

当時の「石鎚」は石鎚連峰全体を指していたとも

と理解されているが、石鎚山だけではなく、瓶ヶ森、

山からなる。一般に石鎚信仰といえば主峰の石鎚山を信仰対象とするもの

東に瓶ヶ森(一八九七メートル)、笹ヶ峰

(一八六〇メートル) などの連

も盛んであった。なお、石鎚連峰は石鎚山(一九八二メートル)を主峰に、 海辺での修行(「しこくのへち」)だけではなく、石鎚山などでの山岳修行

塵秘抄』がどのように書写され、伝わったのかは明らかではない。 井家、久松松平家など藩主が頻繁に交替し、室家についても不詳であり、 制官僚として活躍した人物で、古代史料に精通していた。 安政五年(一八五八)から江戸で昌平坂学問所に学び、 の室直助旧蔵本を邨岡良弼が入手した。邨岡は下総国(現千葉県)の出身で、 明治時代に和田英松発見の『梁塵秘抄』巻二は越後国 後、 (現新潟県) 越後高田藩は酒 明治政府の法 高田

笹ヶ峰にも蔵王権現

隠、

駿河

(静岡県)の富士山、伯耆(鳥取県)の大山等が挙げられ、

二の三一○の今様歌から推察することができる。ここには、平安時代末期

(道場) へ参詣したり、滞在したりしていたことがこの『梁塵秘抄』

いえる霊験所が四国の海岸部に成立しており、

辺地修行だけではなく、

一巻 霊 (道場) とも

海岸部を巡るだけの修行ではなかったと思われる。既に霊場

に有名であった霊験所として伊豆(静岡県)の走湯、

信濃

(長野県)

それ

天理大学附属天理図書館蔵

梁塵秘抄 巻第二 三-

に連ねて、土佐

(高知県)

の室戸岬や讃岐

(香川県)

志度寺が挙げられて

いる。現在でも、四国八十八ヶ所霊場として、室戸には第二十四番札所最の

第二十五番札所津照寺、第二十六番札所金剛頂寺があり、

これらの四国の霊験所

(札所)

志度寺 はいず

四国の辺地を歩く修行僧はこれらの霊

御崎寺、

見ることができる。 国でも見られ、 まちまちと思われるが、葛城山では平安時代末期から鎌倉時代初期に山林 かりではなく、修行のルートが次第に固定化されていったと考えられ、そ 修行における一定の区切りとしての宿が成立しており、 の通過地点として霊験所となる寺院が整備されていった。 平安時代末期の四国での辺地修行は、 現在の四国八十八ヶ所の札所の原型が形成されていったと 単に四国の外周の海岸部を巡るば 類似したことが四 その成立過程は

える。 に全国の霊験所が挙げられ、 の京都における流行歌として歌われるほど、広く知られた存在だったとい 後白河上皇が 『梁塵秘抄』 を撰集したのは十二世紀後半であり、 室戸と志度寺が登場しており、 これらが当時 その中

(大本敬久)

宮市)、

鳥取の大山寺

(鳥取県大山町)、

京都府宮津の成相寺、

香川県の志度寺の道場と聞いている。

社)、信濃の戸隠神社

(長野県長野市)、富士山本宮浅間神社

(静岡県富士 高知県の室

伊豆の走湯

(静岡県熱海市の伊豆山神

全国各地の霊験あらたかな所は、

現代語訳

との道場とこそきけ やま、ははきの大山、 翻刻

四方の霊験所は、

61

つのはしりゆ、

しなの、とかくし、

するかのふしの

験所でも修行していたことがわかる。 れも海岸部に位置する寺院であり、 は第八十六番の札所となっている。

丹後のなりあひとか、とさのむろふと、さぬきのし

巡りながら厳しい修行を行っていた僧侶の存在があった。 の修行である。この 四国遍路の起源を考える際に重要なのは、平安時代末期の「四国の辺地 『梁塵秘抄』や『今昔物語集』からは四国の海岸部を しかし、 四国の

広く定着していた。岩礁の多い室戸岬沖は古くから航海の難所であったが、

土佐への船旅は「恐ろしい」というイメージが

土佐国司を務めた紀貫之が承平五年(九三五)頃に著した『土佐日記』の

海賊に襲われる危険を

津呂港)、

岬東側の

室戸岬の風待港で

の間での流行歌でもあり、

# 梁塵秘抄 巻第二 三四八 たが、その間に悪天候により船が出せなかったり、 影響もあるのかもしれない。貫之は土佐国司の任期を終えて船旅で帰京し

# 天理大学附属天理図書館蔵

#### 御崎」 りする霊験所が成立し、 るこの地域に、単に通過するだけの場所ではなく、参詣したり、 国の辺地修行の中での難所でもあり、 所となっている最御崎寺、 ある。平安時代末期に既に御厨人窟は都でも著名な存在であり、 る「御厨」(御厨人窟)、現在、 風待港「佐喜」(佐喜浜)、 紀貫之も悪天候のため留まっていた「室津」(室津港、 て形成されたイメージもあったのだろう。 感じたりしながらの旅であり、貴族社会で広く読まれた『土佐日記』によっ この今様歌には多くの土佐の地名、霊験所が見える。 (最御崎寺)、同じく第二十六番札所の「金剛浄土」(金剛頂寺) これらが後世の四国八十八ヶ所霊場へと発展して 金剛頂寺も既に霊験所として知られていた。 空海が青年期に修行して明星を感得したとされ 四国霊場第二十四番札所となっている「最

翻刻

とさのふなちはおそろしや、

知県足摺岬の第三十八番札所金剛福寺では見られたが、 味も含まれていると見ることもできる。 の浄土という信仰地として認識されていた。 なお、「金剛浄土」とあることから、これは観音浄土の補陀落渡海はおいて、金剛浄土」とあることから、これは観音浄土の補陀落渡海が 実際に四国での補陀落渡海は、 室戸も補陀落渡海 の意 高

(大本敬久)

### 解説

聖地に連なり寄せる余波よ

ある最御崎寺

(第二十四番札所)、

金剛頂寺

(第二十六番札所)

佐喜の、佐喜

(高知県室戸市東部の佐喜浜)

の浦々、御厨人窟

(御蔵洞) 付近の

らなくてだめなので、岸辺に近い海には島のような巨岩がそびえ立ってい

への船旅は恐ろしいことよ。室津の沖から室戸岬沖を通

いく原型が見て取れる。

現代語訳

(高知県)

れなころ

て、さきやさきのうら〳〵□、みくりやのほつみさき、こむかう上とのつ

むろつかおきならては、

しませかいははた

土佐国 に収録された今様歌に見える。今様は当時の都に住んでいた人々 (高知県)への船旅が危険であることが平安時代末期成立の『梁

四

現在の札

で

空海が青年期に修行した場所でもあ

滞在した

# 校訂本文

松山の波の景色は変らじを形無く君はなりましにけり歩うの変がは、からなりでない。これでないの波に流れて来し舟のやがて空しく成にける哉い。

よしや君昔の玉の床とてもかゝらん後は何にかはせん白峯と申ける所に御墓の侍けるにまゐりているみは(ぼう)

曇りなき山にて海の月見れば島ぞ氷の絶え間なりける〜〜〜ーサーリンと明かくて、海の方曇り無く見えければ同じ国に、大師のおはしましける御辺の山に、庵結びて住みけるに、「ま」、〜〜

今よりは厭はじ命あればこそかゝる住まひの哀をも知れいまではみけるまゝに、庵いと哀れにおぼえて

(中略)

こゝをまた我住み憂くて浮かれなば松は独にならんとすらん

りけるを見て、廻りの仕廻して、その標に松の立て大師の生まれさせ給たる所とて、廻りの仕廻して、その標に松の立て

又ある本に

きて

り、わがはいしさと、その山をば申すなり、その辺の人はわがはいしとぞ申ならひたり、山文字をば捨てて申さず、又筆の山とも名付けたとぞ申ならひたり、山文字をば捨てて申さず、又筆の山とも名付けたとぞ申ならひたり、山文字をば捨てて申さず、又筆の山とも名付けたとぞ申ならひたれば、師にあはせおはしましたる所の標に、塔を建ておとにまるりたれば、師にあはせおはしましたる所の標に、塔を建ておよれましたりけり、塔の礎、計りなく大きなり、高野の大塔などばかはしましたりけり、塔の礎、計りなく大きなり、高野の大塔などばかなりける塔の跡と見ゆ、音は深く埋みたれども、石大きにして露にりなりける塔の跡と見ゆ、苔は深く埋みたれども、石大きにして露に見ゆ、筆ででは、「まままな」。

たりき、大師の御手などもおはしましき、四の門の額少々破れて大方善通寺の大師の御影には、側にさしあげて、大師の御師書き具せられ筆の山にかき登りても見つるかな苔の下なる岩の気色を

ぼえ侍しか、(ヒヒン)、 サール によりなんずらんとおぼつかなくおは違はずして侍き、末にこそいかゞなりなんずらんとおぼつかなくおは

(『日本古典文学大系二九 山家集 金槐和歌集』による)

# **現代記訳**

讃岐にまいって、松山の津と申す所に、崇徳院が住んでおられた跡を

尋ねたが、あとかたもなかったので

れた)ことよ松山の津へ波に流されてきた舟(崇徳院)はやがて空しくなった(崩御さ

まわれた<br />
松山の波の景色は院在世中と変わらないのに院はあとかたもなくなってし

白峰と申す所の御墓のある場所にまいって

たとえ上皇様が昔に金殿玉楼に住んでおられたとしても亡くなられた後は

何になりましょうか

月がたいへん明るくて、海の方が曇りなくはっきりと見えたので同じ讃岐国の、大師のおられた辺りの山に庵を結んで住んでいた時、

曇りのない山から月に照らされた海を見ると島は敷きつめた氷の絶え間の

ようだ

住んでいると庵に情趣を覚えるようになって

今からは世を厭うのをやめにしよう、命があってこそこのような住まいに

感慨深い思いを抱くようになったのだから

庵の前に松が立っているのを見て

松よ、いつまでも生きながらえて私の後生を弔っておくれ、跡をしのんで

くれる人もいない身であるから

ここをまた住むのがいやになって漂泊の旅に出たならば松は一人になって

しまうのだろう

## (中略)

に松の立っているのを見て大師のお生まれになった所といって、周囲に垣をめぐらして、その標

感動的なことだ、同じ野山に立っている松の木だが、このような標になる

前世の契りのあったことよ

及ある本に、曼陀羅寺の行道所に登るのはたいへん困難で、手を立てたようなけわしい所である。そこは大師がお経を書いて埋められた山ではうなけわしい所である。そこは大師がお経を書いて埋められた山ではがにいことよ、この険しい山を登って行道をされたと申し伝えている。 登る時の危険さは特にたいへんであった。用心してはうようにそこに着いてさは特にたいへんであった。用心してはうようにそこに着いてさは特にたいへんであった。用心してはうようにそこに着いてというがががでいことよ、この険しい山を登って行道をされたいる。 登る時の危険を見るにつけても

引き続き、その上は大師が釈迦如来にお逢いになった峯である。「わがはいしさ」とその山を申している。「から見れば、筆に似てまるまるとした山の峯の先のとがったようなのを、そのように単しならわしているようだ。行道のとがったようなのを、そのように登って峯に至ると、大師が師(釈所より用心してはいつくばるように登って峯に至ると、大師が師(釈かることができないくらい大きい。高野山の大塔ほどの大きさの塔のかることができないくらい大きい。高野山の大塔ほどの大きさの塔のかることができないくらい大きい。高野山の大塔ほどの大きさの塔のかることができないくらい大きい。高野山の大塔ほどの大きさの塔のかることができないくらい大きい。高野山の大塔ほどの大きさの塔のかることができないくらい大きい。高野山の大塔ほどの大きさの塔のかることができないくらい大きい。高野山の大塔ほどの大きさの塔のかることができないくらい大きい。

の礎の様子を筆の山に筆で字を書くようにかきついて登り見たことだ、苔の下にある塔

かりに思われた。
た時と違わない状態であった。後々にこそどうなるであろうかと気がれていた。東西南北の門の額は少し割れていたが、だいたいは造られれていた。東西南北の門の額は少し割れていたが、だいたいは造られき通寺の大師の御影には、すぐそばの少し高いところに、大師の御師

### 解説

行する一生を送る。 では、で、代々検非違使や院北面に任じられた。義清は保延元年(一一三五)の嫡流で、代々検非違使や院北面に任じられた。義清は保延元年(一一三五)にすぐれ、崇徳院とは和歌を通じて交流があったらしい。同六年、二十三にすぐれ、崇徳院とは和歌を通じて交流があったらしい。同六年、二十三にすぐれ、崇徳院とは和歌を通じて交流があったらしい。同六年、二十三にすぐれ、崇徳院とは和歌を通じて交流があったらしい。同六年、二十三にすぐれ、崇徳院とは和歌を通じて交流があったらしい。同六年、二十三にすぐれ、崇徳院とは和歌を通じて交流があったらしい。同六年、二十三、四方、「中華」といる。「

> ٥ رم

た帰りまゐらぬ事もやとて(年をとってから四国の方へ修行の旅に出た時、たれて(ふ)。その詞書には「齢高くなりて、四国の方へ修行しけるに、ま一一行は四国に下る前、上賀茂社に詣で、歌を詠んでいる(下雑

詠んだ歌(下雑一四〇四)がある。四国滞在中の歌には、校訂本文に掲げたもののほかに、讃岐国の三野津で四国滞在中の歌には、校訂本文に掲げたもののほかに、讃岐国の三野津で再び帰ってきて参詣することはできないかもしれないと思って)」とある。

である。出釈迦寺の南に我拝師山があり、急坂を登ったところに禅定堂がある。出釈迦寺の南に我拝師山があり、急坂を登ったと伝えられている。そこには大きな塔の礎があったらしいが、今は残っていない。西行は詞書の中で我拝師山には捨身ケ嶽という急崖があり、空海が七歳の時捨身誓願を立てて身を投げたところ、釈迦如来が現れて空のある。

に出世する弥勒菩薩とめぐり逢おうとする宿縁を詠んだとしている。海と釈迦の邂逅を詠んだと解するのは誤りで、釈迦滅後五六億七千万年後り逢はん事の契りぞ有がたき厳しき山の誓ひ見るにも」の歌について、空断面方形の石造角卒塔婆で、経塚の地上標識と推定している。また、「廻なお、宇津木言行校注『山家集』は、「坊の外は」を「はうの卒塔婆」とし、

西行が四国に下向して約八十年後の寛元元年(一二四三)、

高野山

僧

0

後の詞書にある「善通寺の大師の御影」は、これと同じものであろう。釈迦如来影現の形像これ有りと云々」(『南海流浪記』)と記している。最等の身像と云々、大方の様は普通の御影の如し、但し、左の松山の上に、の御影は大師御入唐の時、自らこれを図し、御母儀に預け奉ると云々、同道範が善通寺を訪れ、寺内に安置された御影(弘法大師像)について、「こ

まで四国に滞在したかも不明である。を考えていたらしいが、実際に行ったかどうかはわからない。また、いつしと思ひたつこと侍りしに」とある。これによれば、土佐国に向かうことて浮かれなば松は独にならんとすらん」の詞書に「土佐の方へやまからま西行の歌集の一つ『山家心中集』には、前掲の「こゝをまた我住み憂く

指す「四国」という語が用いられるようになるのである。伊予・土佐の四か国は南海道の一部であったが、平安時代末から四か国を末の『梁塵秘抄』三〇一(【史料3】)にも「四国」がみえる。阿波・讃岐・とあるが、これは「四国」という語の比較的早い用例である。十二世紀初とあるが、これは「四国」という語の比較的早い用例である。十二世紀初の町行が上賀茂社で詠んだ前述の歌の詞書に「四国の方へ修行しけるに」

なお、『山家集』には、海岸線での修行に関わる歌として次の二首(中

波につきて磯回に座す荒神は潮踏む巫覡を待つにや有らんな、 いそや いま あらがみ しおふ き ね ま (ある)雑九九八、下雑一四四一)がみえている。

待っておられるのであろうか) (波に漬かって磯の辺においでの荒神様は、潮を踏んでやってくる巫覡を

伊勢の磯のへぢの錦の島に、磯回の紅葉の散りけるをせい。

(磯辺の波の上に散り敷く紅葉の色を洗うので、錦の島というのであろう

か

りなる。成立過程の詳細は不明だが、西行自身がまとめたものを本人ある 番号では、 雑にある四国への旅の歌十首とその詞書を載せた(日本古典文学大系の歌 いは他者が数次にわたって再編し、 統の三つに分かれる。陽明文庫本系統は上中下の三巻、 上下の二巻からなる。 五六九首、松屋本系統が一二五九首。 『山家集』 一三五三~一三五九、一三六九~一三七一)。 は西行の歌集。 歌数は陽明文庫本系統が一五五二首、 伝本は陽明文庫本系統、 段階的に成立したらしい。ここには下 部立は春・夏・秋・冬・恋・雑よ 版本系統、 他の二つの系統は 版本系統が 松屋本系

日本古典文学大系の底本は陽明文庫所蔵六家集本。室町後期または近世日本古典文学大系の底本は陽明文庫所蔵六家集本。室町後期または近世日本古典文学大系の底本の底本は陽明文庫所蔵六家集本。室町後期または近世日本古典文学大系の底本の底本は陽明文庫所蔵六家集本。室町後期または近世の調書には句読点をつけた。

(寺内浩

# 校訂本文

如¸飛向¸南、(後略) 二年八月十八日、自;;土左国室戸津;、相┐具弟子一人;、遂以進発、一葉之船、(前略)一条院御時、阿波国賀登上人、深欣;;彼山;、 頻有;;夢想;、 長保

(浅草寺蔵本『観音講式』翻刻文による)

# 訓み下し文

進発す、一葉の船、飛ぶが如く南に向かふ、長保二年八月十八日、土左国室戸津より、弟子一人を相具して、遂に以て一条院の御時、阿波国の賀登上人、深く彼の山を欣び、頻りに夢想有り、

# 現代語訳

れて、遂に出発した。一隻の船が飛ぶようにして南に向かった。夢にあらわれた。長保二年八月十八日、土左国室戸津より、弟子一人を連一条天皇の時代、阿波国の賀登上人が、補陀洛山を熱心に思い、頻りに

#### 解説

金剛頂寺(第二十六番札所)、足摺の金剛福寺(第三十八番札所)には補地修行の背景には補陀落信仰があった。室戸の最御崎寺(第二十四番札所)、「今昔物語集」巻三十一第十四(【史料24】)のところで述べたように、辺南に向かって船出した。これが補陀落渡海で、一種の捨身往生であった。山は南方海上にあると信じられていたので、熱烈な信仰者たちが各地から山は南の浄土とされる補陀洛山に対する信仰を補陀落信仰という。補陀落

陀落信仰が濃厚に認められる。

である(『吾妻鏡』 天福元年(一二三三)五月二十七日条)。 の乗った船は屋形船だったが、中に入ったあと外から釘を打ち付けられ の程の食物并びに油等、 つの扉も無く、日月の光を観ること能はず、只だ燈に憑るべし、三十ヶ日 妻鏡』は「彼の乗船は、屋形に入るの後、外より釘を以て皆打ち付け、 房と名のって熊野で修行し、補陀落渡海に至った。 那須野で行われた大狩で失態を犯し、その場で出家、 も三十日程度が用意されていただけであった。 つの扉もなく、 補陀落渡海の様子がよくわかるのが、 日月の光も見えず、ただ燈火をたよりとし、 僅かに用意すと云々」と記している。 鎌倉幕府御家人下河辺行秀の事例 その乗船について、 逐電した。彼は智 行秀は下野国 つまり、 定点 彼

陀落渡海の出発地としてよく知られたところである。 で落渡海の出発地としてよく知られたところである。 に了議會遺文』二十九十二二五四九)(【史料49】)にも、最御崎寺は「南はとができるとあり、また嘉元四年(一三〇六)三月二十二日の「官宣旨案」とができるとあり、また嘉元四年(一三〇六)三月二十二日の「官宣旨案」とができるとあり、また嘉元四年(一三〇六)三月二十二日の「官宣旨案」とができるとあり、また嘉元四年(一三〇六)三月二十二日の「官宣旨案」とができるとあり、また。

けて、一条院の時代に「賀東聖と云ひける人」が弟子一人を連れて補陀落そこには、讃岐三位の乳母の夫が土佐国から補陀落渡海したという話に続五の「或る禅師、補陀落山に詣づる事 賀東上人の事」にもみえている。 賀登上人のことは、貞慶の『観音講式』の他に、鴨長明『発心集』三―

く知られていたのであろう。渡海したと語り伝えられているとあるので、賀登(東)上人の話は当時よ

遂げられ畢ぬ」(『四座講縁起』)とされている。(一二五七)に「土州室戸津より一身一葉の船に乗して補陀落詣の素懐を「南山に移り住み、終に往生を遂ぐ人なり」とある。実勝坊も康元二年る。金剛頂寺十一世住持の蓮台上人は平安時代末頃の僧で、『南路志』にこの他、室戸から補陀落渡海した人物として、蓮台上人と実勝坊がいこの他、室戸から補陀落渡海した人物として、蓮台上人と実勝坊がい

定野の地」(『鎌倉遺文』十一一八一〇五·八三〇九)(【史料40】)とされる 霊験の地」(『鎌倉遺文』十一一八一〇五·八三〇九)(【史料40】)とされる 電験の地」(『弾安遺文』七一三一八四)(【史料27】)の地とあり、また正嘉元 を(一二五七)四月、同二年十月の「前摂政一条実経家政所下文案」では「補 で洛山化主三面千手観世音菩薩、毎日此寺に臨光す」、「件の寺は千手観音 で洛山化主三面千手観世音菩薩、毎日此寺に臨光す」、「件の寺は千手観音 でと、古くから観音霊場として知られていた。

ことになっている。

が補陀落渡海を行ったと記されている。正嘉元年の「前摂政一条実経家政が補陀落渡海を行ったと記されている。正嘉元年の「前摂政一条実経家政(九九九~一〇〇三)頃に日円坊が、寛正二年(一四六一)頃に正実沙弥卓禄五年(一五三二)に書かれた同寺の縁起『蹉跎山縁起』には、長保

家物語(長門本)』(【史料6】)などの文学作品にもみえている。 この他、足摺からの補陀落渡海は『とはずがたり』(【史料60】)や『ヨ

#### 書誌

のものがある。解脱上人貞慶が作った『観音講式』には、(A)建仁元年を講式という。観音講式の他に弥勒講式、地蔵講式などさまざまな種類特定の仏を賛嘆する法会の場で、導師がその仏を讃えて読み上げる文章

筆写)の翻刻文を用いた(講式研究会「観音講式と法華講式」所収)。音講式』には多くの写本があり、ここでは浅草寺蔵本(正応元年(一二八八)の三つがあり、校訂本文に掲げたのは(B)の奥書の一部である。この『観(一二〇一)五月十八日、(B)同年五月二十三日、(C)承元三年(一二〇九)

ことを嘆き、 ことを説明し、三段目は常に観音を念ずれば悪道に墜ちることはないと説 志願堅固なることを讃えている。 にもかかわらず、後世の救済を観音に託して補陀落往生を願う者が少な の本願が示され、二段目で観音の利益が現世後世を問わずに備わっている 観音信仰を修めた。(B) 福寺奏状」を著して法然の専修念仏を批判した。晩年は海住山寺に移り、 いている。そして、 貞慶(一一五五~一二一三) 補陀落渡海を敢行した賀登上人を引き合いに出して昔の人の 奥書では、 0) 『観音講式』 は法相宗の僧で、 観音が現世と後世をともに救う存在である は三段からなり、 戒律の復興に尽力し、 一段目で観音 興

(寺内浩

阿波・土佐の海辺の廻也」(【史料24】) の記述と同様、 をふっていることから、『今昔物語集』の「四国の辺地と云は伊予・讃岐 四国辺で修行したことを記した史料である。特に「辺」に「フチ」とルビ 修行であったと推測される。 した『南無阿弥陀仏作善集』に、保延三年(一一三七)の十七歳の時に、 俊乗房重源(一一二一~一二〇六)が、 晩年に自らの作善行為を列記 四国の海辺を廻る

る。 事になし得た。その際再建された大仏及び大仏殿は、永禄十年(一五六七) 寺の再建を、朝廷から任命された東大寺大勧進職として主導し、それを見 とくに治承四年(一一八〇)の平家軍による南都攻めでほぼ焼失した東大 創建や修造、道路・港湾・灌漑施設などの社会基盤の整備などに尽力し、 の松永久秀と三好勢との戦いで焼失し、現在は南大門など一部の堂舎が残 重源は、平安末期から鎌倉初期に活躍した僧で、勧進活動による寺院の

うなど法華経持経者の特徴も持ち合わせていた。その後宋に渡り、 に移り、勧進聖として活動していた。また阿弥陀への信仰から南無阿弥陀 民衆救済・仏教興隆等の宗教的実践を進めるために醍醐寺を離れて高野山 年(一一七六)の高野山延寿院梵鐘銘に「勧進入唐三度聖人重源」と刻む。 しい山林抖擻の苦行に励んだ。その際如法経書写や千部法華経読誦を行 国を始め大峰・吉野・熊野・葛城・白山・立山など各地の霊山を巡り厳 精力的な活動を世に伝えている。 仏を名乗り、その名を冠した前述の ある。十三歳の時に醍醐寺で出家し、僧としての験力を修めるために、 重源は、 朝廷に武官として務める紀氏の出身で、父は左馬允紀末重で 『作善集』により、 生涯にわたっての 安元二 四

東大寺再建をもって、 聖は、 寺院に所属する寺僧に対置する身分で、寺院から自 重源を東大寺僧と間違えるが、東大寺の寺僧では

なく聖である。

#### 南無阿弥陀仏作善集 東京大学史料編纂所蔵

# 訓み下し文

翻刻

(前略)

生年十七歳之時、修行ス四國ノ邊サ

生年十七歳の時、 四国の邊を修行す、

# 現代語訳

生年十七歳の時に、 四国の縁辺を修行した。

て大仏様などの大陸からの新しい技術を導入した。 重源も栄西も渡唐の経験があり、再建にあたっては、その人脈を活かし

人の僧においても多様な特徴を持つ。経者であり、さらには民衆教化に努める勧進聖でもあった。このように一国の霊山で修行に励む密教行者であり、時には法華経を信奉する法華経持このように重源は、醍醐寺寺僧として歩むために出家するが、時には全

行は空海を祖師とする真言宗の僧に限られたものではない。によって、四国での活動も多様であったとみられる。決して四国辺地の修修行の地四国を訪れる僧においても、その僧の目指す宗教的実践の内容

あったことを示している。は、四国辺地の修行が、当時の日本の僧の社会で重要な意味をもつものでは、四国辺地の修行が、当時の日本の僧の社会で重要な意味をもつものでまた重源が自らの生涯の行動の事績に四国での修行を書き上げたこと

## 書誌

(一二○三)、東京大学史料編纂所蔵、紙継目花押有り。 紙本墨書、縦三十・三センチ・横十六・○センチ、鎌倉時代 建仁三年

(大石雅章)

弘法大師

土佐国室戸といふ所にて

法性のむろのとゝいへと我かすめは有為のなみ風よせぬ日そなき

# 現代語訳

無常の波風が立たない日はない。 仏の悟りを思い浮かべる室戸とは言うものの、自分が修行してみると、

### 解説

平安時代後期までの勅撰和歌集と比べると、仏教に関する和歌「釈教歌 が多く収録されているのが特徴である。 『新勅撰和歌集』は『古今和歌集』から数えて九番目の勅撰和歌集であり」にようでは入まったよう 貞永元年(一二三二)、後堀河天皇の勅命により藤原定家が編纂した

同時代には小倉百人一首に選ばれる小野 篁がいて、その父・岑守と空海と 本人が和歌を詠んだことを示す確実な史料は確認することはできないが 実世界)と表現し、まさに仏教的視点で自身の修行の様子を表現している。 悩の無い状態。室戸の掛詞)という仏教語や、波風を「有為」(変化する現 室戸市) にて詠んだとされる和歌である。 「法性」 (仏教の真理) や 「無漏」 (煩 法大師が青年期に実際に四国各地で修行をした際、土佐国室戸岬(高知県 も多くの漢詩を残し、『性霊集』等に収録されている。九世紀前半に空海 この巻十釈教歌の冒頭に弘法大師(空海)の和歌が配置されている。弘 空海が活躍した九世紀前半は和歌よりも漢詩の創作が主流であり、空海

は交流が深く、和歌をたしなんでいた可能性もある。また、六歌仙の一人・

僧 で こ じょう 竺(インド)に向かったが羅越国(マレー半島とされる)で客死したと伝 異母兄に阿保親王、おいに六歌仙の一人、 触れて、実際に和歌を詠んでいたことを全面的に否定することもできない。 えられている。 貞観四年(八六二)には入唐して長安・青龍寺で密教を学び、その後、天 り皇太子を廃され、その後に出家し真如と名乗り、空海の弟子となって、 如(七九九~八六五?)は平城天皇の第三皇子で俗名は高岳親王といった。(いまいての) ても、空海が漢詩だけではなく、様々な人物と交流する中で和歌の文化に めた『性霊集』には安世に贈られた詩が多数収められている。 の遍昭の父は良岑安世であり、 が、俗名は良岑宗貞で、蔵人頭まで昇りつめた貴族であった。そしてこが、俗名は良岑宗貞で、蔵人頭まで昇りつめた貴族であった。そしてこ なお、空海に関しては弟子の真如との和歌の贈答が知られている。真 遍昭は弘仁七年(八一六)の生まれであり、桓武天皇の孫にあたる。 (八五〇)に仁明天皇の崩御を哀しんで出家して遍昭を名乗った 空海との親交が深く、空海の漢詩文をまと 在原業平がいる。 薬子の変によ 時代的に見

多までは到るなりけり」と記される。 とある。その返歌として空海は「かくばかり達磨の知れる君なれば多陀謁として「いふならく奈落の底にいりぬれば刹利も修陀もかはらざりけり」として「いふならく奈落の底にいりぬれば刹利も修陀もかはらざりけり」と声『俊頼髄脳』に見える。「また高丘の親王、弘法大師に詠ませ給ふ歌」空海と真如の和歌の贈答は、源俊頼によって一一○年代に著された歌

このように、勅撰和歌集を始めとする歌集、「和歌」・「文学」の世界で

での継承の在り方は異なっていた。 他」の世界では、作者が逆になって継承されていった。そもそも、「奈落」 が定着した十世紀後半以降に成立したと考えるのが妥当であろう。つまり、 が定着した十世紀後半以降に成立したと考えるのが妥当であろう。つまり、 が定着した十世紀後半以降に成立したと考えるのが妥当であろう。つまり、 での継承の在り方は異なっていた。

ては混乱が見られる。

では混乱が見られる。

では、時代は下って江戸時代後期に成立して作となっている。信仰の世界では、時代は下って江戸時代後期に成立して作となっている。信仰の世界では、時代は下って江戸時代後期に成立してにといる。信仰の世界では、時代は下って江戸時代後期に成立してにといる。信仰の世界ではの歌として「かくばかり達磨をしれる君なればならく」は空海が訪れてきた返歌として「かくばかり達磨をしれる君なればないでは混乱が見られる。

## 書誌

れている。 底本として『新勅撰和歌集』(岩波文庫、一九六一)が刊行され広く使わ家筆、藤原定家自筆識語本が残っており、伝本状況は良好である。これを成立直後に写されたと考えられる冷泉家旧蔵で穂久邇文庫所蔵の藤原為

(大本敬久)

# 古今著聞集 巻二 五十二 早稲田大学図書館蔵

## 翻刻

十七にて修行に出て十八年帰洛せず、共間に大峰の辺ち、かづらき外霊験の名がごとに、歩をはこばずとに、歩をはこばずと云事なし、

## 解説

『古今著聞集』は中世を代表する説 中世を代表する説 話集であり、橋成 をによって建長六年 (二二五四)に成立し た。「街談巷説」も積 極的に採用し、平安 時代末期までの説話 の亜流ではなく、現

> える。 上達部が「山踏み」したと記されるが、 辺に限ったものではなく、 ちふむ」も修行の有様を表現したものである。「踏む」 山中に入って足元に注意しながら修行する「踏む」という意味は重要で、「^ ということを基本語彙に挙げている。『うつほ物語』 歌学書『連珠合璧集』九・海辺には「磯トアラバ 岩ね う時代差による可能性もある。 成立期である鎌倉時代中期に、修行全般を指すように意味が拡大したとい 葛城山やその他の霊験地を歩いて修行をしたとあり、ここに「大峰の辺ち が、十七歳で修行に出て、十八年、京に戻ることはなく、その間に大峰 **倉時代初期までは海辺の修行の意味合いが強かったものが、『古今著聞集』** 意すべきであろう。これは元々、海、 ることが多いが、 に大峰山脈での修行を指す。 (地)」と表記される。この「辺地」は海岸沿いでの修行ではなく、明らか みるめかる」とあり、海岸部で険しい磯では、「山」伏が辺地を踏 山岳修行においても用いられる事例もあることには注 山岳修行も「辺地」とされる場合もあったとい 「辺地」は海辺の修行の意味合いで用いられ ただ室町時代中期成立の一条兼良による連 山に限らず用いられていたのか、鎌 単に山歩きという意味ではなく では御嶽、 Щ の共通性から、 松 千鳥 へちふ 熊野詣で Щ 海

## 書誌

本古典文学大系八四』(岩波書店、一九六六)等がある。 古写本としては九条家旧蔵本・宮内庁書陵部蔵本等があり、活字本に『日

(大本敬久)

いる。行尊については先項の『行尊大僧正集』(【史料22】)にて紹介した五十二話「平等院僧正行尊霊験の事」として行尊の修行履歴が掲載されて

る。

巻二釈教では、

えるなどの特徴があ

# 40 前摂政一 条実経家政所下文写 正嘉元年四 .月日

#### 翻刻

上書如此

前摂政家政所下 蹉跎御崎回禄時造営御下文案正嘉元年四月 土佐国幡多庄官百姓等

可早奉加阿闍梨慶全勧進造金剛福寺堂舎神殿等用途事

御奉加御教書

右、 重宝塔、 欲絶之供 秋夜長兮、 堂社減如雲之勢、 是則当郡王宗我部氏滅亡之刻、止其沙汰云々、如是之間、禅侶失飡霞之便、 永留于寺家矣、 性寺大殿当国御沙汰之時、 三百三十三石、増国土之福田、 誠是仏法相応、 生身也、 陀洛山化主三面千手観世音菩薩、毎日臨光於此寺云云、是以性空上人之拝 来之蘿襟鍾、 法命於三会之霊場也、 是弘法大師現身証果之霊地、 仁公為上卿衛大将 彼慶全解状偁、 於此証六根清浄之位、賀東行者之遂即往也、 添 無禦寒之計、 給草擔石興欲廃之勤、 踵四百余歳之続恵命也、 寺粧厳之大願、 而田堵動対捍、 人地相叶者哉、 山厨煙絶之朝、 聖皇帝凝 謹案弘仁十四年正月十九日天皇手印 以千手観音而為其本尊、 爰慶全当宿因之令然、有寺務之応選、 率巳旧例、 唱知識於国中境外、 大権現能為作依怙之伽藍、 **叡念亞是 動畫所以仏法僧宝之耀神威也、** 致吏民之快楽、而時代推移、 地利漸減少、 因茲弘仁聖主奉免三昧供并修理料官米 箇年中、 春日遅兮、 寄進新免卅町免田是也、 五相観之月影結跏、 去建長五年春三月比、 至于応保元年、 臨採蕨之飢、 以三所権現而為大行事、 営土木於傍庄隣郷 従此遷補荼洛山之堺、 成官符於四国、 故老相伝曰、 勅書偁、 薜衣袂薄之節、 国吏陵怠、法 令減定六町、 香花灯明支 彼御寄進状 重発起三 当山者 十方 心偸 補 忠 継

> 造営功者、 聊休其愁、 姓等宜承知、 奉加彼慶全阿闍梨勧進造金剛福寺堂舎殿等用途料之状、 和漢不其爾乎、不耐懇念之至、 唱知識於八挺之民、恵遠禅師之建浄土堂也、遍勧進於十方之境、聖賢之所企 従縁起、可謂利物之再昌也、善根待時熟、何疑和光之重耀也、慶全至念此理 之神祠、 護王法者仏法也、祐政道者神道也、今建立如来常住之仏閣、 此本家、 難複、倩案旧記、 莫不職而頼之而巳、然則遠相諧 動八挺合力、纔数宇之営造、複一寺之基跡、我君殿下、 之友審、 焔中相好無変、煙底尊容如旧、 及不慮之火炎、 念其功之難畢、 上以祝堯日之聖運、中以祈姫旦之賢徳、百寮之泰平、 温故知新之心、伝周旦之遺美、継絶興廃之思、 仏意不測、 隣国傍郷定寺教命、 蓋所以大聖利物隠顕、 勿違失、 身鎮労此願之不終、 仏閣神殿悉作灰燼、 願西上人之時、如今回禄之刻、法性寺殿御時、蒙卅町奉免、 誰弁寺之興廃、 故下、 将興其善根、 **縡之奇特、霊而亦異也、** 粗勒子細、 隨時之故也、伏乞、任旧例下新恩、 聖皇之 慶全始偏念宿願之不達、 然間去年八月下旬七日至夜半之時刻、 道具宝器同化煙炎、 叡念、 謹請処分者、 昔日 遙相応大師之宿慮、 聖武天皇之開東大寺也 **杰漢霍之昔風、夫** 忝承彼御流、 天災難遁、 所仰如件、 早可令庄内住人、 而於本尊七躰者 造営和光垂跡 今重歎旧基之 四海之静謐 雖知時 庄官百 幸伝 被助 仏種

正嘉元年四月 H

知家事中原 案主図 .書允紀景重

別当右大弁藤原朝臣 花押 時重 高定

令散位藤原朝臣

大従止親祐安倍購親秀

主計頭清原真人 花押 頼尚

修理東大寺大仏長官左大史兼能登介小槻宿祢 花押 有 家

勘解由次官兼中宮大進藤原朝臣 高俊

散位源朝臣 則長

# 現代語訳

「上書」 略

前摂政一条実経家政所が命じ下す 土佐国幡多庄官百姓等

早く阿闍梨慶全をして金剛福寺堂舎神殿等の造営料を勧進し経費に充て

るべき事

副え下す

御奉加についての御教書

ところが時代は推移して国司は政務を怠けていたところ、 政をおこなった)ことで国土の福田は増加し、役人も人民も悦びました。 これを拝んできました。六根清浄を体得した証は、賀東行者が仏への往生 と神威をなすところであります。あらゆる方向に蘿が広がって鐘を覆って と、当山は弘法大師が悟りを開いた霊地であり、弘法大師自身の働きかけ びに金剛福寺の修理料として官米三百三十三石を金剛福寺に奉免する(善 法を修めるに相応しい人地となりました。それ故、 を遂げたことです。これより補陀洛山の堺は遷り、 寺において仏光を臨んできたということです。それ故、性空上人は現世に も、あとには四百余年にわたって仏の命脈が続いてきたところであります、 が御心を凝らして〈已上は勅書の意を取り、略抄した〉仏法僧三宝の耀き て大行事とし、忠仁公 で開いた伽藍であり、朝廷が太政官符を四国に発布して仏法の法脈を三会 謹んで弘仁十四年(八二三)正月十九日嵯峨天皇手印の勅書を調べて見る 右のことについて、彼の慶全の上申書が云うには、(つぎのとおりです。) 五相 成 身して月影のごとく結跏趺坐して古老が相伝してきたところを云う にて継承する霊場であります。千手観音を本尊として熊野三所権現をもっ 補陀洛山の化主である本尊三面千手観世音菩薩は、 が土佐国務を取り仕切っていた時、 (藤原良房)を上卿 〈時の右近衛大将〉として天皇 旧例になぞらえて新たに免田 嵯峨天皇が三昧供なら (金剛福寺は) 法性寺大殿 毎日この金剛福 誠に仏

もその ださり、 このような奇跡は人知では計り知れない特別なことです。天災は逃れがた ごとく灰燼に帰しました。道具・宝器も同じく煙炎と化しました。ところ りに土木を営み、その困難な修練を心から念じたものです。 だ折には秋夜の長い寒さを防ぐ方法はありません。そんな折に慶全がこの 法性寺殿 く旧記を調べてみると、願西上人の時代に現在のような回禄にあった頃 することが出来ず、今ふたたび旧跡の修復しがたきを歎いております。 廃を見極めましょうか。慶全ははじめて偏に宿願を念じたものの目的を達 く が本尊七体は火災の中でも変わることなく、尊貌は以前のままであります。 八月下旬七日夜半に及ぶ頃に思いもよらぬ火事が起きて伽藍・神殿がこと よって衰えるもこの願いが終わることはありません。そうしたところ去年 寺荘厳の大願について土佐国内外に経費の出資を求め、近傍の荘郷をたよ 年(一二五三)春三月ころ重ねて三重宝塔の造営を発起し、恐れ多くも ために僅かな草石をたまわり廃絶した勤めを再興しようとし、 宿縁に直面し、寺務にあたりました。途絶した香花・灯明の供えを支える 堂舎の減少は雲の如くの勢いとなり、炊事場は煙が絶える朝となり、 ております。ところが領内の田堵はことある毎に対捍し、 訪れは遅れ、食料の欠乏のため蕨を採って飢えに臨み、薜衣の袂が薄らい したためであるといいます。こうした間に僧侶たちは食事の頼みを失い した。その原因は当郡主宗我部氏が滅亡した時、 は次第に減少しました。応保元年(一一六二)に至っては六町が減少しま 三十町を(金剛福寺に)寄進しました。かの御寄進状は永く寺家に保管し 寺の旧跡を復活させました。 世の移り行きを知っても、 (藤原忠通殿下の) ともすれば徳人の協力を得て纔かに数字の堂舎について造営し、 (藤原忠通)が土佐国を治めていた時に三十町の所領をお免じく 御家系を承り、 仏の心は測りがたいことです。誰が寺の荒 我らの君主である一条実経殿下は恐れ多く 幸にも 寺領に対する施策を停止 (御家系は、 収取可能な地 その身は労に 金剛福寺の 去る建長五 春の

興しました。もっぱらあらゆる境界を超えて勧進を行い、 新たなご恩をお下しくださり、 物の有無は時勢によります。ひれ伏して乞い願うところは、 兼ねてからのお考えに相応して仏道は生起し、衆生の利益は再昌すること 垂跡のための神祠を造営し、上は堯が統治していた時のような聖運を祈り、 に命じるところです。 す。荘官・百姓等はその旨を承知し、 闍梨は金剛福寺堂舎殿等の造営経費の勧進を行い、荘内の住人に奉加させ 東大寺を開きました。経費の出資を徳人に呼びかけて恵遠禅師は浄土教を 傍の郷は必ず寺の教えや命のもと善根を興すでしょう。かつて聖武天皇は かりそめの時間その愁を休めました。ともすると天子様が衆生へ与える利 でしょう。その善根は成熟の時を待っております。どうして再び仏光が耀 であります。そうならば遠くは天子さまの御心に調和し、 中には姫旦の賢徳を祈り、多くの役人の泰平と全世界の静謐を頼むばかり 祐けるのは神道であります。 ところです、そもそも王法を護るのは仏法であります。(そして)政道を たものであり、 本家として伝わってきました。温故知新の心は周公旦の遺した美徳を伝え るべきです。 ができず、事情の詳細を記録し、謹んで対処を乞い願うところであります。 のなすところは日本・中国ともに同じでありましょう。懇念に耐えること くことに疑いがありましょうか。慶全はこの道理を念じて(再興を試みて) (慶全の上申は以上のとおりであります。これをうけて) 早くかの慶全阿 前摂政 また 一条実経家政所が命じるところは以上の通りでありま (殿下の) いま仏陀常住の仏閣を建立し、 伽藍造営の功を援助くだされば、 継絶廃興の思いは、 この旨を違えてはなりません。 漢霍の昔風を忝くする 知徳を有する人 遙か大師さまの 仏菩薩の仮の 旧例の通りに 隣国や近 確か

境と理解され、本尊千手観音は補陀洛山の化主と考えられていた。身の働きかけで開いた伽藍とされる。また、観音霊場であり補陀落山との水災に逢った他、再建と回禄を重ねており草創期の史料は残されていない。至夜半之時刻、及不慮之火炎」とみえるとおり、建長八年(一二五六)にて記した早い段階の史料である。金剛福寺は本史料に「去年八月下旬七日

## 書誌

を参照されたい。 である。『土佐国蠹簡集』の書誌情報については【史料27】の「書誌」項である。『土佐国蠹簡集』の書誌情報については【史料27】の「書誌」項本史料の出典は、「東京大学史料編纂所所蔵謄写本『土佐国蠹簡集』一」

(守田逸人)

#### 解説

本史料は金剛福寺(第三十八番札所、高知県土佐清水市)の由緒につ

# 41 某公文所信実書下案 文永十年十月四日

## 翻刻

土左国金剛頂寺領安田庄者、

為大師薬師之御領、自往古不入申、仍執達如件、〇(扇面に「小松」と書した扇図あり)

文永十年十月四日 公文所僧信実判

# 現代語訳

入らない。よって執り達するところは以上のとおりである。は、弘法大師さま御建立の薬師さま御領のため、往古から(最御崎寺領には)土左国金剛頂寺領安田荘(現高知県安芸郡安田町、および馬路村馬路一帯)

#### 解説

領であるとし、最御崎寺領ではないことを確認している。 佐国安田荘が弘法大師が自ら彫刻した本尊薬師の御領、すなわち金剛頂寺寺が西寺と呼ばれるのに対し、最御崎寺は東寺と呼ばれた。ここでは、土最御頃寺(第二十四番札所、高知県室戸市)と同様、室戸岬に位置する金剛頂寺(第二十六番札所、高知県室戸市)と同様、室戸岬に位置する

両寺に対して発給されたと考えられる。 郡西寺蔵」として同文の史料が書写されている。したがって同文の文書が底本としたが、『土佐国蠹簡集 拾遺』(高知県立図書館蔵)にも、「安芸なお、ここでは最御崎寺旧蔵史料を謄写した「謄写本最御崎寺文書」を

## 書誌

のが多い。 本史料の出典は、東京大学史料編纂所所蔵「謄写本最御崎寺文書」などがある。最御崎寺関係史料は、現存が確認できる原本のほか、『南路志』や『土る。最御崎寺関係史料は、現存が確認できる原本のほか、『南路志』や『土本史料の出典は、東京大学史料編纂所所蔵「謄写本最御崎寺文書」であ

(守田逸人)

佛師東大寺流行□	七月廿五日	建治元年	乙亥作始	願主僧榮金	翻刻									
						仏木寺	蔵(						象墨書銘	下とも
				•		僧□□□	大仏師東大寺流	大日如来本尊始作	建治元年才次七月	此中作入□也	興法大師作仏之楠少々	大願主僧榮金	翻刻	

#### 解説

五三、一九六四)。 本尊である大日如来坐像(愛媛県指定有形文化財)は、高さ一一六·五 本尊である大日如来像の仏師僧も行慶であり、奈良の東大寺と関わりの深い慶 協立像に「大仏師東大寺流法教行慶」の名前があることから、毛利久氏は がら東大寺流の仏師僧の手で作り始められたものである。仏師の名前は がら東大寺流の仏師僧の手で作り始められたものである。仏師の名前は がら東大寺流の仏師僧の手で作り始められたものである。仏師の名前は は木寺大日如来像の仏師僧も行慶であり、奈良の東大寺と関わりの深い慶 派の仏師の作と推測している(毛利久「愛媛県南部の彫刻」(『仏教芸術』 五三、一九六四)。

承が、鎌倉時代後期までに成立していたものと考えられる。れていることである。空海が楠木を刻んで大日如来像を作製したとする伝う文言があり、建治の造仏にあたって空海作仏の楠木を少し納入したとさ墨書銘で注目されるのは、「興法大師作仏之楠少々此中作入者也」とい

(川岡勉)

# 佛木寺記録

年三月廿一日御造立云々、其後松殿僧正任四国巡礼之記録、相尋彼寺之處 常蒙霊夢之告、于時致仁治元年大貮律師宣俊庄務之時、 親拝見大日尊像、 来眉間入納給云々、巨細之旨見四国巡礼記録、于時 三鈷与一環相傅之云々、玉者深納、三鈷被投高野山、 者是大師御帰朝之時、 同年十一月十五日供養、 木奉刻金剛界大日如来像、 大同二年弘法大師御帰朝之後、四州御巡礼之時、件深山在御一 而擬西蘭寺太政大臣家之御菩提道場、同四年御堂造營、 則抑感涙切拂林木、安置尊像、 恵果和尚於陽州門御對面之時、 同二季十月御堂供養 眉間奉入一踝玉、則佛木寺大日如来是也、 其後被覆荊蕀数廻、里老 自大日如来御相承之 玉者則佛木寺大日如 平城天皇御宇大同二 重致興行、 同年六月棟上 宿、 而傍楠 此玉

仏木寺記録 仏木寺蔵

寛元三年十月 旦 重御下知状等下給

建長六秊十月、又修理御堂

文永八年四月五日、 鎮守三所権現御寳殿造營、

建治二年十月、弘法大師御影堂造立

# 現代語訳

仏木寺記録

大日如来より授かった三鈷杵と玉を受け継いだという。玉を深く身につけ 山で野宿をした。その時、 唐より帰朝した弘法大師が大同二年に四国巡礼を行った際に、ある奥深い めたのである。詳しいことは「四国巡礼記録」に見える。 た大師は、三鈷杵を高野山に安置し、玉は仏木寺の大日如来像の眉間に納 である。 を刻み、 弘法大師は、 眉間には一つの丸い玉を埋め込んだ。仏木寺の大日如来像がこれ 帰朝するにあたって恵果和尚と揚州門で対面した時、 大師はそばにあった楠木に金剛界の大日如来像 像の造立は平城

政大臣家の菩提道場とされることになった。 医巡礼之記録」を手がかりに寺を訪ね、大日如来像を拝見し、西園寺太 をつとめていた大式律師宣俊が寺の再興を志して田薗を寄附し、西園寺太 本本を切り払ってこの像を安置した。その後、荊蕀に覆われて年月が経っ は一年になって庄務 大日如来像を拝見し、感涙を抑え、 大皇治世期の大同二年三月二十一日のことという。その後、松殿僧正が「四

供養がなされた。同四年には御堂の造営が始まり、同年六月に棟上げ、同年十一月十五日に

同二年十月には御堂供養がなされた。

寛元三年十月には、重ねて御下知状などを給わった。

建長六年十月には、御堂の修理がなされた。

文永八年四月五日には、鎮守三所権現と御宝殿が造営された。

建治二年十月には、弘法大師御影堂が造立された。

#### 解说

ながら本堂の造営工事が始まったようである。

この史料は第四十二番札所仏木寺(愛媛県宇和島市三間町)の沿革をたながら本堂の造営工事が始まったよう。その後、荒廃していた寺が再興空海が山中で大日如来像を刻んだのが起源とされる。空海は、この像の眉空海が山中で大日如来像を刻んだのが起源とされる。空海は、この像の眉どった記録で、大同二年(八○七)に四国巡礼の際に立ち寄った弘法大師とがら本堂の造営工事が始まったようである。

が書かれており、寺域の広がりをうかがうことができる。に委ねている(仏木寺文書)。この文書には、当寺の四至(東西南北の境界)付の権律師宣俊下知状のことで、宣俊は仏木寺院内の支配を栄全という僧寛元三年(一二四五)十月に下知状を給わったとあるのは、十月十三日

緒を伝える根本史料として重んじられていたことがうかがわれる。 鎌倉時代の中期以降も、本堂の修理に加えて、鎮守社・宝殿・弘法大師維倉に伝来する建治元年(一二七五)七月二十五日の墨書銘を取れる。当寺に伝来する建治元年(一二七五)七月二十五日の墨書銘を取れる。当寺に伝来する建治元年(一二七五)七月二十五日の墨書銘のあ取れる。 当時に伝来する建治元年(一二七五)七月二十五日の墨書銘のあ取れる。 当時に伝来する建治元年(一二七五)七月二十五日の墨書銘のあ取れる。

(川岡勉

大興寺弘法大師坐像墨書銘 像内背部下方 (赤外線画像) 大興寺蔵 (画像提供 香川県文化芸術局文化振興課)

大仏師佑慶

東大寺流

(像内体部正面)

丹慶法印弟子

讃州大興寺 (像内背部)

東大寺末流

大仏師法橋佑慶 大檀那広田成願

生年四十五、山林斗藪修行者金剛仏子 建治弐年歲八月八月二日大願主勝覚 大檀那讃岐国多度郡住人広田成願房 (以下、梵字あり)

# 現代語訳

(『日本彫刻史基礎資料集成

鎌倉時代

造像銘記篇第一二巻〈解説〉』による)

讃岐国豊田郡大興寺

(像内背部下方)

建治二年丙子八月、大願主勝覚、生年(以下、字を欠くか) 大檀那広田成願(以下、字を欠くか)

# 校訂本文

(像内背部下方)

大願主勝覚生年 建治弐年丙八月

大仏師法橋佑慶、東大寺末流だいぶっし ほっきょうゆうけい

讃州大興寺

(像内背部)

金剛仏子を剛仏子の子八月二日、大願主勝覚、生年四十五、山林斗薮の修行者

大檀那、讃岐国多度郡住人広田成願房

(以下、梵字あり)

(像内体部正面)

大仏師佑慶、丹慶法印弟子、東大寺流

讃岐国豊田郡大興寺

解説

有形文化財に追加指定された。 有形文化財に追加指定された。 有形文化財に追加指定された。 第六十七番札所大興寺は小松尾山不動光院と号する真言宗寺院で、香川 原三豊市山本町に位置する。当寺には天台大師堂と弘法大師堂があり、前 県三豊市山本町に位置する。当寺には天台大師堂と弘法大師堂があり、前 県三豊市山本町に位置する。当寺には天台大師堂と弘法大師堂があり、前 東六十七番札所大興寺は小松尾山不動光院と号する真言宗寺院で、香川 東六十七番札所大興寺は小松尾山不動光院と号する真言宗寺院で、香川

大寺流」とする点からみて東大寺の造像を担当した湛慶の系譜を自称して佑慶に本像を造らせたことがわかる。仏師の佑慶は「丹慶法印弟子」で「東勝覚が、讃岐国多度郡の住人である広田成願房を大檀那として大仏師法橋翻刻を掲げたのはこの弘法大師像の墨書銘で、建治二年八月に大願主の

である寺院が後に札所へ展開するといった道筋が示唆され興味深い。の地である弘田郷の関係者とみられる。とりわけ注目されるのは大願主のの地である弘田郷の関係者とみられる。とりわけ注目されるのは大願主のいるのだろう。また大檀那は多度郡の住人で「広田」とあり、空海ゆかりいるのだろう。また大檀那は多度郡の住人で「広田」とあり、空海ゆかりいるのだろう。また大檀那は多度郡の住人で「広田」とあり、空海ゆかりいるのだろう。また大檀那は多度郡の住人で「広田」とあり、空海ゆかりいるのだろう。また大檀那は多度郡の住人で「広田」とあり、空海ゆかりいるのだろう。

書誌

論美術出版、二〇一六)に掲載されている。 彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代 造像銘記篇 第一二巻〈図版〉』(中央公調査報告書 第一分冊』(香川県・香川県教育委員会、二〇一四)、『日本玉 眼を嵌入する。図版は、『四国八十八ヶ所霊場第六十七番札所 大興寺大興寺弘法大師堂の本尊である弘法大師像は、ヒノキ材の寄木造りで、

(上野進)

# 45 仏名院所司目安案 弘安年間頃

# 校訂本文

一 中納言僧正背先師之遺命変前状由事、 朝顕阿闍梨与仏名院所司相論同院々主職相伝目安

(中略)

離寺不住儀之處、 國邊路、三十三所諸國巡礼遂其藝、 為塞自科寄事於山臥之許也、 験、如先度令言上、 不及重難者也 不住院主坊事者、 是又離寺逐電之條、 剰非山籠、 頼遍不調放埒之餘、落下近國・遠國、送若干星霜之間、 修験之習、 同以承伏訖、 非修行、経廻在々所々之條、一々承伏之上者、 縦又自元雖為山臥、 以両山斗薮、瀧山千日、 円遍門弟不可為山臥之由不存知云々、 凡當門跡□、 自元一切非山臥、不立修 可守建長状者、尤不可有 **室巖屈冬籠、** 四

(後略)

(『大日本古文書 醍醐寺文書』による)

# 訓み下し文

一 中納言僧正、先師の遺命に背き、前状を変ずる由の事、 朝顕阿闍梨と仏名院所司の相論する同院々主職の相伝につき目安

(中略)

元より一切山臥にあらずして、修験を立てざること、先度の如く言上せし是又、寺を離れ、逐電するの条、同じく以て承伏し訖、凡そ当門跡は、

を経廻るの条、一々承伏の上は、重ねて難ずるに及ばざる者なり、るの間、自らの科を塞がんがため、事を山臥の許に寄すなり、縦ひ又、元るの間、自らの科を塞がんがため、事を山臥の許に寄すなり、縦ひ又、元む、頼遍不調にして放埒の余り、近国・遠国に落ち下り、若干の星霜を送む、頼遍不調にして放埒の余り、近国・遠国に落ち下り、若干の星霜を送

# 現代語訳

安(訴状の一種)
朝顕阿闍梨と仏名院所司の間で相論している同院々主職の相伝に係る目
朝顕阿闍梨と仏名院所司の間で相論している同院々主職の相伝に係る目

なくなったことを指す)。

る頼遍に院主職を譲らず、弟子の守誉に継がせたため、朝顕が院主に就け相伝の約束を変更したという、朝顕の主張について(頼誉が朝顕の師であ相伝の約束を変更したという、朝顕の主張について(頼誉が朝顕の師であ

(中略)

近国・遠国に落ち下り、少しの歳月を送っているので、自身の罪を隠そう上げる。頼遍は問題ある行動をし、放蕩の限りを尽くして度を過ぎたため、もともと一切山伏ではなく、修験を行わないことを、これまで同様に申し寺を離れて出奔したことについては承知した。そもそも当院の院主一門は、院主守誉側の仏名院所司は、次のとおり主張する。前条の件と同様に、

とするため、事情を山伏であることにかこつけているのである。もしまた、元来山伏であったとしても、建長の文書を守らなければならない(第一条における朝顕の主張にある「前状」(過去の文書)のこと。建長三年(二五一)、頼誉の次の院主が頼遍に定められているが、このときに付された、自坊に留まることという条件を守るべきであるといっているのである。当該文書は『大日本古文書 醍醐寺文書』二巻四一六―一号)。よって、本当に寺を離れ、そこに留まらないことはあってはならないところで、そ本当に寺を離れ、そこに留まらないことはあってはならないところで、そ本当に寺を離れ、そこに留まらないことはあってはならないところで、そ本当に寺を離れ、そこに留まらないことはあってはならないところで、そればかりか山籠ではなく、修行でもなく、あちらこちらを徘徊しているのである。もしまいうことを、一つ一つ承伏しているからには、もはや重ねて非難する必要はない。

#### 解説

二巻四一七号をもとに翻刻したが、改めた箇所がある。
中料として、最も有名なものの一つである。『大日本古文書 醍醐寺文書』十三世紀後半(弘安年間頃)のものと推測される。四国遍路史に関する文書のうちの一通である。山伏の修行として四国辺路が登場する史料で、真言宗醍醐派総本山の醍醐寺(京都府京都市)に伝来する国宝醍醐寺

本史料は、真言宗寺院である仏名院の院主職をめぐる相論に関するもの本史料は、真言宗寺院である仏名院の院主職を譲ったことから、頼遍・朝頭で、自身の院主職相伝が正当であるという朝顕の五か条にわたる主張に対なり、さらに頼遍は自らが院主職に就く前提で朝顕を院主に据えることとなり、さらに頼遍は自らが院主職に就く前提で朝顕の五か条にわたる主張に対したものの、実際には頼誉が守誉に院主職を譲ったことから、頼遍・朝顕が院主に就けなかったことに起因する。

から第一条の事書を併せて掲げた。現代語訳において補ってあるが、第一四国遍路史において重要なのは第三条だが、事態の原因を説明する必要

約束が反故にされたと主張している。 条では頼遍が院主職を譲与されなかったことに遡り、朝顕は頼誉によって

が獲得できるものとされていたことが分かる ることを指しているとみてよいだろう。これらの実践によって修験の技能 が記されていることも踏まえている)をもって構成されていた修行に勤 善寺大般若経巻二〇八奥書」(【史料6】)で、三十三所とは別に「所々巡礼 しれないが、ここでは三十三所と諸国を別個のものとしてとらえた。「勧 西国巡礼、諸国巡礼(「三十三所諸国巡礼」で西国巡礼を意味するのかも 具体的には、大峰・葛城山系での抖擻のような山岳における修行、四国辺路 ないという修験の慣習であるという。単に不在にするということではなく、 となっている。 かったという条件違反を指摘していたため、第三条はこの点をめぐる議論 た山伏であったことから、 守誉側は、 頼遍が院主を相伝できなかった理由として、自坊に留まらな 朝顕は、 頼遍の行動は山伏の修行のためであり、 問題はないと述べている。それが自坊に留まら 円遍もま

て普遍性を持っていたと理解できる。とから、これを実践することがまさに修験の慣習として、山伏たちにおいや「勧善寺大般若経巻二〇八奥書」などに類似したものが記されているこなお、朝顕が列挙した頼遍の修行は、「八菅神社 正応の碑伝」(【史料4】)

朝顕の主張に対して守誉側は、仏名院の院主一門は山伏ではなく修験を

ることもでき、興味深い。その口実として山伏といっている。寺院社会における山伏に対する否定的な認識を垣間見あったとしても自坊への居住という院主職相伝の条件を守らなければならあったとして山伏といっているだけだと非難するとともに、もし山伏で

(長谷川賢二)

# 46 八菅神社 Ē 応の 神伝 正応四年九月七日

八菅神社 正応の碑伝 正応四年九月七日 八菅神社蔵 .画像提供 愛川町郷土資料館

相州八菅山書上 国立公文書館蔵

### 翻刻

秋峯者松田僧正、 先達、 八度、 小野餘流、 両山 四國邊路苹藪、 余伽三蜜行人、 <sup>(金)</sup>

金剛佛子阿闍梨 長喜、

唵 正應四年辛卯九月七日 以上三人、

小野、 大僧都顯秀、 瀧山千日籠、 初度、 熊野本宮長床執行、 竹重寺別當、生年八十一、法印権

訓み下し文 ※訓読順を考慮したため、翻刻の配列とは異なる。

秋峰は松田僧正、先達は小野余流にして、 両山 四国辺路斗薮する余伽三

蜜行人の金剛仏子阿闍梨長喜、

の法印権大僧都顯秀、 初度、

小野にして、滝山千日籠する熊野本宮長床執行、

竹重寺別当、

生年八十

唵 正応四年辛卯九月七日、以上三人、

# 現代語訳

八十一歳の法印権大僧都顯秀も同行した(八菅山入峰は初めて)。 山伏の集団における実務責任者)で、 喜が務めた(八菅山入峰は八度目)。また小野流を相承し、 峰・葛城山系)及び四国辺路の抖擻(山中での縦走型の修行)を行って、 たのは松田僧正である。先達は、小野流 相模国(神奈川県)の霊山として知られている八菅山の秋の入峰修行をし 正応四年九月七日 で千日の籠行をする熊野本宮長床執行(長床と呼ばれる施設を拠点とする 真言密教の行法に勤めている者であり、 大峰修行中興の祖とも伝承された聖宝を始祖とする)に連なり、 以上三人である。 竹重寺 伝法灌頂を受けた仏弟子である長 (真言密教の流派。醍醐寺を開き、 (所在不明 の別当を務める 熊野那智の滝 両山 大

#### 解訪

さ十一センチあり、全国的にも最大級の碑伝である。に立てた標柱をいう。本資料は、長さ三六八センチ、幅四十三センチ、厚もので、神奈川県愛川町指定文化財。碑伝とは、山伏などが入峰修行の証八菅神社(神奈川県愛川町)が所蔵している。正応四年(一二九一)の世書

を目指した。 墨書銘があるものの、現状ではほぼ判読できない。銘の一部に陰刻が施 と目指した。 とここでは、文政九年(一八二六)に八菅山光勝寺が江戸幕府に提出 ある。ここでは、文政九年(一八二六)に八菅山光勝寺が江戸幕府に提出 ある。ここでは、文政九年(一八二六)に八菅山光勝寺が江戸幕府に提出 を目指した。

載に注目したい。
る。四国遍路史に関しては、「四国辺路」を行ったという長喜に関する記員で竹重寺別当の顕秀の計三人が八菅山の秋峰修行を行ったことが分か具で外重寺別当の顕秀の計三人が八菅山の秋峰修行を行ったことが分か

数」として一括しており、当時の四国辺路が山岳での縦走型修行と同等に が、「一派である三宝院流を相承したと称する例があるが(「勧善寺大般若経巻 一派である三宝院流を相承したと称する例があるが(「勧善寺大般若経巻 一派である三宝院流を相承したと称する例があるが(「勧善寺大般若経巻 一派である三宝院流を相承したと称する例があるが(「勧善寺大般若経巻 本にとから、八菅山を拠点とする山伏であった可能性が高いだろう。大峰・ たことから、八菅山を拠点とする山伏であった可能性が高いだろう。大峰・ は、小野流やその としていたと思われる。また、長喜は八菅山での入峰をすでに八度行ってい を有 を可様だったとみられる。山伏、とくに熊野長床衆には、小野流やその として、上では、小野流やその の信仰を有 として一括しており、当時の四国辺路が山岳での縦走型修行と同等に ないたとから、「一番」と称している顕 をある三宝院流を相承しており、「山野」と称している顕 として一括しており、当時の四国辺路が山岳での縦走型修行と同等に をする山伏であった可能性が高いだろう。大峰・ とことから、八菅山を拠点とする山伏であった可能性が高いだろう。大峰・ をする山伏であった可能性が高いだろう。大峰・ をする山伏であった可能性が高いだろう。大峰・ をする山伏であった可能性が高いだろう。大峰・ といい、「仏名院所司目安案」(【史 といいる関連を といいの人物は真言密教の小野流を相承しており、「小野」と称している顕

うかは判然としない。教を相承していたが、そのことと辺路修行の間に特別な関係があったかど見られる場合があったことが分かる。また、先述のように、長喜は真言密

一人物と思われる。一人のおは、一人のは、一人のは、一人のおは、一人のは、一人のは、一人のは、一人のおは、一人のは、一人のは、一人のは、一人のは、一人のは、一人のは、一人のは、一人のは、一人のは、一人のは、一人のは、一人の

(長谷川賢二)

		(略)	第二卷第一段
	第十一卷第一段	第十卷第三段	(画像提供 遊行寺宝物館) 清浄光寺(遊行寺)蔵 一遍聖絵 第二巻·第十巻·第十一巻

第二巻第一段

一遍聖繪第二

このところは観音影現の霊地、仙人練行の古跡なり、文永十年賢七月に、豫州浮穴郡に菅生の岩屋というところに参籠し給、

(略)

きりに示して感應これあらたなり、 傳記雖紛失、古老相傳之聖此地に参籠して遁世の素意をいのり給、霊夢し上人発心之地故、勝絶之趣記、聖此地に参籠して遁世の素意をいのり給、霊夢し 修の爐壇ならひに御作の影像すかたをかへすして、此地になをのこれり、 師御作の不動尊を安置したてまつる、すなハち大師練行の古跡、 舎をたて、、萬人の良縁をむすはしむ、其所に又一の堂舎あり、高野大 いまなを見聞し侍なり、仙人利生のために、遺骨をとゝめ給、一字の精 恒説の韻をしらふ、焼香供華のよそをひ、読誦経典の声、有縁の道人は 月、法身常住のすかたをみかき、陰条陽葉の幽洞にしけれる、風、妙理 あり、斗藪の行者霊験をいのる砌なり、凡奇巌怪石の連峯にそはたてる、 をえたり、或時ハ普賢・文殊来現し、□□□地蔵・弥勒影護し給しにより 女身を厭離 [\_\_\_\_] 典を讀誦しけるか、法華三昧成就して飛 [\_\_\_] 依身 て、彼影現尊にしたかひて、をの〳〵其所の名をあ〔〕せり、〔三〕九 〕岩屋あり、父母のために極楽を現し給へる跡あり、三十三所の霊崛 ]又土佐国の女人なり、観音の効験[ [ の 厳窟にこもり、五障の(をあふきてこ) 瑜伽薫

第十巻第三段

らたなり、七ケ寺をたてられける其一なり、本仏は伊王善逝なり、効験まことにあ當寺は昔、當國刺史頼義朝臣、天下泰平衆生利益のためにとて、國中に正應元年戎、伊豫へわたり給て、菅生岩屋巡礼し、繁多寺にうつり給、

第十一巻第一段

# 遍聖繪第十一

り給、正應二年、讃岐國にこえて善通寺・曼陀羅寺巡禮し給て、阿波國にうつ正應二年、讃岐國にこえて善通寺・曼陀羅寺巡禮し給て、阿波國にうつ

解説

成し、 詞書の部分を翻刻で示した。 ある。ここでは、一遍が岩屋寺・繁多寺・善通寺・曼荼羅寺を訪れた時の 後の正安元年 遊行の旅を描いた絵巻物で、全十二巻四十八段からなり、一遍没から十年 遍路の八十八ケ所の札所となる巡礼地が含まれている。 一遍 聖 絵は一遍の の中には伊予の岩屋寺や繁多寺、 行の旅を展開した念仏僧である。 宗の開祖として知られる一遍は、 鎌倉時代に伊予国 絵師の法眼円伊に絵を描かせ、世尊寺経尹に外題を依頼したもので (一二九九) 八月二十三日、異母弟とされる聖戒が詞書を作 (愛媛県)の有力武士である河野氏の家に生まれ、 彼は各地の寺社や霊場を巡拝したが、そ 讃岐の善通寺・曼荼羅寺など、後の四国 東北地方から南九州まで諸国を巡って遊 時

に登って修行する僧俗の姿を描いた画図が載せられている(口絵参照)。聖絵の詞書には「奇巌怪石の連峯にそはたてる」と表現され、険しい峰々る山岳霊場であり、境内周辺は岩山が並び立つ特異な景観を見せている。(一二七三)七月のことである。当地は急峻な四国山地の山間部に位置す(一遍が「菅生の岩屋」と呼ばれていた第四十五番札所の岩屋寺(愛媛県一遍が「菅生の岩屋」と呼ばれていた第四十五番札所の岩屋寺(愛媛県

末尾には「其所に又一の堂舎あり、高野大師御作の不動尊を安置したてまという。古くから山岳修行の地として信仰を集めていたことがうかがえる。土佐の女人が仙人として岩窟に籠って仏道修行に打ち込んだ旧跡であった菅生の岩屋は観音菩薩が姿を現した霊地であり、それを慕ってやって来た「このところは観音影現の霊地、仙人練行の古跡なり」とあるように、

参籠した後、翌年二月に全国遊行の旅を始めていくのである。 ま大師信仰の霊場として知られていたことが読み取れよう。空海作とされ遠と空海作の不動明王像が伝わるというから、鎌倉時代の菅生の岩屋が弘曹かれている。当地は「大師練行の古跡」とされ、空海が護摩を焚いた炉つる」とあり、弘法大師空海が作った不動明王像を安置した堂舎の存在が

翌二年、一遍は讃岐国を訪れて善通寺(香川県善通寺市善通寺町)・曼寺(愛媛県松山市畑寺町)に移っている。第五十番札所の繁多寺は、伊予寺の愛媛県松山市畑寺町)に移っている。第五十番札所の繁多寺は、伊予正応元年に伊予に帰国した一遍は、再び菅生の岩屋を巡礼した後、繁多

曼荼羅を奉納したと伝えられる第七十二番札所である。生地として知られる第七十五番札所、曼荼羅寺は空海が唐から持ち帰った荼羅寺(同市吉原町)を巡礼してから、阿波国に移った。善通寺は空海誕翌二年、「過に請明国を記れて善選芸、(番川県善選芸市善選芸町)・長

## 書誌

(川岡勉)

# 48 六波羅御教書(三島家文書)正安三年十二月十二日

#### 翻刻

重要文化財 大山祇神社三島家文書(六波羅御教書)大山祇神社蔵

知違背各事、為分召所領可注進分限之旨、可被相觸地頭代也、仍執達如件、所詮莅彼所、任先下知、於下地者打渡之、至得分物者、不日可糺返、次下度々加下知之處、井上郷地頭代并同住人石手民部房不叙用云々、甚無其謂、伊予国三嶋大祝安俊代安胤申貞光名内沽却田参段事、重申状具書如此、

(花押)

正安三年十二月十二日

左馬助(北条基時)

淡路四郎左衛門尉殿

宇佐美

六

郎

殿

## 訓み下し文

地頭代に相触れらるべき也、仍て執達件の如し、次に下知違背の各の事、所領を分かち召さんがため分限を注進すべきの旨、に任せ、下地においては之を打ち渡し、得分物に至りては、不日糺返すべし、に任せ、下地においては之を打ち渡し、得分物に至りては、不日糺返すべし、年民部房叙用せずと云々、甚だ其の謂れなし、所詮彼所に莅み、先の下知具書かくの如し、度々下知を加えるの處、井上郷地頭代ならびに同住人石具書かくの如し、度々下知を加えるの處、井上郷地頭代ならびに同住人石具書かくの国三嶋大祝安俊代安胤申す貞光名内沽却田参段の事、重ねて申状

正安三年十二月十二日

口 左馬助(花押)

陸奥守(花押

字佐美 六 郎 殿淡路四郎左衛門尉殿

### 現代語訳

を下したにもかかわらず、井上郷地頭の代官と同地の住人である石手民部田三段に関する二度目の訴状と添付書類は此の通りである。たびたび命令田子の国の三嶋大祝安俊の代官である安胤が訴えている貞光名内の沽却

の代官に命じるべきである。以上を通達する。また、命令に従わない者の所領を取り上げるため資産を報告するよう地頭に引き渡し、抑留している得分物については直ちに返却させるべきである。らには、問題になっている土地に出向き、命令通りに係争地を三嶋大祝側房が従おうとしないと言う。これは甚だ不当なことである。こうなったか

正安三年十二月十二日 左馬助(花押)

陸奥守(花押)

淡路四郎左衛門尉殿

宇佐美 六 郎 殿

#### 解説

していると訴えているのである。
は我はいると訴えているのである。
三嶋大祝氏から寄せられた訴えを認めて所領の保全を命じたものである。三嶋大祝氏から寄せられた訴えを認めて所領の保全を命じたものである。三嶋大祝氏から寄せられた訴えを認めて所領の保全を命じたものである。三嶋大祝氏がら寄せられた訴えを認めて所領の保全を命じたものである。三嶋大祝氏がら寄せられた訴えを認めて所領の保全を命じたものである。三嶋大祝氏がら寄せられた訴えを認めて所領の保全を命じたものである。

と考えられる。

大衛門三郎の四国遍路開創伝説はこの時までに成立していた可能性が高いた衛門三郎の四国遍路開創伝説はこの時までに成立していた可能性が高い波羅御教書は「石手」という名称の初見史料であり、この名称の由来となった衛門三郎の四国遍路開創伝説はこの時までに成立していた可能性が高いた衛門三郎の四国遍路開創伝説はこの時までに成立していた可能性が高いた。

(川岡勉)

# 49 官宣旨写 嘉元四年三月二十二日

#### 翻刻

左弁官下 土左国

四三二西限金剛頂寺領浮津堺 北限左貴堺焼尾峯四三千東限最御崎寺領後横山 南限腹池山峯

有 之違乱、 光明国如意輪馬脳聖像也、 神鎮、 嚴耀祈精之時者、右手亦帰来於焦熱之底、 二月伽藍回禄之時者、 臣経継宣、 神含咲、 色也、仍令始行大満虚空蔵如意輪愛染明王等長日之行法、 雖多未聞如此霊験奇特地、 師練行之時者、 而 青山嵯峨嵐、 取斧取刀、一削三礼、 化之霊地也、 安危、一天之理乱、 得沙門我宝今月日解状偁、謹考旧貫、当寺者三地薩埵之聖跡、 護持此地、 欲固未来之牢籠、 弥施都鄙之楽化、 本尊者則嵯峨天皇御宇、 明星降臨道場、天人影向巖拝、 勅 調常楽之声、東蒼海漫々波、唱我浄之音、北亦号御厨人霊 南則通補陀洛山、 依請者、 宝祚延長之御願也、 霊像忽飛去火災之外、彰傍林放光、其後同三年正月 手自刻彫、能満所願虚空蔵大菩薩也、 或上宮太子積功、或促優婆塞累徳、然間弘法太 僧侶合掌、 望請天裁、 因茲叡信之余、去正安年中、 国宜承知、 行者常得渡彼山、 応勅命大師為誓護国家、 倍祈国家之泰平者、 任申請被下室津一色庄号宣旨者、 依宣行之、 **添御寄附料所上者、** 代罪人救苦故也、 其奇瑞新而于今現存、 崛内亦有本尊、 所有御寄附室津一 専所奉祈四海之 権中納言藤原朝 爰去建仁二年 永代停止国衙 此地有巖崛、 為利益群生、 両部応 勝地 西域 仏

嘉元四年三月廿二日 大史小槻宿祢

判

そうして弘法大師が修行した時、

人の姿を拝みました。その不思議な現象が新たにいまここで起こっていま

未だかつてこのような非常に珍しい霊験の

すぐれた地は多いですが、

は聖徳太子は功績を積み、

にはまた本尊があります。それは西域光明国の如意輪馬脳聖像です。

或いは優婆塞を促して累徳を積み重ねました。

明星が道場に降臨し、

影向した荘厳な天

南はすなわち補陀洛山に通じています。

います。

います。東の青々とした海には蒼海果てしない波が自在清浄の音を唱えて

西の青山は高く険しい嵐が常楽の声を調えて

北はまた御厨として人霊や神が鎮座し、この地を護持しています。

行者は常に彼山に渡ります。

す。

この地には岩穴があり、

少弁藤原朝臣

## 現代語訳

必ず先例のとおりに庄号の認定を果たし、今後将来の牢籠を断ち、左弁官が土左国へ下す

当国室津一色田の地一箇所壱処を最御崎寺領とすべき事、

在りどころ 管安芸郡

四至 東は最御崎寺領横山を限る 南は腹池山峯を限る

旨を承知し、 継は勅の内容を承り宣べ伝えます。 が乞い願うとおりに室津荘一色田に荘号認定の宣旨が下されるならば、仏 牢籠を断ち切りたく、天子様のご恩を望み乞うところであります。私たち として御寄付いただきましたばかりか、永久に国衙の違乱を止め、将来の 愛染明王などの長日の勤行をはじめ行い、もっぱら世界の安危、天下の治 上申書は)以上の通りであります。(これをうけて)権中納言藤原朝臣経 神ともにお喜びになってほくそ笑み、いよいよ都鄙の安楽を施し、僧侶は のご寄付を頂いたところです。そこで(最御崎寺では)大満虚空蔵・如意輪・ 地は聞いたことがありません。こうしたことを受けて深い信仰心のあまり (後宇多上皇から)去る正安年中(一二九九~一三〇二)に室津の一色田 天子様の万歳をお祈りしております。恐れ多くもこうした勤行の料所 増して国家泰平をお祈り申し上げることでしょう。(沙門我宝の 天皇の命令の通りにこれを実行しなさい。 (我宝の) 申請の通りに土佐国はこの

> 霊験あらたかな地であることを主張している。 認定などを獲得する手段として、奇瑞な現象等がその後もさまざま起こる 時期には定着していた。そしてこうした弘法大師伝承と同様、 来影したとする記述があり、 金剛頂寺と同様、最御崎寺でも遅くともこの 寺領の免除

としたが、本史料は なお、ここでは東京大学史料編纂所所蔵「謄写本最御崎寺文書」を底本 『土佐国蠹簡集 拾遺』にも所収している。

#### 書誌

ある。 本史料の出典は、「東京大学史料編纂所所蔵一 最御崎寺関係史料の書誌情報については (史料41) 謄写本最御崎寺文書」 の「書誌」項を で

(守田逸人)

参照されたい

(市)に位置する寺院で、 四国遍路第二十四番札所の最御崎寺は、 唐から帰朝後創建したと伝えられる。 青年期に空海が修行した由緒から、 金剛頂寺と同様室戸 (高知県室 大同二年

師が修行した際に明星が降臨して天人が現れたとする伝承をもつ。【史料 にも伝わったとおり、 期の史料には乏しい。 で勤念に励んでいた折に「明星来影」と、 けて弘法大師が自らの手で虚空蔵菩薩を造立したとする。また、 る。ここでは、最御崎寺の草創に関する伝承として、 本史料にも現れるとおり、 解説でも述べたとおり、 草創期の由緒が知られるのは、 当地が補陀落山へと通じる地であることや、 建仁二年の災禍などに見舞われたため、 空海著『三教指帰』序文では、 虚空蔵菩薩の化身である明星が 嵯峨天皇の勅命をう 本史料が早い例であ 空海が室戸岬 金剛頂寺 弘法大 草創

## **50** 高野大師 行状図画 明星入口

### (中略)

## 校訂本文

大滝嶽

霊応をあらはすといへり 阿波の国大滝の嶽にして虚空蔵法を修し給けるに、 大劔とひ来て菩薩の

け給へは、 とせしかは、大師つはきをはきてかれらを伏し給き、海浜の砂石にはきつ なしてこと(~くに隠没しき) ひにさまく〜のあやしきたくひかすもなくおそひ来て、さまたけをなさむ 或伝にいはく、室生戸の崎に持念し給し時、よな、、海中より毒龍なら 衆星のつらなれるかことくにして光輝赫然たり、 異類おそれを

中略

明星入口事

性相を尽、 鳥獣になれて友とす、 およへり をきて猶つとめ、盛夏炎旱の暑月には漿穀をたちて精進懺悔し給事廿年に いまたなを金色の光をのこせり、 崎に留て虚空蔵求聞持の法を修し給に、明星口に入り、 洞のかすかなるに眼は風坐禅の窓をとふらふ、煙霞をなめてうへをわすれ、 て苦節日を積むる、 し来りて菩薩の威徳をあらはし、仏法の無二を現す、心府忽に開て諸法の 名山絶献山より山に入、連峯孤峯みねより峯にうつりて、練行としを重 即口の中の明星を海に向てはきいたし給き、 或は阿波の大滝のたけにのほり、或は土佐の室戸の 凡厳冬深雪の寒天にもひとへなる藤の衣 其光海にしつみて、 虚空蔵の光明てら 夜蘿

(天狗問答事)

ŋ 洞にをかせ給へり、天狗其の御命をたかへす、其後彼所へ影をさ、さりけ ん程は此所へ望へからすと仰られて、即吾御かたしろを作て、 仏法を妨く、大師其所にて天狗にさまく〜御問答ありてき、予か此にあら 室戸の崎の傍に金剛頂寺といふ寺あり、天狗つねに来て住侶をなやまし 其楠なをさかへて末の世まてつたはりけり、 大なる楠の

(梅津次郎編『弘法大師伝絵巻』による)

現代語訳

大滝嶽

できて虚空蔵菩薩の霊応をあらわしたということだ。 大師が阿波国大滝嶽で虚空蔵求聞持法を修していると、 大きな剣が飛ん

伏悪龍

姿を隠した。 たくさんの星が連なるように光り輝いた。異類は恐れをなしてことごとく まざまな怪しげなものが数多く襲ってきて、修行の妨げをしようとしたの で、大師が唾を吐いて彼らを調伏した。海浜の砂や石に吐きつけたので、 ある伝によると、室戸岬で持念していた時、夜ごとに海中から毒龍やさ

中略

明星入口事

れ 夜は洞窟で眠ると風が座禅のところに吹いてくる。霞を口にして飢えを忘 に移り、連年修行し毎日苦行した。朝は険しい岩壁を過ぎると雲がわき、 名高い山や高い山は山から山に入り、連なる峯や孤立した峯は峯から峯 鳥獣に親しみ友とした。或いは阿波国の大滝嶽に登り、 或いは土佐

の時も飲食を断って精進懺悔すること二十年に及んだ。 大師は厳寒深雪の時も単衣の藤衣(粗末な衣服)を着て修行し、盛夏炎旱向って吐き出すと、その光は海に沈み、いまだに金色の光が残っている。より大師は悟りを得て諸法の本質を理解した。大師が口の中の明星を海に空蔵菩薩の光明を照らして威徳をあらはし、仏法の無二を示した。これに国の室戸岬で虚空蔵求聞持法を修した。そうすると、明星が口に入り、虚国の室戸岬で虚空蔵求聞持法を修した。そうすると、明星が口に入り、虚

#### (中略)

## (天狗問答事)

は現れなくなった。その楠はさらに栄えて末の世まで伝わっている。の形代を作り、大きな楠の洞に置いた。天狗はその命令に違わず、その後私がここにいる時はこの所に来てはいけないと仰せられた。そして、自身僧を悩まし、仏法を妨げた。大師はその所で天狗とさまざまに問答をし、室戸岬の傍らに金剛頂寺という寺があった。天狗がいつもやって来て住

#### 解说

絵と詞書によって空海の生涯をあらわしたものを弘法大師行状絵巻といた絵巻物が作成されるようになるが、とりわけ多いのが弘法大師行状絵やの事績からなる。ここには空海の四国での修行の様子を描いた巻一の「大段の事績からなる。ここには空海の四国での修行の様子を描いた巻一の「大段の事績からなる。ここには空海の四国での修行の様子を描いた巻一の「大路」「伏悪龍」「明星入口事」、巻二の「天狗問答事」(標題欠失のため、着首の標題目次および同系統の宝集寺本で補った)の詞書を掲げた。内容は『大師御行状集記』などそれまでの大師伝とほぼ同じである。口絵は「明星入口事」の絵である。空海が室戸岬で虚空蔵求聞持法を修していると、明星が口に入って虚空蔵菩薩の光明を照らし、口の中の明星を海に向って単き出すと海が輝いたという場面が描かれている。

ている。 (一三一九)以前の成立。 法大師伝絵巻』(角川書店、一九八三)に全十巻のカラー図版が載せられ も、ほぼ完本のものとしては現存最古の作品。 巻に一紙欠失があるほかは十巻がすべて揃っている。五系統全体のなかで 行状図画の五系統に分類される。 弘法大師行状絵巻は、 ③高野大師行状図画十巻、 ①高祖大師秘密縁起十巻、 保存状態が良好で、 ④弘法大師行状絵十二巻、 白鶴美術館本は③に分類され、 重要文化財。 画面の損傷も少なく、 ②高野大師行状図 ⑤版本高野大師 梅津次郎編 元応元年 第六 画六 弘

(寺内浩

## Ш

## 校訂本文

劔御山

たり る、蓮字もとゐをつらね、 おひらく、 そらよりあまくたり、 晴て八国の境眼にあり、 し給ふ、 讃州劔御山八国寺は、 彼五劔をもて巌穴にうつまれたり、 大師みつから千手観音の霊像お作て、 故に劔の御山といふ、金剛蔵王顕現して大師と談話 三朶峯そはたちて半天の雲こしをめくり、 むかし大師この峯に修行し給けるに、 松房のきをならへたりき、 則中央峯お点して蔵王の権扉 本仏として精舎をたてら かの寺の縁起にのせ 五柄の利劔 四望山

(梅津次郎編 『弘法大師伝絵巻』による)

## 現代語訳

刻御 御山

あり、 ている。 建てた。そして自ら作った千手観音像を本尊として精舎を建立した。 空海がこの峰で修行をしていた時、 屋根が連なり、 御山という名が付いた。 讃岐国剣御山 空海はこの五本の剣を巌穴に埋め、 眺望がよく、 松房が軒を並べていた。このことは八国寺の縁起に記され の八国寺は、 八国の境を眼前に見ることができるほどであった。 その時、 三つの峰が高くそびえ立って半天の雲ごしに 五本の利剣が空から降ってきたので剣 金剛蔵王権現が現われて空海と談話し 中央の峰を点じて蔵王権現の堂を 蓮の 昔、

#### 解説

襲しており、関連が考えられる。 は掲げたのは白鶴美術館本『高野大師行 状図画 七十一番札所弥谷寺と第八十五番札所八栗寺の縁起がこの詞書の内容を踏 を記す。現在、 本の利剣が空から降ったこと、 山」の詞書で 弘法大師空海の伝記絵巻は鎌倉期以降、 (絵は口絵を参照)、 八国寺という名の寺はなく不明な点が多いが、 金剛蔵王が顕現し空海と談話したことなど 順にみておきたい 空海が讃岐国剣御山で修行した時、 数多く制作されたが、 第六巻第四段の 四国霊場第 「剣御 五.

地で、 後、 ら山岳修行の場であった。 中世の文献史料でこのことを裏づけるのは難しいが、 千手観音を造立して新たに精舎を建立し、 像を造立し、建立した堂宇にそれらを安置して蓮花山八国寺と号し、 山弥谷寺略縁起』(『香川叢書 市三野町の弥谷山の中腹に位置する。 まず前者の弥谷寺は、 空海が虚空蔵求聞持法を修したところ、五鈷の剣が天から降り、 十一世紀にさかのぼる深沙大将像が鎮守として祀られるなど早くか 剣五山千手院と号する真言宗寺院で、 第一』)によれば、行基が弥陀・釈迦の尊 元文二年(一七三七) 剣五山千手院と号したという。 境内と周辺は岩窟 の版本 香川県三豊 『剣御 その 自

がわせ、 する。 には「八国寺」と記されており、この寺名が中世にさかのぼることをうか 社の由来書『御領分中宮由来・同寺々由来』(『新編香川叢書 伏が活動したという。寛文九年 市牟礼町の五剣山の中腹にあり、 次に後者の八栗寺は、 またその時 空海がこの峰で修行中、 同書によれば山頂から八か国を見渡すことができたので八国寺と称 また当寺の由来も「高野大師行状図画 金剛蔵王が現れて空海と対談し、 剣五山千手院と号する真言宗寺院で、 五本の利剣が空から降っ (一六六九) に各郡の大政所が提出した寺 かつては山岳修験の行場として多くの山 の記すところとほぼ一致 剣を岩穴に埋め、 たので五剣山と号 史料篇 (一)』) 香川 川県高松 中央

寺に改名したという。

・の峰に蔵王権現を勧請したという。この他、『四国徧礼霊場記』(元禄二年の峰に蔵王権現を勧請したという。この他、『四国徧礼霊場記』(元禄二年の峰に蔵王権現を勧請したという。この他、『四国徧礼霊場記』(元禄二年の

云々」とあり、『五剣山八栗寺千手院記』で述べられた内容が、すでに室 師御入唐ノ時、焼栗八ツ此ノ嶽ニ植へ給ヒテ誓テ宣ハク、我、祈念スル所、 岐国也、 とみえることである。この記事については応永二十六年(一四一九)成立 的な神道書『麗気記』(『校註解説 町期の人々の間で認識されていたことが判明し、ここでは「八国嶽」が「八 成就セバ、此ノ栗ヲフベシト給ヒテ殖へ給ヒシ其ノ栗八本ノ木ト成ルト の注釈書『麗気聞書』(『校註解説 ノ栗」に読み替えられていたことがうかがえる。 ところで鎌倉期の八国寺を考えるうえで注目されるのは、 八ヶ国ノ見嶽ナル故ニ、八国嶽也、八ノ栗ト書ケリ、 現代語訳 現代語訳 麗気記Ⅰ』)に「是又、讃 麗気記Ⅰ』)に「八国嶽」 鎌倉期の代表 其ノ故ハ大

跡づけられるのは八栗寺であったとみられる。考えられるが、「八国寺」として認識されていたことを中世の文献史料で以上のように弥谷寺・八栗寺いずれの寺においてもこの詞書との関連が

買される。 また、弘法大師空海の伝記絵巻には種々の作品があり、通常五系統に分

①高祖大師秘密縁起十巻 ②高野大師行状図画六巻

③高野大師行状図画十巻 ④弘法大師行状絵十二巻

⑤版本高野大師行状図画

前に成立したこと、②を増補したものであることが判明している。とくにここに掲げた白鶴美術館本も③に属するもので、元応元年(一三一九)以このうち⑤の版本を別にすれば、最も流布したのは③系統の作品であった。

れていたことが知られる。である。つまり②を増補した③において、「剣御山」の項も新たに加えら「剣御山」の項に注意すると、注目されるのはこの項が②にみえないこと

れることも興味深い。す事例として重要である。後にそこが札所霊場へ展開していったと考えらえる地はその拠点となって弘法大師の伝記絵巻に取り上げられたことを示える地はその拠点となって弘法大師の伝記絵巻に取り上げられたことを示鎌倉期以降、弘法大師信仰が広がりをみせるなか、空海が修行したと伝

#### 書志

(上野進)

## 52 讃州七宝山縁起

## 校訂本文

## 讃州七寶山縁起

## 修行 弘法大師

在『川生ふ世ふ』御契約」、菩薩『垂』影向『」、大師『令ゞ』修行『」給、大師『與大菩薩』、本自同躰分身『『、常』三悪之境『」、一『詣』、此山『」、必ゞ遇』三会之暁』』者也、依之』八幡大帰『三悪之境』」、一『詣』傳法之迹、慈尊説法之 砌也、一『踏此地』」、不ぶ」な『参ぶ』之『、是釋迦傳法之迹、慈尊説法之 砌也、一『踏此地』」、不ぶ」右當山者、十方如来常住》、三世諸佛遊戲ぶ、善神番~守『』之』、星宿夜右當山者、十方如来常住》、三世諸佛遊戲ぶ、善神番~守『』之』、星宿夜

#### (中略)

## (『香川叢書 第一』による)

## 訓み下し文

## 讃州七宝山縁起

## 鎮守 八幡大菩薩

## 修行 弘法大師

遭ふもの也、 中略 地を踏めば、 有 Š, 星宿夜々にこれに参ず、是、釈迦伝法の迹、慈尊説法の砌也、 当山は、 大師と大菩薩とは、 これにより八幡大菩薩も影向を垂れ、 十方の如来常住し、三世の諸仏遊戯す、じのほうによらい 三悪の境に帰さず、一たびこの山に詣れば、必ず三会の暁に もとより同躰分身にて、 生々世々の御契約あり、 大師も修行せしめたま 善神番々これを守り、 一たびこの

を起立すと云々、 是なり、当山に九所の秘穴あり、大師大同年中に、八祖相伝七種の秘法 と号す〉、第五の宿は岩屋寺、第六の宿は神宮寺、 子〈本地千手〉、大師勧請、 七宝山と号す、あるいは寺院をこの砌に建て、模するに八葉の峯を以って 凡そ当伽藍は、大師七宝山修行の初宿として精舎を建立し、 宝山と名づくと云々、 を以ってこれに奉り納め、 し、寺を観音寺と号す、峯を三十三日に行す、第二の宿は稲積、二天八王 (宝)これを開きて、 (中略) 弥勒の御前に持参すべきの計也、 (後略 あるいは仏法 慈尊出世の時、 第三の宿は経の滝、 (宝)をこの地に納めて、 高野の定を出でて、 第四の宿は興隆寺 結宿は善通寺我拝師山、 この故にこれを七 石塔四十九基 所納の秘法 これを 〈中蓮 (宝

## 現代語訳

## 讃州七宝山縁起

鎮守 八幡大菩薩

修行 弘法大師

山は十方の如来が常住し、過去・現在・未来の諸仏が遊戯するとこ

右、

んでいる。

大師と大菩薩とは、もとより同躰分身であり、生々世々の御契約を結け、大師と大菩薩とは、もとより同躰分身であり、生々世々の御契約を結ず、一たびこの山に詣でれば、必ず弥勒菩薩とよる三度の説法、三会の暁に遭うものである。これにより八幡大菩薩も影向を垂れ、大師も修行された。大師と大菩薩とは、もとより同躰分身であり、生々世々の御契約を結めている。これにより八幡大菩薩も影向を垂れ、大師も修行された。大師と大菩薩とは、もとより同躰分身であり、生々世々の御契約を結れている。これのであり、善神が次々に順をおって守り、星宿が夜々に参じている。これろであり、善神が次々に順をおって守り、星宿が夜々に参じている。これ

(中略)

当山に九所の秘穴があり、 岩屋寺である。第六の宿は神宮寺である。結宿は善通寺我拝師山である。 稲積で、二天八王子 納めて七宝山と称し、あるいはこの時に高野山にならって寺院を建て、そ 前に持参する計らいである。この故にこれを七宝山と名づけたという。 に奉納し、慈尊出世の時、 は経の滝である。第四の宿は興隆寺〈中蓮と称した〉である。第五の宿は の寺を観音寺と称した。峯を三十三日間、修行するものとし、第二の宿は 石塔四十九基を起立したということだ。 そもそもこの伽藍は、弘法大師が七宝山修行の初宿として精舎を建立し、 〈本地は千手〉については大師が勧請した。 大師は大同年中に八祖相伝の七種の秘宝をここ 高野の定を出て、納めた秘宝を開き、 (中略) あるいは仏宝をこの地に 弥勒の御 第三の宿 (後

#### 解討

八幡宮の神宮寺として寺務別当と社務別当を兼ねるなど、近世までは琴弾燧、灘に面した景勝地・琴弾山の山腹に位置する。琴弾山の山頂にある琴弾が奥書にみえる。当寺は七宝山神恵院と号する真言宗寺院で、瀬戸内海のが奥書にみえる。当寺は七宝山神恵院と号する真言宗寺院で、瀬戸内海の『讃州七宝山縁起』は、香川県観音寺市に位置する第六十九番札所観音

八幡宮と歴史をともにした。

勒信仰や弘法大師入 定信仰が大きく影響しているとの指摘があり、 えるとしており、当縁起には弥勒信仰が顕著にみられる。 慈尊(弥勒菩薩)が下生し説法するが、当山に参詣すれば必ずそれに出. と八幡信仰との結合、すなわち弘法大師信仰の広がりがうかがえる。 弘法大師が一体であるとする。このように鎌倉時代末期には弘法大師信仰 菩薩が影向し、さらに弘法大師が修行したところであるので八幡大菩薩と 八幡大菩薩」、「修行 行場)の設定に関する部分である。まず冒頭部分についてみると、「鎮守 の四国地方への弥勒信仰の広がりを知るうえで当縁起は重要である。 当縁起のうち、先に掲げたのは冒頭部分と、 弘法大師」であることを明示するとともに、八幡大 弘法大師ゆかりの 四国遍路には弥 宿 中 世

次に弘法大師ゆかりの「宿」の設定に関する記載をみると、修行にあたっない。強倉時代末期までに弘法大師信仰を保持する修行者が当山から善通寺にかけて辺地修行を行い、その修行場やルートも設定されていたことを寺にかけて辺地修行を行い、その修行場やルートも設定されていたことを寺にかけて辺地修行を行い、その修行場やルートも設定されていたことを寺にかけて辺地修行を行い、その修行場やルートも設定されていたことを寺にかけて辺地修行を行い、その修行場やルートも設定されていたことを寺にかけて辺地修行を行い、その修行場やルートも設定されていたことを寺にかけて辺地修行を行い、その修行場やルートも設定されていたことを寺にかけて辺地修行を行い、その修行場やルートも設定されていたことを持にかけて辺地修行を行い、その修行場やルートも設定されていたことを持にかけて辺地修行を行い、その修行場やルートも設定されていたことを

#### 書誌

頃に成立したことがわかる。『香川叢書 第一』に翻刻が掲載されている。これを安置す、蓮祐〈五十六才〉」と記されており、徳治二年(一三〇七)同寺蔵。奥書として「徳治二年〈丙午〉九月三日書写畢、但し他筆これを雇ひ、『讃州七宝山縁起』は、第六十九番札所観音寺および琴弾八幡宮の縁起で、

できる。 
 できる。 
 できる。

られる。(重要文化財)があり、景観描写に優れた鎌倉時代後期の縁起絵として知(重要文化財)があり、景観描写に優れた鎌倉時代後期の縁起絵として知なお、琴弾八幡宮の縁起を描いた画幅としては「絹本著色琴弾宮絵縁起」

(上野進)

志度寺縁起のうち御衣木之縁起(部分図)

#### 志度寺縁起のすら御衣木之縁起(部分図) 志度寺蔵(画像提供 香川県教育委員会)

### 訂本文

(『新編香川叢書 文芸篇』による)知:「補陀落山観音之化来也」、爰薗子再会無」期、感涙難」抑云々、後略)の"神」之其声微妙。銘:」於心肝」、即佛師欻然。出、其不」見;「行方」、是気色」、斜陽已西傾、自」夜至;"子刻」敢以不」動、薗子弥念」非:「凡人」、気色」、斜陽已西傾、自」夜至;"子刻」敢以不」動、薗子弥念」非:「凡人」、遺や"、斜陽已西傾、自」夜至;"子刻」敢以来」動、薗子弥念」非:「凡人」、道、一日之中奉」。 即彼佛師奉」向:」此本尊:「有:」念誦之造;「立等身十一面観音形像」、単、即彼佛師奉」向:」此本尊:「有:」念誦之造;「立等身十一面観音形像」、単、即彼佛師奉」向:」此本尊:「有:」念誦之造;「立等身十一面観音形像」、単、即は佛師奉」、「日之中奉:」

## 訓み下し文

知るなり、爰に薗子、再会の期なく、感涙抑え難しと云々、(後略)知るなり、爰に薗子、再会の期なく、感涙抑え難しと云々、(後略)知るなり、爰に薗子、再会の期なく、感涙抑え難しと云々、(後略)如るなり、爰に薗子、再会の期なく、感涙抑え難しと云々、(後略)如るなり、爰に薗子、再会の期なく、感涙抑え難しと云々、(後略)如るなり、爰に薗子、再会の期なく、感涙抑え難しと云々、(後略)如るなり、爰に薗子、再会の期なく、感涙抑え難しと云々、(後略)如るなり、爰に薗子、再会の期なく、感涙抑え難しと云々、(後略)如るなり、爰に薗子、再会の期なく、感涙抑え難しと云々、(後略)如るなり、爰に薗子、再会の期なく、感涙抑え難しと云々、(後略)如るなり、爰に薗子、再会の期なく、感涙抑え難しと云々、(後略)如るなり、爰に薗子、再会の期なく、感涙抑え難しと云々、(後略)如るなり、爰に薗子、南谷のおはりぬ、即ちかの一日の中に等身十一面観音の形像を造立したてまつりおはりぬ、即ちかの一日の中に等身十一面観音の形像を造立したてまつりおはりぬ、即ちかの中に等身十一面観音像なり、件の童男、これを聞き、

## 現代語訳

高らかに「補陀落観音はいらっしゃいますか」と呼ぶ声が二度響いた。薗がいよいよ普通の人ではないと念じ、これを仰ぎ信じていた時、虚空から像を彫りあげた。仏師はこの本尊に向って念誦している様子で、夕陽はすの北を聞いた童形の仏師は、その日のうちに等身の十一面観音の形をしたこれを聞いた童形の仏師は、その日のうちに等身の十一面観音の形をした

かったという。(後略) 陀落観音の化現と知り、再び観音に会えないと思うと、感涙を抑えられな仏師はたちまち姿をあらわしては行方知れずとなった。薗子は、仏師が補子はこれを聞くと、なんともいえぬ妙なるその声が深く肝に刻み込まれた。

#### 解説

七巻)とあわせて重要文化財に指定されている。描いた志度寺縁起絵(現存六幅)が伝来し、付属文書九巻(うち縁起文は清浄光院と号する。本尊十一面観音の由来や当寺建立・再興の経緯などを第八十六番札所志度寺は香川県さぬき市にある真言宗寺院で、補陀洛山

られる観音菩薩の仏国土をさす。かつて志度寺は海岸線の砂洲の上に位置 同寺の山号でもある「補陀落 る一節で、推古天皇三十三年 口のようにイメージされていたようだ。 仏師が補陀落観音の化現であり、補陀落信仰と不可分であったといえる。 した霊木で本尊の十一面観音を造った経緯が語られるが、この本尊造立は 御衣木之縁起」 右に掲げたのは、 その砂洲の背後は湾入して島のような景観を呈していたことが縁起絵 の下段から読み取れ 縁起文「御衣木之縁起」に記された補陀落観音に関わ (洛)」とは、 (六二五)、薗子尼 (口絵参照)、 海の彼方や水辺にあると伝え (智法) 海に浮かぶ補陀落の入 が志度浦に漂着

地として特別な意味をもったからともいえよう。ただし志度寺の場合は補たのであり、四国の海岸に修行者が集まったのはそこが補陀落渡海の出発いえる辺地修行の一形態と見なすこともできるだろう。実際、第三十八番いえる辺地修行の一形態と見なすこともできるだろう。実際、第三十八番いるる辺地修行の一形態と見なすこともできるだろう。実際、第三十八番四国遍路における個別の霊場の成立において、この補陀落信仰が大きな四国遍路における個別の霊場の成立において、この補陀落信仰が大きな

深い。
で落渡海の事例を確認できないが、実際に渡海するかしないかは別として、
に落渡海の事例を確認できないが、実際に渡海するかしないかは別として、

#### 書志

次々に制作されたとみられる。 
志度寺縁起絵は絹本著色、掛幅装で、現存六幅(図版は太田昌子編著 
志度寺縁起絵は絹本著色、掛幅装で、現存六幅(図版は太田昌子編著 
志度寺縁起絵は絹本著色、掛幅装で、現存六幅(図版は太田昌子編著 
志度寺縁起絵は絹本著色、掛幅装で、現存六幅(図版は太田昌子編著 
表書 
表書 
表子装で、 
表書 
表子装で、 
表書 
表子装で、 
表書 
表子装で、 
表書 
表子装で、 
表書 
表子装で、 
表演を指示しながら物語を語り聞かるに 
表書 
表子装で、 
表述・縁起文ともに 
大名に大な空間を巧いない 
表述ともに 
表示といる。 
表示に 
表示に 
表示と 
表示と

(上野進

## 校訂本文

らで、念佛申て、往生をとぐべし、云々」、心戒上人、四國修行のあひだ、或百姓の家の壁に書付て云、「念佛者な

(『日本古典文学大系八三 仮名法語集』による)

## 現代語訳

仏者以外でも、念仏を唱えれば往生を遂げることができると云々」、(心戒上人、四国を修行の時に、或る百姓の家の壁に書き付けた言葉は「念

#### 解説

話 心戒上人、跡を留めざる事」にも登場する。諸国修行を行った念仏聖である。鴨長明著『発心集』(巻七)の「第八七法語である。心戒上人は、俗名は阿波守平宗親で、高野山において遁世し法語である。心戒上人は、俗名は阿波守平宗親で、高野山において遁世し芳談』(鎌倉時代後期の成立)に収められた心戒上人の四国修行に関する本史料は、中世の念仏行者による信仰に関わる法語類を収録した『一言本史料は、中世の念仏行者による信仰に関わる法語類を収録した『一言

修行と兼ねて念仏の布教につとめたとみられる。このように真言宗の僧に限らず、念仏聖も修行の地として四国を訪れ、

国に関する箇所の抜粋を以下に掲載する。(一三二八)には直接「四国修行」との文言はみえないが、参考までに四を訪れ、念仏の布教活動を行っている。それを語る史料『一向上人伝』心戒と同様に念仏聖である一向俊聖(一二三九?~一二八七)も四国

#### 卷一

(前略)建治元年、薩摩の国修行ありて、八月中比、四国へ渡らせ給ひける、(

櫓櫂を扣き、高声念仏は尚やまず、 へ沈めたまへとて、上人の鏧も、 船中に重寶あれば、龍神是を欲して、海上ある、事侍る、 ければ、諸人同音に一心に念佛し、唯死するを侍ぞ哀なり、船子申しけるは の大悲は重苦の者を救ふ、 船とおもひ、動轉散乱の心、煩悩妄想の念ともに、願船に打任せ、一心に を越ゑ、八功徳池の岸に至るべき事、只今のとき也、 破らんとす、船中の諸人周章して、肝を消し、進退きわまりてぞ見へける、 船を傾け、前後に帆柱倒れ、左右より水入て、既に半身を浸し、船をも撃 佛したまふて、心を法界の廣きに融し、 讃州江の便船、諸人多くとり乗し中に、上人は常のごとく磐打鳴らし、念 く静て、 念仏したまはば、頓て苦患を免れん、接取の光明は行者の頂を照し、不捨 上人のみ、少も騒ぎたまわず、諸人に勧てのたまひけるは、煩悩苦海の波 かくて遙に舟出けるに、海上風烈く、涛声耳を驚す、東面浪高く、南北に 磯辺近くこぎ寄せける、 現世護念・当来引接、具に沙汰し、 此時海へ沈めたまひける、それより舷に 諸人に誠の致す所にやありけん、 縁を海底の鱗にまでむすびたまふ 此船を全く如来の願 所持の物悉く海 勧めたまひ 風漸

#### (中略)

苦難を免れ侍る、先に捨たまへる磬は、明日返し奉るべしとて去りぬ、上 此法会をぞ勧めける、 四十八夜の念佛執行したまいければ、 諸人は、佛の出現に逢へる心地して、上人に皈し奉りける、又彼所にして 人の青衣の童子が来、告ていわく、 處には寺を立、 上人とり上げ見給ふに、紛ふ所もなき元の鏧にてぞありける、 人不思議におぼしめししが、明旦遙の沖より一の亀、 各々讃州洲崎の浦に止り、一夜明しける、上人暫く眠り給へる夢に、一 青海寺と名けたり 念佛の期果て、 上人念佛の御利益により、 諸人も皆門徒と成り、 後、 上人また四国に趣きたまふ、彼 口に含み上りける、 我が三熱の 是をみる

建治二年の春、阿波の国に遊行し給ひけるに、板野と云ふ處に、真下外とぞのたまひける、されども寶号を思ひ出すたよりなれば、待ばよき事なりとぞのたまかける。されども寶号を思ひ出すたよりなれば、持ち侍るべきと、上人答てのたまわく、昔の人は念佛誦経ども、百八煩悩もうすろがず、或は其心をも存ぜぬ輩も侍る、念珠をば、ども、百八煩悩もうすろがず、或は其心をも存ぜぬ輩も侍る、念珠をば、ども、百八煩悩もうすろがず、或は其心をも存ぜぬ輩も侍る、念珠をば、ども、百八煩悩もうすろがず、或は其心をも存ぜぬ輩も侍る、念珠をば、ども、百八煩悩もうすろがず、或は其心をも存ぜぬ輩も侍る、念珠をば、ども、百八類悩もうするが、 

「は安正の春、阿波の国に遊行し給ひけるに、板野と云ふ處に、真下外建治三年の春、阿波の国に遊行し給ひけるに、板野と云ふ處に、真下外とでのたまひける、

同二年の秋、豫州桑村にて、俊阿初て、上人の弟子と成りける、其発心 同二年の秋、豫州桑村にて、俊阿初て、上人の弟子と成りける、其発心 同二年の秋、豫州桑村にて、俊阿初て、上人の弟子と成りける、其発心 をく侍ると、(後略)

(小川寿一編『浄土宗本山蓮華寺史料』、同『一向上人の御伝集成』から引用

#### 書誌

法語集』(岩波書店、一九六四)による。の刊記がある)を底本とした宮坂宥勝校注『日本古典文学大系八三 仮名載孟夏上弦之比、 頽齢五十五洛下田畔野叟朱印」慶安元年、林甚右衛門『一言芳談』上下二巻(奥書「依輔定所望難去早速馳筆、于時寛正第四

(大石雅章)

仏木寺弘法大師坐像墨書銘								
仏木寺蔵(画像提供	共 愛媛県教育委員会)							
	-							
$\widehat{\Sigma}$								

□□□ 大仏師三位法橋行継	大願主僧賢信 □白	(心束左側面)		後生菩提乃至法界平等□	結縁輩現世安穏	楽	右志者為父母師長往生極	眼	正和  年十月五日御開	奉造榮弘法大師御影像	(心東正面)	翻刻
---------------	-----------	---------	--	-------------	---------	---	-------------	---	-------------	------------	--------	----

#### 解説

(毛利久「伊豫仏木寺の弘法大師像」(『仏教芸術』一〇〇、一九七五)。 を選集字和島市三間町の第四十二番札所仏木寺の大師堂に安置されている。 での場合の表に表表が確認されている。本像は高さ八十七・五センチのによれば、本像は願主の父母や師の極楽往生と結縁衆の現世安穏・後生には、全国で三番目に古いものである。 では、全国で三番目に古いものである。 である。この仏師とみる毛利久氏は、行継もその末流に属していたと推測している。 で表表がある。この仏師とみる毛利久氏は、行継もその末流に属していたと推測している。 で表表がある。この仏師とみる毛利久氏は、行継もその末流に属していたと推測している。 で表表がある。この仏師とみる毛利久氏は、行継もその末流に属していたと推測している。 である。 で表表がある。この人師とのである。 で表示に属していたと推測している。 である。 で表示に属していたと推測している。 である。 である。 である。 である。 でおる。 でものである。 である。 でものである。 である。 である。 でものである。 である。 である。 である。 でものである。 である。 でする。 である。 でする。 である。 でする。 でする。

らは鎌倉時代における弘法大師信仰の広がりがうかがえると言えよう。れから三十九年後になる。その間の事情は不明であるが、本像の墨書銘か十月に弘法大師御影堂が造立されたことが記されており、本像の製作はそ当寺の草創と沿革を記した「仏木寺記録」(【史料43】) には、建治二年

(川岡勉)

## **近中二年四月二十一日 56 阿波国切幡寺院主尊忍田地寄進状**

# 史料①「高野山灌頂院供燈料所寄進状」

### 校訂本文

(端裏書)「灌頂院寄進状」

奉寄進 高野山灌頂院兩界祖師供燈新所事

合 水田貳佰四十歩者、字野間定田貳斛伍斗 本高野山御領參ヶ庄内眞國

夢、 終赴冥路之境、然而果多年仰信之素懐、任頃日顧念之丹欵、速送新物於當山、 地、 席也云々、 右、 爲無失墜、 苦得樂之白善、亡魂證果之惠業、聖跡崇重之本望、何事過之哉、仍盡未来際、 忌之供燈、 可致興隆於此寺之旨、 命於三地結界之蘿崛之旨、 結縁灌頂者、貴賤道俗頓悟之秘術、八祖之御忌勤行者、眞言弘通報酬之梵 然間、 参籠亙兩三年、 當伽藍者、 相副券契等、 深仰高祖之遺法而攀南山之靈場、忝信大師之聖跡而詣當寺之勝 荘兩界曼荼之密壇、 爰過去亡弟 態。 澄心於三蜜上乘之法水、懸望於八葉中臺之覺 長和親王厳重之御願、 巡禮及一千日、 運匪石令遺言矣、仍買得田地、 寄進之状 (如件脱力) 雖有存念之企、被牽不蘆之縁、 是則三地薩埵倍增法樂之精祈、 加之、屡卜居於八葉開敷之蓮嶽、 蜜教惠命相續之佛閣也、 相折土貢、備八祖御 空交慣閙之地、 就中二季之 四恩法界離 可終

正中貳年出卯月廿一日 阿波國切幡寺院主法眼尊忍

(『大日本古文書 家わけ一ノ一 高野山文書 寶簡集十三』による)

## 訓み下し文

、端裏書) 「灌頂院寄進状」

寄進し奉る 高野山灌頂院両界祖師供燈供料所の事

定田二石五斗、水田二百四十歩者、 高野山御領参ヵ庄内、真国字野間に在り、

合わせて

哉、 の如し 離苦得楽の白善、亡魂証果の恵業、 両界曼荼の密壇を荘す、これすなわち三地薩埵倍増法楽の精祈、 せしむや、よって田地を買得し、土貢を相折す、 速やかに料物を当山に送り、この寺を興隆致すべきの旨、 の境に赴き、然りて多年の仰信の素懐を果たす、頃日顧念の丹款に任せて、 の企てあると雖も、不慮の縁を牽かれ、空しく憒閙の地に交ふ、終に冥路 ば八葉開敷の蓮嶽に卜居し、三地結界の蘿崛に命を終へるべきの旨、存念が八葉があります。 ること両三年に亙り、巡礼すること一千日に及ぶ、しかのみならずしばし の霊場を攀じのぼり、 酬の梵席なりと云々、爰に過去の亡弟能慶、三密上乗の法水におひて澄心 の結縁灌頂は、 有 仍って尽未来際、失墜なからんが為に、券契等を相副へ、寄進の状 八葉中台の覚夢におひて懸望す、然る間高祖の遺法を深仰して、 当伽藍は、長和親王厳重の御願、密教恵命相続の仏閣なり、 貴賤道俗の頓悟の秘術、 聖跡崇重の本望、 八祖の御忌勤行は、 八祖遠忌の供燈に備へ 何事かこれに過ぎる 匪石を運び遺言 真言弘通の報 四恩法界 就中二季 南山 侔

正中二年乙丑卯月二十一日 阿波国切幡寺院主法眼尊忍(一三三五)

# 史料②「法眼尊忍御影堂陀羅尼田寄進状\_

## 校訂本文

(端裏書)「御影堂寄進状匠中二四世一

奉寄進 高野山御影堂陁羅尼田事

合壹段大内壹段者紀伊國高野山御領官省符北山中村字摩尼田园等文

三國無雙之梵宇也云、、爰過去亡弟能慶聖跡參住之日、眞影拝見之時、深致右此壇場者、四百餘歳薫修之精舎、五十六億常住之伽藍、吾朝第一之靈場、

寄進之状、如件、可酬七世恩所之廣徳之由、抽鄭重之懇念、爲慇懃之遺言矣、仍相副券契等、析物、買得田地、奉寄附于長日尊勝陁羅尼之新所、速備三地大聖之法樂、崇重、頻凝仰信、然間、且爲詣大師出定之庭、且爲表高祖報恩之誠、運送

(『大日本古文書 家わけ一ノ二 高野山文書 續寶簡集五』による)正中貳年H卯月廿一日 阿波國切幡寺院主法眼尊忍

## 訓み下し文

寄進し奉る 高野山御影堂陀羅尼田の事(端裏書)「御影堂寄進状 阿波国切幡寺院主禅観房正中二年四月二十一日」

会わせて一反大の内、 一反は紀伊国高野山御領官省符北山中村字摩尼田、

慇懃の遺言を為すや、 聖の法楽に備へ、七世恩所の広徳に酬ひるべきの由、 定の庭に詣づる為に、且つは高祖報恩の誠を表す為に、料物を運び送り、 田地を買得して、長日尊勝陀羅尼の料所に寄附し奉る、速やかに三地の大 真影拝見の時、 右この壇場は、 い霊場、 正中二年乙丑四月二十一日 三国無双の梵字なりと云々、爰に過去の亡弟能慶聖跡参住の日 深く崇重致し、頻りに仰信に凝る、然る間、 四百余歳の薫修の精舎、五十六億常住の伽藍、 仍って券契等を相副へ、寄進の状、 阿波国切幡寺院主法眼尊忍 鄭重の懇念を抽じ、 件の如 且つは大師出 吾が朝第

#### 解説

のために、高野山灌頂院(史料①)の八祖(龍猛から空海に至る八人の真への信仰により高野山での修行に励みながらその半ばで亡くなった弟能慶札所となっている阿波国切幡寺(徳島県阿波市)の院主尊忍が、弘法大師史料①・②は、正中二年(一三二五)四月二十一日に、四国遍路第十番

(二四○歩)をそれぞれ寄進した文書である。歩を、高野山御影堂(史料②)の長日尊勝陀羅尼料に買得した田地一反大言宗伝法祖師)遠忌の供燈料及び両界曼荼羅荘厳料に買得した田地二四○

係が窺われる。 養が催され、その際の供養導師は善通寺中興の宥範であり、善通寺との関生塔の阿波国の利生塔寺院にあたる。暦応五年(一三四二)利生塔造立供生塔の阿波国の利生塔寺院にあたる。暦応五年(一三四二)利生塔造立供利尊氏が後醍醐天皇及び戦没者の弔いのために各国に設置した安国寺・利利が議会に、南北朝期には阿波の守護所が置かれた秋月荘内にあって、足

本古文書 家分け第一 高野山文書』二、第一四一号)。 世の地方有力寺院において、地域の有力者の縁者が僧となる場所での 優待や尊忍による高野山堂舎への田地寄進は、切幡寺と高野山との人的・経済的な交流の深さを示し、さらには阿波のこの地域の弘法大師信仰の広経済的な交流の深さを示し、さらには阿波のこの地域の弘法大師信仰の広がりも語る史料となる。元弘三年(一三三三)に秋月荘の友吉名主沙弥善恩が史料②と同じく高野山御影堂の陀羅尼料に紀伊国伊都郡高野政所下市原の田地を寄進していることは、その傍証となる(『續寶簡集』六、『大日との世の地方の書を表示し、さらには阿波のこの地域の弘法大師信仰の広路がりも語る史料となる。元弘三年(一三三三)に秋月荘の弘法大師信仰の広路・中の地方有力寺院において、地域の有力者の縁者が僧となる場合が多い。

は、 れる。 寺領内の富の集積を図っていたとも考えられる史料である。 の剰余分の権利を、遠方の篤信者にも買得させ寄進させることを介して、 善恩の寄進田地の所在も紀伊国高野山領である。このように阿波国から遙 山県橋本市、 和歌山県紀美野町)であり、史料②では紀伊国高野山領官省符荘 か遠方の紀伊国高野山領の田地の権利を買得して寄進している点は注目さ 寄進された田地の所在について、史料①では紀伊国高野山領真国荘 切幡寺はその窓口としての機能を果たしていた可能性を指摘している。 当時の高野山が、 かつらぎ町、 高野山領膝下荘園をはじめとする近隣荘園の田地 九度山町)である。 前述の秋月荘友吉名主沙弥 長谷川賢二氏 (現和歌 (現

寺の関係は本末関係にあったといえよう。きた高野山僧とする可能性も生まれてくる。その場合には、高野山と切幡はなく、高野山から切幡寺院主として当座の間切幡寺運営のために下ってそのような視点から、寄進者院主尊忍について切幡寺地域の出自の僧で

#### 書誌

として所収されている。

①・②ともに刊行本『大日本古文書 家分け第一 高野山文書』一・二①・②ともに刊行本『大日本古文書 家分け第一 高野山文書』一・二

(大石雅章)

# 57 阿波国恩山寺鐘銘 元弘三年五月二十五日

## 校訂本文

阿州勝浦庄多奈恩山寺新鐘銘並序

然又鑄此洪鐘、 號曰恩山寺者也、爰星霜稍遷、殿堂盡朽廢、自草創以降、既及于五百三十 半之藥師靈像、 殿始安十二神将、影堂新圖一十祖像、 而勵再興之熏業也、 有一歳、文保二禩戊午、 夫當寺者、延暦七年戊辰、 以標蘭若之梵制之謹、 而以悲母之頭髮並落牙而安之像中、是以因其逆修白業、 則募万人之化縁、 源空上人始至此靈跡、 弘法大師尋求勝地、落成梵宮也、手彫刻一標手 爲銘曰、 青葉樓至鎭山門黒衣禪師董靈場也 而致勞苦十有餘年矣、 則有慕藺之志、棲遅此荒趾、 成大功也、 寺 佛

聲從何趣 倘能入流 聞之非耳 告晨報昏 官知須止冶鎔頑洞 化成大器 偉哉斯業 驚天動地 其形可見

此方真教 金言有呂 咬破七條 乃是直指 永鎭此山

元弘三年癸酉五月廿五日

利濟遐爾

(『阿波国徴古雑抄』巻三による)

助緣大施主禅尼源圓

## 訓み下し文

此の霊跡に至り、 恩山寺と日ふものなり、 夫れ當寺は、 に落牙を以ってこれを像中に安ず、是その逆修白業に因って以て、 なり、手ずから一標手半ばの薬師の霊像を彫刻し、而して悲母の頭髪並び 阿州勝浦庄多奈の恩山寺の新鐘の銘並びに序 すでに五百三十有一歳に及ぶ、文保二の禩戌午、 延暦七年戊辰、弘法大師、勝地を尋ね求め、 則ち慕藺の志有り、 爰に星霜は稍遷し、殿堂は尽きて朽廃す、 此の荒趾に棲遅す、 梵宮を落成する 源空上人始めて 而して再興の熏 草創よ 寺号は

此の洪鐘を鋳り、以て蘭若の梵制の謹を標す、銘と為して曰く、像を図し、青葉楼山門を鎮めるに至り、黒衣禅師霊場を董すなり、然りて又、功を成すなり、仏殿に始めて十二神将を安んじ、、(御)影堂に新たに十祖業に励むなり、即ち万人の化縁を募り、而して労苦致すこと十有余年、大

利濟遐邇 此方真教 聲從何趣 冶鎔頑洞 化成大器 倘能入流 金言有呂 偉哉斯業 聞之非耳 咬破七條 告晨報昏 驚天動地 乃是直指 永鎭此 其形可見 官知須止 山

元弘三年癸酉五月廿五日 助縁大施主禅尼源圓

## 現代語訳

阿波国勝浦庄多奈の恩山寺の新鐘の銘並びに序

の画像を収めた。青葉の楼は山門を鎮め、 の再建が完成する。仏堂に初めて十二神将を安置し、御影堂に新たに十祖 多くの人に修造の費用のために募金を募り、労苦十余年に至って、恩山寺 及ぶ。文保二年戌午に、源空上人初めてこの霊跡に至って、弘法大師を慕 に遷り、殿堂は朽ち廃てた。創建より以降、すでに五百三十さらに一歳に 当寺は、延暦七年戊辰に弘法大師が最も適した土地を求めて、 あるのでまた、大鐘を造立し、 い敬う志あり。この荒廃した寺院に隠棲し、恩山寺を再興に励んだ。 胎内に収めた。その逆修白業によって、寺号は恩山寺という。 した、自らの手で薬師如来霊像を彫刻し、 寺院の梵制の謹を銘に標した。 慈悲深い母の頭髪と抜けた歯を 黒衣禅師は霊場を董す。 歳月は次第 寺院を建立 そうで 即ち

#### 解説

銘以下は略す

本史料は、第十八番札所恩山寺(徳島県小松島市)にかつてあった梵鐘

円の支援を得て造立されたことがわかる。月廿五日 助縁大施主禅尼源円」から、元弘三年(一三三三)に、禅尼源の銘文であり、現在は存在しない。この梵鐘は、文末の「元弘三年癸酉五

序文の書き出しは「夫当寺者、延暦七年戊辰、弘法大師尋求勝地、落成序文の書き出しは「夫当寺者、延暦七年戊辰、弘法大師尋求勝地、落成京立の意志で母の往生を願って創建された格別な寺院であることが説かが空海の意志で母の往生を願って創建された格別な寺院であることが説が空海の意志で母の往生を願って創建された格別な寺院であることが説が空海の意志で母の往生を願って創建された格別な寺院であることが説かが空海の意志で母の往生を願って創建された格別な寺院であることが説かが空海の意志で母の往生を願って創建された格別な寺院であることが説かが空海の意志で母の往生を願って創建された格別な寺院であることが説かが空海の意志で母の往生を願って創建された格別な寺院であることが説かが空海の意志で母の往生を願って創建された格別な寺院であることが説かが空海の意志で母の往生を願って創建された格別な寺院であることが説かが空海の意志で母の往生を願って創建された格別な寺院であることが説かが空海の意志で母の往生を願って創建された格別な寺院であることが説からいます。

日本日には、県口手がと母にいいのようのと思いているとはない が入する慣習は、寄木造が主流となる中世以降にみられるもので、そのこ 変える話と齟齬をきたし、また仏との縁を確かなものにするために胎内に 変える話と齟齬をきたし、また仏との縁を確かなものにするために胎内に 変える話と齟齬をきたし、また仏との縁を確かなものにするために胎内に とを考慮すれば、この銘文の内容は事実を反映しているとは言いがたい。 とを考慮すれば、この銘文の内容は事実を反映しているとは言いがたい。 とを考慮すれば、この銘文の内容は事実を反映しているとは言いがたい。 とを考慮すれば、この銘文の内容は事実を反映しているとは言いがたい。 とを考慮すれば、この銘文の内容は事実を反映しているとは言いがたい。 とを考慮すれば、この銘文の内容は事実を反映しているとは言いがたい。

されている。それを以下に記す。
されている。それを以下に記す。
されている。それを以下に記す。
でれている。それを以下に記す。
されている。それを以下に記す。
でれている。それを以下に記す。
とれている。それを以下に記す。
とれている。それを以下に記す。
とれている。それを以下に記す。

モノ、彼國ニ至リ、懸合ヒ、其頃靈夢ニ依テ、右鐘ヲ以テ、不動尊并寫ヲ以テ來リ可返旨ヲ告ク、其後享和三年三月十二日、檀徒幸助ト云此鐘、和泉國大鳥郡仁王谷大平寺村安國山大平寺ニアリ、元禄十六年、

半鐘ヲ鑄ル、文化三年刁六月、右半鐘持歸ルト云フ、

在その半鐘は恩山寺に存在しない。化三年(一八〇六)にその半鐘が恩山寺に持ち帰られたという。しかし現山大平寺にあった。その後その梵鐘をもって不動尊と半鐘が作製され、文され、江戸時代には和泉国大鳥郡仁王谷大平寺村(現大阪府堺市)の安国この説明によれば、この梵鐘は、その経緯は分からないが恩山寺から移

#### 書誌

こに刻まれた銘文の形状などについては、確認することはできない。銘文の内容を知ることができるのみである。したがって、梵鐘の規模やそれ、現在、その一部を刊行した小杉温邨編『阿波国徴古雑抄』(臨川書店、れ一○)が作成した『徴古雑抄』(国文学研究資料館所蔵)に収録さ本史料は、当該の梵鐘が現存しないために、小杉温邨(一八三四~本史料は、当該の梵鐘が現存しないために、小杉温邨(一八三四~

(大石雅章)

被聞食畢 直義御判

志津河弥太郎通治舜取 一宮弥四忠世ホソノ下物具ヲ

岡田新太郎重遠朝衛

久枝孫四郎康盛射抜ル、 大内小三郎信俊射派

仙波平次盛増布ノハキヲ 大内又太郎信種療差藤三郎

岡田彦五郎清左脇射疵

同弥平次實氏をリハキラ同 若党 氏家介五郎公長被射抜甲

同六日合戦

譜録 河野六郎通古 山口県文書館蔵

大野次郎兵衛尉忠直射統設樂兵藤左衛門尉正義若党長又五郎忠貴左股

岡田又六武射抜ル、 江戸六郎太郎重近カテ射航

沼田七郎三郎入道道智特服

同舎弟孫次郎通忠左肩

一宮左衛門太郎義親并若党左衛門太郎已上三拾人打死畢

太郎兵衛尉射無二宮三郎若党 同十一日合戦

本郡孫四郎宗廣村歷 江戸弥四郎
射莊

伊原彦四郎重綱射統兵衛次郎対統 河野墨俣三郎信有左照

建武三年六月五日於比叡山大嶽南尾合戦、分捕生捕并手負實検事

突疵一所射疵以上四ケ所右ノモ、右ノ乳上左ノホウ 冨田治部房耳エイトヲサル

伊予国軍勢

同太郎三郎信久左脛射疵 桑原孫四郎通時右足甲 正岡三郎盛経年ノ下ヘイヌカル

大窪左近允家景左ノハキヲ伽渡又太郎若党 石手寺円教房増賢佐ノウテラ 

桑原次郎左衛門尉久通舜取 本郡太郎左衛門入道賢阿右肩

旗一流奪取之云々 山崎又太郎祐盛
駐

- 131 -

## 右實検注進如件

建武三年六月十三日 沙弥善恵

#### 解説

ある。 野氏一族のみならず国内の地頭御家人を動員する権限を認められていたと みられる。 頭御家人」を率いて軍忠すべきことが命じられていることから、 促状(「松雲公採集遺編類纂」所収)で、通盛に対して「一族并伊予国地 上で直義のもとに提出されたことが読み取れる。翌十四日の直義の軍勢催 の証判が据えられており、死傷した者や戦功を挙げた者を通盛が確認した て合戦を繰り広げたのである。文書の袖(右端)には尊氏の弟である直義 て比叡山に攻め寄せ、 比叡山に籠った。河野通盛は足利方に属しており、「伊予国軍勢」を率い 楠木軍を破ると、後醍醐天皇は足利方の攻撃に備えるため京都を脱出して が京都北東の比叡山大嶽南尾の合戦における軍忠を書き上げた手負注文ではいます。 この文書は、建武三年(一三三六)六月十三日に、 九州から攻め上った足利尊氏が五月二十五日の湊川の戦いで新田 後醍醐方と三度(六月五日・六日・十一日)にわたっ 河野通盛 (沙弥善恵) 通盛は河

たことが確認できる。 見える。彼は石手寺の僧侶であったとみられ、 が、その中に五日の合戦で左腕に射傷を負った石手寺円教房増賢の名前が 既に生まれていた可能性が高いと言えよう。 手負注文に載った者たちは通盛の統率下で参戦した伊予の軍勢である 寺号の由来となった衛門三郎の四国遍路開創伝説が 石手寺の寺号が成立してい

#### 書誌

収集して「閥閱録」二〇四冊を編纂したことはよく知られている。「譜録」は、 近世の萩藩は修史事業に熱心であり、 家臣の家に伝わる古文書を調査

> いる。 た「改姓築山之事 れる河野六郎通古の家に伝来した文書であり、 「閥閲録」編纂以降に引き続いて収集された諸家の系譜・古文書集であり、 口県文書館に所蔵されている。 河野家之譜」(「河野家譜 この手負注文は、 河野氏の家の系譜をまとめ 築山本」)にも収録されて 河野通盛の子孫と思わ

Ш

(川岡勉)

天文八年 (第四段目)	貞和三年三月二十五日 第	音 常州下妻の	音 ( 明応□ (四ヵ) 年二月二十 [ ] (五日ヵ) 本 像 明応□ (四ヵ) 年二月二十 [ ] (五日ヵ) 常 提 (第二段目)			貞和三	弁可闍梨由明常州下妻庄造各□	

## 校訂本文

明応□年弐月廿 [ ] (第二段目)

六十九番札所

告書 第一分冊』による)

#### 解説

観音寺に参詣していた事実を示している。四国遍路に関わる中世の落書が 年の落書で、この時期に常陸国下妻荘 要文化財観音寺金堂修理工事報告書』によって補足した)、ここでは中世 室町期のものであることを思えば、この貞和三年の落書はかなり早い時期 のものに限って掲げた。とりわけ注目されるのは南北朝期にあたる貞和三 ては「明応□年」としか判読できないが、昭和三十七年(一九六二)の『重 寛文二年(一六六二)の紀年銘が確認でき(ただし明応四年の落書につい あり、貞和三年(一三四七)、明応四年(一四九五)、天文八年(一五三九)、 たことを伝える点でこの落書の資料的価値は高い いたことは確かであり、 え、南北朝期の巡り歩く人々にとって観音寺が重要な場として認識されて の資料として注目されるが、 観音寺本堂(観音寺金堂、重要文化財)の来迎壁には中世以降の落書が 札所となる寺院に早くから関東の僧侶が訪れてい 遍路に関係するものかは不明である。 (現茨城県下妻市) の由朝なる僧が とはい

化財観音寺金堂修理工事報告書』では前者は「明応四年弐月廿五日」とする。あるだろう。また現在、判読は容易ではないが、昭和三十七年の『重要文他所では確認されており、この落書が遍路者によって記載された可能性は詳細は不明といわざるをえない。ただしこの時期には遍路者による落書がまた明応四年および天文八年の落書は年紀のみの記載であり、いずれも

十七世紀にさかのぼる可能性が指摘されている。無大師遍照金剛」などがあり、これらは四国遍路に関わるものであり、なお、近世の墨書とみられるものには「路同行」(「辺路同行」か)、「南

#### 書誌

延宝五年(一六七七)に禅宗様に改変して再建された。されたと伝える。万治年間(一六五八~一六六一)頃に現在の規模に縮小し、金堂に由来し、数度の改築後、大永五年(一五二五)に前身の建物が再建観音寺本堂(観音寺金堂、重要文化財)は、平安期に建立された三つの

第一分冊』(香川県・香川県教育委員会、二〇一九)に掲載されている。国八十八ヶ所霊場第六十八・六十九番札所 神恵院・観音寺調査報告書の)。図版は、『重要文化財観音寺金堂修理工事報告書』(一九六二)、『四部分については確認することができる(第一段目から第四段目に分かれ来堂の落書は現在、壁板で覆われて見えない箇所もあるが、壁板のない

(上野進

## 校訂本文

なりて、 と言ふ、小法師、『補陀落世界へまかりぬ』と答ふ、見れば二人の菩薩に 棹さして、南を指して行く、坊主泣く泣く、『我を捨てて、いづくへ行くぞ』 ず、さのみかくすべからず』と言ふ、また明日の刻限に来たり、『心ざし 帰りぬ、それより、『隔つる心あるによりてこそ、かかる憂きことあれ』とて、 るより、 はれて行く、坊主あやしくて、忍びて見送るに、岬に至りぬ、 れがたし、さらばわが住みかへ、いざたまへ、見に』と言ふ、 よ』とて、また分けて食はす、今の小法師いはく、『このほどの情け、忘 はかく思へども、坊主叱りたまふ、これより後はなおはしそ、今ばかりぞ 師かならずわが分を分けて食はす、 いづくよりといふこともなきに、小法師一人来て、斎、非時を食ふ、小法 たりき、小法師一人使ひき、かの小法師、慈悲を先とする心ざしありけるに、 主もなし、ただ、修行者、 かやうに住まひたり」と言ふ、 し、「いかなるやうぞ」と言へば、「昔一人の僧ありき、この所に行ひて居 彼の岬には堂一つあり、 足摺の岬といふなり、岩に足跡留まるといへども、 船の艫舳に立ちたり、 行きかかる人のみ集まりて、上もなく、下もな 本尊は観音におはします、隔てもなく、また坊 心憂く悲しくて、泣く泣く足摺をしたりけ 坊主諫めていはく、『一度二度にあら 坊主は空しく 小法師語ら 一葉の船に

三十三身の垂戒化現、これにやと、いと頼もし、

《『新編日本古典文学全集四七 建礼門院右京大夫集 とはずがたり』による)

### 現代語訳

その岬にはお堂が一つある。本尊は観音菩薩である。仕切りもなく、住

二人は菩薩になって船の艫舶 船に棹さして、南の方向に向かった。僧は泣く泣く『私を捨てて、どこへ た。 りになる。これからは来ないでください。今回だけですよ』と言って、ま 心があるため、こういうつらいことがあるのだ』というので、このように 師の足跡が残っていたが、僧は空しく帰った。それより、『分け隔てする 行くのか』と言った。小法師は『補陀落世界へ行きます』と答えた。見ると た分けて食べさせた。すると、 日の食事の時間に来た。先の小法師は『私の志はこのようだが、僧がお叱 のようなことばかりしていてはいけない』と言った。別の小法師はまた翌 て別の小法師に食べさせた。僧は諫めて『一度や二度のことではない、そ と非時(午前と午後の食事)を食べた。先の小法師は必ず自分の分を分け ここで修行をしていた。小法師一人を使っていた。その小法師は慈悲を第 僧もいない。ただ、修行者や通りすがりの人のみが集まり、身分の上下の 住んでいるのである」と言った。 く悲しく、泣く泣く足摺をしたので、足摺の岬と言うのである。岩に小法 い。私の住みかを見にいらっしゃい』と言った。先の小法師は誘われていっ 区別がない。「それはどういう訳ですか」と聞くと、「昔一人の僧がい 一とする志があった。どこからともなく別の小法師が一人やって来て、斎崎 僧が不審に思い、こっそりと跡を追うと、岬まで来た。二人は一艘の (船の船尾と船首)に立っている。 別の小法師が『これまでの情けは忘れがた 僧はつら

たいへん頼もしいことだ。観音菩薩が三十三身に変化して現れるというのはこのことであろうか。

#### 解説

納言源雅忠、母は大納言典侍(大納言藤原隆親の娘)。『とはずがたり』は名は不明)。生年は正嘉二年(一二五八)、没年は不明。父は村上源氏の大『とはずがたり』は鎌倉時代末期の日記文学。作者は後深草院二条(本

を各地の寺社の縁起などが語られている。 を五巻からなるが、前三巻と後二巻は内容が大きく異なる。前三巻は、作全五巻からなるが、前三巻と後二巻は内容が大きく異なる。前三巻は、作金五巻からなるが、前三巻と後二巻は内容が大きく異なる。前三巻は、作金五巻からなるが、前三巻と後二巻は内容が大きく異なる。前三巻は、作金五巻からなるが、前三巻と後二巻は内容が大きく異なる。前三巻は、作金五巻からなるが、前三巻と後二巻は内容が大きく異なる。前三巻は、作金五巻からなるが、前三巻と後二巻は内容が大きく異なる。前三巻は、作金五巻からなるが、前三巻と後二巻は内容が大きく異なる。前三巻は、作金五巻からなるが、前三巻と後二巻は内容が大きく異なる。前三巻は、作金五巻からなるが、前三巻と後二巻は内容が大きく異なる。前三巻は、作金五巻からなるが、前三巻と後二巻は内容が大きく異なる。前三巻は、作金五巻からなるが、前三巻と後二巻は内容が大きく異なる。前三巻は、作金五巻からなるが、前三巻と後二巻は内容が大きく異なる。前三巻は、作金五巻からなるが、前三巻と後二巻は内容が大きく異なる。前三巻は、作金五巻からなるが、前三巻と後二巻は内容が大きく異なる。

ている。 熱田社、鶴岡八幡宮、善光寺、浅草観音堂、伊勢神宮などを数年かけて巡っ熱田社、鶴岡八幡宮、善光寺、浅草観音堂、伊勢神宮などを数年かけて巡っ巻四では、尼僧となった作者が正応二年(一二八九)に東国へ旅立ち、

備後国和知、備中国吉備津宮を経て帰京する。
の女と知り合った話の後に、この足摺岬の地名伝承が載せられている。この女と知り合った話の後に、この足摺岬の地名伝承が載せられている。この女と知り合った話の後に、この足摺岬の地名伝承が載せられている。こを出四十五歳と考えられる。厳島社参詣を終え、東に向かう船で備後国巻五は、安芸国厳島社参詣から始まる。年次は乾元元年(一三○二)、

家領幡多庄住民に対して造営への参加が命じられ(「前摂政 が寄進されている(「前摂政一条家経家奉加状」 金剛福寺の堂舎は正応二年二月の火災で焼失するが、 経家政所下文」(同二十二―一七〇二二)には供田畠十町五反とみえている。 島社を訪れた頃でいえば、正嘉二年十月の 堂舎焼亡の際には造営料も寄進されている。『とはずがたり』の作者が厳 られている。 (『鎌倉遺文』十一―八三〇九) に供田が六町、 足摺岬にある金剛福寺は観音菩薩を本尊とし、補陀落渡海の地として知 同二十二―一七〇二四)、堂舎の造営料として同家から米百石 鎌倉時代の金剛福寺は一条家の保護を受け、 「前摂政一条実経家政所下文案\_ 正応二年の「前摂政一条家 同二十二—一七〇三二)。 同年に一条家から同 田畠だけでなく、 一条家経家政

う記述は、当時の金剛福寺の実態を表したものとはいえない。一つあり、本尊は観音におはします、隔てもなく、また坊主もなし」とい堂舎は正安二年(一三〇〇)に再興される。したがって、「彼の岬には堂

行者、 設定が必要とされたのである。 ないことを説くために創られたのであり、 る心」が戒められている。 ることを注意した僧が補陀落渡海できずに悲しんだとあるように、 身分の上下はないことが強調されている。また、小法師に食事を分け与え この説話の目的は、 本尊は観音におはします、 行きかかる人のみ集まりて、 観音菩薩の慈悲の平等性を示すことにあった。「修 つまり、この説話は観音菩薩の慈悲には差別が 隔てもなく、 上もなく、下もなし」は、 そのため また坊主もなし」という場面 「彼の岬には堂一つあ 参詣者には 「隔つ

#### 書誌

中思惟の部分は「」『』でくくった。 では漢字を仮名に、仮名を漢字に改めたところがある。また、会話や心 大の画像公開されている)。この本は漢字交じりの仮名文だが、校訂本 全集の底本はこの宮内庁書陵部蔵本(書陵部所蔵資料目録・画像公開シス のとはずがたり』は、宮内庁書陵部が所蔵する江戸初期の写本が唯一の

(寺内浩)

つなりしによりて、たましひさりて、現に聖人のともをして、ふたらくせをうかち、身をかくすはかりになりぬ、聖人をしたひ奉しこゝろさしのせをうかち、身をかくすはかりになりぬ、聖人をしたひ奉しこゝろさしのせい。 はや御船のかくるゝ程なれは、名残おしくしたひ奉、あまりのたらんと、はや御船のかくるゝ程なれは、名残おしくしたひ奉、あまりのたらんと、はや御船のかくるゝ程なれは、名残おしくしたひ奉、あまりのたらんと、はや御船のかくるゝ程なれは、名残おしくしたひ奉、あまりのたらんと、はや御船のかくるゝ程なれは、名残おしくしたひ奉、あまりのたらんと、はや御船のかくるゝ程なれは、名残おしくしたひ奉、あまりのたらんと、はや御船のかくるゝ程なれは、名残おしくしたひ奉して、ふたらくせ はかりめしくして、御船にめして、をしうかひ給ふに、むかひ風はけしくまんとちかひて、一千日の行ほうをはしめて、御弟子のりけんと申、一人 くわんせをむほさつ、すいしやく大し大ひあしすり明神」とて、よそなか観 世音 善産 垂 並 だい 夢だい 夢足 摺 みやじん くしてはかなふましとて、御船にた、一人めす、かの船はうつほ船なり、 りとて、又百日の行ほうをし給て、百日過けれは、聖人、もとより、人を らふしおかみ奉り、 因位の時の御事、しり給はす、 ませは、すいしやくあしすりの明神にてましますこさんなれ、昔のわかれ、 少将とひ給へは、「土佐のはた、足摺みさき」と申けれは、少将思いたして、 る、たかくそひへたる遠山の、はるかに見えけれは、「あれはいつくそ」と、 して、浪ちはるかにこきうかふ、是は伊予の国夏地につきて、 丹波少将は、備中のくにせのおのみなと、ゆくゐといふ所より御船にめたなばのせうしゃう びっちゅう 国 妹 尾 渉 はるかにこきわかる、「なに事なるらん」とて、又少 なりつねかなけきをやめさせ給へ、ほんちゅ 雌 めくられけ

> 将の御ありさま、 あ哀 はれとおもはぬものはなかりけり、

(『長門本平家物語 による

海の上

## 現代語訳

明神になったらしい。 うしたのであろう」と、少将の有様を哀れと思わない者はいなかった。 経の嘆きを止めてほしい、本地観世音菩薩、 陀落山を拝み、体はこの所に留まった。本地は観音菩薩で、 聖人に見捨てられ、補陀落山を拝めないことを悲しんだ。りけんは、 帆をかけ、順風を得て、波の遙か彼方に遠ざかっていった。 弟子のりけんは 成功しないと考え、一人で船に乗った。その船は空舟であった。 さらに百日の修行をした。百日が過ぎると、聖人(理一)は人を連れては けんいう者一人だけを召して船に乗せ、 足摺岬です」と申し上げると、少将は思い出して、「昔、理一という僧がいた。 少将は離れた所からではあるが、 を慕う気持ちが非常に強かったので、魂は体から離れ、聖人の供をして補 をして叫び悲しんだ。足摺りは地をうがち、身を隠すほどになった。 ると、名残惜しく慕った。そして、耐えられなくなって倒れ伏し、足摺り を流転して生死の苦海から解脱できないのではないかと、船が見えなくな く吹き、もとの海岸に戻ってしまった。理一は行法がまだ足らないと思い 凡夫の身だが、補陀落山を拝むと誓い、一千日の修行を始めた。弟子のり る山が見えた。「あれはどこか」と少将が問われたので、「土佐国幡多郡の 漕ぎ進める。伊予国の夏地に着き、海岸沿いに行くと、遠くに高くそびえ 丹波少将は、 備中国妹尾の湊のゆくゐという所から船に乗り、 仏になるための修行の過程は知らないが、 伏し拝み、 海に浮かんだが、 垂迹大慈大悲足摺明神」とて 遠く漕ぎ分かれていった。「ど 向かい風が激し 垂迹して足摺 どうか成 白い布 六道

#### 解説

子僧のりけんとなっている。 り』と同じだが、取り残されたのは、『とはずがたり』 至っているので、成経は伊予灘を西に向かっている時に、この足摺明神(第 赦により許され、都に戻る。成経は備中国妹尾の湊(同国都宇郡にある港) が、その後平康頼・俊寛とともにさらに薩摩国鬼界島に流される。翌年大 を企てた鹿ヶ谷の謀議に加わる。平家に捕らえられ、備前国に配流される 補陀落渡海できなかったことを嘆いて足摺りしたというのは『とはずがた 講式』(【史料36】)のところで述べた補陀落渡海船と同じものと思われる。 のゆくね ていたことを示す史料。丹波少将は藤原成経。父の成親とともに平家追討 こにはそうした説明はない。 三十八番札所金剛福寺)の補陀落渡海にまつわる話を回想したことになる。 理一とりけんについては未詳。 『とはずがたり』(【史料の】)と同じく、足摺岬から補陀落渡海がなされ また、『とはずがたり』では足摺の地名由来譚ともなっているが、こ (場所不明) から伊予国の夏地 ただし、りけんの魂は補陀落山を拝んだとい 理一が乗った空船 (場所不明) (うつほ船) を経て佐賀関付近に は師僧、ここは弟 は 『観音

書誌

家物語』 も流布しているのが一方流本である。 本系には一方流本と八坂流本の二系統がある。現在 と人々の読み物として流布した読み本系の二つに大きく分けられる。 世紀前半頃にその原型が成立したといわれている。原本は現存しない。 『平家物語』 四部合戦状本、 の諸本は、 は平家の興亡を描いた軍記物語の代表作。作者未詳。 琵琶法師が平曲を語るテキストとして用いた語り本系 源平闘諍録本、 延慶本、 読み本系は語り本系よりも記述が豊 長門本などがある。 『平家物語』として最 十三

読み本系の一つである長門本は、全二十巻。十四~十五世紀頃の成立。

の話を載せるのは長門本のみである。

江戸時代には広く読まれたらしい。なお、『平家物語』のなかで足摺明神で一部が焼損し、通読不能となっている。写本の数は諸本中最も数が多く、名なので、この系統を長門本と呼ぶ。阿弥陀寺本が最古の写本だが、戦災長門国赤間関(現山口県下関市)の阿弥陀寺に伝来した写本が古くから有

も の。 字などは、 は国会図書館貴重書本 レクションで画像公開されている)。 校訂本文に用いた『長門本平家物語 読解の便をはかるため、 (江戸時代中期の書写、 『長門本平家物語 なお、 一』(勉誠出版、 校訂本文の振り仮名、 国立国会図書館デジタルコ 一』の編者が付した 100四) 振り漢 0) 底本

(寺内浩)

## 校訂本文

よしや君昔の玉のゆかとてもかゝらん後は何にかはせん西行、夢ともなく現ともなく御返事申けり

昔露もいかでか思召しよるべき、では、 これ こうしゅう こうじゅう かんし 徳を 蒙る類いくそばくぞや、され共今はなげい君御在位の間、恩に浴し徳を蒙る類いくそばくぞや、され共今はなげいの歌をできる。 まだん きょく しょく かうしんさい

(『日本古典文学大系三一 保元物語 平治物語』による)

## 現代語訳

を保っているものの、荒廃して修造も行わず、曲がり破れて蔦や葛がはい讃岐国に渡り、白峯御陵を尋ね参って拝んだところ、わずかに方形の構え【安三年の秋のころ、西行は諸国修行をしたが、四国の辺地を巡見の時、

いえ悲しい。 松のしずく、苔の露が重なる地下で朽ちはてなさるのは、前世の因果とは松のしずく、苔の露が重なる地下で朽ちはてなさるのは、前世の因果とはかかっている。(中略)年が去り年が来ても、墓所の荊棘を払う人はいない。

御された)ことよ松山の津へ波に流されてきた舟(崇徳院)はやがて空しくなった(崩

西行は、夢ともなくうつつともなく、歌で返事をした。

後は何になりましょうかたとえ上皇様が昔に金殿玉楼に住んでおられたとしても亡くなられた

た時、崩御後の院の霊魂を弔った。
き分けて、崇徳院がご生存の時に訪ねた。この西行は四国の辺路を巡見しもこの詠歌で得心されたのであろうか。さて、かの蓮誉は、遠い海路をか残っているのだろうかと思うにつけてもめでたいことである。誠に御霊魂しいことであった。末世になったとはいっても、天皇としての威厳はなおこのように申し上げたところ、御墓が感応して三度も震動したのは恐ろ

と西行だけが訪れるとは、かつて院は思し召されなかったであろう。しかし今はうわべだけの情けをかける者さえ一人もいない。ただこの蓮誉崇徳院が在位の間、その恩に浴し徳を蒙った者はどれだけいたことか。

#### 解説

ては山家集の項(【史料3】)を参照のこと)。
『保元物語』は保元元年(一一五六)に起きた保元の乱を描いた軍記物語。『保元物語』は保元元年(一一五六)に起きた保元の乱を描いた軍記物語。

国辺路を巡見」としている。ここから金刀比羅宮蔵本『保元物語』が成立最初のところでは西行が「四国の辺地を巡見」とあるが、終わりでは「四

変わる過程が想定できる。地」「辺路」という表記を介して、「四国のへち」が「四国へんろ」に遷りがわかる。また、「辺地」「辺路」は古語「へち」に由来する用字であり、「辺したころ(十四~十五世紀か)、「辺地」と「辺路」が通用されていたこと

す意識と同じものであろう。 き島」(講談社学術文庫本二〇四頁)とするのも、 生を描いた物語、 世四)としている。 二通リエズ、米銭等ノ類、 波・備前・美作、四国辺土、 を「七八月ノ比ハ、当国ニ限ラズ、摂津・河内・和泉・紀伊国・但馬・丹 磨国地誌) 辺土」はもちろん讃岐国を指している。また、『峯相記』(南北朝時代の播 でも考えたであろうか、 りきや、他国辺土の山中の、おどろのもとに朽ちさせ給ふべしとは 第七「讃州白峯之事」には、 国である。陽明文庫旧蔵本『撰集抄』(鎌倉時代中期の仏教説話集) 土」という文字が付けられている。 るとは)」(岩波文庫本四七頁)という感懐を抱いたとある。ここの いて「辺土」(小国日本)の中の「辺土」(国内辺境地)と目されたのが四 したが、国内の辺境地を指す用語としても用いられた。とりわけ中世にお つまりインドや中国に対して粟を散らしたような小国=日本のことを意味 「辺地」「辺路」の類義語に「辺土」がある。「辺土」は本来「粟散辺土」、 は、蓑寺に現世利益を求めて「上下万民」が 鎌倉時代中期成立) 摂津国以下の諸国は国名だけだが、四国にはあえて「辺 他国辺土の山中で草木の下に朽ちはててしまわれ 勧進物、 京田舎集ル間、二三里カ内ハ、諸方ノ道、 西行が崇徳院の墓所を訪れ、「かけてもはか 其数ヲ知ラス」(『兵庫県史』史料編中 正保三年版本『西行物語』(西行の一 が四国を「仏法の名をだに聞かぬ遠 四国を「辺土」とみな 「参詣」する様子 (少し 「他国 巻一 更

『沙石集』(鎌倉時代中期の仏教説話集)、『とはずがたり』(鎌倉時代末期事談』(鎌倉時代初期の説話集)、『東関紀行』(鎌倉時代中期の紀行文)、正だと、「鎌倉時代中期の紀行文)、『古西行が白峯陵を訪れたことは、『撰集抄』『西行物語』だけでなく、『古西行が白峯陵を訪れたことは、『撰集抄』『西行物語』だけでなく、『古

茂社を訪れたことがみえている。室町時代初期ころ成立)には、西行が「四国のかたへ修行しける」前に賀いる。また、『賀茂皇太神宮記』(賀茂上下社の縁起・霊験などを記したもの、の女流日記)、『源平盛 衰記』など、さまざまな文学作品で説話化されて

#### 書誌

なお、 蔵宝徳三年本 の後さまざまな形で増補され、 仕リケル、 クゾ読タリケル、(歌略) めて短文で、「西行法師、 底本)で、十三世紀ころの成立といわれている。半井本の該当部分はきわ るが、最も古態を留めているとされるのが半井本 漢字の多くに振り仮名が付けられている。『保元物語』の写本は数多くあ 日本古典文学大系の底本は金刀比羅宮蔵本。漢字仮名交じり文で書かれ、 新編日本古典文学全集の底本は金刀比羅宮蔵本と同系統の陽明文庫 (歌略) 怨霊モ静リ給フラムトゾ聞シ」とあるだけである。 讃岐へ渡リタリケルニ、国府ノ御前ニ参テ、 白峰ノ御墓ニ参テ、ツクぐ~ト候、 金刀比羅宮蔵本になったと考えられている。 (新日本古典文学大系の 泣ゝカウゾ カ

(寺内浩

# 63 義経記 巻第三 弁慶山門を出る事

## 校訂本文

弁慶山門を出る事

(前略

で拜みけり、かくて正月も末になりければ、又阿波國へ歸りける、で拜みけり、かくて正月も末になりければ、又阿波國へ歸りける、つるが峰を拜みて、讃岐の志度の道場、伊豫の菅生に出て、土佐の幡多まなどいふ所を通りて、明石の浦より船に乘つて、阿波の國に付て、焼山、諸國修行にとて又出でて、津の國河尻に下り、難波潟を眺めて、兵庫の嶋

(移略

(『日本古典文学大系三七 義経記』による)

## 現代語訳

弁慶山門を出奔すること

(前略)

たので阿波国に帰った。場、伊予国の菅生へと出て、土佐の幡多まで拝んだ、かくて正月も末になっ乗船して、阿波国に到着し、焼山、剣山を拝みながら、讃岐国の志度の道渡潟を眺めながら、兵庫の島(大輪田泊)などを通り過ぎ、明石の浦より(武蔵坊弁慶が)諸国修行にするために出奔し、摂津国河尻に下り、難

(後略

#### 解説

る弁慶に関する話が核となっている。本史料は、比叡山に預けられた鬼若『義経記』第三巻は、武蔵坊弁慶の出生譚に始まり、義経との出会いに到

諸国修行をめざし四国へ渡った箇所である。時山麓の大原に留まって、自ら剃髪して武蔵坊弁慶と名を改め、その後、(武蔵坊弁慶の幼名)が、粗暴な行為の故に下山せざるを得なくなり、一

スである。 辿った道は、阿波・讃岐・伊予・土佐という現在の四国遍路の逆打ちコー辿った道は、阿波・讃岐・伊予・土佐という現在の四国遍路の逆打ちコー四国の修行の道は、剣山を除き、現在の四国遍路とほぼ重なる。弁慶が

認識され定着していたことによるだろう。いる背景には、四国の地が、宗派に関係なく、宗教者の修行地として広くた話が事実かどうかは定かではないが、そのような話が物語に挿入されて天台山門で幼少から過ごした弁慶が、諸国修行としてまず四国へ向かっ

#### 書誌

~一〇九頁)による。 古典文学大系三七 義経記』(岩波書店 一九五九年)巻第三(一〇八頁古典文学大系三七 義経記』(岩波書店 一九五九年)巻第三(一〇八頁田中穣氏所蔵の『義経記』(田中本)を底本にした岡見正雄校注『日本

(大石雅章

## 校訂本文

賢重闍梨自」元無;成傳受;之間、以「次読;間釋論;ず「梅;受疏;之由 通寺,、然間有」心人皆下;向四國,、参二詣此寺,、仍四國順禮次有 領善通遺蹟也、 聴聞之志有」之、 高野山釋迦南院賢重闍梨常語云、善通寺誕生院法印伊豆妙净上人直 可¸稽;古釋論¸也宗、此客僧虚言也、非;宥鑁懇望」、又對;清鑁;云、非 (前略) 或客僧對 ||賢重 大日経疏鑽仰之仁也、仍奥巻、 四國下向、 云 :誕生院 :者大師御誕生之処也、依」之立」寺号 ::善った。 雖」然老體之身登山不」叶、善通寺大師御親父多度大 依レ之宥鑁読レ疏、 一者、讃岐宥鑁常語云、 賢重流 有二傳受之志」至以如此両話故、 二釋論・、 賢重談に釋論 (後略) \_ 人 也, 間力

(祖風宣揚会編『大疏秘記集 巻上』による)

## 訓み下し文

賢重闍梨もとより疏の伝受無き間、 仰の仁なり、 語って云く、 懇望に非ず、 心有らん人は皆、 は大師御誕生の処なり、これに依って寺を立てて、善通寺と号す、然る間、 山叶はず、善通寺は大師御親父多度の大領善通の遺蹟なり、 で有らば、釈論を稽古すべきなりと云々、此れは客僧の虚言なり、 論を談ずる人なりと聞く、 (前略) 或る客僧、 仍って奥ノ巻、 善通寺誕生院の法印は伊豆の妙浄上人の直弟、 また宥鑁に対しては云く、高野山釈迦南院の賢重闍梨、 四国に下向し、 賢重に対しては讃岐の宥鑁常に語って云く、賢重は釈 聴聞の志これ有り、然りと雖も、 伝受の志有りと云々、 此の寺に参詣す、仍って四国順礼のつひ つひでを以て釈論を読み聞かせ、 此の如く両舌する故に、 誕生院と云う 大日経の疏鑽 老体の身、 宥鑁の 常に 疏を 登

> 賢重は釈論を読む、(後略) も伝受すべき由思ひ立ちて、四国に下向す、これに依って宥鑁は疏を読み、

## 現代語訳

直弟、 論を読んだ。 とを思い立ち、 ちょうどよい機会に釈論を宥鑁に読み聞かせ、宥鑁から疏をも伝受するこ に語っていると宥鑁に言った。「善通寺誕生院の法印は伊豆の妙浄上人の 宥鑁の懇望ではない。また客僧は、 機会があるなら、そのおりに釈論を稽古したい」と。これは客僧の虚言で、 は大師御誕生の場所だ。これによって寺を建て、善通寺と号する。 通寺は弘法大師の父である多度の大領善通の遺蹟である。誕生院というの は聴聞の志があるが、しかし老体の身で高野山に登ることができない。善 る」と。このように客僧が言ったので、賢重はもとより疏の伝受がないため、 め心有らん人は皆、四国に下向し、この寺に参詣する。よって四国順礼の 次のように語っていると言った。「賢重は釈論を談ずる人と聞く。 (前略) 或る客僧は、 大日経の疏を深く研究している人だ。よって奥ノ巻の伝受の志があ 後略 四国に下 高野山釈迦南院の賢重に対して、 向した。これによって宥鑁は疏を読み、 高野山釈迦南院の賢重が常に次のよう 讃岐の宥鑁が常に 賢重は釈 私(宥鑁 そのた

#### 解説

ある多度の大領善通の遺蹟であり、誕生院というのは大師が誕生した所でに語っていると客僧から聞いたためという。すなわち善通寺は大師の父でる。賢重が善通寺へ赴く契機となったのは、善通寺を訪れていたことがわかる。賢重が善通寺へ赴く契機となったのは、善通寺を訪れていたことがわかる。賢重が善通寺へ赴く契機となったのは、善通寺を訪れていたことがわかる。賢重が善通寺へ赴く契機となったのは、善通寺を訪れていたことがわかる。賢重が善通寺へ赴く契機となったのは、善通寺を訪れていたことがわかる。賢重が善通寺へ赴く契機となったのは、善道寺を訪れていたことがわかる。

四国と高野山とをつなぐ人々の存在も浮かび上がってくる。四国と高野山とをつなぐ人々の存在も浮かび上がってくる。これによって寺を建てて善通寺と号しており、心有らん人は皆四国ある。これによって寺を建てて善通寺と号しており、心有らん人は皆四国と高野山とをつなぐ人々の存在も浮かび上がってくる。四国と高野山とをつなぐ人々の存在も浮かび上がってくる。四国と高野山とをつなぐ人々の存在も浮かび上がってくる。

ることもできるだろう。

この史料にみえる「四国順礼」の中に一定の位置を占めていたとみた善通寺が南北朝時代の「四国順礼」の中に一定の位置を占めていたとみと「四国順礼」とが結び付いていたことを示す史料としても興味深く、まを訪れる人々も少なくなかったのであろう。大師信仰に基づく善通寺参詣四国辺地(辺路)修行の延長上にあったとみられ、その修行の際に善通寺四国の史料にみえる「四国順礼」とは、四国の海辺や霊験所・行場を巡る

#### 書誌

直筆本をもって書写したとの文言を持つという。祖風宣揚会編『大疏秘記くは本奥に、その弟子で高野山宝性院を宥快から引き継いだ成雄が宥快の『大日経疏伝授抄』は高野山の学僧宥快の著書とされており、伝本の多

巻上』(六大新報社、一九一三) に所収

(上野進)

り引候とも、二人門弟ひき旦那者、中院の城南坊の御方へ一圓ニうり渡申

候、十年記戌歳より来未歳まて、それすき候ハ、、本銭伍貫文沙汰申候ハ、、(塗)

#### 熊野那智大社文書 熊野那智大社蔵 (画像提供 和歌山県立博物館)

此しるしおき候、

見とも申候、 殿并臼木の助殿又者よこ 両人、荒田の平等寺治部 の引ハ、いつれの國里よ 殿重代相傳之阿波國先達 石件の旦那者、葛之奥 此両人先達

## 校訂本文

史料①伊予国香薗寺願文

葛奥之道賢(花押)

享徳二年十月十一日

(『熊野那智大社文書』による)

煩出来候ハ、、奥の道賢道遣可申候、

仍為後日沽券状如件

此方へ返給へく候、其程ハ何年も御知行あるへく候、若又、何方より遠乱

薗寺のくわんもんを、人 ( 願 x )

細を申候ハん人ハぬす人 智にても、たうしやに子 をもて、新宮にても、那 にて候へく候、為後日如

永徳元年七月 日

史料②葛奥道賢檀那売券 沽渡申本銭返旦那之事

合伍貫文者、

紛失置文

にあつけて候へハぬすま 九郎兵衛殿、伊与国香

訓み下し文

れて候、若此くわんもん

史料①

は盗人にて候へく候、後日のため此くの如く記し置き候 し此の願文を以て、新宮にても、 九郎兵衛殿、伊与国香薗寺の願文を、人に預けて候へば盗まれて候、若 那智にても、道者に子細を申し候はん人

永徳元年七月 日

史料②

沽り渡し申す、本銭返しの旦 旦那の事

合わせて五貫文てへり、

候はば、 は、 葛奥の道賢 年も御知行あるべく候、 の御方へ一円に売り渡し申し候、十年季戌歳より来る未歳まで、 治部殿并びに臼木の助殿、又はよこ見とも申し候、 道遣り申すべく候、 右件の旦那は、葛之奥殿重代相伝の阿波国の先達両人、荒田の平等寺の いつれの国里より引き候とも、二人の門弟引き旦那は、 本銭五貫文沙汰申し候はば、此の方へ返し給ふべく候、 (花押) 仍て後日の為沽券の状如件 若し又、何方より違乱煩ひ出来候はば、奥の道賢 此の両人の先達の引き 中院の城南坊 其程は何 それ過ぎ

# 現代語訳

# 史料①

# 史料②

買い戻し権留保付きの旦那を売り渡し申すこと

合わせて五貫文である。

右のとおり売却する旦那は、御師である葛之奥殿が代々相伝してきた阿恵の先達二人(荒田の平等寺の治部殿と臼木の助殿、これはよこ見ともが国の先達二人(荒田の平等寺の治部殿と臼木の助殿、これはよこ見ともが国にも管理することができる。もしまた、どこからか邪魔が入る場合は、東の道賢自身が処理することとする。このように、今後のための証拠となる売券である。以上。

# 葛奥の道賢(花押)

享徳二年十月十一日

# 解説

組織について実態を知ることができる貴重な史料でもある。組織について実態を知ることができる。また、中世の熊野参詣とそのがあった実方院米良家及び尊勝院潮崎家に伝来した文書が一括されてはとくに有力な御師であった)の三者による契約にもとづく師檀関係の形はとくに有力な御師であった)の三者による契約にもとづく師檀関係の形成、御師間での先達や檀那の売買、譲渡等に際して作成されたものが多く、概ね御師に関わる文書ということができる。また、中世の熊野参詣とその概ね御師に関わる文書ということができる。また、中世の熊野参詣とその概ね御師に関わる文書ということができる。また、中世の熊野参詣とその組織について実態を知ることができる貴重な史料でもある。

のである。 光寺文書」などの寺社文書にも関連するものがあり、いずれも興味深いも良博光家文書」などの御師文書、高知県の「金剛福寺文書」、徳島県の「仙熊野参詣に関する史料は、本文書群以外にも「熊野本宮大社文書」「米

福寺、 理解されることがあった。 とが分かるものがあるため、 るとはいいがたく、参詣に関係した寺院は札所の十六パーセントに過ぎな 場(札所)の中に、中世においては熊野先達または檀那が所在していたこ きないのが実情である。 または檀那の活動期が一定期間継続していたかどうかも確認することがで 寺の十四か寺である。いずれも中世後期の事例で、 六十五番三角寺、第八十一番白峯寺、 番太山寺、第五十四番延命寺、 本文書群をはじめとする、 具体的には、第二十二番平等寺、第二十三番薬王寺、 第四十三番明石寺、 第四十五番岩屋寺、第五十番繁多寺、 しかし、 各種の熊野参詣関係史料には、 熊野参詣と四国遍路の形成が関係していると 第五十八番仙遊寺、第六十一番香園寺、 霊場全体の中で当該事例が卓越してい 第八十三番一宮寺、 当該寺院における先達 第八十四番屋島 第三十八番金剛 今日の四 第五十二 国霊 第

さて、ここに掲載したのは、本文書群中において、後の四国霊場に相当さて、ここに掲載したのは、本文書群中において、後の四国霊場に相当さて、ここに掲載したのは、本文書群中において、後の四国霊場に相当さる。

檀契約文書であった。香薗寺には先達か檀那がいたと思われる。一般には神仏への祈願を捧げる文書をいうが、熊野参詣におけるものは師盗難に遭い紛失したことに伴い、御師によって作成されたもの。願文は、前者は、永徳元年(一三八一)七月、「伊予国香薗寺のくわんもん」が

おり、檀那を熊野へ誘う役割を担っていたことが分かる。が引導する檀那を買い戻し権留保付きで売買したもの。平等寺には先達が田(阿南市新野町)の平等寺治部」と「臼木(牛岐(阿南市富岡町)か)の助」後者は、享徳二年(一四五三)十月、御師の間で阿波国の先達である「荒

の実態も含めて評価しなければならないであろう。
野信仰を有する多様な宗教者の活動や、札所における熊野権現の勧請などけについては、中世における参詣の意味を過大にとらえるのではなく、熊のでないことはいうまでもない。四国遍路に見出される熊野信仰の位置づった。

(長谷川賢二)

宴氏房宴隆

(尾題後)

巡礼水木石、 三宝院末流、瀧山千日、 嘉慶貳年初月十六日母若并 入壇傳法、 長日供養法、護广八千枚修行者、為法界四恩令加 

所々

後日将続之人々(梵字 ン) 反金剛資某云々、熊野山長床末衆(梵字 バン) (梵字 ウン) ア)(梵字 ビ)(梵字 ラ)(梵字 ウン)(梵字 ケ

訓み下し文

勧善寺大般若経巻第二〇八奥書 嘉慶二年一月十六日 勧善寺蔵

(尾題前)

(尾題後)

嘉慶弐年初月十六日般若菩薩

枚の修行は、法界の四恩に加善せしめんがためなりと云々、 三宝院末流にして、滝山千日、 大辺路して、所々に水木石を巡礼す、入壇伝法し、長日供養法、護摩八千 大峰·葛木両峰斗藪、観音三十三所、

衆(梵字 バン) (梵字 ウン) 字 ウン)(梵字 ケン) 反、灌頂を受けた仏弟子某と云々、熊野山長床末 後日将にこれに続かんとする人々(梵字 ア)(梵字 ビ) (梵字 ラ)(梵

宴氏房宴隆

# 現代語訳

本巻写経者は宴氏房宴隆である。

恩に報いて善行を加えるためということである。 路と同義と思われる)、さらに各所の霊地を巡礼した。伝法灌頂を受け、 那智の滝での千日の籠行、 長日供養法、八千枚護摩供の修行をするのは、この世の中の人々が受ける の修行)を行い、観音三十三所 大峰修行中興の祖と伝承された聖宝を始祖とする)の末端に連なり、 三宝院流 (真言密教の流派である小野流の一派。 大峰・葛城山の両峰での抖擻 (現在の西国巡礼)、 小野流は、 海岸大辺路 (山中での縦走型 醍醐寺を開き、 (四国辺 熊野

両部不二の種子〉。長床衆(長床と呼ばれる施設を拠点とする山伏)に連なる者である〈金胎来の真言〉。伝法灌頂を受けた仏弟子某であるということである。熊野山後日、確かにこれを続けようとする人々のために大日如来に祈る〈大日如

### 解説

一巻にある奥書である。嘉慶二年(一三八八)のもの。 勧善寺(徳島県神山町)が所蔵し、徳島県指定文化財である大般若経の

に朝宴、隆宴、宴有といった「宴」を通字とする人物が散見されるので、紀に成立したとみられている『山伏帳』下(『日本大蔵経 修験道章疏』三)れに属したのかは分からないが、熊野本宮長床衆の記録で、十四~十五世が、ここでは、この奥書の筆者である宴隆を指している。熊野三山のいず末尾の「熊野山長床末衆」とは、一般には熊野の長床に拠る山伏をいう

であったのではないだろうか。 児島に拠点を置く山伏だったことが知られる。とすると、宴隆もまた同様において朝宴は尊瀧院と称しており、本宮長床衆の分派で、後述する備前長床衆の末端に連なる者であったかもしれない。さらにいうなら、『山伏帳』彼らと何らかの関係があった可能性が想定できる。そうであるなら、本宮

る部分である。「仏名院所司目安案」(【史料45】)「正応の碑伝」などの事言、本史料でとりわけ興味深いのは、宴隆の修行内容が列挙されているて、本史料でとりわけ興味深いのは、宴隆の修行内容が列挙されているの真言系の信仰を有しているといえる。 長床衆の一員であった宴隆は一方で、「三宝院末流」とも称している。

と理解できる記載があることや、「目安案」などとの対比から、四国外周ける文明七年(一四七五)の備前児島山伏による碑伝銘写に「四州海岸」されていない。近年発見された第四十三番札所明石寺の「回国碑写」にお「四国遍路史の観点からは「海岸大辺路」が重要だが、「四国」とは明記なっていたことがうかがえる。

例との類似はいうまでもなく、

山伏の修行が体系化され、

一般的な慣習と

教の相承と辺路修行の関係については判然としない。
なお、「正応の碑伝」における長喜の場合と同様、宴隆における真言密の海岸を巡る修行をいうもので「四国辺路」と同義としてよいだろう。と理解できる記載があることや、「目安案」などとの対比から、四国外周

(長谷川賢二)

品質形状 絹本著色 掛幅装 一幅 | | | 横四一・〇センチ

熊野曼荼羅図(赤外線写真)六萬寺蔵(画像提供 香川県立ミュージアム)

### 解説

朝時代から室町時代に制作されたものと考えられる。 確な描線で、細部まで金泥や隈を用いた丁寧な彩色が施されており、 剥落等が見られるものの、 熊野王子を表すほか、右手に五鈷杵、左手に念珠を持ち、沓と水瓶を伴っ 法)とする指摘がある。画面上段には、大峯の景観に大峯八大童子や役行者、 持金剛) 段目左から釈迦如来 如来 (新宮)、千手観音 なる熊野十二所権現を配し、 て背もたれのある牀座に座るいわゆる「真如親王様」の弘法大師像を描く。 大威徳明王 本図は熊野の神々を本地仏で表した本地仏曼荼羅で、 画面下段には、紅葉する自然景の中に礼殿執金剛を中心とする九体の 聖観音 地蔵菩薩 の四所明神を表し、 (阿須賀社)などの諸尊を表し、右端に那智滝と千手観音を描 (子守宮) の五所王子、 (禅師宮)、竜樹菩薩 (勧請十五所)、不動明王 (飛行夜叉)、毘沙門天 (那智)の三所権現、二段目左から十一面観音 謹直な細線と勢いのある肥痩線を使い分けた的 右端は尊容が見えづらいが弥勒菩薩 向かって右上から阿弥陀如来 続く文殊・普賢菩薩(一万・十万)、 (聖宮)、三段目左から如意輪観音 画面中段に主尊と (本宮)、 (満山護 南北 薬師 (米 (岩 (児 兀

弘法大師信仰との関係性を一層強く表現する点も特筆される。図像として外83 第四十三番札所)や滋賀・西明寺本などが知られ、これらが描かれた室町時代頃に二つの信仰の接点を具象化した図像が生み出されたと考えた室町時代頃に二つの信仰の接点を具象化した図像が生み出されたと考えた室域・町石寺本(【史の結びつきを示すものとして注目される。類例として愛媛・明石寺本(【史本図の特徴は図中に弘法大師像を表すことで、熊野信仰と弘法大師信仰本図の特徴は図中に弘法大師像を表すことで、熊野信仰と弘法大師信仰

(鎌倉時代、重要文化財) なども踏まえた検討が必要であろう。

同様に智証大師円珍を大きく表す京都・聖護院所蔵の熊野本地曼荼羅

は、

(松岡明子

	熊野曼荼羅図 明石寺蔵(画像提供 愛媛県歴史文化博物館)		

### 解説

明な線と明快な色彩で描かれ、部分的に施された截金線も良好にのこるが、 尊像を描く描線や顔貌の表現などには素朴さも見られ、 野信仰の広範な流布を示す目的で制作された可能性が指摘されている。 葉」、「焔魔天」といった諸信仰に関わる神仏が描かれる点が注目され、熊 などを描く。弘法大師像は、 など摂社の本地仏、那智滝と「飛瀧権現」のほか、「役行者」、「弘法大師. のない牀座に坐す「八祖様」の姿で、沓や水瓶は描かれない。画面下段には、 上段には、大峯八大童子や、大威徳明王(「阿須賀」)・愛染明王 八葉蓮華の左右下端に「飛行夜叉」、「米持金剛」の四所明神を表す。 あわせて三所権現を表す。 「児」、「小守」(子守)の五所王子、残る蓮弁に「一万/十万」、「勧請十五所」、 〔新宮〕、女神が「結宮」(那智)で、その上の蓮弁の「証誠殿」(本宮)と 満山護法」や「礼殿金剛童子」などのほか、「八幡大菩薩」、「北野天神」、「稲 各像には名称が記されており、八葉蓮華の中心に描かれた男神は 十五世紀末から十六世紀前半と考えられる。 蓮弁の上方と中央下に「若宮殿」、「禅師」、「聖」、 右手に五鈷杵、 左手に念珠を持ち、背もたれ 制作時期は室町時 (「神蔵」) 「早玉」 画面

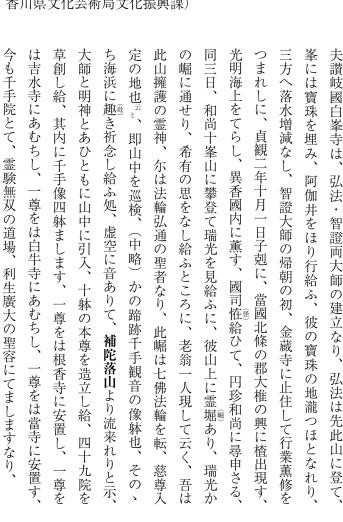
六萬寺本には見られない身近な信仰を表す神仏も描くなど、熊野信仰を軸性を強く示すのに対し、本図の弘法大師像は諸尊と同じ大きさで描かれ、目されるが、六萬寺本が弘法大師像を大きく描き、弘法大師信仰との関係香川・六萬寺本(【史料6】)と同じく、画中に弘法大師像を描く点が注

として、弘法大師信仰やその他の諸信仰へのつながりを表す図像となって

いる。

れ、 国遍路の形成につながっていった可能性が指摘されている熊野信仰と弘法 ており、少なくともこの頃には同寺に所在していたことが確認できる。 (一六九七) 段階での「絵像熊野曼荼羅」の所在を示す記録などが遺され については延宝四年(一六七六)の修理を伝える旧箱書や記録、 熊野曼荼羅について「是ハ当寺江権現勧請之砌熊野より相添来り」と記さ 政五年(一七九三)の「由緒覚書・由緒并申伝覚書」(明石寺蔵)には ら修験道との関わりがあったことが知られる。 えられ、少なくとも十五世紀には熊野先達の活動が確認できるなど中世 大師信仰との中世における関わりや広がりを示す貴重な絵画史料である。 台宗であり、修験道の影響が色濃い札所寺院明石寺に伝来した本図は、 明石寺は、後世の記録類によれば古代に熊野十二所権現を勧請したと伝 本図が熊野からもたらされた可能性を伝えている。このほか、 天明三年 (一七八三)、 元禄十年 本図 寛 川 天

(松岡明子



白峯寺縁起 (巻頭) 白峯寺蔵(画像提供 香川県文化芸術局文化振興課)

さて同

(長寛二年) 九月十八日戌の時に、

中略

安元年神無月の比

西行法師四國修行の時、

彼廟院にまふてゝ、

負をは庭

上の橘の木に寄掛て、

梨章実、當寺に渡て頓證寺を建立して、

てまつる、これも御遺詔の故なり、

國苻の御所を、近習者なりし遠江阿闍 御菩提をとふらひたてまつる、

當寺の西北の石巌にて荼毘した

法施たてまつりけるに、 御廟震動して、 (『香川叢書 第一』による (後略)

# 白峯寺縁起

校訂本文

# **現代語訳**

に安置し、一尊を吉水寺に安置し、一尊を白牛寺に安置し、 造立し、四十九院を草創した。その内、千手像が四体あり、 とを告げ示した。円珍は明神と一緒に山中にこれを引入れ、 このひづめの跡は千手観音の像体であった。その後、円珍は海浜に赴き祈 ていた。不思議に思っていると、老翁が一人現われて「吾はこの山の擁護 に攀じ登って瑞光を見ると、この山上に霊崛があり、 香が国内に薫った。国司は怪しんで円珍に尋ねた。同三日、 刻に、当国北條郡大椎の沖に筏(霊木)が現れた。光明が海上をてらし異 つぼとなって三方へ落水し、 安置した。当寺は今も千手院といい、 念したところ、虚空に音が響き、(この霊木が) の霊神、 まずこの山に登って峯に宝珠を埋め、阿伽井を掘った。この宝珠の地は瀧 讃岐国白峯寺は、弘法大師空海・智証大師円珍の建立である。弘法大師は 、弥勒菩薩)入定の地である」という。すぐに円珍は山中を巡検した。 金蔵寺に止住して行業薫修を積んでいると、貞観二年十月一日の子のはとなって三方へ落水し、増減もないほど潤っている。智証大師が帰朝 なんじは法輪弘通の聖者である。この崛は七仏法輪を転じ、 霊験無双の道場、 補陀落山より流れ来たこ 瑞光がこの崛に通じ 利生広大の聖容と 、一尊を根香寺、十体の本尊を 一尊を当寺に 円珍は十峯山 (中略) 慈尊

(中略)

負(笈)を庭上の橘の木に寄せ掛て、法施すると、廟が震動した(後略)に安元年神無月の頃、西行法師が四国修行の時、この崇徳院の廟院に詣で、る遠江阿闍梨章実が当寺に移して頓証寺を建立し、崇徳院の菩提を弔った。 国府の御所を、近習者であ聞(長寛二年)九月十八日の戌の時に、当寺の西北の石巌にて崇徳院を茶

### 解説

山は白牛山と号する第八十番札所国分寺のこととみられ、 は近世に無住となったが白峯寺と根香寺との間に位置した山岳寺院。白牛 の東方、青峰の山頂東側に位置する山岳寺院で、第八十二番札所。 吉水寺・白牛寺にそれぞれ安置されたと記される。 草創したという。十体の仏像のうち、四体の千手観音が白峯寺・根香寺 証大師円珍が山の守護神の老翁に会い、 峯寺縁起』によれば、弘法大師空海が地を定め、貞観二年(八六○)に智 隣接する山岳寺院として栄えた。 あるが「五色台」の南に位置していた。 本尊は十一面観音。中世には崇徳上皇の山陵 海に北面する台地「五色台」の西方、 第八十一番札所白峯寺は香川県坂出市青海町に寺基を置く古刹。 応永十三年 (一四〇六) の年紀をもつ 『白 白峰山上に位置する真言宗寺院で、 十体の仏像を造立し、 (崇徳天皇陵) なお根香寺は「五色台 平地部の寺院で および廟所に 四十九院を

関わっていたことが判明する。 て補陀落信仰が大きな役割を果たしたことが指摘されており、 れる観音菩薩の仏国土をさす。 されている点であり、この「補陀落」とは海の彼方や水辺にあると伝えら であったというが、注目されるのはこの霊木が補陀落山より流れて来たと 参詣に関する箇所である。 札所志度寺の縁起にもみられたように、当寺の草創縁起にも補陀落信仰が おいて光明が海上をてらし異香が薫るという筏 大椎の沖(大槌島と小槌島との間にあたり、椎途 上皇と親交のあった西行(一一一八~九○)の「四国修行」における白峯 右に掲げたのは、『白峯寺縁起』冒頭の本尊造立に関わる一節と、 前者の本尊十一面観音については、 四国遍路における個別の霊場の成立にお (霊木) (椎門)とよばれる)に から彫られたもの 第八十六番 瀬戸内海 崇徳

あった西行が「四国修行」を行ない、上皇の山陵を訪れると鳴動したこと後者の西行による白峯参詣については、和歌を通じて崇徳上皇と親交の

などが記載されている。

山陵で上皇の霊を慰めた後、善通寺を訪れ、その付近で草庵を結んだ。(三年説あり)、四国への旅に出ると、讃岐に下って白峰山上の崇徳上皇の山陵参拝と弘法大師の遺跡巡礼を動機・目的として、仁安二年(一一六七)長らく高野山に住した西行は真言僧で歌人としても名高く、崇徳上皇の

国辺地修行の延長上にあると考えてよかろう。国辺路を巡見せし」)に対応するものとみられ、大師を慕う人々による四巻下における西行に関する叙述表現(「四国の辺地を巡見の時」および「四この縁起にみえる西行の「四国修行」とは、金刀比羅宮本『保元物語』

### 書誌

『白峯寺縁起』は紙本墨書、巻子装で、『香川叢書 第一』・『群書類従』の草稿をもとに世尊寺行俊が清書したという。

(上野進)

	<b>7</b> 0
観音像裏壁板墨書	薩摩川内市水波売神社
	(戸田観音堂

薩摩川内市水波売神社 (戸田観音堂) (画像提供 薩摩川内市川内歴史資料館)

# 校訂本文

奉納大乗妙典六十六部、 日本四国遍路、 錫伏□佛修業□□

(『川内市史 石塔編』による)

# 現代語訳

るものである。 大乗妙典(法華経) 六十六部を奉納する。 日本及び四国遍路を巡錫修行す

# 解説

残っている。 寺という真言宗の寺があった場所で、鎌倉時代末~戦国時代の石造物が と通称され、木造観音菩薩像が安置されている。かつて淵上山持法院平等 鹿児島県薩摩川内市中村町に所在する水波売神社の社殿は「戸田観音堂」

り、 とはできない。 史料自体が亡失しており、写真も残されていないため、墨書を確認するこ あるとともに、昭和五十六年(一九八一)に改築されたためか、すでに本 観音堂には応永十三年(一四〇六)十一月六日の墨書銘を伴う懸仏があ 本史料もそれと同年代とするものがあるが、定かではない。無年紀で

今は参考事例として掲げておくことにした。 うである。興味のわく事例であるとともに、誤読等の可能性も否定できず、 養塔の銘では「奉納大乗妙典六十六部日本回国」とする例は多々あるが 情から、信頼できるかどうか検証することができない。各地にある廻国供 日本の後に「四国」あるいは「四国遍路」とするものは知られていないよ ここでの翻刻は『川内市史 石塔編』の記載に基づくが、右に記した事

(長谷川賢二)

# 71 土佐国越裏門地蔵堂鰐口鈴

### 翻刻

〈片面〉

√ (銘帯右廻り)懸ワニ口福蔵寺エルモノ大旦那

撞座 福嶋季クマ タカ壽 妙政

(銘帯左廻り) 大日本國土州タカヲコリノホノ河

分片面

(銘帯右廻り) 右志願者旹三月一日

(撞 座) 妙政 (種子?)(種子?)(種子?)

(銘帯左廻り)大旦那村所八十八ヶ所文明三天

### 解兑

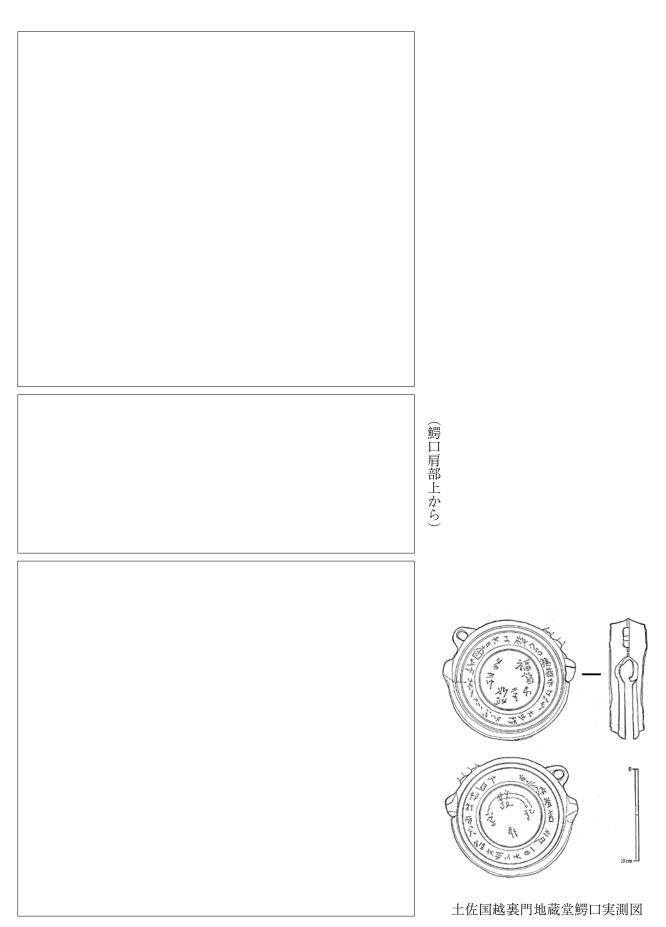
門は、 クヒ 佐郡本川村越裏門であった。この本川村は土佐の北西部に位置し、 推定される国指定重要文化財山中家住宅一棟がある。 緩傾斜地に営まれており、 にあたり、四国のチベットとも言われ標高は約八○○メートルで、集落は <sup>「</sup>ゑりもん村」とみえている。 『南路志』には、 越裏門は、合併で高知県吾川郡いの町越裏門になっているが、以前は土 堂床一代 土佐町、 徳島県に流れ紀伊水道に注ぐ吉野川上流域にある。 北から西にかけては愛媛県と接した山岳地帯である。 林十五間四方」とある。 南向きに立地している。江戸時代中期の建築と 越裏門村に「地蔵堂 地検帳には越裏門は、 長沢ダムの上流 東は大語 林ノ 越裏

リ懸ワニ口福藏寺エルモノ大旦那(不明)福嶋季クマ妙政タカ壽(裏)奉考古志』(一九一九))に報告した。それによると「大日本國土州タカヲコ越裏門地蔵堂の鰐口について最初に紹介したのは、武市佐市郎で『土佐

金石史』三にも同じ銘文が掲載されたものと思われる。 土佐郡本川村越裏門字地主地藏堂鰐口」としている。木崎愛吉編『大日本心願者(不明)大旦那村所八十八ヶ所文明三天三月一日妙政(不明)」、「右

や霊地、 が確認できる。今後は科学的分析や、 のみが注目され見過ごされている。また、鰐口の耳の近くにも三本の線刻 た記号が六箇所あり、呪術的な意味があるのか検討を必要とするが、銘文 八十八についても、 の銘文の判読については諸説があり、否定する説もある。また、銘文中の 域に、八十八の霊地が設けられていたことも想定することもできるが、こ 納された鰐口であると解釈できる。このことから、越裏門或いは本川 本川寺川地蔵堂より出土した文安三年(一四四六)銘の鰐口にもみられる。 の製作を願ったのは、 推定される越裏門の福蔵寺に懸けられていた鰐口と想定される。この鰐 に日本国土佐高岡郡本川越裏門の福蔵寺とあることから、 戦時中供出されたものと思われていたが、堂内の片隅から偶然発見された。 力が加わったものと思われる。鰐口の所在が、大正以後にわからなくなり 部より欠失している。口の開きは、一様ではないが○・八センチで、 目は一部欠失している。耳は片面交互式で一・五センチである。 突出は○・八センチで筒状をなして、やや下に向かって突出している。片 は三・五センチである。片面にかなりの変形が見られることから、 きさは、 「大旦那村所八十八ヶ所文明三天」の銘により文明三年(一四七一)に奉 銘文は、お堂の本尊と思われる地蔵の種子 √(カ)を刻し、 この鰐口は、 そして芸能、 径十四・八センチ、上縁より下縁までは、径十三・八センチ、 室町時代の形態をなしている小型の鰐口である。 諸説がある。 流通などを含めた総合的な研究の進展が待たれる。 妙政であったと考えられる。銘文にある福嶋姓は なお、鰐口肩部には、 いの町本川の山岳地域、 刻線を組み合わせ 地蔵堂の前身と 銘帯左廻り 周辺の寺社 片耳は基 鰐口 大きな 目 の地 の大

(岡本桂典)



土佐国越裏門地蔵堂鰐口 越裏門地蔵堂蔵 (画像提供 高知県立歴史民俗資料館)

# 72 見聞雑記 文明六年七月十八日名

# 翻刻

造玉フ云ゝ、縁起ノ分大概注之、ノ御作、御身并御袈裟ヲハ大師造玉フ、兩ノ御足ヲハ和食明神鎭守、対修ノ御時、帝釈現シ玉イテ御クシヲ造玉フ、兩ノ御手ヲハ伊勢神宮対捨心≒分と、南ノ捨心≒外党アリ、本尊不動尊也、是ハ大師求聞持ノ法文明六七月十八日、阿州大龍寺参詣了、別当坊≒一宿、同十九日南北

# 訓み下し文

鎮守が造り玉(給)ふと云々、縁起の分大概これを注す、同十九日、南北の捨心へ参る、南の捨心に小堂あり、本尊は不動尊なり、足は大師が求聞持の法を勤修の御時に帝釈(天)が現し玉(給)いて是は大師が求聞持の法を勤修の御時に帝釈(天)が現し玉(給)いて一文明六(年)七月十八日、阿州大龍寺に参詣し了ぬ、別当坊に一宿し、

# 現代語訳

### 説

神・高僧大師の四聖の手によって生まれたものとされた。 東寺寺僧宗承は、文明六年(一四七四)七月十八日に阿波国大龍寺(現本・高僧大師の四聖の手によれば、大龍寺には中心の伽藍以外に、南北に空海が御身と御袈裟を、大龍寺鎮守の和食明神が両足をそれぞれ造り、仏・空海が御身と御袈裟を、大龍寺鎮守の和食明神が両足をそれぞれ造り、仏・空海が御身と御袈裟を、大龍寺鎮守の和食明神が両足をそれぞれ造り、仏・空海が御身と御袈裟を、大龍寺鎮守の和食明神が両足をそれぞれ造り、仏・空海が御身と御袈裟を、大龍寺鎮守の和食明神が両足をそれぞれ造り、仏・空海が御身と御袈裟を、大龍寺鎮守の和食明神が両足をそれぞれ造り、仏・空海が御身と御袈裟を、大龍寺鎮守の和食明神が両足をそれぞれ造り、仏・空海が御身と御袈裟を、大龍寺鎮守の和食明神が両足をそれぞれ造り、仏・空海が御身と御袈裟を、大龍寺鎮守の和食明神が両足をそれぞれ造り、仏・空海が御身と御袈裟を、大龍寺鎮守の和食明神が両足をそれぞれ造り、仏・空海が御身と御袈裟を、大龍寺は下は、大龍寺の田との大田とのとされた。

イドブックにもしばしば現れる。 大龍寺の舎心やその本尊については、江戸時代の遍路日記や遍路巡礼ガ

あり、 いて、 聖によって造立された伝承は、 御作であることは共通している。 礼名所図会』には「南舎心本尊不動明王海蘇ハ大師、御足蛭子明神、右四聖御作 王を「霊異の尊像」として表現する。寛政十二年(一八〇〇) 同事に書非なり」(前述の『四国遍路記集』より引用)と、舎心の不動明 岳といふあり、断崖絶冥なり、 禄二年(一六八九)の寂本著『四国徧礼霊場記』にも「南北両方に舎心の 第三集より引用)と記され、舎心に九尺四面の不動堂が存在した。また元 不動堂在、運歩不自由ニシテ恐キ所也」(『四国遍路記集』伊予史談会双書 かく名づくといへり、遊方記等捨身と書、大師御童稚の時善通寺の捨身と (前述の ^ 時、身ヲ捨玉フ身捨山ト云所在、 承応二年(一六五三)の澄禅著『四国辺路日記』には 舎の字は凝るの心にて、 制作者それぞれが担当した躰の箇所は本史料と異なるが、 『四国遍路記集』より引用)と、 此所絶境なるが故に人心をとどむるにより 幽橋をかけて通ず、不動明王の霊異の尊像 本史料によって室町時代の文明期以前に成 巡礼の対象となっている舎心の本尊が四 深谷ノ上巌ノ指出タル所ニ九尺四 南ノ舎心の本尊不動明王像につ 「先大師御影童形 四聖者の 『四国遍 面

立していたことが確認できる。

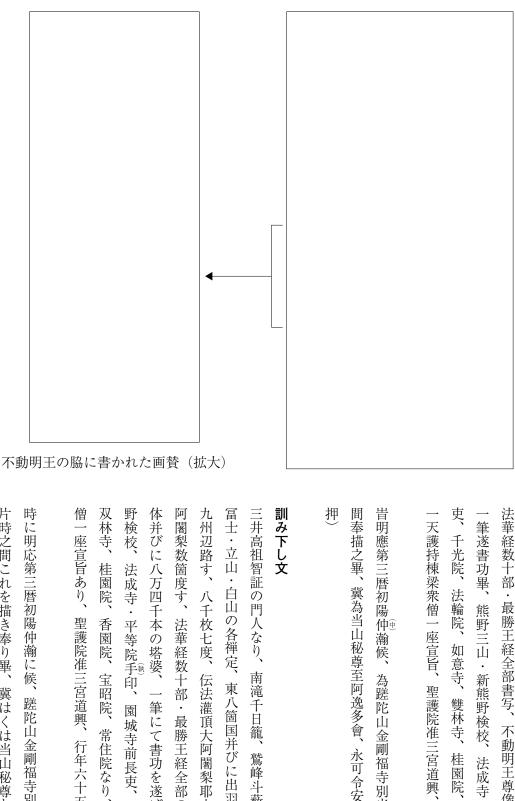
伊勢信仰の興隆が背景にあるとみられる。
天照大神が加わっていることは注目される。時期などは定かではないが、
なお、四聖の内、空海の虚空蔵求聞持法修得と関係がみられない伊勢の

## 書誌

れている。
36)を底本とし、国文学研究資料館の国書データベースを活用した。なお、36)を底本とし、国文学研究資料館の国書データベースを活用した。なお、本史料は、「見聞雑記」宮内庁書陵部所蔵 図書寮文庫(15・1・20年)

(大石雅章)

三井高祖智證門人、南瀧千日籠、



道興准后筆の不動明王画図賛 金剛福寺蔵

八千枚七度、

傳法灌頂大阿闍梨耶十五箇度、公武大法·秘法阿闍梨数箇度、

不動明王尊像数千体并八万四千本塔婆

法成寺・平等院手印、園城寺前長

東八箇国并出羽・奥州修行、

四州海岸・九州邊路、 観音卅三所巡礼、

鷲峰苹薮四箇度、

冨

千光院、法輪院、

如意寺、

雙林寺、

桂園院、

香園院、

宝昭院、

行年六十五

士・立山・白山各禅定、

間奉描之畢、冀為当山秘尊至阿逸多會、 告明應第三曆初陽仲瀚侯、 (中) 為蹉陀山金剛福寺別当法務権僧正善快、 永可令安置者也、明王薫修行人 片時之

# 訓み下し文

双林寺、 野検校、 体并びに八万四千本の塔婆、一筆にて書功を遂げ畢んぬ、 阿闍梨数箇度す、法華経数十部・最勝王経全部の書写、 冨士・立山・白山の各禅定、 三井高祖智証の門人なり、 九州辺路す、八千枚七度、 一座宣旨あり、 桂園院、 法成寺・平等院手印、 聖護院准三宮道興、 香園院、 南滝千日籠、鷲峰斗薮四箇度、 伝法灌頂大阿闍梨耶十五箇度、 宝昭院、 東八箇国并びに出羽・奥州の修行、四州海岸 園城寺前長吏、 常住院なり、 行年六十五 千光院、 天護持の棟梁にして衆 不動明王尊像数千 法輪院、 観音卅三所巡礼、 熊野三山・新熊 公武大法・秘法 如意寺

至るまで、永く安置せしむべき者也、 時に明応第三暦初陽仲瀚に候、 片時之間これを描き奉り畢、 冀はくは当山秘尊として、 蹉陀山金剛福寺別当法務権僧正善快のため、 明王薫修行人(花押 阿逸多の会するに

# 現代語訳

す仕事を成し遂げた。熊野三山及び新熊野の検校、 要な修法及び特別な修法の導師を勤めること数回行った。法華経数十部及 阿闍梨位を許すための儀式) 供を修すること七回、 巡る修行、 の各院主を相承した。さらに、天下護持を担う中心であり、 如意寺、 び最勝王経全部の書写、 富士山・立山・白山で禅定 教語で古代インドにあった霊鷲山。ここでは大峰山の意か)における抖擻 私は天台宗寺門派を開いた智証大師円珍(八四一~八九一。天台寺門宗の 六十五歳 して朝廷から任じられた。 の門流に属している者である。熊野那智の滝における千日の籠行、鷲峰(仏 (三后) に準じた待遇を与えられた者。 (山中での縦走型の修行)四回、観音三十三所巡礼 園城寺前長吏といった数々の寺社の長官職を歴任し、千光院、 讃岐出身で、現在の四国霊場第七十六番札所金倉寺が誕生地とされる) 双林寺、 四国の海岸巡りや九州辺路の修行を行った。また、八千枚護摩 桂園院、 伝法灌頂 不動明王像数千体と八万四千本の塔婆を一人で写 聖護院准三宮(太皇太后・皇太后・皇后の三宮 香園院、 (高山に登る修行)、 の導師を勤めること十五回、 (密教の修行をしたすぐれた行者に対し、 宝昭院、常住院といった天台宗寺門派 准后と略称することも多い) 関東諸国と出羽・奥羽を 法成寺及び平等院の執 (現在の西国巡礼)や 朝廷・幕府の重 衆僧の筆頭と 法輪院、 道興。

### 解説

を参照したが、改めた箇所がある。ここでは画賛を取り上げ、紹介した。翻刻に当たり、近藤喜博『四国遍路』ここでは画賛を取り上げ、紹介した。翻刻に当たり、近藤喜博『四国遍路』市指定文化財。不動明王の脇に、般若心経と画賛が書き入れられている。第三十八番札所金剛福寺(高知県土佐清水市)の所蔵である。土佐清水第三十八番札所金剛福寺(高知県土佐清水市)の所蔵である。土佐清水

道興(一四三〇~一五〇一)は、近衛家出身の天台宗寺門派の僧で、聖道興(一四三〇~一五〇一)は、近衛家出身の天台宗寺門派の僧で、聖道興(一四三〇~一五〇一)は、近衛家出身の天台宗寺門派の僧で、聖道興(一四三〇~一五〇一)は、近衛家出身の天台宗寺門派の僧で、聖道興(一四三〇~一五〇一)は、近衛家出身の天台宗寺門派の僧で、聖道興(一四三〇~一五〇一)は、近衛家出身の天台宗寺門派の僧で、聖道興(一四三〇~一五〇一)は、近衛家出身の天台宗寺門派の僧で、聖道興(一四三〇~一五〇一)は、近衛家出身の天台宗寺門派の僧で、聖道興(一四三〇~一五〇一)は、近衛家出身の天台宗寺門派の僧で、聖道興(一四三〇~一五〇一)は、近衛家出身の天台宗寺門派の僧で、聖道興(一四三〇~一五〇一)は、近衛家出身の天台宗寺門派の僧で、聖道興(一四三〇~一五〇一)は、近衛家出身の天台宗寺門派の僧で、聖道興(一四三〇~一五〇一)は、近衛家出身の天台宗寺門派の僧で、聖道興(一四三〇~一五〇一)は、近衛家出身の天台宗寺門派の僧で、聖道興(一四三〇~一五〇一)は、近衛家出身の天台宗寺門派の僧で、聖道興(一四六五)、

動は、 的な行動範囲や活動内容は不明である。 十八日条【史料75】に、 三年六月に帰洛したという。 備前児島に向かった道興は、同年十一月、讃岐国引田(香川県東かがわ市 政家の日記『後法興院記』 されたものという。この時期の道興の行動については、 内したと記されており、 成之に迎えられて阿波国勝瑞(徳島県藍住町)に入り、 から四国に上陸し、もと阿波守護を務めた武将で、文化人でもあった細川 本史料は、画賛によれば明応三年(一四九四)、金剛福寺において制作 勝瑞にいたこと以外は不明である。 四国の徒歩旅行に下向していた道興が山伏姿で参 四国の各地を移動していた可能性はあるが、具体 が重要な記録である。これによると、 記事の内容は簡略で、四国における道興の行 それだけに、 『御湯殿上日記』 道興自画自賛という 同地で越年した後 彼の弟である近衛 明応三年六月 明応二年

本作のような史料は、非常に貴重である。

も含まれている。後段には、画像制作の経緯などが記されている。目安案」(【史料43】)などの中世史料に見える山伏の修行と類似した内容寺門派の要職の就任歴、相承した門跡・院家などが記され、「仏名院所司さて、画賛は二段落に分かれており、前段は道興の修行や修法等の履歴、

四国遍路史の観点では、前段の修行履歴の中に「四州海岸・九州辺路」のも興味深いが、その内実は不明である。
四国遍路史の観点では、前段の修行履歴の中に「四州海岸・九州辺路」でのも興味深いが、その内実は不明である。

ものであろう。
ものであろう。
なお、この絵画及び画賛が道興の真筆であるかどうかは十分な検討が必要である。

(長谷川賢二)

# 74 字和旧記

# 校訂本文

とて札あり、文字不見、明應三甲寅正月廿五日、聖護院門跡二品道興法親王、邊路の砌、被遊置

(予陽叢書『宇和旧記』による)

# 解訪

和旧記 その証として造立される塔婆であり、この史料の 中にも道興が四国・九州廻国の折に当寺に寄進して「碑伝」を立て置き、 れるが、この史料に「文字不見」とあるように天和元年(一六八一)の 相続を認める寛文五年(一六六五)八月日の文書が引用されており、 和旧記』には、児島報恩院(岡山県)の隆澄が宇和郡の上之坊に明石寺の 兄である近衛政家の日記『後法興院記』から知られるところである。同じ『宇 月から翌三年六月頃まで西国・四国の廻国に出向いていたことは、 置いたことが見えている。熊野三山検校を務める聖護院道興が明応二年八 定有形文化財)(【史料8】)を所蔵するなど、熊野修験の拠点寺院であった。 権現を勧請したと伝えられ、 音坐像を本尊とする天台宗寺院である。創建まもなく紀伊から熊野十二所 自筆の判木を残したことが書かれている。「碑伝」とは入峰修行に際して 二十五日に聖護院門跡道興が辺路の折に明石寺に立ち寄り、「札」を残し 近世宇和島藩の地誌である『宇和旧記』に、明応三年(一四九四)正月 第四十三番札所の明石寺 編纂時には文字が見えなくなっていたことがうかがわれる。 (愛媛県西予市宇和町)は、平安時代の千手観 室町時代の絹本著色熊野曼荼羅図 「札」を指すものと思わ (愛媛県指 道興の その 写字

> $\frac{1}{1} \frac{1}{1} \frac{1}$ らかの原典から書写されたものと考えられる(服部光真「近世明石寺の確 国之与州修行四州海度 立と碑伝・由緒書」愛媛県歴史文化博物館編 た「碑伝」の文が後年の「由緒覚書」記されているのは不審であるが、 四十三番札所 緒覚書」と題する史料が見いだされ、その中に「碑伝」の文が載せられて 院准三宮道與」であったとされる。『字和旧記』編纂時に判読できなかっ 高祖智証嫡流那智山 調査成果をまとめた『四国八十八箇所霊場詳 明石寺』(二〇一九)によれば、「碑伝」の文は「唵ロffiznā 千日大山頌四箇度観音三十三所々七三山 九州遍路之七箇度伝法灌頂 『明石寺と四国遍路』、 大阿闍梨十五度聖護 細調查報告書 山東八箇 何

霊場として重要な位置を占めていたことを物語るものと言えよう。との関係を強調する形で明石寺の由緒を書き記しており、明石寺が修験のとが知られるが、「碑伝」の文に見える道興の修行の経歴にも共通した内四国辺路などは山伏が修験の技能を身につける上で必要な修行であったこの重過路などは山伏が修験の技能を身につける上で必要な修行であったこの重過路などは山伏が修験の技能を身につける上で必要な修行であったこの関係を強調する形でがある。

# 書誌

近年、愛媛県教育委員会が取り組んだ調査で天明三年(一七八三)の「由

本を参照して作成されたものである。

本を参照して作成されたものである。

東存せず、現存する諸写本の間には構成や字句の異同が認められる。ここ現存せず、現存する諸写本の間には構成や字句の異同が認められる。ここ

(川岡勉)

# 75 御湯殿上日記 明応三年六月十八日条

# 校訂本文

(明応三年六月)

すかたにて御まいり、御かち御申あり、十八日、しやうこゐん殿四國へんとの御ありきの御下かうとて、山ふし御

(『続群書類従 補遺三 お湯殿の上の日記(三)』による)

# 現代語訳

(明応三年六月)

徒歩でいらっしゃった。 に御下向なさっていたということで、山伏のお姿で御参内になったが、御十八日。聖護院殿(道興)は四国の辺鄙な土地の徒歩による御旅行のため

## 解説

いうことから、修行に赴いたことを強調する意図があったのだろう。いた道興が帰洛の挨拶に参内したというものである。山伏の姿であったと湯殿の上の日記(三)』に依拠した。当該記事の内容は、四国に下向してる女官が交代でつけた日記である。ここでは、『続群書類従 補遺三 おる 関湯殿 上日記』は、室町時代、宮中の御湯殿(天皇の浴室)に奉仕す

えられて阿波国勝瑞(徳島県藍住町)に入り、同地で越年した後、三年六に上陸し、もと阿波守護を務めた武将で、文化人でもあった細川成之に迎明応二年(一四九三)十一月、讃岐国引田(香川県東かがわ市)から四国明応二年(一四九三)十一月、讃岐国引田(香川県東かがわ市)から四国道、【史料73】)の解説に示したとおりである。『後法興院記』によると道興は、

勝瑞にいたこと以外は不明である。月に帰洛したという。記事の内容は簡略で、四国における道興の行動は、

あるが、慎重な検討が必要である。われるのが、第三十八番札所金剛福寺蔵「道興准后筆の不動明王画図」でおれるのが、第三十八番札所金剛福寺蔵「道興准后筆の不動明王画図」で具体的な移動範囲や活動内容は不明である。この四国下向の際の作品とい『御湯殿上日記』においても「四國へんとの御ありき」といっているが、

(長谷川賢二)

# 76 国分寺本堂・本尊落書

校訂本文

南無大師 遍照金剛
(林克字一字) [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [
摂州勝尾寺右□公寂□□□
(梵字)四國中邊路同行二人 永正十年五月四日葵
永正十□□与州道前住僧乗□房大進真照
(本堂墨書④ 旧嵌板)
永正十□年六月十一日
与州宇广郡
石鉄□□五度行
(本堂墨書③ 旧嵌板)
當國□尾背寺住僧俊乗
下総國大寺擔円
(本堂墨書② 旧嵌板)
四人法眼
(梵字)四□□終一度行播刕三木郡正法寺同行
永正十二年六月
箕面寺岩本坊鄉 同侍従
播州三木月□寺同行二人
攝州□檀寺二位公□□□
(本堂墨書① 旧嵌板)

(本堂墨書⑤ 南無阿弥陀佛 旧嵌板)

(師 遍 照 金 剛)		中邊路同□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	永正十年七月十四日	四國中邊路同行只二人 納申候□□らん	當國井之原庄天福寺客僧教□良識	ミノヲ兵卩あらひ□しや	一前	□□住代
-------------	--	--	-----------	--------------------	-----------------	-------------	----	------

(本堂墨書⑦ 旧嵌板) 山伏尊海坊

六十六卩 泉刕粉□

六部宗 南無大師遍照金剛

(本堂墨書⑧ 旧嵌板)

尾刕媚□□常□□□

(本堂墨書⑨ 旧嵌板) 永正拾年□月廿七日

六十六部□常刕 □正

十二月

(本堂墨書⑩ 旧嵌板)

小栗河下當□三ノ

六部宥清正行金 並□寺住僧□光坊同智典 乗仙

- 167 -

(『国分寺本堂修理報告書』による)

無フ目	有無大市區忍金訓	(本尊千手観音立像
		〈重要文化財〉
		墨書
		腰
		腹部)

為二親南無阿弥陀仏

同行五人 大永八年五月廿日

□□山谷上院穏□

同行五人 大永八年五月廿日

六月廿□日 三位慶 □ 四州中辺路同行三人

(近藤喜博『四国遍路』による)

紀州田辺同行三人 弘治□□年六月十八日 三位慶 □□

(松浦正一「四国霊場と讃岐の札所」による)

弘治三丁巳六月二十八日 四国中 遍路同行三人

(『角川日本地名大辞典三七 香川県』国分寺の項による)大永八年五月二十日安芸宮島一之浦同行四人 南無大師遍照金剛

### 解説

徳二年(一三九一)の『西大寺諸国末寺帳』に名がみえ、現存本堂(重要立された国分寺の一つで、中世には衰退する時期もあったと思われるが明白牛山千手院と号する。天平十三年(七四一)の聖武天皇の詔によって建第八十番札所国分寺は香川県高松市国分寺町に位置する真言宗寺院で、

されている。 文化財)の再興についても鎌倉時代末期の西大寺流律僧との関わりが推測

落書が急減することを思えば、ここで取り上げた落書はいわゆる納札と同 り、 国各地で落書の検出例が増えるのもこの時期であり、十七世紀後半からは のがみえ、戦国時代、とくに十六世紀の前半に集中しているのが特徴であ 十年・同十二年といった永正年間(一五〇四~二一)に記されたものが目 淵源」で翻刻された本堂墨書の番号とは①~⑯までは対応している)。 されており、ここでもそれに合わせて番号①~③を付与した(ただし「ハ 墨書は番号「ハー」~「ハ三一」が付されて三十一点の墨書として一覧化 成果により、それぞれ掲げた。なお、『国分寺本堂修理報告書』では本堂 原稿の写し)により、また本尊千手観音立像の落書については従来の研究 戸内海歴史民俗資料館 が多いが、ひとまず本堂の落書については『国分寺本堂修理報告書』(瀬 要な史料として利用・言及されてきたものの、全面的な調査はなお実施さ 室町時代後期の落書で、その一部はこれまでの四国遍路研究においても重 立つ。このほか、大永八年(一五二八)や天文七年(一五三八)などのも 三一」の「摘要」については、⑳~㉑の番号それぞれの〈 〉内に付記した。 嵌板デアルコトガ確認サル」との記載があり、また番号「ハ二七」~「ハ 材ハ栂デアッテ今回修理迄ハ野地板ニ転用サレ胴縁及小穴ノ跡ニ依リテ元 分寺本堂修理報告書』には番号「ハー」~「ハー六」の「摘要」として「用 では除外した。唐木裕志「中世讃岐国分寺落首から見る四国「へんろ」の れておらず、必ずしも全貌は明らかでない。今後の調査研究に俟つところ 七」~「ハ二六」は江戸時代前期の墨書とみられるので、⑰~⑳をここ この落書の時期をみると、永正六年(一五〇九)のものが最も古く、同 本墨書は当寺の本堂および本尊千手観音立像(重要文化財)に記された この時期の讃岐国分寺を訪れた巡礼者を知る上で貴重である。また四 「松浦文庫」八三九号。昭和十九年(一九四四) 国国 の

様の性格をもっていたとも考えられる。

写されていなければ中世以降の可能性も考えられる)。

写されていなければ中世以降の可能性も考えられる)。

写されていなければ中世以降の可能性も考えられる)。

写されていなければ中世以降の可能性も考えられる)。

写されていなければ中世以降の可能性も考えられる)。

写されていなければ中世以降の可能性も考えられる)。

市栗生にある高野山真言宗の寺で、 は永正十年とみられる落書に記された「摂州勝尾寺」であり、 32]) とあり、 磨なる書写の山、 城寺の末寺。古代から山岳修行者が活動した箕面山に位置する。 面寺」は大阪府箕面市箕面にある瀧安寺のことで、古くは天台宗寺門派園 末期の歌謡集 寺院名が判明するものを記しておく。まず永正十二年の落書にみえる「箕 『梁塵秘抄』に「聖の住所はどこどこぞ、箕面よ勝尾よ、播りようにないしょう 近隣の勝尾寺とともに聖の集う霊場であった。 出雲の鰐淵 や日の御崎、 西国巡礼の第二十三番札所でもある。 南は熊野の那智とかや」(【史料 この勝尾寺 大阪府箕面 平安時代

料32)。 る。 が深いという。「福岡寿福寺」は備前国福岡 空海が善通寺建立の際に杣山にしたとの伝承があるなど善通寺との関わり 真言宗の寺。 巡礼者がさらに足を延ばして讃岐の国分寺まで参詣したとみることができ 書写にある円教寺で、天台宗の別格本山。平安時代末期の歌謡集『梁塵秘抄』 は天台宗とされ、 識が国分寺のほか、根香寺や一宮など讃岐の各所を巡っていたと解される。 岐国一宮で、香川県高松市一宮町にある田村神社のこととなる。 れた可能性がある。讃岐の根香寺は、香川県高松市中山町にある第八十一 兼帯した(【史料7】「白峯寺経筒刻銘」参照)。「根来寺」は和歌山県岩出 高松市香南町にある真言宗寺院。客僧として名がみえる良識は善識房と称 の寺院とみられる。「当国井之原庄天福寺」は讃岐国の天福寺で、 の学僧・道範も宝治二年(一二四八)に当寺を訪れており(『南海流浪記』)、 県仲多度郡仲南町にある尾瀬神社は当寺の鎮守神。 □寺」も近隣の寺であろう。「当国□尾背寺」は讃岐国の尾背寺で、 山真言宗の寺。 に「聖の住所」の一つとして「播磨なる書写の山」があげられている 「紀州粉河寺」は和歌山県紀の川市粉河にある粉河観音宗の本山で、 は先に述べた讃岐ゆかりの善識房良識に比定され、また「我国乃宮」 番札所根香寺のことであり、こちらが正しいとすれば、 市根来にある新義真言宗の大本山のことだが、讃岐の「根香寺」 した高野山金剛三昧院の住持と考えられ、讃岐の長命寺・金蔵(倉) |勝間||は香川県三豊市高瀬町上勝間・下勝間とみられるほか、「□識房| 播州三木郡正法寺」は兵庫県三木市別所町にある正法寺のことで、 「摂州久安寺」 西国巡礼の最西端・第二十七番札所であり、ここを参詣した西国 空海が真言密教の道場としたほか、 往時は七院十二坊の規模をほこったという。「播州三木月 西国巡礼の第三番札所。「播州書写山」 は大阪府池田市伏尾町にある久安寺のことで、 (岡山県瀬戸内市長船町福岡) 本尊の千手観音が信仰を 讃岐に流された高野山 その前にみえる は兵庫県姫路 つまり良 が誤写さ 香川県 (史 は讃 香川 高野 元

集めたという。

場に落書を残した可能性があり、この点に納札と同様の性格が見て取れる。 浄土寺・国分寺いずれにも落書を残していることは、 重要な場であった国分寺が札所へと展開する道筋が示唆され、 いたことなどが推定されており、また六十六部聖ら巡り歩く人々にとって 傾向が強まっていたこと、 様の意識で巡っていたのだろう。これらの点からこの時期、 とづいた空海の遺跡として認識していたのであり、 無大師遍照金剛」の記載もあわせ考えると、ここでは修行としての四国辺 同行する人数を表しているとみられるが、空海に帰依する意味をもつ「南 などの語である。空海とともに修行する意の「同行二人」ではなく実際に の国分寺へ十六日かけて歩を進めていたことがわかる。この善空の一行が 上惣職善空」らのこととみられ(【史料78】)、伊予国の浄土寺から讃岐国 八年五月四日に伊予の第四十九番札所浄土寺に落書を残した「金剛峯寺谷 千手観音立像にみえる「同行五人 大永八年五月廿日 □□山谷上院穏□」 いることがうかがえる。 本落書で注目されるのは、「四国中辺路同行二人」「四州中辺路同行三人」 「穏」は この他、 (辺路) が、空海ゆかりの地を巡ることを目的とする巡礼へと変化して 「隠」のほか「惣」・「総」が推定されている)については、大永 他所に残された落書との関連も指摘されている。すなわち本尊 落書を記した人たちは四国の霊場を大師信仰にも 讃岐の国分寺が札所として人々の信仰を集めて 現在の遍路者とほぼ同 辺路したすべての霊 大師一尊化の 興味深い。

書誌

の仏堂として四国最大級の規模を誇る。本堂の落書は、板壁、及び屋根のた五間四方の入母屋造、本瓦葺の建物で、組物を和様の出三斗とし、木造ついて概要を示しておく。本堂(重要文化財)は鎌倉時代後期に建立され室町時代後期の落書(墨書)が残される讃岐国分寺の本堂および本尊に

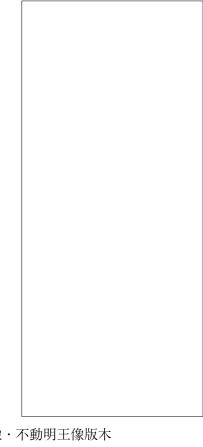
野地板に転用されたものに残っていると報告されている。

と考えられている。

いわゆる丈六(一丈六尺)像として五メートルを越える像高を化財)で、いわゆる丈六(一丈六尺)像として五メートルを越える像高をまた、本堂の厨子内に安置されているのが本尊の千手観音立像(重要文

(上野進

# 77 太山寺阿弥陀如来像・不動明王像版木



太山寺阿弥陀如来像·不動明王像版木 太山寺蔵

Ę

翻刻

(表面)

帰真慈阿弥禅定門霊位

阿弥陀如来像) 南無阿弥陀佛

**尘**海

為三界萬霊六親眷属七世父母

(裏面)

永正十一年時

(不動明王像)

年戌 豫川

豫州道後太山寺 宥信

八月八日敬白

解説

たあり方を表現する。

「大面に不動明王像が陽刻で彫られ、阿弥陀信仰と弘法大師信仰が混淆しる。これは縦六十二・○センチ、横二十五・○センチ、厚さ五・○センチのる。これは縦六十二・○センチ、横二十五・○センチ、厚さ五・○センチのをしている。これは縦六十二・○センチ、横二十五・○センチ、厚さ五・○センチのをしている。これは縦六十二・○センチ、横二十五・○センチ、厚さ五・○センチのを表現する。

とみられる。 とみられる。 とみられる。 とみられる。 「南無阿弥陀佛」の文字をかたどったもので、傍らに「空間の文字もある。阿弥陀如来の横には、陰刻で「帰真慈阿弥禅定門霊位」「為正子」の文字もある。 阿弥陀如来の横には、陰刻で「帰真慈阿弥禅定門霊位」「為正界萬霊六親眷属七世父母」の文字が刻まれる。 不動明王像は不動明王の三界萬霊六親眷属七世父母」の文字が刻まれる。 不動明王像は不動明王のとみられる。

年度 れている。愛媛県美術館においても、 陀如来像・不動明王像版木をはじめ、版木と札挟み・納め札の紹介がなさ 書(二)』(愛媛大学法文学部日本史研究室)にまとめられた。報告書には、 報告書(一)』(愛媛大学法文学部日本史研究室)‧胡光編『二〇一五年 館と共同で太山寺総合調査を実施し、その調査成果が胡光編『二〇一四 が掲載されている。 今村賢司「太山寺伝来の版木と札挟み・納め札」が収録されており、 愛媛大学法文学部日本史研究室が二〇一三・二〇一四年度に愛媛県美術 四国へんろ展 愛媛編』(二〇一四) 四国遍路と霊場研究二 四国遍路と霊場研究一 四国霊場第五十二番札所太山寺総合調査 四国霊場第五十二番札所太山寺総合調査報告 調査成果を踏まえた図録 が公刊され、版木の写真および解説 『空海の足 阿弥

(川岡勉)

連蔵
空重
泉重
覚圓
享禄四年七月廿三日
筆覚圓

(枇杷板)	翻 刻		
板	(東 側)		
			(部分 東側 枇杷板、頭貫、羽目板)
		(部分 東側)	

浄土寺本堂厨子落書 浄土寺蔵(画像提供 愛媛県教育委員会) ※いずれも赤外線写真

<ul><li>天</li><li>(雇羽目板)</li></ul>	(正面)   同行	(梵字ユ) (梵字ユ) (梵字ユ) (大字ユ)	かうや山谷上くぼ [] 大永八年八月 [] 大永八年三月一日	□□ 只一人 □□ □州西方二□ 同行二人宗□(花押)	吉野山桜本坊良仙 同□ 六十□ □□ 良□(羽目板)	まつらん	二日 かきをくもかたミとなれや ふてのあといつくのつちとわ大和国城上郡 初利村喜□□ □□ 同行二人 寛永十九年五月	城州 大住 寺住 良秀 []	(頭貫)
							と 月		

三川国□□邊路大永五年三月吉	(頭貫)	四国邊路同行四人阿州北方木津住覚圓廿二歳	(台輪)	翻刻(西側)											(	部分	・西伯	則 台	<b>*輪、</b>	頭其	TO THE TOTAL PARTY OF THE TOTAL	对目;		
								(計	部分	西俱	J)													
(北西)	南無大師遍照金剛	(南東)	定泉	高	(北東)	翻刻(隅柱)	かはる心た□や□□	□人さのちう □□	東	南無阿弥陀仏	ヤマト菩提山了□	土州安芸	因島	四国仲邊路	南無大師遍照金剛守護所	書写山泉俊長盛教□ 大永七年七月吉日	阿州名東住人 大永七年七月六日	ゑちせんのくに一せうのちう人ひさの小四郎 八郎	四国中邊路同行五人	同行□人	六部邊路善□	土州 [ ] 正保 [ ]	ミノヲ才 []	(羽目板)

左恵 []
□□□土州□□□村同□□□島郷□父母菩提四国邊路□寛永廿年未
ノ四月廿三日
かうや山谷上くぼの坊 同行二人 大永八年八月八日
(南西)

### 解説

の研究』 字が報告書に掲載されている。 この調査では、赤外線撮影による墨書の判読調査を実施し、判読できた文 化財浄土寺本堂修理委員会、一九六一)や頼富本宏・白木利幸『四国遍路 の落書 てきた。近年では、愛媛県教育委員会が「四国八十八箇所霊場と遍路道 棟札銘から大永二年(一五二二)に製作されたことが分かる。本堂が昭和 いる。本尊を納める厨子は、禅宗様式で木造入母屋造の堂々たるもので、 来像や鎌倉時代に製作された空也上人像(重要文化財)などが安置されて 盛を誇った。現存する本堂は文明年間に建てられたもので、本尊の釈迦如 霊場詳細調査報告書 の世界遺産登録に向けて浄土寺の詳細調査に取り組み、『四国八十八箇所 本堂解体修理の報告書 たと伝えられる古刹で、室町時代には伊予の守護河野氏の保護を受けて寺 二十八年(一九五三)に重要文化財に指定された時に、厨子も附指定された。 厨子に書かれた墨書は巡礼者が参詣した折に書き残したものとみられ、 愛媛県松山市鷹子町にある第四十九番札所浄土寺の本堂には、 (墨書)を残す厨子が伝来している。浄土寺は天平年間に創建され (国際日本文化研究センター、二〇〇一) などで判読が試みられ 第四十九番札所 『重要文化財浄土寺本堂修理工事報告書』(重要文 浄土寺』(二〇二一)が刊行された。 中世末期

しかし、墨の残存が悪い上に、年次とともに劣化が進んで読みにくくな

国遍路の研究』)。 国遍路の研究』)。 三八十番札所国分寺にも落書を残している(頼富本宏・白木利幸『四たとされる。この大永八年五月に高野山金剛峯寺谷上から来た巡礼僧の一五月九日」の文字は、令和三年(二○二一)の報告書では確認できなかっ善空 大永八年五月四日」「金剛□□満□□□□行六人 大永八年り、昭和三十六年(一九六一)の報告書に記録された「金剛峯寺谷上惣職

が、 名が確認される。人名からみて多くは出家した修行者であったと思われる 寺、 とみられ、俗人が四国遍路に参加し始めていたことをうかがわせる資料と 者の分布は広範囲に及び、遠くは三河国や越前国、紀伊国の高野山や根 禄・寛永十九年(一六四二)・同二十年・正保の年次が判読できる。 (一五二五) のものであり、以下同七年・八年・享禄四年 (一五三一)・文 して貴重である。 越前国一乗谷の住人として名前が見える「ひさの小四郎」 大和国、播磨国の書写山、備後国因島、四国では阿波国・土佐国の地 土寺の厨子に確認できる墨書のうち、 最も古 0) いは大永 は世俗の者 Ŧī. 年

廿二歳」も同様であろう。

中川の羽目板の「かうや山谷上くぼ [二] 大永八年八月」の墨書と、西側の台輪に残された「四国遍路同行四人阿州北方木津住覚圓東側枇杷板の「連蔵 空重 泉重 覚圓 享禄四年七月廿三日 筆覚圓」日」の墨書は、高野山谷上窪之坊の同じ巡礼者の手によるものとみられる。明他の羽目板の「かうや山谷上くぼ [二] 大永八年八月」の墨書と、東側の羽目板の「かうや山谷上くぼ [二] 大永八年八月」の墨書と、

一宮)本殿内陣の元亀二年(一五七一)の落書にも確認できる(【史料84】)。という和歌を書き残している。ほぼ同文の歌が、土佐神社(高知県高知市者は「書き置くも 形見となれや 筆の跡 いづくの土と 我はまつらん」たものであるが、寛永十九年五月二日に大和国城上郡初利村から来た巡礼落書の内容は、ほとんどが参詣者の名前と出身地・参詣期日などを記し

落書にふさわしいものと言えよう。 三上喜孝『落書きに歴史をよむ』(吉川弘文館、二○一四)によれば、こ三上喜孝『落書きに歴史をよむ』(吉川弘文館、二○一四)によれば、こ三上喜孝『落書きに歴史をよむ』(吉川弘文館、二○一四)によれば、こ三上喜孝『落書きに歴史をよむ』(吉川弘文館、二○一四)によれば、こ

(川岡勉)

(筒身刻銘)

享禄五季

十羅刹女 四国讃刕住侶良識

(梵字バク) 奉納一乗真文六十六施内一部

三十番神

旦那下野国

道清

今月今日

(『四国八十八ヶ所霊場第八十一番札所

白峯寺調査報告書 第一分冊』より)

# 現代語訳

(筒身刻銘

十羅刹女 享禄五年今月今日 奉納一乗真文、六十六施内、 一部

三十番神 旦那下野国道清

四国讃州住侶良識

白峯寺経筒刻銘 白峯寺蔵(画像提供 香川県文化芸術局文化振興課)

## 解説

ともに広く知られていた。当寺伝来の経筒は、銅製で円筒形のもの。筒身 古来、山岳仏教の寺院として栄え、また隣接する崇徳天皇陵(白峯陵)と 第八十一番札所白峯寺は香川県坂出市青海町に位置する真言宗寺院で、

納して経典を後世に伝えようとした例が多い。 この経筒には銘文があり、それによって六十六部聖として「四国讃州住

華経など仏教経典を納めるために作られた筒型の容器で、これを地中に埋 の高さが十センチに満たず、手の平に載せられるほど小さい。経筒とは法

侶良識」が「一乗真文」(一乗真実の教えを説く経文のことで、主として

### - 178 -

ることが多いが、必ずしも一定していなかった。を奉納する廻国の修行者のことで、奉納場所は各国の一宮や国分寺に納め判明する。六十六部聖とは日本全土六十六か国のしかるべき霊場に法華経法華経をさす)をこの筒に入れて享禄五年(一五三二)に奉納したことが

六十六部聖から奉納場所として選ばれていたことがわかる。から出土したと伝えられており、これによって室町時代後期の白峯寺がこの経筒は、白峯寺の寺域内に位置したとみられる西寺の宝篋印塔の下

識が四国遍路を行なっていたと考えられる。料76】)、この落書は「四国中辺路同行二人」と併記されていることから良記された永正十年(一五一三)の「落書」にも見出せることであり(【史記されるのはこの経筒にみえる「良識」の名が、讃岐の国分寺本堂に

峯寺周辺にあったとみられる。 寺は讃岐国に配流された崇徳上皇が行在所にしたと伝える寺院であり、白讃岐の長命寺・金蔵(倉)寺を兼帯していたことが知られるが、この長命讃・の長命寺・金蔵(倉)寺を兼帯していたことが知られるが、この長命また、同時期の高野山金剛三昧院の歴代住持の中にも良識の名が見出せ、

れら三者の親近性を思わせて興味深い。あり、白峯寺―六十六部聖―四国遍路といった繋がりが見出せることはそあるいは讃岐国分寺の「落書」にみえる良識と同一人物であった可能性が以上のことから考えるとこの経筒にみえる良識は、金剛三味院の良識、

る。

の四国での活動が重要であったことを示唆する点で貴重な資料であいが、この経筒は高野山の六十六部聖、すなわち弘法大師を慕う六十六四国遍路が確立してゆく室町時代後期の状況についてはなお不明な点が

### 書誌

銅製の蓋付小型経筒(鍍金)。総高十・五センチ、口径四・五センチ。筒

えられる。 ま華経を守護したことで知られる「十羅刹女」および「三十番神」とあわドーム状で、外面に八葉の蓮華が線刻されている。筒身には、法華行者やドーム状で、外面に八葉の蓮華が線刻されている。筒身には、法華行者やが出りに差し込むことで接合している。蓋は天井部中央が盛り上がる身は側板と底板からなり、側板は銅板を円形に曲げ、三箇所の突起を片側

(上野進

(中略)

大願寺道本上人

生国平良庄者也、

代尊海敬白

于時天文十年九月二十四日

# 80 大願寺大蔵経目録口書写

大願寺文書「大蔵経目録口書写(部分)」(「大願寺文書」41号) 大願寺蔵 (画像提供 広島県立文書館)

# 翻刻

大蔵経目録 于時天文十四年己四月 日撰之、 大願寺尊海

中略

國邊路、 如此新成儀書付置候事、 三禅定堕成就、 空捨佛種、 於虚言者、 尊海六十六部、 阿鼻城為家者也 東・ 西 秩父順礼、

兀

# 訓み下し文

大蔵経目録 時に天文十四年〈乙/巳〉四月 日これを撰す、 大願寺尊海

(中略)

東・ 阿鼻城を家と為す者也、 此の如き新成の儀、書き付け置き候事、虚言に於いては、 西·秩父順礼、 四国辺路、 三禅定は成就を堕ち、仏種を空しく捨て 尊海の六十六部

(中略)

時に天文十年九月二十四日 らくらくらくららくらく 元禄十二年迄百四十餘々也

大願寺道本上人

生国平良庄の者也、 代尊海敬白

現代語訳

四月にこれを著した。大願寺 勧進聖の拠点)の尊海 大蔵経(仏教聖典の総集のこと。一切経ともいう)の目録 (厳島神社の本願で、 造営修理を担当した。 時に天文十四年

中略

このように(大内氏が厳島神社に寄進した一切経を納める輪蔵 納する回転式の書棚) により実現できたという天文十年九月の出来事をいう) の高梁の運搬が困難であったが、厳島大明神の霊験 霊験によって輪蔵 (経典を収

よい。 なっても なっても ない。 を達成することに失敗し、悟りを開こうとする心をただ捨て、阿鼻城(地路、三禅定(白山・立山・富士山を指す可能性が高いが、断定はできない) の寄進が達成できたことについて、書き付けおいたことが虚言であったと

中略

一時に天文十年九月二十四日

である尊海が道本の代理として謹んで申す。生まれは平良庄(厳島の北方対岸の可愛川流域一帯)の者

解説

の論考に掲載された写真、川岡勉氏による翻刻を参照して訂正した。意味がある箇所のみを抄出した。県史の翻刻をもとにしたが、加藤基樹氏四一号として掲載されている。ここでは、四国遍路に関する史料としての大願寺(広島県廿日市市)所蔵文書のうち。『広島県史』に「大願寺文書」

尊海は厳島神社の本願である大願寺に所属する僧で、大内氏による一切

かがえる。
西国・秩父の観音巡礼、四国辺路、三禅定が彼らの修行であったことがうあったと思われる。この史料から、十六世紀には、六十六部廻国巡礼、坂東・経寄進に関しては、同寺の道本上人に代わって活動したといい、勧進聖で

必要である。

四国遍路史の観点では、複数の霊場・霊山を渡り歩く諸巡礼が列挙される中に四国辺路が含まれていることがとくに興味深い。これらが同列に扱る中に四国辺路が含まれていることがとくに興味深い。これらが同列に扱い要である。

(長谷川賢二)

# 81 阿波国井戸寺勧進帳 天文十二年正月日

### 遍照無障金剛二品■親王書之 天文十二年正月日 勧進沙門芹誠<sup>敬</sup>

#### 翻刻

阿波國井戸寺勧進帳

勧進沙門敬白

來也、 蒙願生西方極樂世界之誓約、兼願積善餘慶之所致、廻向功徳所及、夷洛静謐 雖然時屬澆瀉世覃末法、 羯磨所造一尺二寸之薬師御座云さ、 月矣、 輪之淨場、 頭四蘊眠早醒 **戢釼於凾納弓於韔** 故釈迦如來建療病院敬彼尊容、 楣霞軒營搆不輙、 憂之人皆歎之、故小僧發深信抽懇篤、 兹國郡貴賤皆懸憑於衆病悉除之盟誓、隣邑之道俗悉運歩於身心安樂之願王、 郷井戸寺本堂者、天武天皇御願、 集之霊砌、 夫惟堂舎建立者、息災増福之根元、弘法利生之要津也、 於滅後何不仰之、上古猶爾、 不動明王・十一面者弘法大師嚴作也、鎮守又宇佐八幡大菩薩、 紙半銭奉加類、 裴之鳥目何恥之、 請特蒙十方檀那助成於阿波國井戸寺再興一宇精舎之状 寔是尊像蕩く乎、 本尊者上宮太子所刻彫、 十方薩埵成等正覺之屈宅、爰以喜見城雲上研摩尼寶殿爲諸天群 安養界月前建妙法講堂餝聖衆俱會梵莚焉、 下燒熱大燒熱達多五逆焰永消、 鳳甍鴛瓦荘嚴最難、 現世安穩窓間預家屬資具悉皆豊足之利益、 蚊蚋聲成雷、 國家豊饒敷錦於街、 蓮舎朽損而雨洗佛壇、嚴軒傾破而霧催香煙、 紫金妙躰耀玉殿、威徳巍ゟ乎感應霊験喧累代、 豈於末代誰不貴之、若爾者、寸銕尺木扶助輩· 淨瑠璃界教主十二上願如來也、 傳教大師於止観院崇此仏陁、 故就中諸仏大悲雖無優劣、 白鳳二年草創而八百六十余回星霜積歳重 脇士日光月光行基菩薩立**、** 一摶之麞牙敢莫輕、 勸万人助成、 湛酒於泉、乃至上 仍所唱如件 将遂一堂修造功、 抑阿波國名東郡井上 蓋是三世佛陁轉法 螻蟻土積塚、 悲想悲 醫王別願特勝、 在世如: 後生善処臺上 西方能化如 御胸間毘首 四天大王 く想欝 此 衆舉 但雲 然 故 因

#### 訓み下し文

阿波国井戸寺勧進帳

勧進沙門敬白す

郡の貴賤は皆憑みを衆病悉除の盟誓に懸け、隣邑の道俗は悉く歩みを身心 雷を成す、 莫く、螻蟻の土塚を積む、 の営構は輙からず、 挙これを憂ひ、人は皆これを歎く、 蓮舎は朽損して、 安楽の願王に運ぶ、しかりと雖も、 玉殿に耀き、威徳巍々として、 幡大菩薩は西方能化の如来なり、 の造立、四大天王・不動明王・十一面は弘法大師の厳作なり、 るところの一尺二寸の薬師御座ますと云々、脇士の日光・月光は行基菩薩 の浄瑠璃界の教主十二上願の如来なり、御胸の間には、毘首羯磨(天)浩 の星霜、歳を積み月を重ねたり、本尊は上宮太子の刻み彫りたまふところ 上郷井戸寺本堂は、天武天皇の御願、 妙法講堂を建てて聖衆倶会の梵筵を錺りたまふ、そもそも阿波国名東郡井 の雲の上は摩尼宝殿を研ぎて諸天群集の霊砌となし、安養界の月の前には 世仏陀の転法輪の浄場、 夫れ惟れ堂舎建立は、息災増幅の根元、弘法利生の要津なり、 万人に助成を勧め、 特に十方檀那の助成を阿波国井戸寺に蒙りて一字精舎を再興するを請ふの状 故に就中諸仏の大悲、 雨は仏壇を洗ひ、 まさに一堂の修造の功を遂げんとす、但し、 鳳甍鴛瓦の荘厳は最も難し、 十方薩埵正覚の屈託なればなり、 故に一褁の鳥目何ぞこれを恥じなん、 感応の霊験は累代に喧し、ここによって国 **寔に是れ尊像蕩々として、** 優劣無しと雖も、 厳軒は傾破して霧は香煙を催す、 故に小僧深信を発し、懇篤を抽じて、 時は澆瀉に属し、世は末法に輩びて、 白鳳二年の草創にして八百六十余回 搏の麞牙敢えて軽くは 醫王の別願は特に勝れ 爰に以て喜見城 紫金の妙躰は 鎮守宇佐 蓋し是れ三 蚊蚋の声 雲楣霞軒

たり、 非想非非想、 ところ、 において何ぞこれを仰がざらん、上古猶を爾り、豊末代に於いて誰れか之止観院においてこの仏陀を崇めたまへり、在世かくの如し、しかるを滅後 く消さん、 に納めん、国家豊饒にして、錦を街に敷き、酒を泉に湛たへん、乃至上も には、願生西方極楽世界の誓約を蒙らん、兼ねて願くは、 現世安穏窓の間には、家属資具悉皆豊足の利益に預かり、 を貴びざらん、もししからば寸銕尺木の扶助の輩、一紙半銭の奉加の類 故に釈迦如来は療病院を建て、彼の尊容を敬ひたまふ、伝教大師は 廻向功徳の及ぶところ、夷洛静謐にして、 仍って唱るところ、 鬱頭四薀の眠り早く醒め、下も焼熱大焼熱、 件の如し、 剣を函に戢め、弓を韔 積善余慶の致す 後生善処台の上 達多五逆の焔永

天文十二年正月日 勧進沙門 芹誠敬

遍照無障金剛二品■親王 これを書く

#### 解兑

薬師如来、その胎内の胸のところに毘首羯磨天が作った一尺五寸の胎内仏 募ったのであろう。書き出しは井戸寺の創建の記述から始まる。まず天武 は日本の他の寺院縁起においてもしばしば登場する。 している聖徳太子信仰・行基信仰・弘法大師信仰の教主であり、この三者 に本尊等の諸仏の制作者は、 薬師如来が収められていたという。脇士の日光・月光菩薩は行基菩薩の作 子(厩戸皇子・聖徳太子)の作とする浄瑠璃界 天皇の御願によって白鳳二年(六七三)に創建されたこと、本尊は上宮太 戸寺(現第十七番札所、徳島県徳島市)の堂舎を勧進活動によって再建す ることの意を記した文書である。この勧進帳の内容を人々に伝え寄付を 「井戸寺勧進帳」 四大天王・不動明王・十一面観音は弘法大師の作とする。 は、天文十二年(一五四三)に僧芹誠が、荒廃した井 日本仏教史上において、 (薬師如来の浄土) の教主 民衆信仰として定着 但し、 創建の願主で このよう

進帳の内容は直ちに事実と受け入れることはできない。(六二二)が本尊を造立することはあり得ず、したがって創建に纏わる勧ある天武天皇(生年未詳~六八六)よりも時期的に遡る上宮太子(五七四

造の勧進がなされたのでろう。
支える重要な要素となっていたとみられる。そのような背景のもとで、修び本尊等の諸仏の作者について上記のように理解され、井戸寺への信仰を本史料で確認できることは、中世末の天文年間において、創建の願主及

ている。

で、伝教大師最澄による比叡山延暦寺根本中堂の止観院の話を持ち出すなで、伝教大師最澄による比叡山延暦寺根本中堂の止観院の話を持ち出すなで、伝教大師最澄による比叡山延暦寺根本中堂の止観院の話を持ち出すなで、伝教大師最澄による比叡山延暦寺根本中堂の止観院の話を持ち出すなで、伝教大師最澄による比叡山延暦寺根本中堂の止観院の話を持ち出すなでいる。

#### 書誌

波国井戸寺勧進帳』は『続群書類従』第二八輯上に所収されている。料については、国文学研究資料館の国書データベースを活用した。なお、『阿西尾市岩瀬文庫所蔵『阿波国井戸寺勧進帳』を参考にした。上記二つの史宮内庁書陵部所蔵『阿波国井戸寺勧進帳』(20・14・1・72)を底本として、

た住職了諦上人が最後となっている。 (大石雅章)巻物となっている。なお住職一覧は昭和三十一年(一九五六)に亡くなっ箱に収められている。この写本には序文と住職一覧が書き加えられ一巻の「阿波国井戸寺勧進帳」があり、塙先生編輯井戸寺勧進帳と表書された木「阿波国井戸寺勧進帳」があり、塙先生編輯井戸寺勧進帳と表書された木井戸寺には文政十三年(一八三〇)に住職実雄法印が写した群書類従本

												82 石手寺刻板
							石手寺刻板	(石手	寺蔵			
若経一部六百巻下置	一孝謙天皇 勝宝七米載、三門東西惣門并韋駄天宮建立、為供養寄進大般,另常了巴華三月7日,才達導自女另開用,治門不晝往自	FPに己哉三月乀日、ド享返市口を捐良、少り丁志津市一聖武天皇 神亀五 <sub>成</sub> 載、依勅宣為國家安全祈願所創伽藍、伊豫大領玉純、	一元明天皇 和銅五冠載二月甲辰日、白山権現社勧請、伊豫大領散位玉興	豫州安養寺 人皇四十三代	(表)	翻刻						

一後字多院		一後鳥羽院	一高倉院		一鳥羽院		一堀川院			一白河院		一村上天皇			一宇多院					一淳和天皇	一嵯峨天皇
	状	。 建久元 <sup>庚</sup> 載、従兵衛佐頼朝寺領敷地四至方至山林竹木進退保免伊豫権助通清	治承元百載、依院宣為國土安全、唐本大般若経一部庫蔵建立、	損再興、頼義末子河野冠者親清、七月十七日供養、朝賢上人	永久二甲載、為祈願所護摩堂建立、并権現社拝殿新堂鐘楼破	影堂	寬治三己載、依院宣賜弘法大師木像下、北条新大夫親経、建	権大僧都良覚	永保二母載夏、大旱依勅四國於當寺祈雨、九月賜勅額并官位、	延久五聲載、頼義国務伽藍再興下知、北条新大夫親経	橋氏義与和尚	· 天徳二至載、賜令旨以温泉館元興下知、於當寺始伝法灌頂修行、	并浮穴郡江原郷、願主伊豫息方	野十二社権現、改安養寺号熊野山石手寺、令寄附六十六坊敷	寬平三亥載、創権現宮拝殿新堂、同四五載三月三日、奉勧請熊	件石令置當寺本堂畢	塚右衛門三郎銘封左手、経年月生国司息利男子、継家号息方、	山寺麓及病死一念言望伊豫国司、爰空海和尚一寸八分石切八	而佛神故八人男子頓死、自尓剃髪捨家順四国邊路、於阿州焼	<ul><li>天長八章載、浮穴郡江原郷右衛門三郎求利欲而富貴破悪逆、</li></ul>	一弘仁是載、改法相家為真言宗、於當國密法始、院主良賢
路 を始めた 衛 え 御 た 心 た る た る た る た る た り た り た り た り た り た り		一鳥居門	一観音堂	一辨財宮并拝殿	一阿伽井堂	一護摩堂	一権現社六棟	一西山白山権	伽	(裏)		永禄拾片季卯月日		為末代亀	右安養寺	一後土御門		一光厳院	一花園院		一伏見院
門三郎が空間を見る	(以下略)			PX				現宮	藍棟数			卯月日	伊豫守	. 鏡粗令板書處如件	宝宝由来里	文明十三辛	野通盛	元弘二齊載、	文保二片載、	木四至境田	永仁二年載、
<b>海から石を授かり、その石がる第五十一番札所石手寺は、</b>	略)	一東西伐貫門天宮一三嶋大明神母縣縣	一舞台附楽屋	一宝蔵	一三重塔	一大師堂	一拝殿二棟	一薬師堂行基作炎焼時桜木二光一葉師堂札所本堂十二間四面真仏				通宣(花押)	<b>等</b>	<b>虚如件</b>	右安養寺霊宝由来墨跡等薬師堂庫蔵炎上之刻及焼失、依衆徒嘆遂和談、	文明十三母載、本堂三門東西門再興、河野通直		、従尊氏寺領四至保免下文二通、		木四至境田地改之、通有	、両六波羅陸奥守相模守賜下文、
<b>(奉納されたことから空海を追って四国遍</b>		一三門	一楼門二王運慶作	一浴室并閑室	一鐘楼堂	一弥勒堂	一御供所	一新本堂經覚大師作							<ol> <li>、依衆徒嘆遂和談、</li> </ol>	通直		<b>埋、田地坪付状、河</b>	法名生阿弥陀佛		义、寺領社領山林竹

それぞれ列挙されている。 それぞれ列挙されている。 それぞれ列挙されている。 を改めたとする伝説で知られている。寺の由緒を伝えるのが永禄十年 寺号を改めたとする伝説で知られている。寺の由緒を伝えるのが永禄十年 寺号を改めたとする伝説で知られている。寺の由緒を伝えるのが永禄十年 寺号を改めたとする伝説で知られている。寺の由緒を伝えるのが永禄十年 寺号を改めたとする伝説で知られている。寺の由緒を伝えるのが永禄十年 寺号を改めたとする伝説で知られている。寺の由緒を伝えるのが永禄十年

表面の由緒書からは、白山信仰・薬師信仰・真言密教・熊野信仰・弘法表面の由緒書からは、白山信仰・薬師信仰・真言密教・熊野信仰・弘法表面の由緒書からは、白山信仰・薬師信仰・真言密教・熊野信仰・弘法表面の由緒書からは、白山信仰・薬師信仰・真言密教・熊野信仰・弘法表面の由緒書からは、白山信仰・薬師信仰・真言密教・熊野信仰・弘法表面の由緒書からは、白山信仰・薬師信仰・真言密教・熊野信仰・弘法

示していよう。 収めたとされる伊予息方である。熊野信仰と衛門三郎伝説の深い関わりをれたとする。寄進したのは衛門三郎が空海から授かった石を当寺の本堂に煮寺が熊野山石手寺と改められ、六十六坊の敷地と江原郷の領地が寄進さつづいて宇多院の時代には、寛平年間に熊野十二社権現が勧請され、安

木像が下賜され、木像を安置する影堂が建てられたことが記されており、堀川院の時代である寛治三年(一○八九)には、院宣により弘法大師の

院政期における弘法大師信仰の広がりをうかがわせる。

めていた様子を示すものと言える。薬師堂が札所の本堂と認識され、当寺が札所寺院として大衆的な信仰を集書き上げた中で、薬師堂について「札所本堂」と記されていることである。四国遍路との関わりでもう一つ注目されるのは、裏面の「伽藍棟数」を

二〇一八)。 史料からは確認できないのである。天徳二年・元弘二年、そして何より永 くつかの疑問点が浮かび上がってきた(石岡ひとみ・山内治朋・井上淳 えよう。 方がよさそうであり、 石手寺の歴史を河野氏と結びつけてアピールするために作られたと考えた 禄十年の干支が事実と異なるのも不審である。この史料は、 氏制札の発給者再考―」、愛媛県歴史文化博物館 「石手寺刻板 このように興味深い内容をもつ刻板文書であるが、 由緒書末尾の河野通宣の花押や伊予守という称号は、 (河野通宣安養寺由緒書刻板)について―附 利用にあたっては慎重な姿勢が求められていると言 『四国遍路と愛媛の霊場』、 近年の研究によりい 永禄五年河野 近世になって 同時代

(川岡勉)

## 83 石手寺護摩堂落書

#### 校訂本文

承応二年三月廿一日

忽那源兵衛

與州□奥嶋□□□□□四国返路舟州之住

永禄十三年六月十七日□□ 静安五月吉日 二神家

(『重要文化財石手寺護摩堂外二棟修理工事報告書』による)

#### 解説

第五十一番札所の石手寺(愛媛県松山市石手)の護摩堂は、創建が室町第五十一番札所の石手寺(愛媛県松山市石手)の護摩堂は、創建が室町第五十一番札所の石手寺(愛媛県松山市石手)の護摩堂は、創建が室町

または丹波国(京都府・兵庫県)ということになるが、定かではない。州」については、「丹州」を読み誤ったものと考えれば、丹後国(京都府)、「忽那」が正しいと思われるし、「返路」は「辺路」が正しいであろう。「舟告書』(一九五八)に掲載された墨書の翻刻をそのまま示した。「忽那」は告書』(一九五八)に掲載された墨書の翻刻をそのまま示した。「忽那」は時書の資金が、「ので、重要文化財石手のでは、「ので、重要文化財石手をできないので、重要文化財石手をできないので、重要文化財石手をできないので、重要文化財石手をできないので、重要文化財石手をできないので、重要文化財石手をできないので、重要文化財石手をできないのではない。

墨書は参詣者の名前と住所・参詣年月日を示したもので、承応二年

うかがわせている。

中代末期から江戸時代にかけて、当寺が四国遍路の巡礼地であったことを具体的にどこを指しているかは不明である。「四国返路」の文字は、戦国み取るべきであろうか。与州の「□奥嶋」は伊予国内の地名とみられるが、年(一五七○)六月十七日には某静安、五月吉日に二神某が参詣したと読(一六五三)三月二十一日に忽那源兵衛なる者が参詣したこと、永禄十三

(川岡勉

# 84 土佐神社本殿内陣背面西脇胴嵌板落書

#### 翻刻

元亀二年六月五日 金|松|

城州之住人藤原寂光号也四國中邊路身共只壱人

元亀貳年貳月卅七日書也

何とも屋となくて此宮になかなかの御こともやなふなふ

とまり申候

かきをくもかたミとなれや筆の跡

我者いつく農土となるとも

#### 訓み下し文

四国中遍路身ども只一人、山城の住人藤原寂光号なり、元亀二年二月

二十七日、書くなり、

し候、書き置くも、かたみとなれや、筆の跡、我者いずこ農、土となるなかなかの御こともやなふなふ、なんとも宿なくて、この宮に泊まり申

元亀二年六月五日 全|松|

とも

#### 現代 語訳

号である。

四国中遍路を私ただ一人、山城国(京都府南部地域)の住人、藤原寂光は

元亀二年(一五七一)二月二十七日に記す。

残されたいものだ。たとえ私が遍路の途中で、息絶えて、見知らぬ土地のに泊まるとしよう。書き置くこの筆跡も、形見となっていつまでもここにこの神社はとても立派なお社である。何としても他に宿もなくて、この社

元亀二年(一五七一)六月五日 全||松|

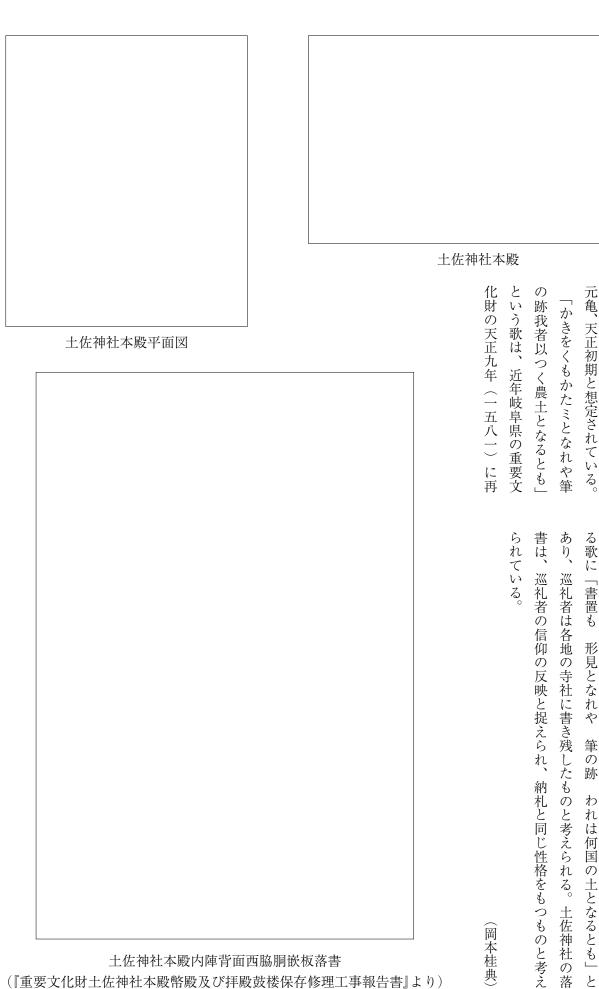
土となろうとも。

#### 解説

出佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の土佐神社は、高知県の中央部の高知市一宮から南国市に抜ける大坂越の

「永禄拾三年」の年号が確認されている。十五日に斧初を行い、五年をかけて再興したとされている。艮持送りには、十五日に斧初を行い、五年をかけて再興したとされている。艮持送りには、水正五・六年(一五〇八・〇九)に戦火により、本社殿のみを残し被災流により、本社殿のみを残し被災

時にも胡粉の剥離により確認されていることを考えれば、他にも落書が存確認されているものを見る限り元亀二年に集中している。落書きは、あるのが悪書より見て取れる。土佐神社の中世末の落書の年号は、あるのと思かしたことが墨書より見て取れる。土佐神社の中世末の落書の年号は、あるののと思われ、宿がなく一夜のと思われ、宿がなく一夜のと思われ、宿がなく一夜のと思われ、宿がなく一夜のと思われ、宿がなく一夜のいまである。本殿の内陣まで遍路が立ち入れたものと思われ、宿がなく一夜路である。本殿の内陣まで遍路が立ち入れたものと思われ、宿がなく一夜路である。



土佐神社本殿内陣背面西脇胴嵌板落書 (『重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』より)

(岡本桂典)

る。落書の年号から本殿の竣工は、 在する可能性は十分に考えられ

慶安二年(一六四九)書写とされる『三河国内神名帳』

の奥に記されてい

土佐神社の落

興された願興寺本堂の落書でも見つかっている。また、三河国猿投神社

備中之國日差寺玉蔵寺 松本坊同行七人

土佐神社本殿内陣背面中央胴嵌板落書 (『重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』より)

り、

#### 解説

嵌板である。この墨書銘は、 修理の時に発見され「備中國月老寺玉藏寺/松本坊同行七人」と判読され となっている。この墨書の確認された場所は、本殿内の内陣の後の背面 ている。なお、この時の写真は現在確認されていない。 土佐神社本殿、 幣殿及び拝殿は明治三十七年(一九○四)に重要文化財 昭和二年 (一九二七) 五月より着手された大

はできない。 が遍路に来ていたことを物語っている。現在は鳥ノ子紙にて保護されてお 思われる。備中国 はされてなく、中世末には中に簡単に入れ、遍路は宿泊をしていたものと るものより若干右にずれているものと思われる。現在は、 と考えられる。写真上の「備」の文字のある嵌板は、下の「中」文字のあ るが、この時は「備中國日養寺 いる。このことから写真下の「玉藏寺/坊同行」の文字のある嵌板は、 昭和五十八年にも半解体修理を実施しており、その時にも確認されてい 「七人」の文字のある嵌板と昭和二・三年の修理時に入れ変わったも 確認はできない。 (岡山県西部) 本殿の周りに塀が造られ、 の日差寺、玉蔵寺、そして松本坊の七人 玉龍寺/松本七人 本殿には直接触れること 坊同行」と判読して 本殿内陣の公開 上 0

蓮宗に改宗を命ぜられ、 てはかなりの勢力があったとされる山寺である。 宗系単立寺院となっている。 日差寺は、 「絹本著色仏涅槃図」 岡山県倉敷市の日差山にある寺で、 に 反抗し寺院を分散させたとされる。 「玉蔵寺」寺名がみえる。 現在、 倉敷市受法寺蔵となっている室町時代 近世初頭に藩主により日 中世に天台宗の拠点とし 現在は、 日蓮

岡本桂典

なお、

翻刻は昭和

二年の発見時の嵌板としている。

藤次郎 与四郎 四郎二郎 四郎二郎 六郎兵衛 道慶禅門 光勝禅門 高蓮法印

妙勝 泰存法印

妙才

為六親眷属也

南無阿弥陀佛

陀仏と墨書されている。

の一行と思われ、各々親族すべての人の為に、後世善処を祈る。南無阿弥

(岡本桂典)

/南無阿弥陀佛」と判読されている。十一名の遍路集団

印/為六親眷属也

されている。昭和五十八年の調査時には「高浄法印/光勝禅門/道慶禅門

/六良兵衛/四良二良/与四良/藤次郎/四郎二郎

/妙戈/妙勝/泰救法

発見されたもので、幅二七八センチ、高さ二十九・五センチの範囲に墨書

本殿内陣東面胴嵌板の落書で、昭和二年(一九二七)五月の大修理時に、「はいる」とはいる。

土佐神社本殿内陣東面胴嵌板落書 (『重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』より)

「辺路周防國/敬連]義存/(門柱)/元亀二年(一五七一)七月 —	今回は、「辺路周防國/敬
月」、「連邑 水存」、「元亀二年三月」 となっている。	周   防國  元亀二年三月」、「連邑
よる判読の必要がある。先の報告書では、「遍路	<b>度解体時に赤外線調査による判読の必要がある。</b>
が確認できないため、報告書図版の不鮮明な写真より判読しており、再	か確認できないため、報
子紙で保存されているため確認はできていない。そのため墨書も写真原板	<b>丁紙で保存されているため</b>
れる。今回の調査では、ご神体の入っている聖域であり、鳥ノ	いかと思われる。今回の調
の嵌板落書が、「内陣内部西脇間上部胴嵌板落書」の三枚目に続くのでな	の嵌板落書が、「内陣内部
えている可能性があり、「内陣内部西脇間下部胴嵌板落書」下から二枚目	えている可能性があり、「
目と思われる板と下に続く四枚の嵌板は墨書がなく、嵌板の順序を間違	日と思われる板と下に続
「内陣内部西脇間上部胴嵌板墨書」写真の間柱左右墨書のある嵌板三枚	「内陣内部西脇間上部胴
体のある内部まで解体したため確認されたものであろう。	体のある内部まで解体した
るが、本文中の写真図版番号は誤植と考えられる。内陣内部とあり、ご神	<ul><li>るが、本文中の写真図版₹</li></ul>
陣西脇間上部」、「136同下部」とされ、本文中の「写真図版160」となってい	严西脇間上部」、「15同下s
として紹介されている墨書である。この墨書は、写真図版において「15内	こして紹介されている墨書
報告書』(一九八七)の「発見物及び資料」に、「本殿内陣内部西脇胴嵌板墨書」	報告書』(一九八七)の「発見
『重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事	土佐神社刊の『重要文化
	解説
□七月	元亀二年十三日
(間柱で不明)	□□(間柱で不明)
	敬連
防國 一	辺路周

土佐神社本殿内陣内部西脇間上部胴嵌板落書 (『重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』より)



土佐神社本殿内陣内部西脇間下部胴嵌板落書 (『重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』より)

伊勢参宮三位公

与州之中宇和□

備前了極同圓識

同行三人元亀二年

四月二十五處日

#### 解説

宇和の地名が墨書されている。 認されたものである。右の墨書には、 年/四月二十五日」となっている。墨書は、 では、「伊勢参宮三位公/与州之宇和島/備前今抜月圓樹/同行三人元亀二 發見墨書」として紹介されており、二枚の嵌板に書かれている。 報告書』(一九八七)の「発見物及び資料」に、「本殿内陣内部東脇胴嵌板 土佐神社刊の 『重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事 伊勢(三重県)や伊予(愛媛県) 胡粉塗り仕上げを除去して確 『報告書』 の

内部にあり、鳥ノ子紙貼りで保護されている。 は書体も異なり離れているので、 に来た計五人と思われる遍路が書き残したものと考えられる。 (一九二七)の大修理では確認されていない。現在は、ご神体のある内陣 離れて左にある墨書は、 備前 (岡山県)から元亀二年(一五七一) 別の墨書と考えられる。 なお、 右の墨書と 昭和二年 四月

関わる神官か供僧が関係しているかもしれないが、 右の墨書は、 伊勢参宮の途次であった宇和の神社 修繕時に再度赤外線を (宇和津彦神社か)

に

土佐神社本殿内陣内部東脇間胴嵌板落書 (『重要文化財土佐神社本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』より)

四國中邊路□七度成就也敬白

は南無大

為美作國住圓心逆修也 六月卅一日

(国土地理院 1:25,000 久礼を使用)

久礼の四国遍路板碑位置図

久礼の四国遍路板碑

久礼の四国遍路板碑拓本

(画像提供 高知県立歴史民俗資料館)

#### 解説

と大坂谷川(元川)が東流し久礼の町を流れながら久礼湾に注いでいる。と大坂谷川(元川)が東流し久礼の町を流れながら久礼湾に注いでいる。四から南にかけて四万十町に接している。山嶺から流れる久礼川、長沢川側を除いて三方を山嶺に囲まれ、北は須崎市、北から西にかけて津野町、高岡郡中土佐町は高知県西部の土佐湾西岸に位置し、土佐湾に面した東

いる。

どに効用があるとされていた。なお、 年(一九六八)の国道工事の時に向かいの山より移したものとされる。 碑は、不動様の境内にあり、祭られている砂岩製の不動尊は昭和四十三 百八九センチ、奥行き一三〇センチの木造の覆屋中の、 在板碑は、平成八年(一九九六) 利用され、 ている。この山腹の峠は、 たぐ陸橋がある。陸橋を渡り久礼役場からみる小学校は小さな山になっ こには、 木製の台に設置されている。この板碑には、 この板碑は、久礼小学校の西に位置する山腹の小学校学問坂にある。こ 佐竹氏との関係が想定されている。 久礼小学校と久礼中学校、 不動尊を祭っていることから、 かつては長沢から久礼の町に入る近道として 六月に設置された高さ一八八センチ、 久礼役場をつなぐ国道五十六号線をま 板碑の所在地は久礼城跡の一部とさ 不動越えと呼ばれていた。 かつては病気平癒、 径約七十五センチ 手術な 板 現

分の死後の為に仏事を修して造立したと考えられる。 **廾一日」とある。この板碑は、** 心逆修也」とあり、 大きく刻し、右に「四國中邉路□七度成就也敬白」、 二十六センチで、砂岩製である。碑面中央に、「�� 南無大師遍照金對」と 落書に 板碑は、 四国遍路七回成就し、 「四國中邊路同行只二人・・」とある。 高さ九十センチ、 讃岐の第八十番国分寺の永正十年 その下に「天正十九(一五九一) 天正十九年六月二十一日の空海の月命日に自 幅三十三から三十四センチ、 美作国 (現在の岡山県北部) の圓心という 伊予の第四十九番浄土寺 左に「為美作國住圓 銘文の四国中遍路と <u>二</u> 五 辛/卯/秊/六月 厚さは、 の本堂

四万十市不破八幡宮境内で元和四年(一六一八)のものが一基確認されてものである。四国遍路数度以上成就を記念して建てた近世初頭の板碑は、本尊厨子にも「四国中邊路・・」とあり、これは大永七年(一五二七)の

久礼八幡宮は、現須崎市安和、久礼、上ノ加江の総鎮守である。して禅宗の龍沢山常賢寺があり、久礼松原には久礼八幡宮が鎮座している。所藤井山五智院岩本寺がある。この久礼には久礼城跡の佐竹氏の菩提寺と営されていない。西に隣接する四万十町(旧窪川町)には、第三十七番札なお、中土佐町及び隣接する須崎市には、四国八十八ヶ所霊場寺院は造

岡本桂典

## 90 三角寺文殊菩薩像墨書銘

#### 翻刻

[体内銘]

蓮花木三河山さるた名主城大夫

		三角芸文務菩薩復墨書銘三角芸蔵	二角子と朱芸を製造す名二角子変
さいした□辰年四十□□けらい中 さいした□辰年四十□□□明前一音うはお宮うま女 同八歳□□男弐歳	[膝前材内銘]     為現善安穩後生乗慶也	カラカレープ書点のかち高十長子の年 四国邊路之供養ニ如此山里諸旦那勧進殊邊路衆勤め候也 四国邊路之供養ニ如此山里諸旦那勧進殊邊路衆勤め候也 先師勢恵法印道香妙法二親タメ也 「此佐字始ハ正月十六日来九月一日成就也」(異筆) 「此佐字始ハ正月十六日来九月一日成就也」(異筆) 同奥院慶祐住持 丑年四十一如房 同奥院慶祐住持 丑年四十一如房	アトル・トンを辿っているとして

#### 解説

木造の座像であり、高さ六十七・○センチの獅子像の上に騎乗する。調査において、大師堂の文殊菩薩像の内部から墨書が発見された。文殊菩面観音立像(愛媛県指定有形文化財)をはじめ、平安時代や鎌倉時代・室面観音 の 受媛県四国中央市金田町にある第六十五番札所三角寺には、本尊の十一

帰依したりしたと思われる人々の名前が書かれている。の他にも、奥院(仙龍寺)の住持慶祐やその弟子など、造像に協力したりる。乗慶はこの時四十六歳、佐意は六十二歳だったことも読み取れる。そる。三角寺住僧の乗慶が施主となり、薩摩出身で伊予国宇摩郡の法花寺事が出ている。こ角寺住僧の乗慶が施主となり、薩摩出身で伊予国宇摩郡の法花寺事情をしたりしたと思われる人々の名前が書かれている。

「先師勢恵法印道香妙法二親タメ也」とあるから、施主の乗慶が先師の 「先師勢恵法印道香妙法二親タメ也」とあるから、施主の乗慶が先師の 「先師勢恵法印道香妙法二親タメ也」とあるから、施主の乗慶が先師の 「先師勢恵法印道香妙法二親タメ也」とあるから、施主の乗慶が先師の 「先師勢恵法印道香妙法二親タメ也」とあるから、施主の乗慶が先師の

力も得て製作されたものと思われる。の意味も込められており、各地の旦那の勧進を募るとともに、巡礼者の協ることである。文意は必ずしも分明ではないが、造像には四国遍路の供養殊邊路衆勤め候也」という文言があり、四国遍路に関する記述を見いだせ、墨書銘で特に注目されるのは、「四国邊路之供養ニ如此山里諸旦那勧進

近年、愛媛県教育委員会が「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産

に所収)がある。
に所収)がある。
に所収)がある。
に所収)がある。
に所収)がある。

(川岡勉

定

或不寄出家侍百姓、行暮一宿於相望者、可有似相之馳走事、一当寺之儀、往還旅人為一宿令建立候之条、専慈悲可為肝要、或邊路之輩、

籍、則地下之勝屋政所告知、可被行曲言事、い、宿之儀達而可被遂斟酌、万一押而一宿可仕由申者有之ハ、偏可為狼ハ、宿之儀達而可被遂斟酌、万一押而一宿可仕由申者有之ハ、偏可為狼不寄自國他國者、山賊盗賊等之道、其外諸悪之企有之輩、時々来宿をか不寄自國他國者、山賊盗賊等之道、其外諸悪之企有之輩、時々来宿をか

之族於相催者、勿論不可能許容事、已下其外諸之悪事を相工族、其面ミハ不及沙汰、宿等隣家迄可為曲事如

地下人井他所他郷之者、当寺へ相集、或國之褒貶、或対代官給人企訴訟

慶長三戌年六月十二日 蜂須賀阿波守右、定置所常住、被守此旨不可有油断之状、如件、

茂成(花押)

阿波国駅路寺定書 慶長三年六月十二日 安楽寺蔵(画像提供 徳島県立博物館)

#### 訓み下し文

定

有る輩、時々来宿を借る族これ有るべき候、勿論兼ねて事の由承知せ一 自国・他国の者に寄らず、山賊・盗賊等の道、その外諸悪の企てこれ暮れ一宿相望む者においては、似合いの馳走あるべきこと、要たるべし、或ひは辺路の輩、或ひは出家・侍・百姓に寄らず、行き一 当寺の儀は、往還の旅人一宿のために建立せしめ候の条、専ら慈悲肝

らば、偏に狼藉たるべし、

則ち地下の庄屋・政所へ告知し、

曲言を行

万一押して一宿仕るべき由、申す者これ有

儀たって斟酌遂げるべし、

しめらるる者歟、

然らざれば、不審に存ぜらるる族これ有らば、

宿の

われるべきこと、

すにおいては、勿論許容あたふべからざる事の面々は沙汰に及ばず、宿等隣家迄曲事を為すべきかくの如き族相催は代官・給人に対して訴訟已下その外諸の悪事を企て相い工む族、そ地下人並びに他所他郷の者、当寺へ相集まり、或ひは国の褒貶、或ひ

慶長三戊戌の年六月十二日とするならない。以上述べたとおりである。

蜂須賀阿波守

茂成

(花押)

右、定め置く所の常住、この旨を守られ油断有るべからざるの状、

件の如し、

慶長三戊戌の年六月十二日

蜂須賀阿波守

茂成 (花押)

#### 現代語訳

定む

るべき事。目的地に着く前に日が暮れ一泊を望む者には、それに相応の世話をすら慈悲が大切である。四国辺路の者や僧侶・侍・百姓にかかわらず、ら慈悲が大切である。四国辺路の者や僧侶・侍・百姓にかかわらず、当寺のことは、往還の旅人の一泊のために建立させたゆえに、ひたす

代官所へ知らせ、処罰を行われるべき事。 住官所へ知らせ、処罰を行われるべき事、そうでなければ、不審に思われらかじめ事情子細を承知しておく事、そうでなければ、不審に思われる族ならば、宿泊のことはさしひかえるべきである。万一、強引に一治しようと申す者がいるならば、それは狼藉である。別ち村の庄屋や治しようと申す者がいるならば、それは狼藉である。則ち村の庄屋や村の上のようと申す者がいるならば、そのような者がいる。勿論あて官所へ知らせ、処罰を行われるべき事。

めるにおいては、勿論許して容認することはできない。人は成敗するに到らない。宿など隣家までけしからぬ事を行う族を集給人に対して訴訟以下その外の諸々の悪事をめぐらす族、その一人一領民および他所他郷の者が、当寺に集まって藩の善し悪しや、代官・

右

定め置くところの寺に住する僧は、この旨を守り油断あっては

解説

本史料は徳島藩藩祖蜂須賀家政が瑞雲寺(現在の第六番札所安楽寺、徳本史料は徳島藩藩祖蜂須賀家政が瑞雲寺(現在の第六番札所安楽寺、徳かた街道を利用する旅人への支援がなされた。

寺じ 瑞雲寺(第六番札所安楽寺) 番安楽寺 路山浄土院安楽寺」、貞享四年(一六八七)の真念『四国辺路道指南』では「六 係史料をみるに、承応二年 安政三年(一八五六)の「瑞雲寺安楽寺両寺兼務 植郡西川田村 れば住職が両寺を兼帯し、 海部郡山河内村(現美波町) 打越寺、同郡宍喰浦(現海陽町) 円頓寺である。 五九二)に焼失し、現在地にあった瑞雲寺と一体化した。 安楽寺は現在地よりも北方の安楽寺谷にあったが天正年間(一五七三~ なお、駅路寺八ヶ寺は、此の文書の宛先である板野郡引野村 同郡佐野村 また瑞雲寺ともいふ」、元禄二年(一六八九) (現吉野川市) (現三好市) 使い分けていたとみられる。 (一六五三) の澄禅 青色寺、 福生寺、三好郡中庄村 の外に、同郡木津村(現鳴門市)長谷寺、麻 那賀郡桑野村 『四国辺路日記』 現住密雄諸行誌」によ (現東みよし町)長善 (現阿南市) 梅谷寺、 江戸初期の遍路関 の寂本 時代は下るが (現上板町 では「駅 四国编

に固定化していく。
藩の公的な名称としては瑞雲寺を使用し、遍路寺院としては温泉山安楽寺守より寺資を付られ瑞雲寺と改たむなり」とその名称も固定化していない。礼霊場記』では「瑠璃山日光院瑞雲寺(中略)もとは安楽寺といひしを太

#### 書誌

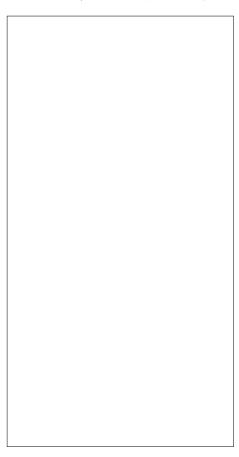
と異なり折紙である。しまれる。駅路寺に寺領拾石が付与されたことを示す書状は本史料(竪紙)しまれる。駅路寺に寺領拾石が付与されたことを示す書状は本史料(竪紙)下合わせて表装されたために、本史料の周辺部分が切断されているのが惜本史料は、同日付けで発給された拾石給付を伝える蜂須賀家政書状と上

(大石雅章)

弥左衛門

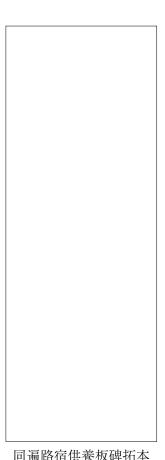


青龍寺宿供養板碑 (国土地理院 1:25,000 土佐高岡を使用)



青龍寺遍路宿供養板碑





同遍路宿供養板碑拓本 (拓本は岡村庄造氏提供)

#### 解説

那院青龍寺がある。本尊は波切不動明王で、海の安全や豊漁、 ら南西に向かい蟹ケ池の山沿いの道を行くと第三十六番札所の独鈷山伊舎 いる。 所清瀧寺から塚地坂を越えてきた遍路は、 ら半島の井尻までは海を渡ることになる。この舟渡しを竜の渡しと呼んで 東に向けて突き出た横波半島の先端部近くに位置している。 の荒波も鎮めてくれると、参詣者が後を絶たない 土佐市宇佐竜の第三十六番札所青 現在は、橋が架かっており車で渡ることができる。 龍っ 寺は、 青龍寺に参詣するには、 高知県中央部の須崎 この竜の集落か 第三十五番札 人生や世 福島か 市 から

青龍寺は、戦国時代には寺領や脇坊、末寺を有する大きな寺院であった。で山号を独鈷とし、恵果のいた唐の長安の青龍寺を移して寺を建立しようと唐縁起によると空海は、その報恩謝徳のために日本に一寺を建立しようと唐空海は、唐の長安(西安市)において、最晩年の恵果より灌頂を受けた。空海は、唐の長安(西安市)において、最晩年の恵果より灌頂を受けた。

高さ売りである。
一九センチ、幅三十五センチ、厚さ十四・五センチである。
で、先端部が突伸面の正面は、下部の幅が狭く、上部は幅が広くなるもので、先端部が突伸面の正面は、下部の幅が狭く、上部は幅が広くなるもので、先端部が突神面の正面は、下部の幅が狭く、上部は幅が広くなるもので、先端部が突神面の正面は、下部の幅が狭く、上部は幅が広くなるもので、先端部が突神面の正面は、下部の幅が狭く、上部は幅が広くなるもので、先端部が突地面が変した。

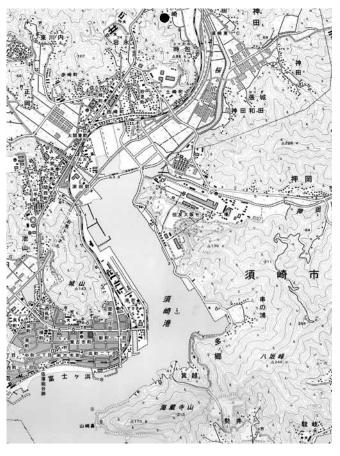
れており、現在も参詣者がこの場所を訪れている。一石五輪塔が置かれている。その右側には一石五輪塔と丸石が積み上げら基壇の上に一辺が九十五センチの反花をもつ石造物の台座が残り、そこにられる。当初からここに造立されたものかは不明である。造立場所には、青龍寺の遍路宿供養板碑は、慶長六年(一六〇一)三月一日の造立と考え

岡本桂典

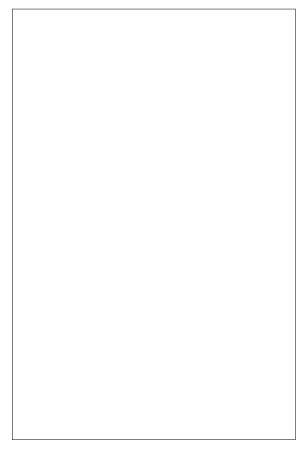
(弘法大師像)

十一月卅一日

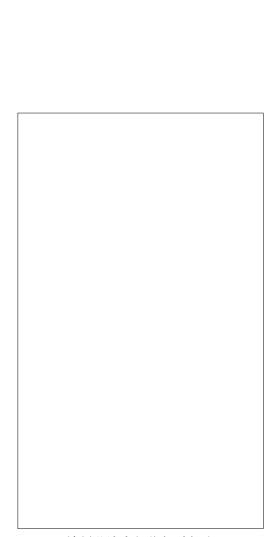
慶長十八年



観音堂位置図(国土地理院 1:25,000 須崎を使用)



線刻弘法大師像板碑



線刻弘法大師像板碑拓本 (拓本画像提供 高知県立歴史民俗資料館)

#### 解説

御手洗川 だ山」と名付けたという。 桃の花が満開だった山を「桃の花に染んだ山」と感嘆したことから「そう 桑田山の村名の由来については、弘法大師が四国八十八ヶ所を開く途中に、 南流している。この両山 メートル)と虚空蔵山(六七四・七メートル)があり、その間を桜川が が広がる。 二十二年(一八八九)に桑田山村と吾井ノ郷村の二村が吾桑村となった。 (一五八八)の この 石造物の所在する須崎市は高知県の中西部に位置し、 (大間川) 須崎市は須崎湾が北に深く入り込み、小河川の押岡川、桜川、 『津野桑田山地検帳』には桑田山村がみえており、 が湾に注いでいる。市の中央北部に幡蛇森 の東南麓の村が桑田山村である。天正十六年 南に土佐湾 (七六九·三 明治

像を刻す板碑がある。 で中世末から近世初頭のものと考えられている。その右端に線刻弘法大師 観音堂に至る。 これが観音堂と思われる。 佐州郡志』巻ノ三十五には、「観音堂 が、近世になると退転したと言われている。十八世紀初頭に成立した『土 三基並んで建っている。 豪族の津野氏により寺領十四代や観音仏公田の寄付を受けていたとされる 吾井郷乙竹崎は、桜川下流の右岸を走る国道五十六号線の西山裾に位置のいるが、近路である。 観音堂は最奥部の小高い丘陵先端部にある。 観音堂は石垣の段の上に立ち、 一基は日月待供養碑、 竹崎集落内の小さい市道から南の階段を登れば 在尾殿南土﨑堺」とみえており もう一基は地蔵菩薩像の碑 その南の上段部に石造物が 中世には正楽寺があり、

て、椅子式の床座に趺坐し、右手は掌を反転し五鈷杵を握り、左手は掌を内碑面を平らに調整した痕跡が確認できる。弘法大師像は、やや右を向いセンチ、厚さ十二センチである。線刻弘法大師は、高さ十八センチ、幅十四ンチ、厚は精円形の自然石を用いたもので、高さ六十九センチ、幅四十三セ

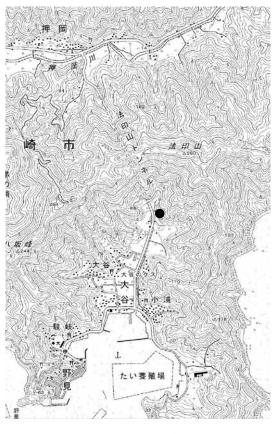
渡し場があり、 年号月日を強調して刻している。 年は一六一三年である。 長たろう/十一月井一 ことも考えられる。碑面は、 もある。また、顔の輪郭は太い線で刻しており、 考えられる。 れており、目鼻口は確認できない。弘法大師の御影を参考に刻したものと 牀座の傍らに注ぎ口を細かく刻した水瓶を配置する構図 造物であろう。 大師の月命日にあたることから、 上にして数珠を執る姿で刻されていると考えられる。牀座の前には木履、 弘法大師の右の長方形の枠には、 須崎に向かう遍路道が通っている。 日 碑面は弘法大師像を中心に据えて、年月や建立者 /宗左衛/慶長十八年」と刻している。 弘法大師を中心として、その下に「をしの」 弘法大師信仰を背景として造立された石 この竹崎の集落を流れる桜川下流には 墨書が書かれていた可能性 目鼻口は墨書で描かれた なお、 (真如様) 井 日 慶長十八 で刻さ

(岡本桂典

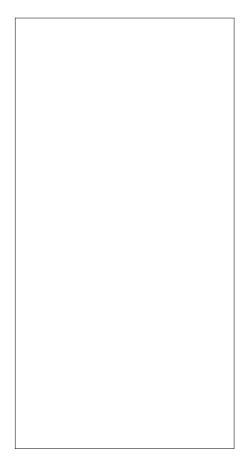
三月卅一日

主

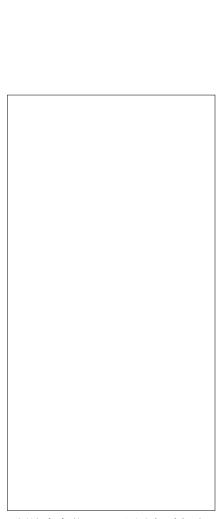
施



大谷の四国遍路板碑位置図 (国土地理院 1:25,000 須崎を使用)



須崎市大谷の四国遍路板碑



須崎市大谷の四国遍路板碑拓本 (拓本画像提供 高知県立歴史民俗資料館)

#### 解説

谷境に、尾根西の大谷集落に下りる急な坂があり、この坂を法印坂と呼ん に延びる山地は、蜂ヶ尻に至り小半島を形成している。 この大谷地区集落の東北に法印山(二七九・四メートル)があり、南方向 須崎市大谷は、高知県の中央部の土佐湾奥に位置し、 法印山の久通と大 野見湾に接する。

その矢は道貞を射貫き、 養を行ったという。その頃から法印坂と呼称するようになったという。 なった。道貞をその地に葬り墓標を建立し、旧の正月十五日を縁日とし供 置する「ふなごおら にある大善寺の住職道貞が久通から大谷に行く坂の途中で、坂の北西に位 お、『長宗我部地検帳』には「道貞法印施餓鬼田」がみえている。 法院坂については、 (船小浦)」から盗賊が射た矢に当たり亡くなった。 次の伝承がある。天文十一年 南の谷に落ちたので、そこを矢ヶ谷と呼ぶように (一五四二) に須崎市

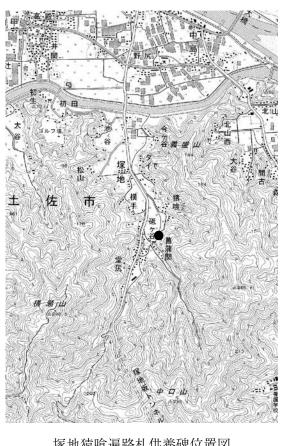
されたものである。 ル下の「矢ヶ谷口ミコガウチ」に造立されたもので、土地改良に伴い移設 方向に向いて板碑が造立されている。 を使って登ると平坦地に鳥居があり、セメントで作られた覆屋の左に南西 しばらく登るとある。登り口に鳥居があり、さらな急な坂を登り、 この板碑は、現在大谷集落の奥の法印坂トンネルの手前より急な山 しかし、本来は現地より四十メート ロープ 道を

左に「三月廾一日」と刻している。この日は、空海の命日にあたることから、 に「元和四年 の種子を刻している。その下中央に「奉供養遍路成就」と大きく書き、右 は右に剥離がある。上部には径十二センチの円相があり、そこに「み(ユ)」 下部は、正面左が欠損しその上で折れているが、修復されている。上半部 部は幅三十九センチあり、上部幅は十二センチと狭く、三角形状をしている。 板碑は、高さ八十七センチ、幅三十三センチ、厚さ二十九センチで、下 (一六一八)」の年号を刻し、「四」は異体字を使用している。

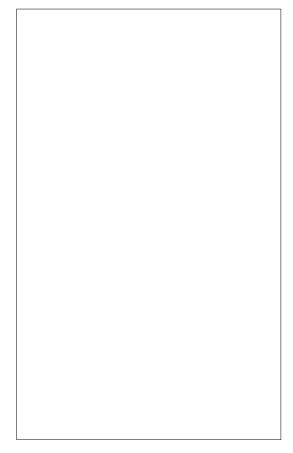
> のある場所から西の大谷集落の中央部の字宮ノ西に須賀神社が鎮座してい 幡宮が鎮座している。 遍路成就と弘法大師の供養のために板碑を造立したものである。この板碑 天正期には天王宮と呼ばれていた。現在の須崎市西古市には、 須崎八

る。

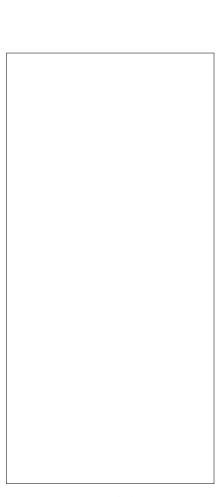
岡本桂典



塚地猿喰遍路札供養碑位置図 (国土地理院 1:25,000 土佐高岡を使用)



遍路札供養碑



b

핂

奉追路札供養逆修菩提也

九月卅一日

寛

永

施主

遍路札供養碑拓本

#### 解説

日高村、 部が土佐市となっている。 下流域から河口にあたる。 |佐市は高知県のほぼ中央部に位置し、 西は須崎市となっている。 市の南の一部は土佐湾に接し、 仁淀川を隔て東に高知市があり、 市の東は清流の一級河川仁淀川によどがあ 横浪半島の先端 北はいの町、

第三十五番札所醫王山鏡池院清瀧寺、 二箇寺を結ぶ遍路道がこの石碑のある塚地を通っている。 土佐市には札所寺院が二箇寺あり、一箇寺は高岡町丁五六八の一にある もう一箇寺は横波半島の突端の字 この

ては、 地名の由来は、古墳などの塚があったことに由来しているという。 を通って運ばれた。 約一八○メートルで土佐遍路道(青龍寺道)の往還でもある。 が北流する。 南に向かって細長く展開する地域で、中央部を波介川の支流の一つ塚地川 (一八八九) から織豊期には津賀地村と言われ、その後も江戸期から明治二十二年 塚地は、 高岡や波介からの年貢米、 仁淀川に注ぐ波介川の南岸に位置する山間の地域で、 まで津賀地村とされ、 南には、 宇佐に越える塚地坂 宇佐からは塩や鰹などの海産物がこの道 明治二十二年に塚地となった。 (宇佐坂) があり、 峠道は標高 近世にお 塚地は、 塚地の 戦国期

喰、堂尻に至るとされている。石造物は、猿喰の塚地川の渡るとうにのります。とうにのでは、とうにのでは、とうにのいる。というに、これでは、一般の原の山際を通っている。 塚地は江戸時代に石工が多く、 よくみられる 輪塔や無縫塔が造立されており、 側にある。橋を渡ると産土神伊氣神社にいたる。土佐市波介には、 この石造物は、この遍路道沿いに造立されている。 土佐国内の近世石造物には塚地の石工名が 遍路道沿いにも石造物が多く認められる。 猿喰の塚地川の支流を渡る橋の 塚地を通る遍路道は、 今ヶ谷を抜け猿 一石五

遍路札供養碑は高さ一二一センチで、 幅二十五センチ、 厚さ二十五セン

> チで砂岩製である。やや頭部が尖頭を呈し、下部は礫により固定され ると思われる、 断面は加工痕を残しており、 やや舟形を呈している。 7

多い。 供養とはいかなる作善業なのか明確ではない。但、 路札を置いていったものを供養し、 ものがあり、 現在のところ、県内最古の遍路札供養碑であり、 間隔を空け刻している。中央の銘文の下左右に「施主」「敬白」と刻している。 く銘を刻し、右に寛永三丙/刁年(一六二六)と年号と干支を刻している。 左には「九月廾一日」と弘法大師の月命日を刻している。 碑面中央に「イー(種子)ユ(種子)奉遍路札供養逆修菩提也」と大き 札挟みがお堂に納められていたり、 札供養との関連が想定される。 埋めたとも考えられるが、 個人宅の神棚に祭られていたりした また。 逆修碑でもある。 高知県内において木製 遍路が何かの謝礼に遍 紀年銘は、やや 不明な点が 遍路札

0)

(岡本桂

#### (前略)

とかなふまし」との志しやかたち、あこうハこのよしきこしめし、このこ る、と申、そのこをすてぬものなら者、とう志ん大夫ともに、うらのあん さてこそ四こくへんとハ、八十八か所とハ申なり ひとりまふけぬとて、なんほうなんきやうくきやう申たに、すてまいそき こうかまうけたるこ、そよなきするよ、よなきするこハ七うら七さとか あそ者しける、ひやうふかうらの人、たち「とう志ん多ゆふのみうちのあ んきよよ、つれてをまよひある、そのかすハ八十八志よとこそきこえたれ なにが丹んけんにてましまさねハ、者、このたいないよりも御きやうを

(『天理図書館善本叢書和書之部 古浄瑠璃續集』による)

#### 校訂本文

#### (前略)

とうしん大夫共に、浦の安堵叶ふまじ」との使者が立ち、あこうはこの由 風が浦の人々達「とうしん太夫の身内のあこうが儲けたる子こそ夜泣きす きこしめし、この子ひとり儲けぬとて、なんぼう難行苦行申たに、 るよ、夜泣きする子は七浦七里枯る、と申、その子を捨てぬものならば、 てこそ四国辺土は、 いぞ金魚よ、 なにが人間にてましまさねば、母御の胎内よりも御経を遊ばしける、 連れてを迷ひある、その数は八十八所とこそ聞こえたれ、さ 八十八か所とは申すなり 捨てま 屏

#### 現代語訳

連れてさまよう、そのさまよい歩いた所の数は、八十八ヶ所と聞こえる。 との使者が立った。あこうはこのことをお聞きなされ、「この子を一人を それで四国辺土は八十八ヶ所と言うのです。 産むために、どれほど難行苦行したか申すに、捨てるものですか金魚よ。」 きする。夜泣きする子は七浦七里の の子を捨てなければ、とうしん太夫ともに、浦で暮らすことは許されない」 まれた。屛風浦の人々は「とうしん太夫の身内のあこうが儲けた子は夜泣 (空海は)もとより人間でおられないので、母御前の胎内より御経を読 (田畠を)枯らしてしまうと申す。

#### 解説

う文言が見える。 中で「高野巻」といわれ、その中に「四国辺土を八十八ヶ所という」とい が高野を目指す。高野で石童丸は父道心と巡り会いながらも、 女人禁制である話を聞くことになる。仕方なく母は麓に残り、石童丸のみ 歩く。そして道心の居る高野の麓に辿り着くが、宿の主人与次から高野が 残された御台は出産した石童丸を連れて、重氏を探し求め各地をさまよ 出奔し、法然のもとで出家して刈萱道心と名を改め、 丸に父であることを明かさないために、結局父と知ることはできない。 この主人与次が語る高野山女人禁制の謂れの部分は『説経かるかや』の 筑前国刈萱荘の加藤左衛門重氏が、酒宴での散る花に無情を感じて家を 高野山に登る。 道心が石童

説がある。なお、本史料は「八十八ヶ所」の記載部分のみを掲載した。 代の文明三年(一四七一)「土佐国越裏門地蔵堂鰐口刻銘」をもってする るかや』に記された「八十八ヶ所」をもってする説と【史料71】の室町時 初見資料には江戸時代初頭のこの寛永八年(一六三一)の『せつきやうか 四国遍路は四国八十八ヶ所巡礼とも呼ばれるが、現在「八十八ヶ所」の

#### 書誌

安翻刻の文字を適宜改めたところがある。 天理図書館善本叢書和書之部編集委員会『天理図書館善本叢書和書之部 大理図書館善本叢書和書之部編集委員会『天理図書館善本叢書和書之部

(大石雅章)

慶安三年

奉納四国仲遍路同行二人 今月今日

#### 円明寺銅板納札 円明寺蔵

とされる。表面に文字が刻まれており、慶安三年(一六五〇)に「平人家次 端に三カ所の穴が空いており、 部が山形の形状をなし、表面には鍍金が施されている。右端に三カ所、 札である。縦二十四・三センチ、横九・七センチ、厚さ○・一センチで、上 が円明寺に納めた札であることが判明する。 愛媛県松山市和気町にある第五十三番札所円明寺に伝来する銅板製の納 かつては本堂内の厨子に釘付けされていた 左

仏の造立に尽力した人物である。 県平泉の中尊寺に納められた銅板の銘文に名前が見える樋口平大家次と考 の銅板納札と紹介されている。札を納めた家次なる人物については、岩手 神社にも銅板を納め、同十八年には京都の五智山蓮華寺の伽藍を再興し、 えられてきた。同人は伊勢国出身で江戸の日本橋材木町に住む町人で、寛 木食但唱に五智如来石仏を造立させるなど,各地に巡礼して寺の再興や石 永五年(一六二八)と同八年に中尊寺に銅板を奉納したほか、 九一七)で取り上げられて以来、各種の文献で言及され、 この納札は景浦直孝「圓明寺と四国遍路」(『伊予史談』一〇号 四国霊場最古 越後の弥彦

納札の右下に刻まれた「京樋口」の文字である。これは円明寺に札を納め のように受け止めるか、 して、慶安三年の年記を持つ円明寺納札に疑問を提示した。この見解をど 二五六号、二〇一四)において、 ところが、近年、小松勝記氏は「圓明寺銅板納札について」(『土佐史談 検討を加えていく必要があるが、 樋口家次の没年が寛永二十年であったと 気にかかるのは

などを想定することもできるように思われる。住む平大家次とは別人だった可能性がある。例えば、両者の間に親子関係た平人家次が京都の住人であったことを示すと考えられ、江戸の日本橋に

(川岡勉)

付録

# 四国遍路関係史料集 古代・中世編 関係年表

出身の光定、泰範らに授ける。    三年 八一二 一二月、空海、高雄山寺で胎蔵界結縁灌頂を行う。最澄、伊予国	一〇月、空海、山城国乙訓寺の別当となる。	二年 八一一 二月、最澄、空海に真言法門の受学を請う。	当となる。 当となる。 かん 一八一〇 一 空海、京都の高雄山寺で国家鎮護の修法を行う。 同年、東大寺別 康	四年 八〇九 七月、空海、和泉国より入京し、高雄山寺に入住する。	出する。 一〇月 名注 請求した経・仏像・曼涛騒響の目録を平坂尹島に批 一	背そしこと 「兔」とは(量を) 目录さる 戊戌皇二是帰国の途につく。 一○月頃までに帰国する。	頂名を授く。	空海、恵果より伝法阿闍梨の灌頂を受け「遍照金剛」の灌	七月、空海、恵果より金剛界の灌頂を受ける。 二四年 八〇五 六月、空海、長安の青龍寺で恵果に師事する。	、長安に到る。	五月、空海、遣唐使に随行す	二三年 八○四 四月、空海、出家得度する。この頃までに「空海」を名乗る。	· 4·5) に改編)。	一六年 七九七 一二月、空海、「聾瞽指帰」(1・2)を著す(後「三教指帰」(3		後、阿波国大瀧嶽・土佐国室戸崎・伊予国石鎚山などで修行する。 天名洋 この頃 一 光門」 ガロ 「は名雇习間おお」 をおいてオーレ	・・)気、「一ク引ー、)、「食豆はなく引きよう」に受けっし、「が	一〇年 七九一 空海、大学明経科に入学し、味酒浄成等について「毛詩」「尚書」	等を学ぶ。	七年 七八八 空海、この頃、母方の叔父阿刀大足から「論語」、「孝経」、「史伝」	変わりとする説話が残る。	延暦 五年  七八六   神野親王(後の嵯峨天皇)誕生。石鎚山で修行した寂仙の生まれ	『三年とする説もある。 おり見れ	くよ左白氏。ひよ可丁氏りて。力呂よ真魚。 (「売日内後己」う)、宝亀 五年 七七四 空海、讃岐国多度郡に生れる。 (「聾瞽指帰」(1)・「三教指帰」(5))	天平宝字二年 七五八 この年 伊予国石鎭山で修行していた彩仙カ死去。(「日本霊퉑記」(7)⟩ 男	
	康和 五年		康平 五年		一〇世紀	延喜二一年	貞観 六年	天安 元年	<b>海</b> 希		Ն 3 E 3	五年	四年		二年	天長 元年		一四年	一三年	一二年	八年		七年			以二 六 手
	<u> </u>		一〇六二			九二	八六四	八五七	<i>J</i> Ξ ∄		CEL.	八二八	八二七		八二五	八二四		八二三	八二二	八二一	八一七		八一六		<i>j</i> - ∃	Т — Б.
太龍寺)所領注進状」(19))よる開発が大瀧寺修理費用等に充てられる。	東寺別院の阿波国大瀧寺が所領について東寺に注進する。国衙に	解案」(12・13・14・15))	した曼荼羅寺の復興を手がける。〈「讃岐国曼荼羅寺僧善芳(善範)九州から修行の旅を続けた善芳が讃岐国の援助を受けながら荒廃	この頃、「大師御行状集記」(17)などの弘法大師伝が成立する。世謝」(107)	11年 10~ 空也、湯嶋 (徳島県伊島に比定) で修行をしたと伝えられる。	空海、観賢の上奏により、醍醐天皇より「弘法大師」の諡号を贈られる。	空海、清和天皇より法印大和尚位を追贈される。	空海、真済の上奏により、大僧正を追贈される。	三月、空海、高野山で入定する。〈「続日本終名治・宮中真言勝いて後七日後傾治を行っ			空海、庶民のための学校・綜芸種智院を創設する。	空海、大僧都に任じられる。	文を作る。	空海、炎旱疫病により諸国でなされる「仁王般若経」	空海、宮中の神泉苑にて雨乞いの修法を行う。	論等を大経蔵に収蔵し、真言密教の根本道場とする。	一月、空海、嵯峨天皇から東寺を給預される。請来の曼荼羅・	空海、東大寺に真言院を建立し、国家鎮護の修法を行う。	空海、讃岐国の満濃池の修築別当に補される。 〈「日本紀略」 (8)〉	空海、この年、弟子の実恵、泰範等を派遣し、高野山の開創に着手する。	七月、空海、嵯峨天皇から勅許により、高野山を賜わる。	六月、空海、修禅の道場を建立するため、上表して高野山の下賜を請う。	国を巡拝し、四国霊場を開創したとも伝えられる。 1 性望身」(モ)/ "** / 一説に「この年」の	Froo「注意集」(6))とこ、一党ニ、二つ王、臣毎四二茂。四一名治 「奮斜遊」を指近し、「見国における名孝糸典の写糸を宿東	''と毎、「 '助彖

正中二年一三二五	一三~一四世紀	正応 二年 一二八九	正応 元年 一二八八	弘安年間頃	建治 二年 一二七六	建治 元年 一二七五	一〇年	仁治 四年 一二四三	延応 元年 一二三九	貞永 元年 一二三二		一二世紀頃	仁安三年頃 一一六八					保延 三年 一一三七
波国切幡寺院主尊忍田地寄進状(56)〉五 第十番札所切幡寺の尊忍が高野山の堂舎へ田地を寄進する。〈阿縁起が成立する。	起」(53)・「讃州七宝山縁起」(52)「白峯寺縁起」(69)などの寺起」(53)・「讃善寺大般若経巻第二〇八奥書」(66)〉また、「志度寺縁この頃、山伏が四国辺路の修行をする。〈「八菅神社正応の碑伝」	遍聖絵」(47)〉 九 一遍、讃岐国で善通寺、曼荼羅寺を訪れた後、阿波国に移る。〈「一	遍聖絵」(47)〉 通聖絵」(47)〉	や西国三十三所巡礼が記される。〈仏名院所司目安案(45)〉山伏の修行として、大峰・葛城山系での山岳修行の他、四国辺路	法大師坐像墨書銘(4)) 六 第六十七番札所大興寺の弘法大師坐像が造像される。〈大興寺弘	日如来坐像墨書銘(42)〉 五 第四十二番札所仏木寺の大日如来坐像が造像される。〈仏木寺大	一遍、伊予国の菅生の岩屋に参籠する。〈「一遍聖絵」	三 道範、四国へ流罪となり、善通寺などの大師聖跡を巡礼する。	九 一遍、伊予に生まれる。	歌集に入集する。〈「新勅撰和歌集」〈38〉〉 二 空海が土佐国室戸での修行の様子を詠んだとされる和歌が勅撰和	高野山において納骨・納髪や埋経が盛んとなる。	音講式」(36)) 阿波国の賀登が土佐国室戸津から補陀落渡海したと伝える。〈「観	る。〈「山家集」(35)・「保元物語」(62)〉 八 西行、四国辺地を巡見し、崇徳上皇の墓がある讃岐国白峯を訪ね	○。〈「梁塵秘抄」(33)〉	全国の虚倹所として、言農国可穏、変可国富ヒ山となど、上左石鎚が登場する。〈「梁塵秘抄」(32)〉 聖の修行場所として、大峰山、葛城山、熊野と並んで、伊予国の	別宛行状写」(27)) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		七 俊乗房重源が一七歳の時に四国辺(フチ)で修行をする。〈「南無
※本年 ***	寛永 八年	慶長 三年	天正一九年	元亀二二年	_	天文 元年	大永 五年		永正一○年	明応 三年	文明 六年	文明三年	一四世紀後半	貞治四~五年	貞和 三年	建武三年		元弘 三年
を参考とした。 二〇一四)、『平 <sup>は</sup> 本年表作成にあた	一六三一	一 五 九 八	一 五 九 一	一 五 五七 六 七			五三五五		五三三	一 四 九 四	一四七四	一四七一		一三六至~六六	一三四七	一三三六		1 11111111
を参考とした。    一〇一四)、『平成二十六年度特別展図録 弘法大師空海展』(愛媛県歴史文化博物館、二〇一四)  二〇一四)、『平成二十六年度特別展図録 弘法大師空海展』(四国へんろ展 愛媛編 実行委員会、※本年表作成にあたっては、『空海の足音 四国へんろ展 愛媛編』(四国へんろ展 愛媛編 実行委員会、	八十八か所」とある。 古浄瑠璃「せつきやうかるかや」(96)に「四こくへんとハ巨賜路号分書」(9//	国尺各手記書 (11)、	さらら。 高知県中土佐町久礼の板碑(89)に「四國中追路」「七度成就」まる	666。 土佐神社本殿内陣背面西脇胴嵌板落書(84)に「四国中邊路」と 土佐神社本殿内陣背面西脇胴嵌板落書(82)が作成される。	売譲か第十七番村所井戸寺の堂舎再建の歓迎活動を行う。〈I阿波西井戸寺勧進帳」(81)〉		照金剛」等の落書(78)。 伊予・浄土寺の本尊厨子に「四國中邊路同行五人」「南無大師遍	等の落書 (76)。	讃岐・国分寺に「四國中邊路同行只二人」「南無大師遍照金剛」	動明王画図賛」(73)・宇和旧記(74)・「御湯殿上日記」(75)〉聖護院門跡道興、四国を巡歴したといわれる。〈「道興准后筆の不	東寺の僧宗承が阿波国大龍寺を訪れる。〈「見聞雑記」(72)〉	諸説あり。 「土佐国越裏門地蔵堂鰐口」(71)に「八十八ヶ所」の文字がある。	経疏伝授抄」(64)〉 高野山の賢重が「四国順礼」して讃岐国善通寺を訪れる。〈「大日	阿波・太龍寺及び鶴林寺の参詣道に四国で最古の丁石が設置される。	る。〈観音寺本堂落書(59)〉 第六十九番札所観音寺本堂に、常陸国下妻荘の僧による落書が残	負注文写(8)) が見え、石手寺の寺号はこれ以前に成立していた。〈河野通盛手が見え、石手寺の寺号はこれ以前に成立していた。〈河野通盛手河野通盛の軍忠を書き上げた手負注文に石手寺円教房増賢の名前	尋求勝地」と記される。〈阿波国恩山寺鐘銘(57)〉	第十八番札所恩山寺にあった梵鐘が造られ、この寺が「弘法大師

#### 参考文献

- 1①村岡空「聾瞽指帰(序・十韻の詩)」解説(『弘法大師空 第六巻 詩文篇』筑摩書房、一九八四
- ②大本敬久「『三教指帰』と空海の修行地に関する基礎的 号、愛媛県歴史文化博物館、二〇一五) 考察―「金巌」伊予国説を中心に―」(『研究紀要』二〇
- 2① 『弘法大師空海全集 第六巻 詩文篇』(筑摩書房、一九八四 ②大本敬久「『三教指帰』と空海の修行地に関する基礎的 号、愛媛県歴史文化博物館、二〇一五) 考察―「金巌」伊予国説を中心に―」(『研究紀要』二〇
- ③大本敬久「「三教指帰」に見る空海と四国」(『四国遍路 と世界の巡礼』六、二〇二一)
- 3①渡邊照宏·宮坂宥勝校注『日本古典文学大系七一 三教 指帰 性霊集』(岩波書店、一九六五)
- ③大本敬久「「三教指帰」に見る空海と四国」(『四国遍路 ② 『弘法大師空海全集 第六巻 詩文篇』(筑摩書房、一九八四) と世界の巡礼』六、二〇二一)
- 4①『弘法大師空海全集 第六巻 詩文篇』(筑摩書房、一九八四) ②大本敬久「『三教指帰』と空海の修行地に関する基礎的 号、愛媛県歴史文化博物館、二〇一五) 考察―「金巌」伊予国説を中心に―」(『研究紀要』二〇
- 5① 『弘法大師空海全集 第六巻 詩文篇』(筑摩書房、一九八四) ②大本敬久「「三教指帰」に見る空海と四国」(『四国遍路 と世界の巡礼』六、二〇二一)
- 6①渡邊照宏·宮坂宥勝校注『日本古典文学大系七一 三教 指帰 性霊集』(岩波書店、一九六五)
- ③大本敬久「弘法大師空海と四国遍路開創伝承」(愛媛大 ②『弘法大師空海全集 第六巻 詩文篇』(筑摩書房、一九八四) 界』筑摩書房、二〇二〇) 学四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍路の世
- 7①小泉道『日本霊異記諸本の研究』(清文堂出版、一九八九) ②中田祝夫校注:訳『新編日本古典文学全集一〇 日本霊 異記』(小学館、一九九五)
- 8①亀田隆之『日本古代治水史の研究』(吉川弘文館、二〇〇〇 ②寺内浩「弘法大師空海と満濃池修築」(『愛媛大学法文学 部論集』人文学科編四六、二〇一九)
- 9① 『弘法大師空海全集 第八巻』 (筑摩書房、一九八五)

- ③櫻木潤「空海の得度・受戒年次をめぐって―三十一歳説 ②武内孝善『弘法大師空海の研究』(吉川弘文館、二〇〇六) の再検討―」(『続日本紀研究』 三六七、二〇〇七)
- ④佐藤健太郎「『続日本後紀』掲載の僧侶の伝記について. (『日本古代中世の仏教と東アジア』関西大学出版部
- 10①『日本歴史地名大系三七 徳島県の地名』(平凡社、二〇〇〇 ②石井義長 『空也上人の研究―その行業と思想』 (法蔵館 110011
- 11①川口久雄訳注『東洋文庫四二四 新猿楽記』(平凡社
- 一九八三)
- ②西耕生「「山ふみ」と「山めぐり」―古典文学と山林修行 (『四国遍路と世界の巡礼』四、二〇一九)
- 12①「平安時代の善通・曼荼羅寺領」(『善通寺市史 善通寺市、一九七七) 第一集』
- ②田中健二「荘園と公領」(『香川県史一 通史編 古代』香川県、一九八八) 原始
- 13①「平安時代の善通・曼荼羅寺領」(『善通寺市史 善通寺市、一九七七) 第一集
- ②田中健二「荘園と公領」(『香川県史一 通史編 古代』香川県、一九八八) 原始
- 14①「平安時代の善通・曼荼羅寺領」(『善通寺市史 善通寺市、一九七七) 第一集』
- ③守田逸人「中世善通寺領の史実と伝承をあるく」(『大学 ②田中健二「荘園と公領」(『香川県史一 通史編 原始 古代』香川県、一九八八)
- 15①「平安時代の善通・曼荼羅寺領」(『善通寺市史 第一集 的香川ガイド』昭和堂、二〇二二) 善通寺市、一九七七)
- ②田中健二「荘園と公領」(『香川県史一 通史編 古代』香川県、一九八八) 原始
- 16①守田逸人「中世四国における在地寺院の興亡と荘園制 ②大利恵子「延久二年七月八日付「土佐国金剛頂寺解案. (『四国遍路と世界の巡礼』三、二〇一八)
- ③大利恵子「延久二年七月八日付「土佐国金剛頂寺解案」 をめぐって(二)」(『土佐史談』二七五、二〇二〇) をめぐって(一)」(『土佐史談』二七四、二〇二〇
- 18① 『図書寮叢刊 伏見宮家九条家旧蔵 諸寺縁起集』(宮内 17① 『群書解題』二(続群書類従完成会、一九六一)

- 庁書陵部、一九七〇)
- ②『続群書類従』第二八輯上(続群書類従完成会、一九七八)
- 『鷲敷町史』(徳島県那賀郡鷲敷町、一九八一)
- 4 『阿南市史』第一巻(阿南市教育委員会、一九八七)
- 『那賀川町史』上巻(徳島県那賀郡那賀川町、二〇〇二)
- 6 所』(徳島県・徳島県教育委員会、二〇一三) 心山常住院太龍寺 四国八十八箇所霊場 第二一番札 『四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書一三 舎
- 7 島実行委員会、二〇一四〕 『空海の足音 四国遍路展〔徳島編〕』(四国へんろ展徳
- ⑧東京大学史料編纂所データベース https://www.hi.utokyo.ac.jp/db/
- 19① 『平安遺文』 古文書編第四巻(東京堂出版、一九六三) 『那賀川町史』上巻(ぎょうせい、二〇〇二)
- ③ 『四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書一二 舎 所』(徳島県・徳島県教育委員会、二〇一三) 心山常住院太龍寺 四国八十八箇所霊場 第二一番札
- ④ 『空海の足音 四国遍路展 [徳島編]』 (四国へんろ展徳 島実行委員会、二〇一四)
- 20① 『群書解題』二(続群書類従完成会、一九六一)
- ②衣川仁「徳島藩駅路寺制に関する一考察」(『徳島大学総 合科学部人間社会文化研究』 一六、二〇〇九)
- ③長谷川賢二「山岳霊場・阿波国高越寺の展開」(同『修 は二〇〇九) 験道組織の形成と地域社会』岩田書院、二〇一六、初出
- 21①「平安時代の善通・曼荼羅寺領」(『善通寺市史 善通寺市、一九七七) 第一集
- ②田中健二「荘園と公領」(『香川県史一 古代』香川県、一九八八) 通史編 原始
- 22①冷泉家時雨亭文庫編『承空本私家集 下』(便利堂、二〇〇七) ②西耕生「四国遍路と文学」(愛媛大学四国遍路・世界 の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』筑摩書房、 110110)
- 23①家永香織 『歌合・定数歌全釈叢書一五 全釈』(風間書房、二〇一一) 為忠家俊度百首
- 24①山田孝雄他校注『日本古典文学大系二二~二六 語集一~五』(岩波書店、一九五九~一九六三) 今昔物
- ②今野達他校注『新日本古典文学大系三三~三七 語集一~五』(岩波書店、一九九三~一九九九 今昔物

- ③馬淵和夫他校注:訳『新編日本古典文学全集三五~三八 今昔物語集一~四』(小学館、一九九九~二〇〇二)
- ④寺内浩「平安時代の四国遍路―辺路修行をめぐって―」 (『愛媛大学法文学部論集』人文学科編一七、二〇〇四)
- ⑥寺内浩「平安時代後期の辺地修行者と地域」(愛媛大学「四 ⑤寺内浩「古代の四国遍路」(四国遍路と世界の巡礼研究 会編『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館、二〇〇七)

国遍路と世界の巡礼」研究会編『巡礼の歴史と現在』岩

- ⑦西耕生「四国遍路と古典文学」(愛媛大学四国遍路・世 界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』筑摩書房、 田書院、二〇一三)
- 25①山田孝雄他校注『日本古典文学大系二二~二六 ②今野達他校注『新日本古典文学大系三三~三七 語集一~五』(岩波書店、一九五九~一九六三) 今昔物 今昔物
- ③馬淵和夫他校注‧訳『新編日本古典文学全集三五~三八 今昔物語集一~四』(小学館、一九九九~二〇〇二) 語集一~五』(岩波書店、一九九三~一九九九)
- ⑤寺内浩「古代の四国遍路」(四国遍路と世界の巡礼研究 ④寺内浩「平安時代の四国遍路―辺路修行をめぐって―」 (『愛媛大学法文学部論集』人文学科編一七、二〇〇四)
- ⑥寺内浩「伊予守藤原知章と静真・皇慶― 『今昔物語集』 巻一五―一五説話の基礎的研究―」(『人文学論叢』一一 会編『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館、二〇〇七)

号、二〇〇九)

- 国遍路と世界の巡礼」研究会編『巡礼の歴史と現在』岩⑦寺内浩「平安時代後期の辺地修行者と地域」(愛媛大学「四
- 26①山田孝雄他校注『日本古典文学大系二二~二六 語集一~五』(岩波書店、一九五九~一九六三) 今昔物
- ②今野達他校注『新日本古典文学大系三三~三七 ③馬淵和夫他校注·訳『新編日本古典文学全集三五~三八 語集一~五』(岩波書店、一九九三~一九九九) 今昔物
- 27①苅米一志「中世前期における地域社会と宗教秩序」(『歴 今昔物語集一~四』(小学館、一九九九~二〇〇二)
- ②東近伸『中世土佐幡多荘の寺院と地域社会』(リーブル 史学研究』八二〇、二〇〇六)
- ③大利恵子 『摂関家領土佐国幡多荘再考』 (清文堂、二〇一九)

- 28①「平安時代の善通・曼荼羅寺領」(『善通寺市史 善通寺市、一九七七) 第一集
- ③田中健二「荘園と公領」(『香川県史一 通史編 原始 ②上島有編『東寺文書聚英』(同朋舎出版、一九八五)
- ④守田逸人「「讃岐国善通寺領絵図」調査ノート」(『よみ がえる荘園』勉誠出版、二〇一九)

古代』香川県、一九八八)

- 29①前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣文庫影印集成一八 色
- ②西耕生「四国遍路と文学」(愛媛大学四国遍路・世界の巡礼 葉字類抄』(八木書店、一九九九)

研究センター編『四国遍路の世界』筑摩書房、二〇二〇)

- 30①臼田甚五郎·新間進一他校注·訳『新編日本古典文学全 集四二 神楽歌 催馬楽 梁塵秘抄 閑吟集』(小学館
- ②大本敬久「『梁塵秘抄』に見る「四国辺地(辺道)」」(『 | 遍会報』四四〇号、二〇二二)
- 31①西耕生「『四国辺地』覚書―和語『へち』の周辺―」(『愛 媛国文研究』五二号、二〇〇二)
- ②寺内浩「古代の四国遍路」(四国遍路と世界の巡礼研究 会編『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館、二〇〇七)
- ④川岡勉「中世の四国遍路と高野参詣」(愛媛大学「四国 ③武田和昭『四国辺路の形成過程』(岩田書院、二〇一二) 遍路と世界の巡礼―』(岩田書院、二〇一三) 遍路と世界の巡礼」研究会編『巡礼の歴史と現在―四国
- ⑤川岡勉「四国八十八ヶ所の成立」(愛媛大学四国遍路 110110) 世界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』筑摩書房
- ⑥西耕生「四国遍路と古典文学」(愛媛大学四国遍路・世 界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』筑摩書房、 110110)
- ⑦大本敬久「『梁塵秘抄』に見る「四国辺地(辺道)」 (『 | 遍会報』四四〇号、二〇二二)
- 32①大本敬久「『梁塵秘抄』に見る「四国辺地(辺道)」」(『 | 遍会報』四四〇号、二〇二二)
- 33①寺内浩「平安時代の四国遍路―辺路修行をめぐって― ②長谷川賢二「四国遍路の形成と修験道・山伏」(『四国遍 路と世界の巡礼』三、二〇一八) (『愛媛大学法文学部論集』人文学科編一七号、二〇〇四
- 34①臼田甚五郎·新間進一他校注·訳『新編日本古典文学全

- 集四二 神楽歌 催馬楽 梁塵秘抄 11000) 閑吟集』(小学館)
- 35①風巻景次郎他校注『日本古典文学大系二九 槐和歌集』(岩波書店、一九六一) 山家集 金
- ②渡部保『西行山家集全注解』(風間書房、一九七一)
- ③後藤重郎校注『新潮日本古典集成四九 山家集』(新潮社、
- ④西沢美仁他『和歌文学大系二一 山家集・聞書集・残集』 (明治書院、二〇〇三)
- ⑥西耕生「四国遍路と古典文学」(愛媛大学四国遍路・世 ⑤宇津木言行校注『山家集』(KADOKAWA、二〇一八) 110110) 界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』筑摩書房、
- 36①西山厚「講式から見た貞慶の信仰— 『観音講式』を中心 の研究 下』法蔵館、一九八八) に―」(中世寺院史研究会『寺院史論叢一 中世寺院史
- ②講式研究会「観音講式と法華講式」(『大正大学綜合仏教 研究所年報』一五、一九九三)
- ③根井浄『補陀落渡海史』(法蔵館、二〇〇一)
- 37①奈良国立文化財研究所 『奈良国立文化財研究所研究史料 南無阿弥陀仏作善集』(真陽社、一九五五)
- ③小林剛『俊乗房重源の研究』(有隣堂、一九七一) ②小林剛『俊乗房重源史料集成』(吉川弘文館、一九六五)
- ④中尾堯「重源における作善の意義―『南無阿弥陀仏作善 民衆と宗教』山川出版社、一九七六) 集』の分析を中心に―」(下出積与編『日本史における
- ⑤永村眞『中世東大寺の組織と経営』(塙書房、一九八九)
- 館、二〇〇六) 『御遠忌八○○年記念特別展大勧進重源』(奈良国立博物
- ⑦東京大学史料編纂所編 『東京大学史料編纂所影印叢書二 平安鎌倉記録典籍集』(八木書店、二〇〇七)
- ⑧久野修義『日本史リーフレット人○二七 重源と栄西』 (山川出版社、二〇一一)
- ⑨東京大学史料編纂所所蔵データベース 南無阿弥陀仏作  $000/_000 ki_17/8?m = limit&p = 1&n = 50$ 善集 https://clioimg.hi.u-tokyo.ac.jp/viewer/list/idata/
- 38①西耕生「「四国辺地」をめぐる覚書―和語「へち」につ いて―」(『愛媛国文研究』五二号、二〇〇二)
- ②中川博夫 『和歌文学大系六 新勅撰和歌集』 (明治書院)

- 二〇二〇)の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』筑摩書房、90回耕生「四国遍路と文学」(愛媛大学四国遍路・世界
- 40①東近伸『中世土佐幡多荘の寺院と地域社会』(リーブル
- 巡礼』七、二〇二二)③村上由美子「四国遍路と白山信仰」(『四国遍路と世界の②大利恵子『摂関家領土佐国幡多荘再考』(清文堂、二〇一九)
- 編』高知県、一九七一)41①山本大「中世の社会経済と文化」(『高知県史 古代中世
- 方の荘園』吉川弘文館、二〇〇五) 四国・九州地 で 一 四国・九州地
- 雀』一九、二〇〇七)
  3横山和弘「後宇多王権による空海「聖跡」の興隆」(『朱
- 書 第一分冊』(香川県・香川県教育委員会、二〇一四)書 第一分冊』(香川県・香川県教育委員会、二〇一四)4の『毛利久「愛媛県南部の彫刻」(『仏教芸術』五三、一九六四)
- ③『香川の文化財』(香川県教育委員会、二〇二一) 一二巻〈解説〉・〈図版〉』(中央公論美術出版、二〇一六) ②『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代 造像銘記篇 第
- 一九八二) 一九八二) 40①新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』(塙書房、
- 纂所紀要』六、一九九六) ②高橋慎一朗「仏名院と醍醐寺三宝院」(『東京大学史料編
- )『修験道と醍醐寺』(総本山醍醐寺、二〇〇六)
- ⑤長谷川賢二『修験道組織の形成と地域社会』(岩田書院、徳島実行委員会、二〇一四)
- ⑥長谷川賢二「四国遍路の形成と修験道・山伏」(『四国遍二〇一六)
- 路の世界』(筑摩書房、二〇二〇)の愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍路と世界の巡礼』三、二〇一八)
- 46① 『厚木市史 中世通史編』(厚木市、一九九九)
- 二〇一六)②長谷川賢二『修験道組織の形成と地域社会』(岩田書院、
- 路と世界の巡礼』三、二〇一八)
  ③長谷川賢二「四国遍路の形成と修験道・山伏」(『四国遍

- | 路の世界』(筑摩書房、二〇二〇)| |④愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍
- ⑥一「地誌御調書上」)
- で『特別展図録 鎌倉ゆかりの芸能と儀礼』(神奈川県立歴
- 編』高知県、一九七一)49①山本大「中世の社会経済と文化」(『高知県史 古代中世48①川岡勉『中世の地域権力と西国社会』(清文堂出版、二〇〇六)
- 方の荘園』吉川弘文館、二〇〇五) 四国・九州地
- 雀』一九、二○○七)
  ③横山和弘「後宇多王権による空海「聖跡」の興隆」(『朱方の荘園』吉川弘文館、二○○五)
- 50①梅津次郎編『弘法大師伝絵巻』(角川書店、一九八三)
- (『文化財学報』一五、一九九七)
  ③塩出貴美子「弘法大師伝絵巻考―諸本の分類と概要―」②宮次男他編『角川絵巻物総覧』(角川書店、一九九五)
- 51① 『香川叢書 第一』(香川県、一九三九)
- 委員会、一九七九) 委員会、一九七九)
- ④宮次男他編『角川絵巻物総覧』(角川書店、一九九五)③梅津次郎編『弘法大師伝絵巻』(角川書店、一九八三)
- (『文化財学報』一五、一九九七)⑤塩出貴美子「弘法大師伝絵巻考―諸本の分類と概要―」
- ⑥『校註解説 現代語訳 麗気記Ⅰ』(法蔵館、二〇〇一)
- 書』(香川県·香川県教育委員会、二〇一五) 『四国八十八ヶ所霊場第七十一番札所 弥谷寺調査報告
- 52① 『香川叢書 第一』(香川県、一九三九)
- (美巧社、二○一六)③武田和昭『四国へんろの歴史 四国辺路から四国遍路へ』②武田和昭『四国辺路の形成過程』(岩田書院、二○一二)
- ④『四国八十八ヶ所霊場第六十八·六十九番札所 神恵院· 観音寺調査報告書 第一分冊』(香川県·香川県教育委
- ②寺内浩「古代の四国遍路」(四国遍路と世界の巡礼研究

- 会編『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館、二〇〇七)
- (美巧社、二〇一六) ④武田和昭『四国へんろの歴史 四国辺路から四国遍路へ』 の瀬富本宏『四国遍路とはなにか』(角川学芸出版、二〇〇九)
- ○太田昌子編著『志度寺縁起絵 瀬戸内の寺を巡る愛と死
- 書 第二分冊』(香川県・香川県教育委員会、二〇二二)。⑥『四国八十八ヶ所霊場第八十七番札所 志度寺調査報告
- 一九八三)
- 一九七五) 55①毛利久「伊豫仏木寺の弘法大師像」(『仏教芸術』一○○、3小川寿一編『一向上人の御伝集成』(蓮華寺寺務所、一九八六)
- 大学出版会、一九〇四年初版 一九七九年復刻)56①『大日本古文書 家分け第一 高野山文書』一:二(東京
- ②『鎌倉遺文』古文書編第三十七巻(東京堂出版、一九八八)
- (徳島県、二〇二二) 度山灌頂院切幡寺 四国八十八箇所霊場 第十番札所』 (徳島県、二〇二二)
- 57①小杉温邨編『阿波国徴古雑抄』(臨川書店、一九七四)
- (徳島県・徳島県教育委員会、二〇一五) 山宝樹院恩山寺 四国八十八箇所霊場 第十八番札所』 ②『「四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書六 母養
- 音寺金堂修理委員会、一九六二) 音寺金堂修理委員会、一九六二)
- 員会、二○一九)②『四国八十八ヶ所霊場第六十八・六十九番札所 神恵院・
- 苑月報』二九、一九六九)

  売月報』二九、一九六九)
- ②三角洋一校注『新日本古典文学大系五〇 とはずがたり

③久保田淳校注:訳『新編日本古典文学全集四七 建礼門

- 校注篇上』(勉誠社、一九九八)61①麻原美子他編『長門本 平家物語の総合研究 第一巻院右京大夫集 とはずがたり』(小学館、一九九九)
- ②麻原美子他編『長門本 平家物語 一』(勉誠出版、二〇〇四)

- 台①永積安明他校注『日本古典文学大系三一 保元物語 平
- 平治物語 承久記』(岩波書店、一九九二) 保元物語②栃木孝惟他校注『新日本古典文学大系四三 保元物語
- 陸奥話記 保元物語 平治物語』(小学館、二〇〇二) ③信太周他校注·訳『新編日本古典文学全集四一 将門記
- ③西耕生「「四国遍路」溯源—古語と地名解釈」(四国遍路号、二〇〇三) 号、二〇〇三)
- 63①岡見正雄校注『日本古典文学大系三七 義経記』(岩波
- 凡社、一九六八)
- 65①永島福太郎・小田基彦校訂『熊野那智大社文書』全六冊(『国文学 解釈と教材の研究』四五巻七号、二〇〇〇)③渡辺匡一「仏教者たちの場―宥快法印の出自をめぐって」
- ②近藤喜博 『四国遍路』 (桜楓社、一九七一)

(続群書類従完成会、一九七一~一九九二)

- 一九八二) 一九八二)
- ⑤頼富本宏・白木利幸『四国遍路の研究』(国際日本文化(『瀬戸内海地域史研究』八、二〇〇〇)
- ⑦式HDR『叮圓辺各の彡ጲೖ☲』(≒1日書売、二)一二~⑥頼富本宏『四国遍路とはなにか』(角川学芸出版、二○○九)

研究センター、二〇〇一

- 歌山県立博物館研究紀要』二五、二〇一九) ⑧坂本亮太「熊野那智御師 旧宝蔵院所蔵史料 補遺」(『和の武田和昭『四国辺路の形成過程』(岩田書院、二〇一二)
- いくさ・信仰・都市』 戎光祥出版、二〇二二) (石井伸夫・重見髙博・長谷川賢二編『戦国期阿波国の⑨長谷川賢二「四国遍路と熊野信仰の関係をめぐる再検討」
- 66①『神山町史』上巻(神山町、二〇〇五)
- ②『空海の足音 四国へんろ展 [徳島編]』(四国へんろ展

- 徳島実行委員会、二〇一四)
- ③長谷川賢二『修験道組織の形成と地域社会』(岩田書院、
- 路と世界の巡礼』三、二〇一八)
  ④長谷川賢二「四国遍路の形成と修験道・山伏」(『四国遍
- ・路の世界』(筑摩書房、二○二○)
  ⑤愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍
- 〕長谷川賢二「四国遍路と熊野信仰の関係をめぐる再検討」)『明石寺と四国遍路』(愛媛県歴史文化博物館、二〇二一)
- いくさ・信仰・都市』戎光祥出版、二〇二二)(石井伸夫・重見髙博・長谷川賢二編『戦国期阿波国の⑦長谷川賢二「四国遍路と熊野信仰の関係をめぐる再検討」
- ②武田和昭『四国辺路の形成過程』(岩田書院、二〇一二)六萬寺)と山王曼荼羅(千葉・観明寺/滋賀・油目神社)「横浜美術短期大学教育・研究紀要』二、二〇〇五)に横沢恵「各地に伝来する垂迹曼荼羅 熊野曼荼羅(香川・
- (1) (受媛県教育委員会、二○一九)
  石寺』(受媛県教育委員会、二○一九)
- ②『明石寺と四国遍路』(愛媛県歴史文化博物館、二〇二一)
- 900『香川叢書 第一』(香川県、一九三九)

- ④『四国八十八ヶ所霊場第八十一番札所 白峯寺調査報告④『四国八十八ヶ所霊場第八十一番札所 白峯寺調査報告
- 初期 西と東の地域社会』岩田書院、二〇一九)おける地方顕密寺院の動向―」(橋詰茂編『戦国・近世⑥上野進「讃岐国白峯寺の成立と展開―中世~近世初期に
- ②新成常三『祈篇 灶寺参詣の灶会経済史的研究』70①『川内市史 石塔編』(川内市、一九七四)
- 一九八二) ②新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』(塙書房、
- 図書館、一九九五) 志」(『武市佐市郎全集』第六巻 考古金石編、高知市民 志」(『武市佐市郎全集』第六巻 考古金石編、高知市民 在史壇会 、一九一九)後、武市佐市郎「金石 土佐考古 71①建山 武市佐市郎『土佐考古志』『土佐史壇』四号付録(土
- 石史』三、歷史図書社、一九七二)
  ②木崎愛吉編「土佐 越裏門地主地蔵堂鰐口」(『大日本金

- | 路』桜楓社、一九七一)| | 3近藤喜博「四国遍路の成立 | 村所八十八ヶ所」(『四国遍
- 集刊行会、吉川弘文館、一九八八)
  ⑤岡本桂典「土佐国越裏門地蔵堂の鰐口と四国八十八ヵ所の成立」(『考古学叢考』中巻、斎藤忠先生頌寿記念論文の成立」(『考古学説(『本川村史』本川村、一九八○)
- 一九八九) 川地区」(『本川村史』第二巻―社寺·信仰編―、本川村、 ⑥高木啓夫·本川村史続刊編集委員会「越裏門地区」「寺
- ⑦内田九州男「高知県いの町(旧本川村)所在鰐口銘文の⑦内田九州男「高知県いの町(旧本川村)所在鰐口銘文の入れ、二〇〇七)、編『現代の巡礼―四国遍路と世界の巡礼』、二〇〇七)、編『現代の巡礼―四国遍路と世界の巡礼』、二〇〇七)、編『現代の巡礼―四国遍路と世界の巡礼』、二〇〇七)、編『現代の選礼』、法蔵館、二〇〇七)
- 遍路へ』美巧社、二〇一六) 行記』の検証」(『四国へんろの歴史 四国辺路から四国の武田和昭「文明三年銘鰐口と空性法親王『四国霊場御巡
- 戍会、一九七八) 成会、一九七八) 成会、一九七八) 第三○輯上、続群書類従完
- 73①近藤喜博『四国遍路』(桜楓社、一九七一)
- 一九八二) 一九八二)
- 一九八二) 3 『弘法大師と四国霊場八十八ヵ所展』(中日新聞本社、
- (『文化史学』四八、一九九二) (『文化史学』四八、一九九二)
- ⑥『特別展 熊野』(和歌山県立博物館、二〇一四)⑤萩原龍夫『中世東国武士団と宗教文化』(岩田書院、二〇〇七)
- 74①石野弥栄「「宇和旧記」の基礎的研究―伝本と所収文書・⑨『明石寺と四国遍路』(愛媛県歴史文化博物館、二〇二一)

- 記録等の検討を中心に―」(『愛媛県歴史文化博物館研究 紀要』九、二〇〇四)
- ②愛媛県教育委員会『四国八十八箇所霊場詳細調査報告書 第四十三番札所 明石寺』(二〇一九)
- ③服部光真「近世明石寺の確立と碑伝・由緒書」(愛媛県 歴史文化博物館『明石寺と四国遍路』、二〇二一)
- 75①近藤喜博『四国遍路』(桜楓社、一九七一)
- ②新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』(塙書房)
- ④長谷川賢二「勝瑞と修験道」(石井伸夫・仁木宏編『守 ③萩原龍夫 『中世東国武士団と宗教文化』 (岩田書院、二〇〇七) 版、二〇一七) 護所・戦国城下町の構造と社会 阿波国勝瑞』思文閣出
- 『明石寺と四国遍路』(愛媛県歴史文化博物館、二〇二一)
- 76① 『国分寺本堂修理報告書』(瀬戸内海歴史民俗資料館 浦文庫八三九号、一九四四)
- ②松浦正一「讃岐国分寺雑考」(『文化財協会報』二二号 香川県文化財保護協会、一九六〇)
- ③近藤喜博『四国遍路』(桜楓社、一九七一)
- ④松浦正一「四国霊場と讃岐の札所」(『新香川』二三一号、 一九七一)
- ⑥新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』(塙書房 ⑤ 『角川日本地名大辞典三七 香川県』(角川書店、一九八五 一九八二)
- ⑦頼富本宏・白木利幸『四国遍路の研究』(国際日本文化 研究センター、二〇〇一)
- ⑧ 『さぬき国分寺町誌』 (国分寺町、二〇〇五)
- ⑨頼富本宏 『四国遍路とはなにか』 (角川学芸出版、二〇〇九)
- 110 | 11.10 | 111) 『四国八十八ヶ所霊場第八十一番札所 白峯寺調査報告 第一分冊·第二分冊』(香川県·香川県教育委員会
- ①武田和昭 『四国へんろの歴史 四国辺路から四国遍路へ』 (美巧社、二〇一六)
- ⑫上野進「讃岐国白峯寺の成立と展開―中世~近世初期に おける地方顕密寺院の動向―」(橋詰茂編『戦国・近世 初期の西と東の地域社会』岩田書院、二〇一九)
- ⑬唐木裕志「中世讃岐国分寺落首から見る四国「へんろ」 の淵源」(『香川史学』四九号、二〇二二)
- 77①『空海の足音 四国へんろ展 愛媛編』(四国へんろ展 愛媛

- 編 実行委員会、二〇一四)
- ②胡光編 『四国 遍路と 霊場研究 一 所太山寺総合調査報告書 (一)』 (愛媛大学法文学部日本 四国霊場第五十二番札
- ③胡光編 『四国遍路と霊場研究二 史研究室、二〇一六) 所太山寺総合調査報告書 (二)』(愛媛大学法文学部日本 四国霊場第五十二番札
- 78①重要文化財浄土寺本堂修理委員会『重要文化財浄土寺本 堂修理工事報告書』(一九六一)
- ②前田卓『巡礼の社会学』(ミネルヴァ書房、一九七一)
- ③頼富本宏・白木利幸『四国遍路の研究』(国際日本文化 研究センター、二〇〇一)
- ⑤愛媛県教育委員会『四国八十八箇所霊場詳細調査報告書 ④三上喜孝『落書きに歴史をよむ』(吉川弘文館、二〇一四)
- 79① 『四国八十八ヶ所霊場第八十一番札所 白峯寺調査報告 第四十九番札所 净土寺』(二〇二一) 書 第一分冊・第二分冊』(香川県・香川県教育委員会)
- ②上野進「新発見の経筒と第八十一番札所白峯寺」(『空海 110 | 11 10 | 111)
- の足音 四国へんろ展 香川編』香川県立ミュージアム
- ③武田和昭『四国へんろの歴史 四国辺路から四国遍路へ』 (美巧社、二〇一六)
- ④上野進「讃岐国白峯寺の成立と展開―中世~近世初期に おける地方顕密寺院の動向―」(橋詰茂編『戦国・近世 初期 西と東の地域社会』岩田書院、二〇一九)
- 8① 『広島県史 古代中世資料編』Ⅲ (広島県、一九七八) ⑤唐木裕志「讃州住侶善識房良識について―四国中辺路と 高野山の長老―」(『坂出市史研究』八号、二〇二一)
- ②新城常三『新稿 社寺参詣の社会経済史的研究』(塙書房 一九八二)
- ③豊島修・木場明志編『寺社造営勧進本願職の研究』(清 文堂出版、二〇一〇)
- ④加藤基樹「「三禅定」考―成立と『三の山巡』にみる実態―」 ⑤川岡勉「日本中世の巡礼・寺社参詣と地域権力」(『四国 遍路と世界の巡礼』二、二〇一七) (『富山県 [立山博物館] 研究紀要』 一七、二〇一〇)
- ② 『四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書 瑠璃山 『続群書類従』第二八輯上(続群書類従完成会、一九七八)

- 島県、二〇二五刊行予定) 真福院井戸寺 四国八十八箇所霊場 第十七番札所』(徳
- ③国文学研究資料館 国書データベース 阿波国井戸寺勧 進帳 https://kokusho.nijl.ac.jp/work/87503?ln=ja
- 82①川岡勉「中世の石手寺と四国遍路」(四国遍路と世界の巡 ②石岡ひとみ・山内治朋・井上淳「石手寺刻板(河野通宣 四国遍路と愛媛の霊場』、二〇一八) の発給者再考―」(愛媛県歴史文化博物館『研究最前線 安養寺由緒書刻板)について―附 永禄五年河野氏制札 礼研究会編『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館、二〇〇七)
- 83①重要文化財石手寺護摩堂外二棟修理委員会編『重要文化 財石手寺護摩堂外二棟修理工事報告書』(一九五八)
- 84①土佐史談会「土佐神社内陣壁板樂書發見」(『土佐史談 二三号、一九二八)
- ④ (財) 文化財建造物保存技術協会『重要文化財土佐神社 ③『日本歴史地名大系四○ 高知県の地名』(平凡社、一九八三) ②近藤喜博「遍路の楽書」(『四国遍路』 桜楓社、一九七一) 本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』(土佐神社
- ⑤頼富本宏「落書からみた中世の札所」(『四国遍路とはな にか』角川学芸出版、二〇〇九)
- 85①都窪郡教育会『都窪郡誌』(都窪郡教育会、一九二三) ⑥三上喜孝『落書きに歴史をよむ』(吉川弘文館、二〇一四
- ②土佐史談会「土佐神社内陣壁板樂書發見」(『土佐史談』 二三号、一九二八)
- ③近藤喜博「遍路の楽書」(『四国遍路』 桜楓社、一九七一)
- 4 本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』(土佐神社、 (財) 文化財建造物保存技術協会『重要文化財土佐神社
- 86①土佐史談会「土佐神社内陣壁板樂書發見」(『土佐史談』 ⑤ 『日本歴史地名大系三四 岡山県の地名』(平凡社、一九八八) 二三号、一九二八)
- ②近藤喜博「遍路の楽書」(『四国遍路』 桜楓社、一九七一)
- 3 本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』(土佐神社) (財) 文化財建造物保存技術協会『重要文化財土佐神社
- 本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』(土佐神社) (財) 文化財建造物保存技術協会『重要文化財土佐神社

- 80 (財)文化財建造物保存技術協会『重要文化財土佐神社 本殿幣殿及び拝殿鼓楼保存修理工事報告書』(土佐神社、
- 8① 『日本歴史地名大系四○ 高知県の地名』(平凡社、一九八三) 『日本歴史地名大系三九 愛媛県の地名』(平凡社、一九八〇)
- ②林勇作「久礼分 天正一九年銘遍路逆修塔」(『中土佐町 金石史料』中土佐町教育委員会、一九八九)
- ③林勇作「高知県中部の石造美術」(『史迹と美術』六三八 号、一九九三)
- ④林勇作『土佐の石造遺品集 平安―江戸時代』(林勇作 一九九五)
- ⑤岡本桂典『企画展「石の仏―土佐の石造美術Ⅰ」―十 佐国 石塔·石仏巡礼I』(高知県立歴史民俗資料館)
- ⑥高知県教育委員会事務局文化財課『高知県歴史の道調査 報告書第二集 ヘンロ道』(高知県教育委員会事務局文 化財課、二〇一〇)
- ⑦林勇作『中土佐町の社寺(1)中土佐町史料』(中土佐 町教育委員会、二〇一一)
- 90①武田和昭「伊予・三角寺蔵文殊菩薩騎獅像胎内銘につい ②愛媛県教育委員会『四国八十八箇所霊場詳細調査報告書 国辺路の形成過程』岩田書院、二〇一二に所収) て」(『文化財協会報』一六九、二〇〇七、のち武田『四
- 91①三好昭一郎「徳島藩駅路寺制度の研究―藩政過程との関 (1101111)第六十五番札所三角寺 三角寺奥之院 三角寺奥之院道』
- ②衣川仁「徳島藩駅路寺制に関する一考察」(『徳島大学総 連を中心として―」(徳島地方史研究会創立十周年記念 論集『阿波・歴史と民衆』井上書房、一九八一)
- 合科学部人間社会文化研究』 一六、二〇〇九)
- 『四国遍路と徳島藩』(徳島市立徳島城博物館、二〇二〇)
- ④『「四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書二四 温 泉山瑠璃光院安楽寺四国八十八箇所霊場第六番札所』(徳 島県、二〇二三)
- 92①徳山暉純『梵字手帖』(木耳社、一九七六)
- ②石村喜英「板碑に見える種子と梵字」(『板碑の総合研究
- 3

4

『角川日本地名大辞典三九 高知県』(角川書店、一九八六) 『日本歴史地名大系四○ 高知県の地名』(平凡社、一九八三) 一 総論編、雄山閣、一九八三)

- ⑤大法輪編集部編『真言・梵字の基礎知識』(大法輪閣
- ⑥高知県教育委員会事務局文化財課『高知県歴史の道調査 報告書第二集 ヘンロ道』(高知県教育委員会事務局文 化財課、二〇一〇)
- 93① 『日本歴史地名大系四○ 高知県の地名』(平凡社、一九八三) ②香崎和平「須崎市の石造物について」(『土佐史談』一八八 号、一九九二)
- ③林勇作「高知県中部の石造美術」(『史迹と美術』六三八 号、一九九三)
- ④林勇作『土佐の石造遺品集 平安―江戸時代』(林勇作 一九九五
- ⑤岡本桂典『企画展「石の仏―土佐の石造美術Ⅰ」―土 1100四 佐国 石塔・石仏巡礼 I』(高知県立歴史民俗資料館、
- ⑥吾桑の歴史を探ねん会編纂委員会『「ふるさと」~吾 桑の今昔~』(吾桑地区住民会議(吾桑公民館内)、

二〇一九)

- 94① 『日本歴史地名大系四○ 高知県の地名』(平凡社、一九八三) ②香崎和平「須崎市の石造物について」(『土佐史談』一八八
- ③林勇作「高知県中部の石造美術」(『史迹と美術』六三八 号、一九九三) 号、一九九二)
- ④林勇作 『土佐の石造遺品集 平安―江戸時代』 (林勇作 一九九五)
- ⑤岡本桂典『企画展「石の仏―土佐の石造美術Ⅰ」―十 佐国 石塔・石仏巡礼 I』(高知県立歴史民俗資料館) 100四
- 95① 『日本歴史地名大系四○ 高知県の地名』(平凡社、一九八三) ④高知県教育委員会事務局文化財課『高知県歴史の道調査 ③坂本正夫「旅宿の民俗」(『土佐史談』第一七九号、一九八八) ② 『角川日本地名大辞典三九 高知県』 (角川書店、 化財課、二〇一〇) 報告書第二集 ヘンロ道』(高知県教育委員会事務局文 一九八六
- ⑤土佐市・土佐市教育委員会『土佐遍路道青龍寺道(塚地 佐市・土佐市教育委員会、二〇一六) 坂)第三十五番札所清瀧寺から第三十六番札所青龍寺― 「四国八十八箇所霊場と遍路道」調査報告書第一集―』 (+
- 96①室木弥太郎校注『新潮日本古典集成 説経集』(新潮社

- ②天理図書館善本叢書和書之部編集委員会『天理図書館善 ③信多純一・坂口弘之校注『新日本古典文学大系九〇 古 本叢書和書之部 説経集』(岩波書店、一九九九) 古浄瑠璃續集』(八木書店、一九七九)
- 97①景浦直孝「圓明寺と四国遍路」(『伊予史談』一〇号、一九一七) ②小松勝記「圓明寺銅板納札について」(『土佐史談』二五六 号、二〇一四)

## 協力機関・協力者

本書の刊行にあたり、左記の機関、個人のご協力を賜りました。ここにご芳名を記し、深く感謝いたします。(五十音順・敬称略)

熊野那智大社	宮内庁書陵部	京都府立京都学・歴彩館	京都大学附属図書館	観音寺	勧善寺	香川県立ミュージアム	香川県政策部文化芸術局文化振興課	香川県教育委員会生涯学習・文化財課	大山祇神社	大洲市立図書館	円明寺	愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター	愛媛県歴史文化博物館	愛媛県教育委員会管理部文化財保護課	愛媛県観光スポーツ文化部文化局まなび推進課	いの町立本川新郷土館	いの町教育委員会	一般社団法人四国八十八ヶ所霊場会	石手寺	安楽寺	愛川町郷土資料館	愛川町教育委員会
太龍寺	太山寺	醍醐寺	大興寺	大願寺	白峯寺	青龍岩	净土寺	清浄光寺(遊行寺)	志度寺	三角寺	薩摩川内市川内歴史資料館	金剛福寺	国立国会図書館	国立公文書館	国文学研究資料館	国土交通省 国土地理院	高野山金剛峯寺	高知県文化生活スポーツ部歴史文化財課	公益財団法人白鶴美術館	公益財団法人高野山文化財保存会 高野山霊宝館	公益財団法人高知県文化財団 高知県立歴史民俗資料館	倉敷市教育委員会文化財保護課
	福江 充	中尾 堯	城川隆生	唐木裕志	加藤基樹	岡村庄造		早稲田大学図書館	和歌山県立博物館	<b>六萬寺</b>	遊行寺宝物館	山口県文書館	明石寺	仏木寺	広島県立文書館	八菅神社氏子総代会	土佐神社	徳島県立博物館	徳島県未来創生文化部文化資源活用課	東京大学文学部国語研究室	東京大学史料編纂所	天理大学附属天理図書館

大石 雅章 鳴門教育大学名誉教授

岡本 長谷川賢二 桂典 高知県文化財保護審議会委員 徳島県立博物館館長

浩 愛媛大学名誉教授

寺内

勉 愛媛大学名誉教授

敬久 愛媛県歴史文化博物館専門学芸員

逸 人 進 香川大学教授 徳島文理大学教授

瀬戸内海歴史民俗資料館館長

松岡

明子

上野

守田

大本

川岡

- 225 -

#### 四国遍路関係史料集 古代・中世編

編 集:四国遍路関係資料調査研究会

発 行:四国遍路世界遺産登録推進協議会「普遍的価値の証明」部会

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

(香川県政策部文化芸術局文化振興課内)

印刷·製本: 岡田印刷株式会社 発 行 日: 令和6年3月29日

